

衆議院議員 浅野 哲

国会質疑全集²

2019年1月～2019年12月

衆議院議員 浅野哲事務所 編

【委員会質疑】

【第一九八回通常国会】

■予算委員会

・二〇一九年二月二十七日 第五分科会(厚生労働)…………… 3

働き方改革関連法について

高齢者雇用のあり方について

幼児教育無償化について

・二〇一九年二月二十七日 第七分科会(経済産業)…………… 11

改元に伴う情報システム改修への対応について

レセプトコンピュータ改修への対応について

バイオ燃料の推進について

自動走行車両の実用化に向けた取組みについて

■本会議

・二〇一九年三月 二日 「所得税法等の一部を改正する法律案」…………… 18

■経済産業委員会

・二〇一九年三月十三日 「大臣所信に対する質疑」…………… 21

キャッシュレス決済の促進とポイント還元事業について

知財紛争処理システムのあり方について

・二〇一九年四月十二日 「特許法の一部改正について」…………… 31

証拠収集手続きの創設について

中小企業・スタートアップ企業に対する支援について

海外の証拠収集制度の利活用支援について

・二〇一九年四月十七日 「一般質疑」…………… 39

医療ビッグデータの利活用を推進するための施策について

G20貿易・デジタル経済大臣会合について

・二〇一九年四月二十四日 「中小企業等経営強化法等改正案について参考人質疑」…………… 45

栗原敏郎参考人、古賀茂明参考人、高井晃光参考人、千葉哲美参考人

・二〇一九年五月十五日 「中小企業等経営強化法等改正について」…………… 49

米中通商摩擦について

B C P策定に対するインセンティブのあり方について

・二〇一九年五月十七日 「一般質疑」…………… 57

情報システムの改元対応状況について

F I T制度の抜本的見直しの方向性について

・二〇一九年五月二十二日 …………… 63

「独占禁止法及び公正取引の確保に関する法律の一部改正について」

公取調査における証拠提出の要否判断の公正化について

■原子力問題調査特別委員会

・二〇一九年三月二十八日 「一般質疑」…………… 69

日本原子力研究開発機構の安全対策強化に向けて

原子力技術を担う人材の確保・育成について

・二〇一九年四月二十五日 「原子力規制行政の在り方に対する参考人質疑」…………… 75

野瀬豊参考人、田中三彦参考人、山本隆三参考人、桑子敏雄参考人

■科学技術・イノベーション推進特別委員会

・二〇一九年四月十一日 「一般質疑」…………… 79

最新技術を活用した高齢者・障がい者の活躍促進に向けて

国内大学の研究開発力の強化に向けて

・二〇一九年六月四日 「一般質疑」…………… 85

科研費の配分について

産学連携の高度化について

クロスアポイントメント制度の活用推進について
産学共同ラボの推進に関する諸課題への対応について
AI人材について

■内閣委員会

- ・二〇一九年四月二十六日「デジタルファースト法の一部改正について」… 91
情報システム仕様の策定におけるパブリックコメントの必要性について
行政手続きのデジタル化に向けた情報システム仕様の統一について
サイバーセキュリティ対策とデータフローに関する記録の必要性について
・二〇一九年五月二十四日「道路交通法改正案について」… 99
自動運転中に携帯電話等の使用を禁止しない理由について
自動走行装置のソフトウェアについて
自動走行システムに起因する事故の責任の所在について

■環境委員会

- ・二〇一九年五月十七日「フロン法改正について」… 107
現在のフロン回収状況について
代替フロン回収率向上に向けた取組みについて

【第二〇〇回通常国会】

■外務委員会・農林水産委員会・経済産業委員会

- ・二〇一九年十一月七日「日米貿易協定・日米デジタル貿易協定の締結について」… 115
一九六二年通商拡大法二三二条に基づく自動車・同部品に対する輸入制限的措置について
自動車・同部品に関する関税交渉について

■経済産業委員会

- ・二〇一九年十一月八日「一般質疑」… 121
今後の自動車関連産業の継続的発展について
梶山大臣の地方創生に関する課題認識と当面の対応について
被災された中小・小規模事業者への支援策について
行政文書の管理に関するガイドライン(文書主義の原則)について
韓国向け輸出管理の見直しについて

- ・二〇一九年十一月十三日「情報処理の促進に関する法律の一部改正案」… 127
デジタルトランスフォーメーション(DX)の必要性について
情報処理促進法改正案の公正性および実効性の確保について
①デジタル経営改革における認定制度の導入について
②共通の技術仕様(アーキテクチャ設計)について
③情報処理安全確保支援士制度について

【質問主意書】

- ・二〇一九年五月二十八日「託児所における補助金適用範囲」について… 137

【党所属調査会資料】

- エネルギー調査会… 144
■税制調査会… 145

【スタッフ名簿】

- 二〇一九年十二月三十一日付… 148

第198回国会 委員会質疑

2019年1月～2019年6月

2019年2月27日
予算委員会第5分科会
(質疑要旨)

働き方改革関連法について

2019.2.27 (wed) 予算委員会第5分科会 (厚生労働省所管)

現状・課題意識

- 違法な長時間労働を撲滅し、真の働き方改革が急務。
- 中小企業は国内企業の99%、従業員数の70%を占めており地域経済雇用を支える中小企業の役割は非常に重要。
- 中小企業の現場における36協定締結率が非常に低い。

予算分科会での 浅野の発言要約

「労使協定の締結率を比較すると、大企業の94%に対し中小企業は43.4%である。働く人々の健康管理をしっかりと守るために、この協定化の徹底を求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「労務管理の自主点検や相談支援を行い、商工会などの関係団体と連携しながら、36協定の適正な締結を推進するために必要な支援、周知を行っていく。」



根本厚生労働大臣

今後の高齢者雇用のあり方について

2019.2.27 (wed) 予算委員会第5分科会 (厚生労働省所管)

現状・課題意識

- 国内の深刻な人手不足状況はシニア社員に期待される役割や定年後の雇用のあり方を変えた。
- 一方、シニア社員の所得が下がることを前提とした制度※もある。
- シニア雇用の実態や今後を見通した支援が必要。

※高齢者雇用継続給付制度

→60歳以降の企業で働いた賃金が以前の75%未満になる場合、最大で賃金の15%分が支給される

予算分科会での 浅野の発言要約

「65歳以上でも働ける人が働くことは、国の予算の多くを占める社会保障費を削減することにつながる。就労機会の確保や労働環境の改善など十分な制度改善を求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「少子高齢化、人口減少が進む中で国の成長力を確保するためにも、高齢者の複数の働き方メニューを用意し、労使が話し合って個人が選択できるよう検討する。」



根本厚生労働大臣

幼児教育無償化について

2019.2.27 (wed) 予算委員会第5分科会 (厚生労働省所管)

現状・課題意識

- 2019年10月より幼児教育無償化が導入される。
- 金銭面の負担が軽減されるとともに保育園・幼稚園など多様なメニューが選べるようになる。
- 一方、保育士不足の加速や保育園・幼稚園の安全水準が低下する懸念あり。

予算分科会での 浅野の発言要約

「今年10月から幼児教育無償化が始まり、一部の認可外施設についても無償化の対象となる予定だが、**十分な施設の安全対策を求める。**」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「子どもたちの保育環境の安全確保の観点から、幼児教育無償化に関する**協議の場を設け、しっかりとPDCAサイクルを回して取り組んでいく。**」



根本厚生労働大臣

総務省におかれましては、新公立病院改革プランに基づいて行われている公立病院等の再編・ネットワーク化に係る施設設備の整備について、病院事業債を措置することとしております。これが平成三十二年までの措置となっております。

米沢市立病院の建てかえは、当初、新病院開設の準備スケジュールとして、基本計画の策定を平成三十年四月から同三十一年三月としていましたけれども、これがおくれております。ぜひ、この措置の延長をお願いしたいと思っております。この点についての見解を伺いたいと思います。

○沖部政府参考人 お答え申し上げます。

公立病院におきまして、経営状況の悪化や深刻な医師不足に直面する中、地域医療を確保する観点から、公立病院の再編連携を進めることは大変重要な課題と認識しております。

このため、委員御指摘のとおり、総務省におきましては、平成二十七年三月に新公立病院改革ガイドラインをお示ししまして、再編・ネットワーク化などの経営改革に集中的に取り組むよう要請いたしました。その上で、再編・ネットワーク化に伴って必要となる施設設備の整備につきましては、通常の施設設備の整備と比べて手厚い地方交付税措置を講じているところでございます。

今後とも、地域医療を確保することができるよう、公立病院の再編・ネットワーク化などの取組に対して必要な支援を行ってまいりたいと思っております。

なお、本措置は、委員御指摘のとおり、現在の改革ガイドラインで示しております標準的な期間が平成三十二年度まで、それに伴う措置ということで、現状これは三十二年までの措置ということになっておりますが、我々として、先ほど申し上げたとおり、公立病院の再編・ネットワーク化などの取組に対しましてはしっかりと支援を行ってまいりたいと考えております。

○古屋範分科員 米沢市においても、再編統合については大変努力をされてきておりますので、そのところはしっかりと対応していただきたいと思

っております。よろしくお願いいたします。最後に、再生医療について伺いをしましてまいりたいと思っております。

私は、平成二十五年、議員立法で、再生医療推進法の成立に携わりました。その後、再生医療安全性確保法、また医療品医療機器等法が成立をいたしました。その後も私は、山中伸弥先生などとも交流を保ちながら、iPS細胞研究の予算の確保を始め、再生医療分野の発展に取り組んでまいりました。

このたび、慶応大学のチームが、臨床研究、脊髄損傷の患者へ、iPS細胞からつくった、神経のもとになる細胞を移植するという、機能回復を目指す計画が了承されました。国内の脊髄損傷患者は約十五万人、また年間の新規発症者は約五千人と言われております。慶応大学の中村雅也教授より、移植した動物の機能回復の映像を先日見せていただきました。治療の効果が大きいということとを私も目の当たりにいたしました。多くの患者にとつて、この移植というものは大きな希望の光になるといふふうに思っております。

神奈川の川崎に殷町というエリアがございます。ここは、殷町キングスカイフロントと呼んでおります。ここには、国立衛生研究所、理研、神奈川県産業技術総合研究所、また慶応大学を中心とするアカデミア、動物実験中央研究所など、企業も集積をしている地域でございます。慶応大学の中村先生は、この殷町に再生・細胞医療パブリックチェーンを構築するという構想を持っております。ここに体性幹細胞の再生医療用細胞製造、加工の拠点、細胞バンクを構築していくということが、我が国の再生医療分野の前進には必要だと思っております。

殷町キングスカイフロントは、私もスタートのときから応援をしてきた機関でございます。安全性を確保して、また研究から臨床、実用化へと、体性幹細胞の運用ルールをしっかりと厚生労働省で定めていただきたいと思っております。これについての見解を伺います。

○大口副大臣 古屋委員が、これまで再生医療の発展について貢献されてきた、また、御地元の殷町のキングスカイフロント、非常に注目をしているところであります。

再生医療学会等の関係団体からは、アカデミア等での再生医療の研究開発を産業化へとつなげる仕組みとして、国内で再生医療用の細胞製造拠点と細胞バンク、セルバンクを整備し、運用ルールを定めることが再生医療資源の安定供給と流通を確立することにつながるのと御意見もいただいているところでございます。

厚生労働省といたしましては、再生医療分野の研究開発やその実用化に向けた支援を行うとともに、再生医療等の安全性の確保に関する法律によつて、再生医療等の提供手続や細胞培養加工施設における施設基準を定めてきたところであります。

現在、細胞バンクに特化した運用ルール等、ガイドライン等ですね、これが設けられていまして、御指摘のとおりです。そこで、再生医療用の細胞製造拠点の構築として細胞バンクの運用ルールについても、関係団体の御意見や現在運用されている細胞バンクの状況を確認しつつ、再生医療の推進という観点から、来年度、AMEDの事業として実施できるよう、検討してまいりたいと思っております。

○古屋範分科員 ありがとうございます。来年度はAMEDの事業で実施をしてくださるということでございます。

私も、山中先生に、我が国のこの分野の法整備の状況はどうですかと、もし、日本が法整備ができているので、いや、海外に出て研究した方がいい、このような人材が流出してはもったいないと思ひまして、伺ったことがございます。我が国の再生医療分野における法整備は世界で一番整っているというふうにおっしゃっていました。アメリカなども日本の法整備を学ぼうとしているというところでございました。その最も進んだ法整備のもとで、こうした細胞バンクにかかわるルール、

ガイドラインが確立されれば、また更にそこから大きく発展していくということが期待をされるわけでございます。

脊髄損傷を始め、世界の難病の患者がこの移植治療を待っていると思いますので、ぜひこの前進につながるお取組をお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○後藤主査 これにて古屋範子君の質疑は終了いたしました。

次に、浅野哲君。

○浅野分科員 国民民主党の浅野哲でございます。本日は、よろしくお願ひいたします。

本日は、働き方改革関連法について、そして高齢者雇用、また幼児教育の無償化について質問をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

まずは、働き方改革についてですけれども、昨年の国会での審議を経まして、本年四月一日より、時間外労働の時間数の上限について規制が強化されることになりました。

中小企業については一年後の来年からということでありまけれども、これまでは三六協定という協定を結ぶことによつて時間外労働をできるようにしていたということですが、これまでは実質的に、特別条項、ある特定の、特別な理由があれば青天井で残業ができるような仕組みだったものが、ことしの四月一日以降は、基本的に、月四十五時間、年三百六十時間という制限がかかりますけれども、特別な事情があれば、単月で百時間未満、複数月平均で八十時間、また年間にも七百三十時間という上限が設けられるということになります。

この制度の変更に伴う準備を今各職場はいろいろ行っているわけですが、ちよつと現場からいただいた声として、今回の法改正に伴って三六協定の協定書の書式が少し変更になっております。

具体的に申し上げますと、これまでは、三六協

定を締結する際に、所定外労働時間を基準に協定を結んでいたものが、今後は法定外労働時間で結ばなければいけなくなってくる。よく聞かれるのは、所定外と法定外の違いというものも聞かれるんですけど、その部分も含めて、今回変更した経緯について御答弁を求めます。

○上野大臣政務官 御指摘をいただきました三六協定についてでありますけれども、労働基準法で定める法定労働時間、これは週四十時間、一日八時間ということでありまして、それを超えて労働させる場合や休日労働させる必要がある場合に労働で協定をするものでございます。

従来の三六協定の様式においては、延長することができず時間数を協定し届け出るようになっておりました。

本来、この延長することができず時間数には、法定労働時間を超える時間数を協定して届け出る必要がある一方で、労使の慣例として、所定労働時間を超えた時間数を協定して届け出る事業場もあるため、労使慣行への影響を考慮し、やむを得ないものとして受理をしていたところでありました。

今回、時間外労働の上限規制を罰則つきで法定化をするということとなりました。

これは法定労働時間を超える時間外労働に上限を設けるものであることから、三六協定の新しい様式においては、法定労働時間を超える時間数を協定することを必須としたところであります。

なお、御指摘もありました新しい様式においても、所定労働時間を超える時間数を任意の記載事項として定めており、法定労働時間を超える時間数とあわせて所定労働時間を超える時間数を記載することも可能としているところであります。

○浅野分科員 ありがとうございます。

もう一つ質問をさせていただきます。この三六協定に関して、先ほども触れました特別条項という部分に該当する場合は更に通常よりも長い残業が可能になるということなんですけれども、これを見ますと、一カ月、先ほど百時間未

満と申し上げましたが、この百時間未満という中には、通常の平日の残業時間と法定休日の労働した分というのが含まれています。それを合わせて百時間未満。

しかし、一年を通算した方になりますと、この場合は、法定休日にも働いた時間はカウントせず時間外労働のみ記載するということになっております。つまり、法定休日を除いてカウントしなければいけないということで、これがまた職場では少し混乱を生む要因の一つになっているんですけれども、なぜこのような差異が発生しているのか、その経緯についても御答弁を求めます。

○上野大臣政務官 御質問いただきました。まず、現行の労働基準法において、時間外労働については三六協定で具体的な時間数を定めざることに、大臣告示において、その時間数は月四十五時間、年間三百六十時間以内が原則であることなどを定めております。

一方で、休日労働については、三六協定でその回数を定めさせているなど、時間外労働と休日労働とを区別した取扱いをしている、これが現状でございます。

今回の法改正についてでありますけれども、こうした枠組みを前提に、これまで大臣告示にとどまっていた時間外労働の上限を罰則つきで法定化するものであるため、月四十五時間、年三百六十時間以内が原則、それから、臨時的に特別の事情がある場合であっても年七百二十時間以内といった上限時間数については、いずれも休日労働を含まない時間数としているところであります。

一方で、労働者の健康確保を図る観点といったところから、これは大変大事なところでありますけれども、休日労働を含めた実労働時間の上限を定めることも重要であり、今回の法改正においては、休日労働を含めた実労働時間の上限を新たに設けたところであります。

具体的には、休日労働も含め複数月の平均が八十時間以内、休日労働も含め単月では百時間未満といった上限を設け、労働者の健康確保をしっかりと

り図っていくという観点もあわせて規定をしたところであります。

○浅野分科員 今説明を聞いていてよくわかりましたけれども、やはり、ここまで聞けば何となくわかるんですけども、実際、各職場の労働担当の方ですとか、特に労働組合の役員の方ですとか、こういった方々というのは、その背景とかいう部分まで触れる機会が少なく、四月一日に備えて今準備はしているんですけども、まだまだ理解が進んでいないという話も聞いておりますので、ぜひとも、今のような経緯を含めて、しっかりと、三六協定の締結が各職場でなされるような対応を政府としてもお願いをいたします。

次の質問なんですけれども、今、三六協定の身について質問させていただいたんですが、じゃ、この三六協定がどのくらい締結されているんだらうか、今の実態について、政府の今把握している情報についてお伺いをいたします。

○上野大臣政務官 三六協定の締結率という御質問であります。

まず、労働基準法では、原則として、一日八時間、週四十時間を法定労働時間としており、これを超えて働かせる場合には、限度となる時間について三六協定を締結し、労働基準監督署長に届け出る必要があるというふうになっているところでございます。

平成二十九年における三六協定の届出件数は百六十二万三千二百五十五件であります。また、平成二十六年、これは経済センサス基礎調査でありますけれども、これに基づく労働基準法の適用事業場数を算出すると、四百十二万八百四十事業場であります。

ただ、これらのうち、三六協定を締結し届け出る必要がある事業場数については把握をしていないことから、お尋ねの三六協定の締結率についてお答えすることは難しいものと考えております。

○浅野分科員 今言っていたいた、三六協定締結数が大体百六十二万、そして事業所数が四百十二万、しかし、締結すべき事業場の数はわからな

いということなんです、単純計算で言えば大体三分の一程度なのかなというふうに思います。その一方で、きょう配付資料をお配りをさせていただいていると思いますけれども、最初の資料一、二ページ目を見ていただきますと、これは平成二十五年に厚生労働省が調査をした際のデータを記載しております。

左下の方に赤く囲ってありますけれども、大企業と中小企業それぞれで、労使協定を締結している割合は、大企業の場合は四三・四％という数字が出ております。先ほど三分の一程度というふうに申し上げたけれども、こういう調査結果を見ても、特に中小企業に関しては半分以下というふうなところという予想がつくわけでありまして。

こういった現状を踏まえて大臣にお伺いをさせていただきますが、やはり、これから働き方改革、政府が力を入れてこれまで取り組んできていたにもかかわらず、働く人たちの健康管理をしっかりと守るためにも協定化を徹底していかなければいけないと思いますけれども、こうした現状を踏まえて、今後の課題や方針などについて、大臣の御見解をお伺いします。

○根本国務大臣 委員、実際に現場に行かれて、そして、さまざまな意見を酌み取ってきょう御質問をいただいておりますが、そういう最前線の現場の声というのは非常に大事だと私も思っております。

そして、労働者の労働条件の確保を図るために、三六協定の適正な締結や、あるいは労働基準監督署への届出は重要だと思っております。こういう観点から、我々は、事業主に対してさまざまな支援を実施しています。

例えば、三六協定を届け出ない事業場に対する労務管理の自主点検や相談支援、例えば平成三十年度から都道府県労働局の委託事業として実施しておりますが、自主点検の送付や回答の取りまとめ、平成三十年度に約十二万事業所に自主点検を送付しております。そして、労働関係書類等

の確認や相談支援の実施、あるいは平成三十一年度、十一月の時点で五千事業場に相談支援を実施しています。

また、各都道府県に働き方改革推進支援センターを開設しておりますが、この働き方改革推進支援センターを通じて、地域の商工会議所、商工会などの関係団体と連携し、全国津々浦々まで三六協定に係る周知を行っております。

また、全ての労働基準監督署に特別チームを編成し、法令に関する知識や労務管理体制が必ずしも十分でない中小企業などに対するきめ細かな相談への対応や支援を行っております。

時間外労働の上限規制の施行も念頭に、三六協定の適正な締結を推進するために必要な支援、周知を行ってまいりたいと思っております。

○浅野分科員 ありがとうございます。

もちろん、今おっしゃっていただいたような取組をしっかりと進めていただきたいんですけども、更に力を入れてやっていただきたいということなんです。労働安全衛生法の改正を受けまして、御存じのように、中小企業を含めて、管理職や裁量労働制で働く方々の労働時間も把握することが義務づけられるようになりました。こういった労働者の労働実態を行政としてしっかりと把握するということ、これからもっと、より一層求められていくようになると思います。

今おっしゃっていただいたような支援センターの設置あるいは情報提供はしっかりと行っていた上で、こういった取組の成果がどの程度上がっているのか、しっかりとPDCAを回していただきたい、これをお願いであります。

では、続いて、ちよつと視点を変えまして、特別条項の対象となる新技術、新商品等研究開発業務というものについて、少し御質問させていただきます。

これは、いわゆる研究開発業務、新商品開発業務に携わる方々の場合は、決まった時間に決まった成果が必ずしも上げられないだろう、比較的、中長期的な視点で取り組まなければならない職種

であることから、残業時間に対する規制もこれまで緩められてきていました。

ただ、最近の産業の現場を見ますと、新商品開発、研究開発、非常に対象となる範囲が広がっているように思えます。例えば、私が以前見た職場では、製造ラインがある工場の中にある設計の方々というのは、この特別条項の対象ではなく、残業時間について規制が設けられていた環境で働いていました。一方、同じような仕事をしている、隣は研究所でしたので、そこでは、同じような業務内容をやっているにもかかわらず、特別条項の対象になって、実際には残業時間が青天井であった、そんな実態もございします。

そこで、改めて、この新技術、新商品等研究開発業務の定義について伺えますでしょうか。

○上野大臣政務官 今、新技術、新商品等の研究開発業務の定義というお尋ねでありました。

昨年十二月二十八日に通達を出しておりますので、その中で、「専門的、科学的な知識、技術を有する者が従事する新技術、新商品等の研究開発の業務をいい、既存の商品やサービスにとどまるものや、商品を専ら製造する業務などはここに含まれない」としたところであります。

○浅野分科員 今言っていた定義、やはり、改めて聞いてみて非常に広いですね。

例えば、最近ですと、スマートフォンとかいろいろなIT端末が普及をしまして、そこにアプリがいろいろつくられています。その数は、何百万、何千万というオーダーだと思ふんですけれども、こういったものも、新商品、新技術と主張されればそうみなさざるを得ないような現状があります。これから研究開発と名のつく職種について、この範囲に属するもの、新商品、新技術と主張されればそうみなさざるを得ないような現状があります。こういった中で、余り曖昧な線引きのままこの定義で運用していくと、今後、この制度が逆に悪用されるリスクもふえていく懸念もありますので、今すぐというわけではありませんが、新商品、新技術を開発する業務の範囲というのを

ひ政府の中でも御議論をいただいて、悪用されないように対応をお願いしたいというふうに思っています。

それでは、続きまして、高齢者雇用の質問をさせていただきます。

高齢者雇用、現在、少子高齢化時代になりまして、六十歳を過ぎてても、六十五歳までの継続雇用は進んでおりますけれども、更にその先の雇用を求める方もふえております。ただ、現状、六十歳を境に六十歳以降の賃金水準がぐんと下がる、そんな労働慣行もございまして、その減った分を補填する制度として高齢者雇用継続給付制度というのがあると認識をしております。

しかし、きょう質問したい意図としては、昨年の働き方改革関連法の中で同一労働同一賃金というものも議論がされました。年齢や性別、立場によらずに、同じ仕事をした場合は同じ賃金を支給すべきだということでありまして、こういう条件だけで賃金がかぐんと下がってしまう、そんな現実もございします。ここから脱却できない要因の一つに、こういう継続給付制度の存在があるのではないかとこの声も聞かれております。

そこで、改めて、この制度の意義、そして、これから同一労働同一賃金も出てきます、こういう少子高齢化の時代を念頭に置いた場合、今後のあり方についてどう考えているのか、御答弁を求めます。

○上野大臣政務官 ただいまお尋ねの高年齢雇用継続給付についてであります。

まず、賃金が六十歳時点に比べて一定程度以上低下する場合には、高齢者の働き続ける意欲の減退や、それによる基本手当、失業手当や年金などの受給の安易な選択を招きかねないこと、また、これを放置すれば更に深刻な保険事故である失業に結びつきかねないことを勘案し、このような賃金の低下を失業に準じた保険事故と捉え、雇用保険給付を行うこととしたものであります。

この高年齢雇用継続給付の支給実績としては、

平成二十九年度で、初回受給者数が約十七万人、支給金額で約千七百四十五億円となっております。

この高年齢雇用継続給付のあり方については、これまでも労働政策審議会の雇用保険部会で累次に取上げられてきたところであり、平成二十九年改正の雇用保険部会報告でも、引き続き中長期的な観点から議論していくべきであるとされていくところであります。

○浅野分科員 これから高齢者の方々が働く方々の比率がふえていく中で、やはり、一千七百四十五億円というのが一年に支払われているということでありまして、それを国が負担をするのか、それとも、職場の賃金水準をしっかりと改善して民間の中でこれに対応していただくのか、これは政府として大きな方針の違いにつながると思ふんですけれども、ぜひその部分も意識をしていただながら議論を深めていただきたいと思ひます。

それでは、この高齢者雇用について大臣にお伺いしますけれども、改めて今、国としても高齢者雇用に対するさまざまな施策を検討していると思ひます。その全体像について御答弁を求めたいんですが、今の件に関しても、もし大臣の御見解がありましたら、よろしく願ひいたします。

○根本国務大臣 少子高齢化、人口減少が進む中で、我が国の成長力を確保するためにも、働く意欲がある高齢者が年齢にかかわらず活躍できる社会を実現すること、これは本当に重要だと思っております。政府としては、六十五歳以上への継続雇用年齢の引上げに向けて、今、環境整備を推進しております。

厚生労働省としては、六十五歳を超える継続雇用年齢の延長や定年年齢の引上げに取り組む企業の支援などを行っております。そして、昨年の秋以降、政府では、未来投資会議において、七十歳までの就業機会の確保について検討しております。

昨年十一月に取りまとめた経済政策の方向性に

関する中間整理、これでは、六十五歳以上への継続雇用年齢の引上げについて、これまでの六十五歳までと異なっており、それぞれの高齢者の希望、特性に応じた活躍のために、とり得る選択肢を広げる必要があるという方向性を提示しております。

七十歳までの就業機会の確保については、六十五歳を超える高齢者の働き方に対する本人の希望や健康状態が多様でありますから、この多様な状況を踏まえる必要があると思っております。従来の仕組みだけではなくて、複数の働き方のメニューを用意し、労使の話し合いの上で個人が選択できるものとなるよう、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

今委員の、高齢者雇用継続給付のあり方についても、先ほど政務官から答弁いただきましたが、これは中長期的な課題として議論もしておりますが、それらも含めて我々検討していきたいと思っております。

そして、昨年の十月に、私を本部長として立ち上げた二〇四〇年を展望した社会保障・働き方改革本部のテーマの一つとして高齢者雇用を設定し、さらなる高齢者の就業機会の確保について検討を進めているところであります。

今後とも、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるように、高齢者が働きやすい環境整備にしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○浅野分科員 今、少子超高齢化時代と言われておりまして、高齢者の方々の就業機会の確保、労働環境の改善は大事だと思います。また、それは最終的には社会保障料の支出の削減にもつながる話だということに思っています。

今、何回も大臣は耳にされていると思いますけれども、六十五歳以上の方を何人で支えるんだという話になったときに、一九九〇年は五・一人で一人の高齢者を支えていた。それが二〇一〇年には二・五人になった。これからその人数はどんどん減るということで、これは喫緊の課題だと皆さんが認識をされていると思いますが、ちよつと視

点を変えてみますと、働いていない一人一人を働いている人何人で支えているかというふうに分母と分子をちよつと考えてみますと、実はこの比率というのは、ここ数十年、一貫して、一前後なんだそうですね。

なので、働ける能力のある人に働いてもらえば、支える側の人数がどんどん減っていくって支えられる側の人数がどんどん減っていくということ、社会保障の視点からいっても非常に価値のある取組であろうというふうにも思っております。ぜひ、社会保障の問題への対応という観点からも、この問題にしっかりと取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

最後の質問に移らせていただきますけれども、幼児教育の無償化について、大臣に御質問をさせていただきます。

ことしの十月から幼児教育の無償化というのが全国でスタートいたします。五年の経過措置もありまして、認可外保育ほか、一部の認可がおりていない施設についてもこの対象となるということでございすけれども、その一方で、安全対策、これは本当にやらなければいけないと思っております。

私も、小学校、小さな子供がおりますけれども、更に小さなお子さんを持つている親御さんとしては、子供を預ける施設の安全対策をしっかりとしてほしい、これは当然の思いでありますので、この安全対策をどう図っていくのか、最後に大臣の御答弁を求めます。

○根本国務大臣 認可外保育施設は、待機児童問題によって、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない方がいることから、今回、幼児教育の無償化に当たっては、代替的な措置として、幼児教育の無償化の対象といたしました。

今委員がお話のように、これは、原則、都道府県などに届出を行って、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要ですが、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準

を満たすために、五年間の猶予期間を設けることとしました。

そして、今般の無償化を契機に、認可外保育施設の質の確保、向上を図ることが重要ですから、このため、児童福祉法に基づく都道府県などの指導監督の充実を図っていききたいと思っております。

具体的には、認可外保育施設が守るべき基準の内容についての助言などを行う巡回支援指導員の配置の拡充や、指導監督の手法、ルールの明確化等による、現行の児童福祉法に基づく都道府県による指導監督の徹底、あるいは、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たして、更に認可施設に移行するための運営費の補助の支援、こういう取組を行うこととしております。

さらに、待機児童の状況などが地域によって大きく異なりますので、これを踏まえて、市町村が地域の実情に応じて柔軟な運用ができるように、今回の法案では、市町村が保育の需給状況等を勘案して、条例によって対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組みを盛り込みました。

子供たちの保育環境の安全確保の観点から、PDCAサイクルを行うための幼児教育無償化に関する協議の場、これを設けて、この協議の場で、認可外保育施設の質の確保、向上を始めとするさまざまな課題の検討を続けながら、十月からの幼児教育無償化の円滑な施行に向けて検討を進めてまいります。要は、保育環境の安全確保の観点から、我々もしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○浅野分科員 ありがとうございます。終わります。

○後藤主査 これにて浅野哲君の質疑は終了いたしました。

次に、小宮山泰子君。
○小宮山分科員 国民民主党の衆議院議員、小宮山泰子でございます。
きょうは、厚生労働大臣に対して多くは質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、質問に入る前に、委員長、今回、私も六期議員をさせていただく中で、この予算委員会の分科会が朝の八時から夜の八時まで組まれている、十二時間コースというのは正直言って、特にここ第五分科会においては、働き方を多く議論しているところにおいて、一時間の休憩があるとはいえず、やはり尋常な状態ではないと思っております。この準備も、もちろん各官僚の方々や関係の方々には、夜中、場合によっては朝まで徹してその調整もされた。

特に、私自身が当選した間もなくというのか、この間、ほとんどは二日間日程をとっていました。しかし、それも今やらずに一気に成してやるようになってしまふ。これでは充実した審議というものにもならないでしょうし、また、この分科会というのはもととは、やはり地域のこととか、ふだん委員会の中ではやはり天下国家を語るのが国会でもありますので、そこを中心にやる部分、できなかったことをやるという意味においては、大変貴重な場であって、その時間というのは、三十年ぐらい前であれば場合によっては最大四日とっていたというのがこの分科会でありました。

こういった質問の機会を減らすために、結局、自民党の若手議員さんが俺たちにも質問させろというようなことが、案分なんです。予算委員会のこの分科会をちゃんと、若しくは決算委員会の分科会もとることが何よりもやはり国会の活性化であり、議員の質の向上につながるんだと思っております。

ぜひ、委員長には、この点に関しまして御検討と提言をしていただきたいと思います。委員長、いかがでしょうか。

○後藤主査 予算委員会の理事会の決定事項でございます。今の御発言については、予算委員長にはお伝えをする、理事会にはお伝えをしたいと思います。

○小宮山分科員 お願いいたします。

2019年2月27日
予算委員会第7分科会
(質疑要旨)

改元に伴う情報システム改修への対応について

2019.2.27 (wed) 予算委員会第7分科会 (経済産業省所管)

現状・課題意識

- 改元が来年5月1日と迫る中、政府は新元号の発表を4月1日以降とする方針。
- 昭和から平成への改元時には天皇の崩御翌日からの改元となり、システム改修が大混乱。
- 元号決定が遅ければ遅いほどシステムトラブルのリスクは増大するため、円滑な改元に向けた対策が必要。

予算分科会での浅野の発言要約

「下請けへのサービス強要や対応が間に合わなかった場合など、あらゆる可能性を考慮しながら公平公正な取引を実現し、かつ予測可能な事態に対するしっかりとした準備を求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「ユーザー企業、ベンダー企業の双方に対してそれぞれの立場で何をすべきか確認を行うべき事項のリストを配布し、対策を講じていく。」



成田政府参考人

レセプトコンピュータ改修への対応について

2019.2.27 (wed) 予算委員会第7分科会 (経済産業省所管)

現状・課題意識

- 現場では毎回、長時間労働が常態化している。
- 2年に一度行われる診療報酬改定時のシステム改修は非常に短納期スケジュールとなっている。
- 電子点数表は公表されているが内容が複雑で作業が効率化できていない。

予算分科会での浅野の発言要約

「電子レセプトの普及に伴い、公表する電子点数表をもっとシンプルに効率化するなど改善の余地があると考える。改修作業の負担を軽減するために、積極的な取組みを求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「レセプトコンピュータの改修作業について負担が生じていることは承知している。引き続き、現場の医療機関やシステム事業者等の負担軽減につながるように適切に取組んでいく。」



山本政府参考人

バイオ燃料の推進について

2019.2.27 (wed) 予算委員会第7分科会 (経済産業省所管)

現状・課題意識

- 日本は世界第4位のエネルギー消費国でありながらエネルギー自給率は約9%にとどまる。
- 温室効果ガス削減に向けた、安定供給が可能な純国産の新しいエネルギー資源の開発が急務。
- バイオ燃料について、国は積極的な姿勢を示していない。

予算分科会での 浅野の発言要約

「バイオ燃料は純国産エネルギー資源であり、利用を促進するための環境をしっかりと政府が目標を決めて産業界をリードしていく必要があると考える。今後より一層加速した取組みを求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「国内外の技術開発の状況や各国の政策動向について情報を集め、国内においてバイオ燃料利用拡大に向けた取組みを進めていく。」



関経済産業副大臣

自動走行車両の実用化に向けた取組みについて

2019.2.27 (wed) 予算委員会第7分科会 (経済産業省所管)

現状・課題意識

- 今国会では、自動走行車両を市場に解禁する法案が提出予定。
- 今後、国内標準に加えて、スピード感をもった国際標準化が必要。
- 自動運転車両に関するデータの取り扱い方針が不明確。

予算分科会での 浅野の発言要約

「今国会において道路運送車両法改正案が提出されているが、自動走行車両から得られたデータの取扱い・保護に関する考え方について、経産省がリードした取組みの加速化を求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「自動走行車両から得られるデータの取扱い、そして通信プロトコルの標準化などについてはできるだけ早く対応を議論していく。」



世耕経済産業大臣

○宮下主査 原子力規制庁、規制委員会の皆様、御退室ください。

○逢坂分科員 それじゃ、最後に、北海道と本州の送電線、北本連系統について伺います。

北海道と本州の間にとって、北本連系統、非常に重要で、現在六十キロということですが、三十万キロの新たな工事もされているということで、この工事の状況と供用開始の時期などについてお知らせください。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。御指摘の、いわゆる新北本連系統につきましてお答え申し上げます。

当該連系統につきましては、ことしの三月までに、六十万から九十万キロワットまで増強される予定でございます。

○逢坂分科員 これで本州と北海道の間が九十万キロになるとのことなんですが、例えば、四国と本州の間は百二十万キロ、九州と本州の間は二百三十七万キロ、こういう送電線があるというふうに承知しております。

北海道についても、先般のブラックアウトなどを考えると、さらなる北本連系統、北海道と本州の連系統の強化が必要になると思うんですが、この見通し、計画についてお知らせください。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘いただいた北海道のブラックアウトを受けて、昨年十一月に開催されました重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議におきまして、新北本連系統のさらなる増強について、シミュレーションなどによりその費用対効果を確認しつつ、ことしの春までをめどに具体化を図ることとされておりまして、現在、北本連系統の増強ルートですとか費用対効果等につきまして、電力広域機関におきまして技術的な検討が進められているところでございます。この結果も踏まえまして、政府としても適切に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○逢坂分科員 費用対効果を考えるということですが、今青函トンネルを走っている北本連

系統、この費用は北海道電力が負担したというふうに承知はしていますけれども、新たに計画する北本連系統の費用負担というのはどうなる予定でしょうか。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

北本連系統のさらなる増強を行う場合の費用負担でございますけれども、これをつくる場合には、恐らく、緊急時には、北海道に電気を送り安定供給を支える役割を果たしますけれども、通常時におきましては、北海道の再エネ等の電気を本州に送るといったような役割も想定されますものですから、その意義を含め、適切な受益と負担の関係に留意しながら負担のあり方を検討する必要がありますと認識してございまして、こういった認識に立つて、現在、今月二十一日に、専門家による新たな検討の場を立ち上げさせていただいたところでございますけれども、この場におきまして、先ほど申し上げた認識に立つて審議が進められているという状況でございます。

○逢坂分科員 大臣、去年のブラックアウト、本当に大変でした。私も二日間電気がない暮らしをして、マンションの七階にいて、水が出ないということ、当然トイレが使えないということ、さまざまな不都合があったんですが、ただ、幸いに九月だったということで、暖房の必要のない時期だったので、よかったなと思っています。不幸中の幸いだったとは思っていますが、もし、仮に今の時期にあのブラックアウトが起きたら、私も多分相当なダメージを受けたと思いますし、命を落とす方もおられたのではないかと思います。

その意味で、先ほど北本連系統の整備について、BバイC、費用対効果という話がございましたけれども、果たして費用対効果の問題なのか。人の命を守るという意味でこの北本連系統の増強というのは必須のものではないかと思っております。費用対効果だけにとらわれるのはまずい、人の命を守る、その意味でこの北本連系統が要るんだ、私はそう思っているんですが、いかがで

しょうか。

○世耕国務大臣 そういった考え方も含めて、一体これ、まあ、国が負担することになった場合は、これは全国民、税金ということになるわけですから、どういう費用負担のあり方があるのかということ余り先入観なしにしっかり議論することが重要だということに思っております。

いずれにしても、北海道のエネルギー供給の強靱性を図っていくということは非常に重要だと思っております。

○逢坂分科員 最後に一言だけ。余りBバイCにとらわれることなく、国民の命を守るという観点で、ぜひ整備に積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○宮下主査 これにて逢坂誠二君の質疑は終了いたしました。

次に、浅野哲君。

○浅野分科員 国民民主党の浅野哲でございます。きょうはよろしくお願ひいたします。

本日、私の方からは、改元に伴う情報システム改修等への対応、そして診療報酬改定に伴うレセプトコンピュータ、通称レセコン改修への対応、また、バイオ燃料について、そして自動走行車両の実用化について、この四つのテーマで質疑をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まずは、改元対応について質問をさせていただきます。

ことし一月四日の総理の挨拶の中では、本年四月一日に新しい元号を公表するということがありました。まず、この方針について現段階で変更がないかどうか、確認をさせていただきます。

○吉岡政府参考人 お答えいたします。

お尋ねのございました新たな元号につきましては、国民生活への影響を最小限に抑える観点から、四月一日に元号を改める政令を決定し、公布することといたしております。

政府といたしましては、その準備に万全を期し

てまいりたいと考えております。

○浅野分科員 ありがとうございます。特に現段階でその方針に変更はないという理解をいたしました。

前回の改元時、つまり昭和から平成に変わるときは、直前に平成という元号が公表になったというところもあって、大変、元号を使った、和暦を使ったシステムを修正する作業がかなり膨大な作業になった、しかも期間が集中していたので、その産業の現場ではかなり混乱が生じたという事実がございます。

三十年前と今とを比較したときに、三十年前はまだまだそれほどITシステムというのは高度でなくて、比較的、一つ一つのシステムを単独で修正すればよかったんですが、やはり今、この時代になりますと、ITシステム同士が複雑に連携して、絡み合っていて、相互依存をしている状況にあるということで、改修作業と一言で言っても、かなり高度な作業が要求されると想定されていきます。

産業界の理解をしっかりといただきたがら、この作業、準備を進めていかなければいけないですけれども、経済産業省では、その一環として、今、全国十カ所で説明会を開催しているということでもあります。きょうも四国の高松の方で説明会が行われているということでありまして、これも、これまで五カ所、本日が六カ所目ということで、残り四カ所ということでもあります。

この説明会、ぜひ現場に直接経産省の方が行って、直接やりとりをして、周知を広めていくということは大変だと思っておりますけれども、実際にどのくらいの方々が参加しているのか、また、その中でどういう意見が出て、経産省としてはどういう対応をする予定なのかということをお簡単に御説明願えますでしょうか。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘ありましたように、経済産業省では、ただいま、民間企業の皆様方に対して、改元に伴う情報システム改修等の対応についての情報提供を

行っていくということを目的といたしまして、二月十五日から三月十八日にかけて、全国十カ所で説明会を開催いたしております。

実際、参加いただいている方々の人数でございませけれども、多いところで、例えば東京でございまして二月十五日に実施しておりますが、百九十名の方々に越えたいでございまして、地方によつては数十名というケースもございませけれども、数十名から大体二百名弱といったようなところになっております。

説明会では、独立行政法人情報処理推進機構、いわゆるIPAさん、それと、あとはITベンダーの方々にも御協力いただき、経産省の職員もみずから説明に赴きまして、改元に伴う情報システムの対応について、想定される段取りや、あるいは留意すべきポイント、それから新元号の実装方法などについて説明を行っているところであります。

これに対して、実際に現場で、説明会の参加者の方々からいただいている御質問としては、やはり実際のアップデイトの方法など技術的な質問が多い状況なのかなというふうに承っております。こうした技術的な質問への対応も含めまして、引き続きITベンダーの皆様とも協力しながら、説明会はもちろん、それに加えてホームページなどでも資料を掲載するなど、引き続き民間企業等への情報提供をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○浅野分科員 ありがとうございます。

説明会に来ていただいている方々が数十名から二百名規模ということでありました。多いか少ないかはともかくとして、やはりITシステムにかかわる業者さんの数はそんなオーダーではありませんで、まだまだ、経産省の方々が説明する情報に触れていない方もたくさんいらっしゃると思います。ホームページでの公開等も検討されているようですが、ぜひ公開したことを、そこに情報があるということをどんどん積極的に周知

していただきたいと思います。

その上で、次の質問をさせていただきまされども、システム改修に向けた準備というのは今進めていただいていると思うんですが、これが適切にしっかりと行われること、言い方をかえれば、公正な取引環境のもとで行われるように準備をするべきではないかというふうに思っております。

例えば、これは想像の範囲を超えませんが、通常のメンテナンス、保守サービスの範囲内で改元対応をやつてほしいとか、追加料金なしでやつてくれという無理なお願いをするケースも想定がされるわけでありまして。こういうものに対しても、しっかりと対応をしていただきたいということ。

また、四月一日に公表されても、残り一カ月しかない中で作業しなければいけませんので、当然ながら、期日に間に合わない場合も想定されるわけでありまして。間に合わなかった場合、業者間のトラブルになることも想定されまして、こういった部分についても、あらゆる可能性を考慮しながら公平公正な取引を実現し、なおかつ予測可能な事態に対して十分な準備に支援をすべきだと考えますけれども、この点について、経産省の考えを伺いたいと思います。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

改元に伴う情報システムの改修に当たりましては、作業内容の増加、あるいは対応スケジュール、これらについて、ユーザー企業の方々がベンダー企業の皆様に対して一方的に押しつけるのではなく、両者の間でしっかりと必要な作業内容やスケジュールについてコミュニケーションを行つて、必要な場合には契約内容の変更等も行つていく、こうあるべきだと考えております。

経済産業省では、ユーザー企業、ベンダー企業双方に対して、改元対応において、それぞれの立場で何をすべきか確認を行うべき事項のリストを配布するなどの対策を講じてきております。こうしたリストの活用を促進も含めまして、引き続き、ユーザー企業、ベンダー企業間のコミュニ

ケーションが円滑にとられていきますように、双方に必要な情報提供を行つてまいりたいというふうに考えております。

なお、御指摘もありましたように、改元までにシステム改修などの対応が間に合わない場合も想定されます。そのような場合でも、国民の皆様から行政機関等に対して御提出いただきました文書あるいはデータ等については、平成表記のままでも有効なものとして受け付け予定でございまして、こういったことも含めて、改元以降に円滑に事業者の方々に対応いただくことによつてトラブルを回避できるよう、これにつきましても、引き続きしっかりと周知してまいりたいというふうに考えております。

○浅野分科員 ぜひよろしく申し上げます。最後にこの件については一言だけ申し上げますけれども、発注する側の自助努力によつて混乱を最小化することもできると思っております。

例えば、業界特有のシステムを有している業界などは、業界に属するさまざまな会社がありますけれども、会社ごとに、いつシステムのの中身を入れかえるのかというタイミングがばらばらだという話も聞いております。

もし同じようなシステムであれば、同じタイミングで切りかえることによつて、切りかえる前後で、しっかりと、今の元号と新元号が混在せずにシステムをメンテナンス管理できるようにもなりますし、こういった現場の自助努力も必要かと思ひますので、ぜひ、今後、説明会の中や情報発信の際には、業界あるいはシステム発注をする側の努力というのを啓発していただければというふうに思っております。

続いて、診療報酬改定に伴うレセプトコンピュター、レセコンの改修への対応について質問させていただきます。

このレセコンの改修については、過去にもほかの国会議員の先生方が質疑をされておりますけれども、かみ砕いて申し上げますと、今、診療報酬改定の中身が決まるのが三月上旬で、四月の一日か

ら、もうその改定内容を反映してシステムを組まなければいけない。これも、一カ月の期間でシステムのの中身を改修しなければいけないんですね。しかも、診療報酬改定は二年に一度行われますので、二年に一度、そういう繁忙期がやってくるということでもあります。

働き方改革も今、国会で議論されておりますけれども、やはりこういった御時世になりましたので、三月上旬から四月頃までのこの期間に物すごく忙しくなる、この状態を何とか打開できないか、緩和できないかという課題意識のもとで質問させていただきます。

まず、このレセプトデータ、レセコンの運用状況についてお伺い申し上げますけれども、最近では電子レセプト請求が随分と普及してきたという話を聞いております。実際にどのくらいの普及率なのか、具体的な数字で教えていただけますでしょうか。

○山本政府参考人 お答え申し上げます。レセプトの電子化の導入率につきましては、私どもが把握している最新の数字は、平成三十年十一月の診療分についてでございます。

ここでは、レセプトの請求件数ベースで九八・四％、それから、医療機関、薬局の施設数ベースで九三・七％となっております。

○浅野分科員 九八・四％と九三・七％という数字を教えてくださいましたけれども、いずれにしても九割を超えて、かなり普及は進んでいるという認識でいいかと思ひます。

電子化が進んでいるということですから、この診療報酬改定の際に、点数表というのが出ます、こういうものをやった場合にはこの点数です。それが一覧表ですらつと発表されるわけですから、今、業界のこの改修の作業をされている皆さんが何に困っているかというところ、この厚生労働省が公表している点数表、私も少し見ましたけれども、三百四十四ページあるんですね、昨年の改定の際の資料で、三百四十四ページ。しかも、びっしりと文字が書いてあって、そこに、この作業は何点ですというのが日本語で書いてあ

るわけですが、それを全部読んでコンピューターに反映させてというのを一カ月足らずでやらなければいけないということで、想像しただけでもこれは大変な作業だということがわかりました。

電子的にも電子システムが組まれているわけですから、文書で出すだけではなく、例えば、電子的なテーブルを、表を用意して、これを読み込ませればもうボタン一つで、そんなふうでできれば現場の方々の苦勞はなくなるんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょう、御見解をお伺いします。

○山本政府参考人 お答え申し上げます。

電子点数表の公開についてお尋ねがございました。

これにつきましては、システム構築を円滑に進めていくという観点から、平成二十二年以降、診療報酬点数表の告示と同日に、社会保険診療報酬支払基金のホームページで電子点数表を公表するという取組を行っているところでございます。

○浅野分科員 ありがとうございます。

公表しているということですが、その一方で、今現場が、毎回毎回、大変苦慮しているという現実がありますから、そうなっていると、公表の仕方ですとか、公表するテーブルの内容ですとか、まだまだ改善の代があるんじゃないかと思うんです。

私も、事務方の方に少し聞きましたら、最低限必要な電子点数表はあるんだけど、この電子点数表以外にもいろいろ場合分けがあって、この場合分けをシステムに反映するのが大変なんですと、そんな話を聞いたわけです。

やはり、一人一人、病状ですとか状態の内容は異なるので場合分けも必要だとは思いますが、それでも、そこはぜひ、場合分けをもう少し合理化したり、効率化を検討いただきたいと思います。

答弁は、通告はしてありませんけれども、ぜひ、この場合分けをもっとシンプルに、そして、この効率的な電子点数表の検討もぜひしていただ

きたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○山本政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の件につきましては、診療報酬の算定に当たりますと、対象となるさまざまな患者の要件とか医療機関の施設基準等があるということから来ているものと思われま

これは、患者に安全かつ有効な医療が適切に提供されるように、具体的な基準を定め、遵守していただいているものでございます。

したがって、単純に簡素化していけばいいというものではないと考えておりますけれども、御指摘のように、レセプトコンピューターの改修作業については、負担が生じていることも承知しているところでございます。

このため、これまで診療報酬に係る告示、通知内容を明確化することに努めてきたところでございますが、引き続き、現場の医療機関やシステム事業者等の負担軽減になるように、適切に取り組んでいきたいと思っております。

○浅野分科員 ぜひよろしくお願ひします。

この問題は随分長い期間質疑もされてきましたが、今後その状況については質問させていただきますたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、続いて、バイオ燃料に関する質問をさせていただきます。

先ほど、きょう、この前段で、伊藤議員の方から木質バイオマスの質疑もありましたけれども、私は、木質バイオマスではなく、バイオエタノール、あるいは有機物から生成するバイオ燃料について質問させていただきます。

まず、最初、政府、経産省にお伺ひしますけれども、このバイオ燃料に関する方針として、E.U.やアメリカ、中国における取組状況について、簡単に御紹介願ひします。

○南政府参考人 お答え申し上げます。

各国・地域のバイオ燃料の導入促進政策におきましては、自然環境や農業政策の観点から踏まえる

など、それぞれの条件に応じた目標が設定されていると考えております。

御指摘いただいた三つの地域・国の状況ですが、まず、E.U.では、二〇二〇年に、バイオ燃料又はE.V.のうち再生エネルギー由来の電力分を合わせまして、域内の運輸部門のエネルギー消費量の一〇%とする目標がござい

ます。アメリカでは、二〇二二年に、バイオ燃料を国内の運輸部門のエネルギー消費量の約一五%に当たる一・三六億キロリットルとする目標がござい

ます。最後に、中国ですが、二〇二〇年に、バイオエタノールの混合率をガソリンの一〇%とする目標がござい

ます。加えて、各国、供給事業者への義務づけですとか税制、研究開発など、導入促進策をあわせて講じていると承知しております。

○浅野分科員 ありがとうございます。

いずれの国も二〇二〇年ないし二〇二二年ころを目途に、ある程度の導入目標を掲げているということがよくわかりました。

では、翻って、日本の今の方針についてお伺ひをしたいと思ひますが、今の日本の政府が掲げているバイオ燃料に関する方針あるいは目標等もありましたら、御紹介ください。

○閣下大臣 バイオ燃料の導入でございますが、運輸部門におきましては、地球温暖化対策と、エネルギー源の多様化を通じたエネルギー安定供給対策を同時に進めることが重要です重要な手段として認識をいたしております。

そのために、バイオ燃料の利用を促進する観点から、ガソリン供給を行います国内の石油精製事業者に対して、二〇一八年度から二〇二二年までの五年間なんです、毎年、ガソリン需要の約一%に当たります五十万キロリットルのバイオエタノールの使用を求めているところでござい

ます。

また、導入を進めていくということ、一つには、バイオエタノールに係ります揮発油税や関税の免除措置や、二つには、ジェット燃料を代替いたしますバイオ燃料の製造プロセス確立に

向けました微細藻類等を活用した研究開発などの支援策を講じているところでございます。

今後とも、国内外の技術開発の状況や各国の政策動向につきまして情報を集めまして、国内におけますバイオ燃料利用拡大に向けた取組を進めてまいりたいと思ひます。

○浅野分科員 今御答弁の中で、二〇一八年から五年間、五十万キロリットルを目標に毎年消費導入をするということで取り組まれているということなんです、私の方で把握している数字ですと、今、現状、日本では年間八十三万キロリットル程度が消費をされているようであります。

今、二二年までということなんですが、先ほどのとおり、中国もアメリカもE.U.も、国内消費の一〇%、何の一〇%かというのは国によって違

いますけれども、先ほど五十万キロリットルは一%相当というふうにおっしゃいましたが、海外を見れば一〇%という、桁が一つ違うわけであります。ぜひ、日本としても、将来、例えば二〇二五年とか、二二年以降のある時点でもう少し高いレベルの目標を掲げるべきだと思ひますので、今後の、私もこの場で議論させていただきたいと思ひますが、ぜひ前向きな御検討をお願いしたいと思ひ

ます。

続いて、関連して、今、バイオ燃料をこれから導入促進する取組の一環として、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックでバイオ燃料を使ってジェットを飛ばそうという、そんな計画もあるというふうに向つております。

オリンピック、パラリンピックまでの間で、このバイオ燃料関係で取組んでいる取組の内容とその状況についてお伺ひをいたします。

○南政府参考人 お答えさせていただきます。

東京オリンピック・パラリンピックの期間中の、バイオ燃料を混合するジェット燃料を用いた商業フライトの実施に向けまして、国内の主要航空会社、石油販売会社、バイオ燃料製造事業者、有識者などをメンバーとした検討会におきまして、平成二十七年七月より国土交通省とともに

意見交換や課題の整理を行ってきております。これまで六回の検討会は開催されております。

今年度につきましては、バイオエタノール燃料の製造に必要な生産プロセスの確立に向けた研究開発の支援、又は具体的な燃料供給体制の検討などについて、その検討会で議論を進めているところでございます。

引き続き、関係者と意見交換をしまして、必要な対応を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○浅野分科員 ありがとうございます。

ぜひこういう、一気に加速をさせるための、オリンピック、パラリンピックという目標に向けて期限を切って取り組むというのが非常に大事だと思いますので、しっかりとPDCAを回していただきたいと思っております。

このバイオ燃料については、最後になりますけれども、ちょっと私の方から海外の事例も紹介させていただきます。

先ほど、アメリカやヨーロッパ、中国でも目標を設定して取り組んでいるということで、日本も、一年間に五十万キロリットル、それ以外にも研究開発支援や税制優遇も検討しているという答弁がありましたけれども、やはり今はまだまだバイオ燃料は普及までのかなり前の段階だと思いますので、この初期の段階は政府がしっかりと加速をさせてあげる必要があると思うんです。

海外はこれをしっかりとやっていて、例えば、アメリカの場合は、環境保護庁というところが、バイオエタノール燃料に対しては再生可能燃料クレジットを発行できるように法改正をした。また、国防総省も、二〇一六年までに年間百五十万キロリットルのバイオ燃料調達目標を設定していたということでもありますし、また、バイオ燃料を精製するための施設の建設に対してさまざまな助成を行っているそうでもあります。

また、ヨーロッパを見ても、ヨーロッパ全体で二〇二〇年までに年間約二百三十三万キロリットルのジェット燃料、バイオ燃料を利用するロード

マップを既につくっているということでありますし、こちらも排出量取引ということで、バイオ燃料で消費した分はCO₂排出量をゼロとみなすことができる、そんな法整備もされているそうでもあります。

やはり利用を促進するための環境をしっかりと政府がリードしてあげる必要性もあると思いますので、ぜひこういった海外の事例も参考にさせていただいて、今後、より一層、純国産エネルギー資源ですから、取組の方も加速をしていただければというふうに思っております。

では、時間、限られております。最後の質問をさせていただきます。

自動走行車両の実用化に向けた質問、これは大臣にお伺いしたいと思います。

本年の通常国会の中では、国土交通省の方から道路運送車両法の改正案が出ておりまして、その中身というのは、通常、一般の道路で自動走行車両が走行できるような法改正の中身となっております。

いよいよ自動走行車両が市場に出回る本格的な時代の第一歩になる、そんな認識を、期待も込めて持っておりますけれども、今、その一方で、日本国内の自動走行車両を開発しているメーカーの現状からいえば、車が単独で周囲の環境をセンシングをして自力で走っていく場合と、あるいはネットワークから管制指示を受けて走っていく場合、大きく分けるとこの二つの種類がありまして、どちらがスタンダードになるかがわからない。さらには、自動走行車両がほとんどどんなデータを生み出すわけですけれども、これをどういうふうを活用していくかというのまだまだ検討段階です。

その一方で、経産省としては、やはりこの業界、標準化というものを進めていきたいという方針も出ておりますし、データの取扱いあるいはデータの保護と言ってもいいかもしれませんけれども、どのように今後進めていくおつもりなのか、経産省として、その方針について最後にお伺

いしたいと思っております。

○世耕国務大臣 やはり、自動運転のような第四次産業革命に向かっていく中では、ある程度競争領域と協調領域を分けて考えなければいけないと思っております。この自動運転においても、協調領域というところを明確にしていくことが重要だと思っております。これは今、関係企業とか関係業界と我々も議論を深めているところであります。

そういった中で、例えば地図ですとか、あるいはサイバーセキュリティの問題などは、これはまさにメーカーを超えた協調領域としてしっかりと取り組んでいかなければいけないと思っております。

そういった中で、自動走行、今、実験段階、実証段階で出てくるデータも、メーカーを超えてどう扱うか、あるいは、最初からある程度データの標準を一致させておく必要があるかどうか、そういったことを今できるだけ早く議論していきたいというふうに思っております。

また、当然、通信もするわけですから、通信プロトコルをやはり標準化していくということも重要だと思っております。

実は、もうトラックの隊列走行というのが現実になりつつあります。もう既に試験走行は行いましたが、その際には、先頭の車から四台ほど連なるんですが、そのトラック間の通信については、これはメーカー、ブランドを超えてプロトコルを統一することも行われておりまして、こういった取組がこれから自動運転の中では非常に重要になってくるんだらうというふうに思っております。

○浅野分科員 どうもありがとうございます。

先ほどおっしゃっていただいた地図情報ですとかサイバーセキュリティ、あとは通信プロトコルというのは、非常に普遍性の高い技術分野であると私も思いますし、ぜひその部分は協調領域として取り組むべきだと思っております。

昨年の通常国会の中でもいろいろ議論をさせて

いただきましたけれども、標準化というのを考えた場合に、やはり今、国内標準ではなく、もう世界の国際標準の時代だ。それに対して、日本というのは、標準化に関しては、スピード感という部分でまだまだ世界に追いつくには課題があるんじゃないかというふうにも思っております。

それを解消するためには、やはり政府がある程度リーダーシップをとって業界をまとめていただいて、内側の争いよりも、大同団結して世界と戦っていく、本当の対戦相手は世界なんだ、そういう雰囲気をつくらなければいけないと思っておりますし、大臣も、たしか昨年そんなことをおっしゃっていたと思いますけれども、ことし、いよいよ自動走行車両が合法化されるかもしれないという状況において、やはり一歩でも半歩でも早く、経産省としては、私も経済産業委員会所属ですので、国交省あるいは内閣府の取組をむしろ経産省がリードする、そんな気概でやっていただきたいとは思っておりますので、最後にお願いをして、質問を終わりたいと思っております。

ありがとうございます。

○宮下主査 これにて浅野哲君の質疑は終了いたしました。

次に、国光あやの君。

○国光分科員 茨城六区の国光あやのでございます。

質問の機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

まず、月曜日の予算委員会でも御質問をさせていただきましたしました農事用の電力の関係でございます。

まずもって、世耕経済産業大臣のリーダーシップに本心に心から御礼を申し上げたいと思っております。

といいますのが、月曜日に農事用電力の御質問をさせていただきました。非常に土地改良区や農協の皆様方から御不安の強い、来年度経費措置が撤廃されることによって、農業用、今低価格に抑えられているこの規制が撤廃されて、ちょっと高コ

官報

号外

平成三十一年三月二日

○第百九十八回 衆議院会議録 第九号

平成三十一年三月二日(土曜日)

議事日程 第五号

平成三十一年三月二日

午前零時十分開議

第一 平成三十一年度一般会計予算(前会の続)

第二 平成三十一年度特別会計予算(前会の続)

第三 平成三十一年度政府関係機関予算(前会の続)

第四 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案(内閣提出)

第六 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案(内閣提出)

第七 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 平成三十一年度一般会計予算(前会の続)

日程第二 平成三十一年度特別会計予算(前会の続)

日程第三 平成三十一年度政府関係機関予算(前会の続)

日程第四 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成三十一年三月二日 衆議院会議録第九号 平成三十一年度一般会計予算外二案

午前零時十二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 平成三十一年度一般会計予算(前会の続)

日程第二 平成三十一年度特別会計予算(前会の続)

日程第三 平成三十一年度政府関係機関予算(前会の続)

○議長(大島理森君) 日程第一、平成三十一年度一般会計予算、日程第二、平成三十一年度特別会計予算、日程第三、平成三十一年度政府関係機関予算、右三案を一括して議題とし、前会の議事を継続いたします。

討論を継続いたします。もとむら賀太郎君。

○もとむら賀太郎君 社会保障を立て直す国民会議のもとむら賀太郎です。

平成三十一年度予算案に対し、反対の立場から討論を行います。(拍手)

一月、二月になると、地元相模原市から小学生が国会見学にやってきます。そこで子供たちに国会の役割は何だと思えますかと質問すると、子供たちは予算と法律をつくることだと答えてくれます。更に話してみると、自分たちも消費税を払っている納税者だという意識を持っている子もいます。子供たちに恥じない、未来につながる予算編成を私たち政治家はしなければならぬ、そう思っています。

さて、そう思ったとき、平成三十一年度予算案は果たして未来につながる予算編成となっているでしょうか。残念ながら、私にはそう思えません。

通常国会冒頭の代表質問で我が会派の野田佳彦代表が指摘したように、昨年十一月の財政審議は、平成を、常に受益拡大と負担軽減、先送りを求めるフリーライダーのゆがんだ圧力に財政政運

営があらがいが切れなかった時代と総括しています。当初予算として初めて一般会計総額が百兆円の大台を超える平成三十一年度予算案の歳出膨張の要因は、消費税増税対策と称するばらまき予算です。

私は、社会保障の充実、安定のため、前提となる諸条件さえ整えば、国民皆保険に御理解をいただきながら、消費税を増税することやむを得ないと考えています。しかし、安倍政権は、参議院の定数六増や社会保障改革の立ちおくれなど、国民との約束を明らかにたがえており、到底、消費税の前提条件が整ったとは言えません。

その上、ばらまき予算の象徴である、キャッシュレス決済でのポイント還元策は、対象商品や購入店舗、購入手段によって、実質的に三、五、六、八、一〇％の複数税率を生み出し、店頭での混乱を醸成される上、カードを持てない高齢者や子供たちには恩恵が及ばないという、致命的な不公平を生む愚策であります。

この大盤振る舞いのポイント還元策は来夏の東京オリンピックまで終了するため、その時点での実質的な大幅増税によって、オリンピック後の不景気、いわゆるオリンピックの崖に転落する懸念もあります。

まして、将来不安の解消や社会保障の充実、財政再建のため増税もやむを得ないと理解してくださったという国民にとって、政府への不信が増幅されることにつながります。

消費税財源の使途を変更して実施することになった幼児教育無償化は、一昨年の総選挙直前に安倍総理が、突如、独断で決めた経緯があり、待機児童対策や保育の質の確保に関する議論が置き去りにされています。

特に、子育てや保育、幼児教育について直接責任を持つ地方自治体との間で、政策的な意見交換が十分行われた形跡はありません。まして、国の都合で、財源負担の半分を事後的に地方にツケ回

平成三十一年三月二日 衆議院会議録第九号

所得税法等の一部を改正する法律案

先ほども申し上げましたが、統計偽装を通じて、アベノミクスの失敗は国民の誰もが知る明々白々な事実であり、消費税率引上げを行う景気、経済環境には全くなっていない。政府自身、今もデフレ脱却宣言を発することができず、政府が公表する実質賃金は野党試算ではマイナスです。こうした経済状況で消費税率を上げれば、GDPの約六割を占める個人消費は冷え込み、企業は利益を内部留保、そうして景気が低迷し、国民生活が更に追い詰められるのは、消費税率を五％から八％に引き上げたときと同様、火を見るより明らかであります。

次に、法人課税についてです。二〇一七年六月五日の衆議院決算行政監視委員会では、研究開発税制について、特定の業界、法人に偏っている状況を見直すべきであると議決されましたが、今回の見直しでは、大企業が対象となったまま、業種も限定していません。この税制は、大企業の節税対策の抜け道となっており、内部留保を助長しています。法人税の減税が続いている中で、更に控除を継続するというのは、大企業優遇でしかありません。対象を中小企業に限定すべきです。

このように、今回の所得税法等の一部を改正する法律案は、税制の適正な改正、見直しとは言えず、増税はほぼなく、控除期間の延長や控除額の上限引上げ、法人税の軽減税率の特例など、一部の企業、団体や個人を優遇するための税制改正ばかりです。つまり、これは、四月の統一地方選挙、七月の参議院選挙前の、選挙対策のためのばらまき税制と言わざるを得ません。

以上、消費増税を前提とした所得税法等の一部を改正する法律案に反対する理由を述べました。真つ当な政治、真つ当な税制を目指す立憲民主党・無所属フォーラムを代表して、良識ある多くの議員の皆様が御賛同を切に願い、反対討論を終わります。

○議長（大島理森君） 浅野哲君。

○議長（大島理森君） 浅野哲君。

○議長（大島理森君） 浅野哲君。

○議長（大島理森君） 浅野哲君。

○議長（大島理森君） 浅野哲君。

○議長（大島理森君） 浅野哲君。

○議長（大島理森君） 浅野哲君。

○議長（大島理森君） 浅野哲君。

○議長（大島理森君） 浅野哲君。

○議長（大島理森君） 浅野哲君。

○議長（大島理森君） 浅野哲君。

○議長（大島理森君） 浅野哲君。

○議長（大島理森君） 浅野哲君。

○議長（大島理森君） 浅野哲君。

○議長（大島理森君） 浅野哲君。

○議長（大島理森君） 浅野哲君。

所得税法等の一部を改正する法律案

九

平成三十一年三月二日 衆議院会議録第九号

所得税法等の一部を改正する法律案

安倍政権は一億総活躍社会を目指すものではなかったのでしょうか。そうであれば、もう少し地方の声を寄り添うべきだと思います。地方銀行の衰退は、地元企業の資金繰りを悪化させ、産業の衰退にもつながりかねません。政府は、こうした連鎖的な影響をきちんと分析し、十分な対策をとるべきだと思います。

また、住宅については、賃貸住宅の居住者に対する支援が含まれていません。住宅を購入できる経済力のある人だけが優遇を受け、住宅を賃金に頼る若者や賃貸住宅に住まざるを得ない方たちなどが消費増税に伴う家賃引上げの影響に対して何の支援も受けられないのは不公平ではないでしょうか。

政府は、消費税の負担相当分を家賃に転嫁すること自体は適正な行為として、取り合う姿勢を見せていませんが、家賃の一定額を所得控除するなど、手はあるはずですが、先ほど申し述べた基本方針のうち、低所得者に対する支援策はどこへ行ったのでしょうか。

第二の理由は、社会保障の充実に逆行しているということですが、

それは、消費税の軽減税率による減収分約一兆円をどのように補填しているかを見れば明らかであります。

この一兆円のうち、約四千億円は、低所得者が医療や介護を受ける際の支出に上限を設けて負担軽減を図るための総合合算制度の見送りによるものです。また、約三千億円は、労働者の給与所得控除の増小とたばこ増税、また、約二千億円は、売上高が一千万円以下の免税事業者に対する課税によるものです。残りの一千億円は、社会保障給付の見直しや低所得者向け給付の簡素化などによって捻出される予定で、

一体、軽減税率は誰のためのものなのでしょう。低所得者や免税事業者を支援するはずの財源を食い潰し、複層的なルールで現場の混乱を招き、購買力のある人ほど得をする。この軽減税率制度

は、どう考えても社会保障の充実に逆行している。低所得者の支援策として余りに稚拙と言わざるを得ません。

麻生大臣は、二十六日の委員会答弁の中で、増税が、再び腰折れすることに対する恐怖感があったことは事実だったと明確におっしゃっていたではありませんか。軽減税率は、今回何としても増税を実施するために財政当局が無理やりつけたつけ焼き刃だったのではないかと疑念を抱かざるを得ません。

安倍総理、この一兆円があれば、本当に苦しんでいる人々を助けてあげることができず、軽減税率ではなく、こうした人々を支えるために予算を使うべきです。

第三の理由は、この法案が、富裕層を厚遇し、国の助けを得る人々の声を無視したものだからです。特にこの点について、私たちはどうしても納得することができません。

自民党は、平成二十九年末の税制改正の中で、金融所得課税の見直しを今後の課題として掲げていました。

金融所得課税は株式の配当や譲渡益に課される税金で、その税率は約二〇％となっています。この税率は、一般の給与所得に課される最高税率五％に比べると異常に低く、高所得者ほど所得税の負担割合が少なくなる要因となっています。

しかし、本法案の中では、この金融所得課税には全く触れられていません。昨年からことしにかけて、低所得者ほど負担が重くなる所得税の増税、そしてことしは消費税の増税をする一方で、富裕層への課税強化を見送ることは、どう考えても不公平です。消費税増税を実施するならば、経済的弱者の納税負担を軽減する努力は必要です。

それだけではありません。一人親家庭の税負担を軽減する寄附（寄附）控除の対象から未婚の一人親が外れている問題についても、今回盛り込まれません。結婚しているか、していないかに

かわらず、親は愛する我が子を育てようと必死です。一刻も早く見直しを行うべきです。

以上が、本法案に対する主な理由です。最後に、一言申し上げます。

今回の毎月勤労統計の不正は、国民の信頼を大きく損ねるものでした。そして、毎年の賃金水準改善に取り組んでいる経営者と労働者双方の誠意と努力を踏みにじるものであります。

今回の統計不正ではつきりしたのは、アベノミクスの行き詰まりがよい上隠し切れなくなり、賃金伸び率が水増し、マイナスの実質賃金を隠すために官邸主導で調査方法を昨年一月から変更し、賃金偽装、アベノミクス偽装を行ったということです。

アベノミクスは、日本経済の抱える構造問題にメスを入れることなく、ひたすら痛み止めを打ち続けてきました。その結果、政府の中に過剰な税金と不正、隠蔽体質を生み出し、国民からの信頼は失われつつあります。そのような事態を招いた組織の長として猛省し、不正の上につくられた本法案は撤回すべきです。

国民民主党は、これからは、税を納める人の立場に立ち、国民の生活向上を第一に考えながら、今後も政府に対して厳しい監視の目を向けていくと同時に、平成の次にやってくる新たな時代を切り開くための新しい答えを皆様に御提示していくことを約束し、私の反対討論を終わります。

朝清恵ありがとうございました。（拍手）

○議長（長島理恵子） 宮本徹君。

○宮本徹君 私は、日本共産党を代表して、所得税法改正案に断固反対の討論を行います。（拍手）本法案に反対する最大の理由は、ことし十月からの消費税増税を強行しようという点にあります。

今国会、これまでの質疑を通じて、この消費税増税はやってはならないことがいよいよはっきりしました。

こんな深刻な消費不況のもとで増税しているのか。家計調査ベースでもGDPベースでも、消費税は、八％増税の打撃を回復するに至っておりません。この指摘に、総理も、家計消費について、水面上に顔を出していないと、増税前を回復していないことを認めました。ならば、消費不況に追い打ちをかける消費増税など絶対にやってはならないではありませんか。

消費税の最大の問題は、低所得者ほど負担が重い逆進性です。総理も逆進性を認めました。一部税率を八％に据え置いても、今回の増税で逆進性が一層強まることは明らかであります。

政府は、消費増税の際に低所得者対策をとると言います。

しかし、住民税非課税世帯でない低所得者の高齢者世帯には何か対策があるのか。茂木大臣は、大学の学費の軽減や給付型奨学金を挙げました。これが高齢者のみの世帯に恩恵が及ぶ対策なのでしょうか。

年収二百から三百万円の単身の勤労者への対策があるか。茂木大臣は、マンション購入の際の税制措置を挙げました。食費も住居費も切り詰めている、収入の少ない単身勤労者で、一体マンションが購入できる方がどれだけいるんですか。全く支離滅裂な説明ではありませんか。

政府の対策では、逆進性を持つ消費増税の矛盾は解消しないことは明らかであります。

政府は、住民税非課税世帯への対策はあると言います。しかし、住民税を非課税としている世帯に重い負担となる消費増税を課することは、生計費非課税の原則に真っ向から反しております。富をふやし続ける富裕層、内部留保を積み上げ続ける大企業を優遇している不公平税制こそ改めるべきであります。

総理肝いりの増税対策として、五％ポイント還元が打ち出されました。中小・小規模事業者を支援するためと言います。しかし、キャッシュレス決済を導入すれば、事業者は、手数料も維持費も

キャッシュレス決済の促進とポイント還元について

2019.3.13 (wed) 経済産業委員会

現状・課題意識

- 現状において、日本のキャッシュレス比率は約20%であり、諸外国と比較し低い。政府は今後2025年を目途に40%をめざすとしている。
- 中小・小規模事業者がキャッシュレス化に対応することで、地域の利便性も上がり、店舗の売上も伸びる効果が期待される。
- 一方、中小・小規模事業者の参加見通しは21%にとどまっている。

委員会での 浅野の発言要約

「消費者への還元(約1786億円)の積算で、還元率5%となる事業への中小・小規模事業者の参加見込みを21%としているが、非常に低い想定だ。経産省がしっかりリーダーシップを発揮し更に高めの目標設定をするべき。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「21%というのは、キャッシュレス事業者に聞き取りをして積算した割合であるが、制度スタート後は月単位でしっかりモニタリングを繰り返し、必要であれば軌道修正を図っていく。」



世耕経済産業大臣

知財紛争処理システムのあり方について

2019.3.13 (wed) 経済産業委員会

現状・課題意識

- デジタル革命によりオープンイノベーションが進み、中小・ベンチャー企業が飛躍するチャンスが拡大。
- 中小・ベンチャー企業が取得した特許を守るよう、訴訟制度の改善が必要。
- 昨年の特許法改正により、知財紛争の早期解決に向けたインカメラ手続きが創設されたばかり。

委員会での 浅野の発言要約

「昨年、特許法改正(インカメラ手続きの創設)が行われ、まだ施行されていない。まず昨年創設した制度の十分な検証を行うべき。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「昨年の法改正とは対応する課題が異なり、中小・ベンチャー企業の保護を目的に改正案を提出している。昨年の改正に加え、本施策もスピード感を持って取り組んでいく。」



宗像特許庁長官

第百九十八回国会 衆議院 經濟産業委員会 會議録 第二号

平成三十一年三月十三日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 赤羽 一嘉君

理事 穴見 陽一君 理事 堀山 弘志君

理事 小林 鷹之君 理事 國場幸之助君

理事 西村 明宏君 理事 落合 貴之君

理事 齊木 武志君 理事 富田 茂之君

理事 青山 周平君 理事 石川 昭政君

理事 石崎 徹君 理事 岩田 和親君

理事 尾身 朝子君 理事 岡下 昌平君

理事 神山 佐市君 理事 神田 裕君

理事 木村 次郎君 理事 佐々木 紀君

理事 繁本 護君 理事 富樫 博之君

理事 野中 厚君 理事 百武 公親君

理事 福山 守君 理事 穂坂 泰君

理事 星野 剛士君 理事 細田 健一君

理事 三原 朝彦君 理事 宮澤 博行君

理事 八木 哲也君 理事 築 和生君

理事 山際大志郎君 理事 菅 直人君

理事 田嶋 要君 理事 松平 浩一君

理事 宮川 伸君 理事 山崎 誠君

理事 浅野 哲君 理事 泉 健太君

理事 太田 昌孝君 理事 笠井 亮君

理事 足立 康史君 理事 笠 浩史君

經濟産業大臣 世耕 弘成君

經濟産業大臣政務官 石川 昭政君

政府特別補佐人 更田 豊志君

(原子力規制委員会委員長) 時澤 忠君

(内閣官房情報通信技術(T)総合戦略室内閣審議官)

(内閣官房健康・医療戦略)

(内閣官房健康・医療戦略)

(内閣官房健康・医療戦略)

(内閣官房健康・医療戦略)

(政府参考人) (内閣府大臣官房審議官) 荒木 真一君

(政府参考人) (総務省総合通信基盤局電波部長) 田原 康生君

(政府参考人) (財務省大臣官房参事官) 三村 淳君

(政府参考人) (農林水産省大臣官房審議官) 小野 稔君

(政府参考人) (経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官) 福島 洋君

(政府参考人) (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官) 藤木 俊光君

(政府参考人) (経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官) 新川 達也君

(政府参考人) (経済産業省大臣官房審議官) 風木 淳君

(政府参考人) (経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長) 松永 明君

(政府参考人) (経済産業省貿易経済協力局長) 石川 正樹君

(政府参考人) (経済産業省製造産業局長) 井上 宏司君

(政府参考人) (経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局局長) 岸 敬也君

(政府参考人) (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部) 松山 泰浩君

(政府参考人) (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 村瀬 佳史君

(政府参考人) (特許庁長官) 宗像 直子君

(政府参考人) (中小企業庁長官) 安藤 久佳君

(政府参考人) (中小企業庁事業環境部長) 木村 聡君

(政府参考人) (国土交通省大臣官房技術審議官) 宮武 宜史君

(政府参考人) (国土交通省自動車局次長) 島 雅之君

(政府参考人) (環境省大臣官房審議官) 上田 康治君

(政府参考人) (環境省環境再生・資源循環局長) 森山 誠二君

(政府参考人) (原子力規制庁原子力規制技監) 櫻田 道夫君

(政府参考人) (原子力規制庁原子力規制部長) 山田 知穂君

(政府参考人) (東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長) 文挾 誠一君

(政府参考人) (経済産業委員会専門員) 佐野圭子君

委員の異動

三月十三日

辞任 補欠選任

青山 周平君 木村 次郎君

神山 佐市君 福山 守君

神田 裕君 百武 公親君

同日

辞任 補欠選任

木村 次郎君 青山 周平君

百武 公親君 神田 裕君

福山 守君 神山 佐市君

三月十三日

「原発廃止・エネルギー転換を実現するための

改革基本法案」に関する陳情書(北海道深川市七条一の一八 吉田登美雄(第六六号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

經濟産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○赤羽委員長 これより会議を開きます。

經濟産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、参考人として東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長文挾誠一さんの出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣官房情報通信技術(T)総合戦略室内閣審議官時澤忠さん、内閣官房健康・医療戦略室内閣審議官小川壮さん、内閣府大臣官房審議官荒木真一さん、財務省大臣官房参事官三村淳さん、農林水産省大臣官房審議官小野稔さん、經濟産業省大臣官房技術総括・保安審議官福島洋さん、經濟産業省大臣官房商務・サービス審議官藤木俊光さん、經濟産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官新川達也さん、經濟産業省大臣官房審議官風木淳さん、經濟産業省大臣官房福島復興推進グループ長松永明さん、經濟産業省貿易経済協力局長石川正樹さん、經濟産業省製造産業局長井上宏司さん、經濟産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局局長岸敬也さん、資源エネルギー

ちよつとお答えがしにくいところでございますけれども、更田委員長がいつも申し上げておられますのは、プールで貯蔵する場合とそれから乾式キャスクで貯蔵する場合において、この比較においては、乾式キャスクで貯蔵する方が安全性としてメリットが大きい、そのように説明させていただいております。

○青木委員 世界の潮流としてはどうでしょうか。プールよりもドライという流れになってきているんでしょうか。

○山田政府参考人 私が承知している範囲で申し上げさせていただきますと、国際的には、どちらがより選択されているかというような、優劣は存在していないというふうに承知をしております。

○青木委員 実際、資源エネルギー庁の補助制度、交付金で、二〇一六年からそういうふうに優遇を、傾斜配分をして、ドライの方を厚く交付金制度をつくっているということですので、これはそちらの方向に誘導しようということですが、今後もしそういった傾斜配分は続けていくということでもよろしいですか。

○村瀬政府参考人 今後のことにつきましては、現在の運用の状況も踏まえて、慎重かつ丁寧な検討を行った上で考えていきたいと思っております。

ただ、先ほど規制委員会の方からも規制の観点で話がありましたけれども、プールはプールの特性もありますので、どちらだけがすぐれているということではないのではないかとというふうに考えてございます。

○青木委員 ドライでも一旦冷やすためのプールは必要なので、それは、ずっと置くかドライに移行するかということの問題だということは私も承知しております。

事ほどさように、最終処分場が決まっていないう、アメリカもドイツも、世界でほとんど決まっておりますので、日本もですけれども、発電所のある地域の住民からは、結局持つていくところがないので、事実上、発電所を引き受けている

我々の地域が使用済み燃料も半永久的に負わなきゃいけないんじゃないのか、やはりそういった懸念が非常に強いので、ぜひ、そうはならないんだ、覚悟はないけれども、そうはさせないんだという決意を最後に公開せ願えますか。

○世耕国務大臣 使用済み燃料については、現時点で中間貯蔵されているもの、あるいは今後貯蔵されるものも含めて再処理を行うということが日本の基本的な方針でありまして、これは閣議決定されたエネルギー基本計画にもその趣旨が盛り込まれているわけでありまして、また、再処理の工程で発生した高レベル放射性廃棄物については、ガラス固化体にしていざ最終処分をすることになるわけでありまして。

ですので、使用済み燃料が乾式貯蔵施設で保管されたからといって、そのまま永久保管されるということは政府としては想定をしております。

○青木委員 ありがとうございます。

○赤羽委員長 次に、浅野哲さん。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日は、大臣所信に対する質疑をさせていただきます。

私、本日、六十分間の時間をいただいておりますので、きょうは大きく二点、キャッシュレス決済の促進とポイント還元事業について、あとは知的財産権の活用促進に向けた知財紛争処理システムのあり方について、この二つのテーマで質疑をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いたします。

私も先週大臣の所信を伺っておりまして、最初に、これは消費増税対策、全世代型社会保障という項目で大臣の方から所信がありました。その中で、ポイント還元の部分については、思い切ったポイント還元を行う。この思い切ったという言葉が、思い切ったのがとも印象的だったんですが、これも、これはちょっと通告はしていないんですが、思い切ったポイント還元、どのような思い切りがそこに含まれているのか、御見解をお伺い

します。

○世耕国務大臣 まさに、この消費税に伴う駆け込み需要、反動減対策という意味であれば普通は二％というのが相場感だろうと思うわけですが、今回はそれをあえて五％還元というのは、それも国が行う、これはなかなか前例のないことであります。その思いは、もちろん需要の平準化対策という趣旨もありますが、一方で、世界に比べて大変おくられているキャッシュレスを日本で一気に進める、そういう決意も込めた政策という意味で、思い切ったという表現を使わせていただいております。

○浅野委員 ありがとうございます。

需要平準化、キャッシュレス促進のために思い切つてやるというその姿勢自体は私もとても歓迎をすべきだと思いますが、今回はこの思い切りによつて二％と五％、複数のポイント還元率を設定したことが一部現場の混乱を招きかねないのではないかと、そういった懸念も含めて質疑をさせていただきます。

まず冒頭、再び大臣にお伺いしますけれども、改めまして、このポイント還元事業の目的について、今少し御説明をいただきましたが、御説明をいただけますでしょうか。

○世耕国務大臣 まず一つは、駆け込み需要、反動減の平準化というのが一つの目的であります。もう少しそこを詳しく申し上げますと、実は、今回、需要の平準化という観点から、五％から八％に上げたときと比べてちょっとガイドライン上の対応を変えているところがあるんですね。それは何かというと、五から八に上げるときは、我々は非常に価格の転嫁ということを重視しましたので、セールのときは基本的にはだめよという姿勢でありました。ただ、今回は、やはり需要の平準化ということを考えたときに、十月一日を契機にセールとかポイント還元というのはやってもらつて結構ですというガイドラインになつています。ただし、消費税もありませんと消費税込しますはずですので、それ以外、十月一日

を契機に何らかのセールやポイント還元を行っていただくということは構いませんというガイドラインを出しております。

そうしますと、資金力のある大手はみずからの力でセールとかポイント還元を行う可能性が高いわけですが、一方で中小・小規模事業者の小売店等なかなかそういったことについていけない、そこをまさに今回のポイント還元制度によつて支援をすることによつて、中小・小規模事業者であつてもセールなどに対応できるといふことも目指しております。

それとあわせて、今、日本はキャッシュレス比率が、全支払いで、クレジットカードを入れたとしても二〇％です。お隣の韓国は九〇％です。中国は地方部も含めて全国平均で六〇％まで行つていきます。都心部ではもうほぼ一〇〇％と言われております。このキャッシュレスにおくられているという状況をやはり改善しなければいけないというの、大きな政策目的ということになります。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、消費増税の際に示すガイドラインの中身が変わつたことについても触れていただきました。ということは、次の質問に行きますけれども、今回のポイント還元事業というのはこのガイドライン自体は増税の際の市場の対応方針を示したものでありますから、もし仮にことしの十月に消費増税が延期された場合に、このポイント還元事業というのはやらない、こういう理解でよろしいでしょうか。

○世耕国務大臣 なかなかちょっと私レベルで仮定の御質問にはお答えしにくいところがあるわけでありまして、今御指摘の消費増税に伴うガイドラインへの対応という側面と、一方でキャッシュレス促進という側面、両方がある大きな政策なのかなというふうには思っておりますけれども、消費税率を引き上げることができる経済環境をしつかり整えて円滑に税率引上げを実施する、そのために措置する政策だといふふうに考え

ております。

○浅野委員 今の答弁ですと、需要平準化に加えてキャッシュユレシ化の促進という目的もあることから、消費増税が仮に延期された場合でもやる可能性は排除できないというふうに理解をいたしましたが……(世耕国務大臣「仮定の御質問」と呼ぶ)まあ、仮定の話ですから。ただ、このポイント還元事業を誰が一番期待しているかといえ、やはり消費者たる国民の皆さんなんです。ですから、今回この事業のたてつけが消費増税の際の方針を示すガイドラインによって規定されているものであれば、やはりそこはわかりやすく政府としても方針を出すべきだと思います。

今、キャッシュユレシ化の促進に向けて各中小企業、小規模事業者の皆さんは一生懸命この準備を進めてくれているわけですね。ただ、自分が今頑張った努力がちゃんと十月以降報われるのか報われないのか、それがわからないまま準備をしろと言われても、現場の事業者の方々、ふだんお忙しい中で、しかも、国から、行政からの補助は出るにしても、さまざまな努力をかけて準備しているわけですから、そこに対してしっかりと政府としての誠意を示していくという意味では、このあたりの方向性ははっきりと示していくべきだということを申し上げさせていただきます。

続いて、次の質問に移ります。

まず、先ほど大臣もおっしゃっていただきましたが、キャッシュユレシ比率の現状と今後の政府目標について御説明をいただきたいと思います。

○藤本政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、日本のキャッシュユレシ比率は、近年増加傾向にあるものの、約二〇%にとどまっております。諸外国と比較すると依然低い水準にあると認識してございます。

政府といたしましては、今回のポイント還元事業も含めまして、二〇二〇年代半ばまでにキャッシュユレシ化率四割程度の実現を目指すという目標を掲げてございます。

このために、一つは、キャッシュユレシ化に利用者が便利に安心して使用できる環境を整えるということで、昨年七月にキャッシュユレシ推進協議会というのも立ち上げて、現在、例えばQRコードのデータフォーマットの標準化でございますとか、あるいは不正利用対策といったようなものについて協議を進めているところでございます。また、あわせて、今回のポイント還元事業で、単にポイントを補助するということに加えまして、端末導入費用についての補助、手数料についての補助といったような措置も講じて、こういった事業を契機として、日本のキャッシュユレシ比率が広がっていくことにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○浅野委員 さまざまな補助事業ですとか、協議会を立ち上げて業界に対して周知活動を行っていく、これはしっかりとぜひやっていただきたいと思うんですが、きょう議論したいのは、これは政府目標。

きょうの資料、二をらんいただと、現状、日本がキャッシュユレシ比率が約二〇%、諸外国は、特に中国や韓国などは非常に高い今普及率を示しています。それに対して、日本政府は四〇%とこの目標を掲げているわけですが、この四〇%というのを諸外国と比較すると、今から七年後、六年後に四〇%ですから、そのときの諸外国はもっと更に比率が伸びているんじゃないかというふうにも思えます。この四〇%という目標、果たして妥当なのかどうか、非常に疑問を持たざるを得ませんが、この点について、もう少し補足の説明があればよろしくお願ひします。

○藤本政府参考人 お答え申し上げます。

確かに、おっしゃる通りに、欧米の先進国、見てもみまると、五〇%台から六〇%台というところが多いでございます。それから、先ほど御答弁申し上げましたように、韓国、中国というのは大変高い比率になっているところでありまして、四〇%というのは少し低いのではないかと

うな御指摘はあろうかと思っております。我々も、できればこれ、更に伸ばしていきたいというふうには思っているところでございます。

ただ、いろいろ、これは商慣行の問題、それから消費者の方の現金に対する考え方の違いということもござります。キャッシュユレシ比率が低いのは安全、安心な社会の裏返しであるというように、ことを御指摘される方もいらっしゃると思います。

そうはいっても、これからまさに情報化時代という中で、キャッシュユレシ比率を上げていくということは重要だと思っております。まずは四〇%を目指すということでありまして、我々としても、更に高みを目指すという必要があるという御指摘は重々踏まえているつもりでございます。

○浅野委員 ぜひ、これは閣議決定された目標が四〇%なんですけれども、経産省は、コネクテッド・インダストリーズも掲げていて、これから、キャッシュユレシも含め、世の中にあるさまざまなデータを使った新産業の創造を目指しているんですよ。ですから、経産省としてはもう少し野心的な高目の目標設定でもいいんじゃないかと思

います。

ですから、経産省の事業ですから、もう少しリーダーシップを発揮していただいて、今は四〇%でも、今後の事業見直しの中でどんどん加速をしていくべきだと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

続いての質問ですけれども、予算の妥当性について質問させていただきたいと思います。

資料の三をらんいただと、これまで予算委員会等でさまざま質疑が繰り返されてきたので、この予算自体の御説明はされなくても結構です。消費者への還元分が今回約千七百八十六億、キャッシュユレシ対応支援が三百二十九億、支援策の広報やシステム改修費等が六百八十三億円という内訳ということは、これまでの質疑の中で既に説明がされてきております。

そして、やはり多くの議員の方から質問があったのが、この消費者への還元分千七百八十六億

が妥当なのかどうか。この部分についてきょうは少し掘り下げていきたいと思います。次の資料をらんいただきますと、この千七百八十六億円をどういうふうに出したのかという部分、政府資料をいただきましたので、こちらに記載されています。

例えば、これは、千七百八十六億円のうち、九百四十四億円は五%を還元するために使う予算、八百八十二億円は二%の還元を行うために使う予算ということで、それぞれ具体的な算出要素が含まれておりますけれども、それぞれの中に中小・小規模事業者の参加見込みという要素があるんですね。中小・小規模事業者で還元率が五%の対象となり得る事業者は約二一%が参加するだろうという見通しを立ててこの積算がされているわけですが、一方で、例えばフランチャイズ形式の店舗、還元率二%の事業者の場合は五九%が参加するだろう、そんな見通しでこれは組まれているわけでありまして。

問題は、五%の方の、五%還元の対象となる事業者が二一%しか参加しない。これは中小企業支援ですから、二一%という見通し、とても少ないと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○藤本政府参考人 お答え申し上げます。

当然、予算を積算するに当たりまして、一定の見通しを置くということが必要でございます。その中で、ポイント還元事業への中小・小規模事業者の参加見込みということで、正確にすることとは極力努めたわけでございますが、基本的には、さまざまなクレジットカード事業者等々への聞き取り等々を踏まえて、その中で必要な数字を抽出したということでございます。

今御指摘のように、キャッシュユレシで売上高ベースで約二〇%、それから、フランチャイズについては、これはチェーンの方で一括してやられるということもあって、比較的高い約六〇%という数字をこの聞き取り調査等を踏まえて置いたところでございます。

もちろん、我々としてこれで十分だということ
を申し上げているわけではないんですが、過去の
さまざまな中小企業関係の補助金の執行状況等
を見ますと、二〇%というの相当高い水準では
ないかというふうに思っております。もちろん、二
〇%以上なつたからそこで頭打ちにするというこ
とではなくて、我々としては、一人でも多くの、
一者でも多くの中小企業の方に参加していただ
きたいと思っておりますが、積算の考え方として
一定の見通しを置かざるを得ないということでご
ざいます。

○浅野委員 二一%でも相当高いという言葉が
ちよつと出るとは思わなかったんですけれども、
どう考えてもこれは少ないと思えますよ。

今、フランチャイズの方は五九%という見通し
があるんですが、実際にはコンビニエンスストア
だとかスーパーマーケット形態のものとか、も
うある程度、今の日本国内では、大体電子マネー
やクレジットカード対応、あるいは場合によつて
はセルフレジまで出てきているんですよ。です
から、この制度に五九%しか参加しないというの
は私としてはまだ少ないんじゃないかと思いま
すし、ただ、その一方で、中小・小規模事業者、
個人商店の場合、この店舗というのは、現状、ク
レジットカード対応もしていない、電子マネーも
まだまだ普及していない、ましてやQRコードを
使ったスマホ決済のインフラなんというのとは
んど整っていないわけです。こうした人たちに
キャッシュレス化を推進してもらおうというの
がこの事業の主目的です。ですから、この二
一%というのが相当高いというのは認識として甘
いと思ひます。

もつとこれを上げる努力を経産省はしないとい
けませんし、ここをふやすことがこの事業の主
目的ですから、ぜひここは、まず認識をもつと改
めて高い目標を設定していただいて、事業を更
に加速してもらいたいと思ひます。
これについては、大臣の方から、じゃ、よろし
くお願いします。

○世耕国務大臣 これはどうしても、予算額の査
定という過程の中で、やはり金額をしつかり出
ていかなければいけないので、これはどうして
も、キャッシュレス事業者に聞き取りをした結
果、今のキャッシュレスの金額の中の二一%ぐ
らいの金額が今回のこのポイントに参加した支
払いになるだろうという推定のもとにやらせて
いただいております。

ただ、これが本当にびつたり当たるかどう
かというのなかなか消費者の行動としてもわか
りませんし、今おっしゃっているように、我々も、
今まで全くキャッシュレスに対応していないところ
に参加してもらうことが重要だと思ひているか
ら、端末の補助もつきますし、またハンズオン型
支援ということ、決済事業者が一軒一軒を説
得してキャッシュレスへ移るような仕組みも入
れさせていただいております。

それによつてどういう効果が出てくるかとい
うのはなかなかわからないわけですが、この制度
を十月一日から始めた後も、一カ月なら一カ
月で、きちつとモニタリングを繰り返して、どう
いう状況になっているかということをしつかり
把握しながら、必要であれば軌道修正も図つて
いくことをやっていきたいと思ひています。

○浅野委員 ありがとうございます。
臨機応変な対応は必要だと思ひますし、小規模
事業者の方々がキャッシュレス化に対応するこ
とで、地域の利便性も上がり、店舗の売上げも
伸びるポテンシャルが出てきますし、国内経済
にとつてはプラスだと思ひますから、ぜひよろ
しくお願ひしたいんです。

ちよつと、この質問については最後にしま
すけれども、経産省の方に伺いたいんですが、
先ほど聞き取りをしたというふうに伺つていま
したが、聞き取りをした結果、小規模事業者
の方々が二一%になつてしまつていような要
因についての情報があればぜひ教えていた
だきたいんですけれども、答弁可能だつたら
よろしくお願ひします。
○藤本政府参考人 お答え申し上げます。

幾つか要因はあろうかと思ひますけれども、
一つは、やはり、中小・小規模事業者の方、
そもそもキャッシュレスへの取組、今先生御
指摘のように、興味はあるけれども、やる手
間がかかるんじゃないか、あるいはコストが
かかるんじゃないか、あるいはコストがかか
るんじゃないか、あるいはコストがかかるん
じゃないか、あるいはコストがかかるんじや
ないか、あるいはコストがかかるんじゃない
か、あるいはコストがかかるんじゃないか、
あるいはコストがかかるんじゃないか、ある
方が乗つてきていただかないという実態が
あるということ。

それから、二つ目に、なかなか、装
備はしたけれども、それほどやはり使わ
れていない、そういったような実態もあ
るというところを私どももさまざまな事
業者の方から聞いておりまして、そう
いったことで、これまで中小のところに
ついてなかなか進んでこなかったとい
うようなことが大きな背景であるとい
うふうに認識してございます。
○浅野委員 ぜひ、その認識されてい
る課題を踏まえて御対応をお願いしたい
と思ひます。

それでは、次の質問に移りますが、質
問を一つ飛ばさせていただきます、制度
の複雑さに関する質問をさせていただきます
と思ひます。これも、これまで予算委員
会でもたびたび触れられておりますけ
れども。

まず、資料の五をごらんいただきたい
んですが、今回、フランチャイズ加盟店
の場合にはポイントが二%分還元され
るという制度であります。しかしなが
ら、フランチャイズの店舗なら無条件
で全てこの対象になるかという点と
実はそうではなくて、この図にある
ように、フランチャイジー、要するに
看板を借りて店舗を営んでいるオー
ナーが中小・小規模事業者に該当す
る場合にのみ国からポイント還元が
受けられる、そして、店舗運営の
主体が、つまりオーナーが大企業だ
った場合にはフランチャイジーの直
営店だった場合はこのポイント還元
の対象にならないということなん
です。

というところは、直営店や大企業が
運営する店舗については還元は受け
られない、国からの還元はおりませ
んから、消費者はメリットを享受で
きないという理解でいいのかな。そ
この答弁

をお願いいたします。

○藤本政府参考人 お答え申し上げます。
この補助制度の趣旨にしましては、冒
頭大臣から御答弁申し上げましたよ
うに、大企業に比してなかなかセル
ススキャンペーンを行ないづらい中
小企業への支援であるということ
で、今回、補助の対象となるもの
については中小企業の小売店、サ
ービス業に限られるということ
でございます。

したがしまして、コンビニエンス
ストアなどのチェーンで、同じ看板
を掲げていても、運営主体によ
つて中小に当たるとは国の補助
対象となるというところでは
国は補助対象とならないとい
うところでございます。

一方で、じゃ、実際にどう対応
されるかというのは、これはチ
ェーン本部のそれぞれの御判断
でございます、例えば、今私
どもも聞いています、大手の
コンビニエンスチェーンにつ
いては、中小については補助
を受ける、補助を受けられ
ない分については自分たち
のものと予定しているさ
まざまなキャンペーンの中
で同じように二%還元とい
うことを取り組む、したが
って、チェーンとしてはど
こへ行つても同じサービ
スが受けられるという形に
したいというふうなことを、
今、大手のコンビニエンス
チェーンからは、私ども、
検討状況を聞いています
ところでございます。

○浅野委員 大手のコンビニエンス
チェーンはさう言っているか
もしれませんが、制度上は、
特に大企業や直営店に
対して、消費者に対して
還元しないという責任は
発生しないわけですね。
ですから、ある意味
企業任せになつていま
す。消費者からしたら、
自分の家の近くにある
コンビニで買ったとき
は還元が受けられ
たけれども、出張した
とき、都内の大きな
コンビニで買ったとき
は還元が受けられ
ないとか、非常にこれ
がわかりづら
いですから、そのあた
りの複雑さ、わか
りづらさ

というのはいずれは正するように、これは法律で決めてほしいとかルールをつくってほしいとかではなく、まずは大手事業者に対して経産省から要請なり協力依頼を出しているとは思いますが、そのあたり、どうでしょうか。

○世耕国務大臣 フランチャイズチェーンというのは、やはりブランドの統一感とかそういうものが極めて重要でありますから、本社直営の大企業に当たる店舗であっても、恐らく私は統一的にやっていくだろう。今、我々も濃密にコミュニケーションをやっております、こういうフランチャイズのチェーン店とも。我々の感触では、統一的に二%で対応をしていただけるのではないかと、いうふうに考えています。

○浅野委員 コミュニケーションをとっていただいているということですが、大事なことは、大手は確かにそういう余裕があるかもしれませんが、やはり会社の、フランチャイズを運営している本部の運営状況、経営状況によっては、異なる判断をする場合もゼロではありません。可能性はいえ、ゼロではありませんから、そこをしっかりとゼロに限りなく近づけるような取組をお願いいたします。

そして、次の資料六をごらんいただきたいんですけども、これもよく指摘されています、軽減税率とポイント還元制度が組み合わせると、消費者にとつて非常にわかりづらい仕組みになってしまうということでもあります。

消費税が一〇%で、軽減税率も受けず、キャッシュレス決済もしなかった場合は一〇%がそのまま乗っかりますし、軽減税率が適用されれば八%、さらに、キャッシュレス決済を組み合わせたことで、八%から更に六%になり、三%になる、軽減税率の対象でない商品についてもキャッシュレス決済は適用されますから、それぞれ八%と五%という実質負担になるわけです。これを見るだけでも六パターンあるわけです。非常にわかりづらい。

国の方でもわかりづらさに対策はするという方

針を示されているんですけども、ポイント還元率が二%か五%かというのをすっかり頭にに入れて買物に出かける消費者というのはないわけですね。店舗に行つて、この店舗がどうなんだろうというのを知らなければいけないんですけれども、それに対して具体的にどういうことを考えているのか、お聞かせ願いますか。

○藤本政府参考人 お答え申し上げます。

今回、五%の還元となるお店と、フランチャイズチェーンなどのように二%の還元となるお店ができるということでございますので、今御指摘のように、消費者が混乱しないように、参加店舗それから還元率の違いというのを一目で認識できるように統一したポスターを店頭に掲示していただくということ、まず取組をしていきたいと思

います。その上で、例えば、お店に行かなければわからないということではなくて、あらかじめ、例えばアプリのようなもので、この地域ではこういうお店がポイント還元を行っていて、そこについて五%である、二%であるといったようなことがわかるというふうなものを用意するといったようなことも準備を進めていきたいと思っております。

いずれにしても、制度の意義、内容について、わかりやすく消費者の皆さんにお伝えしていくというところで、努力をしていきたいというふうに思っております。

○浅野委員 店頭に明示するという話なんですけれども、ここはぜひ注意していただきたいのは、ポスターとかを張つて一目でわかるようにするというのはいいいと思います、それで十分かどうかは別としても、ちよつとケアをしていただきたいのは、今回、この制度に、事業に参加されていない事業者についてはポスターも何も張っていないわけですね。ですから、はたから見ると、このお店は得だ、この店は得じゃないというのがわかりやすいのは一方でいいんですが、裏を返せば、消費者がこれまで以上にその事業参加企業、店舗

に偏ることになると思います。

参加していない事業者にとつては非常に売上げが落ちてしまうかもしれない、経営がかなり傾いてしまうかもしれない、そんなことも起こり得るわけですから、この部分をどうケアしていくかというの是非常に難しい問題だと思います、消費者心理の問題なので。

ですけれども、だからこそ、先ほどの二%という割合を上げなきゃいけない、上げる努力をしなければいけないと思つてですね。ですから、ぜひ、またそこに戻りますけれども、お願いしたいということでもあります。

それでは、続きまして、まだこの事業についてはいろいろな懸念点がございまして。ポイント還元にかかわるさまざまな問題が指摘されていますけれども、ここからは、いわゆる税込み、税抜きの問題、そして未使用ポイントはどうするんだという問題、これについてちよつと個別に伺つていきたいと思つています。

資料の七をごらんください。

資料の七は、「ポイント還元制度の「税込み／税抜き問題」と書いてありますけれども、左側に表が掲載してございます。これは、総務省統計局が平成二十九年に出した家計調査報告の情報を一部抜粋したのになります。

二人以上の世帯が大体月平均どれくらい支出をしているかというのを調査した結果なんですけれども、月平均の消費は二十八万二千八百八十八円というところであります。その下に各費目が並んでいます。食料に充てたお金、住居に充てたお金、光熱費、水道料金に充てたお金と、それぞれ記載されています。

これは、ちよつと我が家のケースで恐縮なんです、我が家がキャッシュレス決済をしている項目に星印をつけてあります。食料品を買うとき、光熱費、水道代。あとはお洋服や靴を買うとき、あとは保険料ですね、病院での決済。そして携帯電話などの交通・通信費。

こういったものを抜き出しますと、これを、大

体我が家の場合はもう八割、九割の比率でキャッシュレス決済をしていますけれども、仮に五割でこの項目をキャッシュレス決済して、九カ月これを続けたことを仮定したときには、大体七十万円ぐらいになるわけですね、平均支出から単純計算すると。

では、どれくらいポイント還元されるか。頑張つて五%還元のお店で全てを買った場合、この還元金額は三万五千三百十円になります。税込み価格に対して還元されればこの金額です、税抜き価格に還元された場合は三万二千二百円になるという試算で、その差三千二百十円なんです。

それで、今、税込みに対してポイント還元をするのか、税抜き価格に対してポイント還元をするのかというの、は、決済事業者によって異なっているということも聞いていますけれども、実際、その実態について御説明いただけますでしょうか。

○世耕国務大臣 これは、星印をつけていただいで、計算していただいて、おもしろいんですけども、ちよつと幾つか申し上げますと、光熱・水道というのは、これは恐らく、電力会社、ガス会社は、これは大企業になりますのでそもそも対象にならない可能性、中小の、例えば太陽光発電の新電力に御加入でクレジットカードで払つておられたら対応になるかわかりませんが、これは基本的にはならないし、水道は、これは公営事業ですから、ならないわけでもあります。

また、保健医療も、これがいわゆる医療費ということ、あるいは調剤薬局で買つた薬ということになると、これはそもそも消費税がかかっておりませんので対象になりません。ただ、一方で、ドラッグストアで胃薬を買われたりとかということだと入ってくるわけでもあります。

交通・通信に関しては、これもほとんど大企業であります。通信はほぼ大企業だと思いますし、交通も、高速道路は全て大企業に当たりますし、鉄道で一部、中小企業に当たる鉄道、例えば和歌山では紀州鉄道という数千メートルの鉄道会社が

ありますが、それがキャッシュレスであれば対象になります。これもおおむね対象にはならないのかなというふうに思っております。

ちよつといろいろ、何が対象になるかというのは、基本は中小企業で、かつ消費税がかかっているものをキャッシュレスというふうに考えていただければわかりやすいのかなというふうに思っているところでございます。

○藤本政府参考人 税抜き、税込みの議論でございます。

基本的に、私も、税込み価格に対してポイントを支与するという原則にしようというところで考えてございます。実際に、多くの決済事業者において、税込み価格に対するポイント付与という実態があるというふうに承知してございます。

一方で、私も、今回の事業の一つのポイントといたしましては、既存の決済インフラを使わせていただく。要するに、このために新しいシステムを大々的につくるということでは、確かにコストの面で問題がありますし、それから、その後についていかないという問題もありますので、既存の事業者の方の決済インフラを使わせていただくということを重点に置いておまして、その観点から、一部のポイントシステムにおいて税抜き価格ということでポイントを出されている方もいらっしゃるということでございますので、こういったものについては統一はなかなか難しいということでございますので、例外としてこういったものについても認めるということにしたいと思っておりますが、その場合は、消費者に対してわかりやすく明示していただくというように求めていきたいというふうに思っているところでございます。

○浅野委員 まず冒頭、大臣の方から御指摘をいただきます。ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、消費税がかかるものなので、光熱費、水道代なんかは、このポイント還元の対象にならないことはあるんですけども……

（世耕国務大臣「大企業」と呼ぶ大企業の場合はですね。ただ、消費者はそのくらいの理解しかない状態でこの事業を活用することになると思いたすので、そういう意味では、更にシンプル化は必要なんじゃないかと思いたす。）

今の税込み、税抜きの対応方針なんですけど、既存インフラを使うので税抜きに対するポイント還元も例外的に認めなければいけないし、その際には消費者に明示をしていくということなんですけど、やはり、消費者からしたらその差は納得できるのかどうかということについて言えば、私は、やはりそこには不公平さを感じる消費者の方はたくさんいらっしゃるんじゃないかと思うんです。できるだけ条件をイコールにする努力をすべさだと思いたす。

そこで、ここは提案なんですけれども、税抜きでポイント還元をする事業者の場合は、まあ、税込みか税抜きかというのは、要するに消費税分一〇％を対象にしているかしていないかですよね。これは逆算できますよね。ですから、税抜きでポイント還元をしている事業者については、その分、逆算をするプロセスを回していただくとか、国の方からも、その部分を算術計算に一部入れていただければ済むんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○藤本政府参考人 お答え申し上げます。

一つは、先ほど来御答弁しておりますように、今あるシステムをそのまま使うということでございますので、消費者の方は、今持っていられっしゃるカードがそもそも税抜きでポイントがついているのか税込みでついているのか、今現在も違った状態になっているということでございます。我々は、その状態をあえてここでは変更するのは難しいので、そのまま使わせていただくということでございますので、新たにここで不公平が生じるということでは必ずしもないのではないかと思っております。ただ、一方で、確かに、わかりやすく明示をしていくことは重要だと思いたす。

それから、もう一点といたしまして、実際に私も補助するのは、実際にカード会社ならカード会社が消費者の方につけたポイント、これに対して補助を払うということでございますので、当然、税抜きでつけられた事業者の方はポイントが少なくなっているわけでございますので、当然、国からの補助はその分少なくなっているということではないかと思っております。

○浅野委員 消費者からしてみれば、確かに、自分の持っているカードが税込みに対してつけているのか税抜きに対してつけているのか、だからこのは一々気にしていないと思うんです。だからこそ、そこは国がちゃんとイコール条件にすべきだという話なんですけれども、ここは考え方の違いなんです。ただ、消費者としては、その部分、制度上はやはり平等にする努力をするべきだと思いたす。

これはシステムの改修の問題なのか、それとも、システムの中に入れる係数の問題なのか。ひよつとしたら数字を一つ変えれば済む話かもしれません。ぜひそこは事業者の方々とよく相談をしていただいて、できることなら検討を実施をしていただきたいと思いたす。

では、続いて、未使用ポイント問題の方に移らせていただきます。

資料の八をごらんください。

これは、ちよつと私が経産省の方から聞き取りをして、それをイメージにまとめてみたものなんですけれども、今、経産省の方ではポイントの還元の方法を二種類考えているということだそうなんです。一つは、支払った金額に対してポイントを支与して、そのポイント自体は後日使うという一般的なポイント制度、もう一つは、その場で商品の価格からその還元分を差引いて、少し安い金額で買えるというやり方、即時使用というふう書いてありますけれども、この二つの使い方を想定しているということでありま。

問題は、きょう指摘をしたいのは、この二つの使い方によって経産省から決済事業者に補助される

お金が変わるということをお伺いしたので、そのあたりをまずは確認をさせていただきたいんです。

これはちよつとわかりやすく一万円の商品を買った絵を準備していただきますけれども、後日ポイントを使うような形で購入した場合と即時その場で値引きをする形で使った場合とで、国から決済事業者における補助金の内容は変わりますでしょうか、変わらなんでしょうか。

○藤本政府参考人 お答え申し上げます。

この書いていただいた絵で申し上げますと、（一）のパターン、これがいわゆる典型的なものでございまして、我々もこれが原則であるというふうに思っております。このケースで申し上げますと、ポイントを支与した、この付与した分について我々は補助を行うということになるわけでございます。

一方で、ただ、これが原則ではありますけれども、先ほど申し上げましたように、今のシステムをなるべく有効活用するという観点で、こういうやり方ができない事業者の方がいらっしゃると思います。そういう方については例外的に右側のようなやり方も認めるということで、これは端的に申し上げれば、お買物をした段階で直ちにクーポンのようものが出てきて、それがその場ですぐ使えるというふうなタイプのサービスをされている事業者の方であります。そういうふうな方については、まさにその場でポイントが出てその場でポイントが消費されるという形でお使いいただくということでございます。これも同様に、同じような考え方で、出てきたクーポン、即時相殺されたわけでありまして、相殺分について補助をさせていただきますというふうに思っております。

今先生御指摘の点は、恐らくポイントの失効という問題ではないかと思っております。

左側のポイントの場合、後日使うということですが、ポイントの場合、例えば一年で期限が来てしまうようなものについては、一年間使われないと失効してしまうというケースがあり

ます。この分まで含めて補助をしてしましますと、これは決済事業者の方に不当な利益が残るということになりまして、この失効分については割り引いて補助をさせていただくという考え方でございます。

○浅野委員 今の最後の部分、失効分については割り引いて支給するという点であります。具体的には、今の程度割り引くのかという点について、答弁をお願いできますでしょうか。

○藤本政府参考人 お答え申し上げます。

どういったタイプのポイントを使っているかによって違いはありますし、また、各社の、一年で失効なのか半年で失効なのかによっても数字が違ってくるわけですが、私ども、基本的には、各社、各事業者が把握されている過去の失効率、これを差し引いて補助をするという原則をいたします。

ただし、この失効率が算定できない事業者の方が仮にいらっしゃる場合には、こちらで一定の数字を置いていただくことになっていて、例えば、店舗で直接使用できるポイントを出されている事業者の方は、それから、そうでない一般的なポイントの場合は四〇％という数字を置いていただくことになっております。

○浅野委員 八％と四〇％分を差引いて支給するということでありまして、これは、私も経産省の方から伺いました。実際、過去の実績に基づいてこの八％と四〇％、差引く分を算出しているんだと。

ただ、今回見落としていて私は感じるのは、クレジットカードだったりポイントカードのポイント還元率というのは、大体今あるものと〇・五パーとか一％の還元なんです。皆さんが持っているクレジットカードのポイント還元率を多分見ていただくと、〇・五％還元とか一％還元、最近では一・五とか二％というのが出てきたようなんですが、やはり一％前後なんです。今回は、そこに加えて五％上乗せ、ないし二％上乗せされて還元されるわけです。要するに、何が起るのか

というのと、ポイントががんとたまるんですよ。

何でポイントが消費されないかといえども、たまるまでに時間がかかるので消費されないという要素と、それ以外には、システムが使いづらくとか交換できるサービスが少ないとかいろいろあるんですけれども、決定的にこれまではこれから違うのはポイントのたまるスピードなんです。それだけ早くたまれば、ポイントの失効率も上がるはずで、上がると思います。

ですから、その部分について、今八％、四〇％というふうな仮置きをいたしますけれども、先ほど大臣がおっしゃったように、一カ月ごとに数字を見るのであれば、ぜひそこもモニタリングをして、この差引く分というのはしっかりと実態に合ったものにしていただきたい。

これは、決済事業者が、このポイント還元事業に協力をしていただく事業者が、自分の自腹を切ってどんどんどんどんそれをするにもなりかねませんので、ぜひそこは是正をする方向で検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○藤本政府参考人 済みません。先ほど御答弁した中で、少し誤解があったら恐縮なんですけれども、四〇％、八％というのは、あくまでも自分の過去の実績データを出せない事業者の方についてその数字でやらせていただくことになってございまして、基本的には、各事業者のきちっとした過去の実績データ、これに基づいてやらせていただくというところを、我々としては、そういうきちっとしたデータを出していただきたい、それに基づいて補助制度を執行していきたいというふうなところでございまして。

○浅野委員 実績がある決済事業者と、これからQRコード決済でどんどん顧客をふやしてやっていくという事業者が当然いますよね。

私が指摘しているのは、これまでの実績がない企業で、これからどんどん実績が積み上がってポイントとどんどん消費する、消費を促進するカード会社だっているはずなんです。そのカード会社

に対しては、決済事業者に対して、いつまでも八％、四〇％、九カ月間という期限付だけれども、相当な金額規模になることだって想定されまから、その部分についてのお話をしています。いかがでしょうか。

○世耕国務大臣 モニタリングは一カ月とか三カ月単位でやっていきますけれども、ポイントの使用状況となりますと、これはなかなか、もうちょっと時間がかかるんじゃないかなとも思われるわけですが、今、藤本審議官がお答えしたように、基本的には、過去実績のある事業者はきちっと実績の数値に基づいてやっていきますし、その他の事業者についてはおおむねの数字でやらせていきますけれども、いずれにしても、よく状況は見てまいりたいと思います。

事業者にとっては、我々かなり厳しくやります。決済事業者がこのことでもうかるようなことがあってはいけないと思っています。決済事業者にとつては、多少損が出たとしても、やはり顧客の囲い込みという大きなメリットはあるんじゃないかというふうなことを考えています。

○浅野委員 この未使用ポイントが事業者の利益にしていけない。それは私も同感です。ですから、ぜひ実態に合わせた運営というのはお願いしたいと思っています。

ちよつときような時間の関係で、このキャッシュレス決済については次の質問を最後にさせていただきます。

恒久的なキャッシュレス決済促進策について質問させていただきます。

今回は九カ月の期限付の事業ですけれども、その先に、二〇二五年四〇％という目標があるわけですが、その間の対応についていかように考えているのか、答弁をお願いいたします。

○藤本政府参考人 お答えを申し上げます。

まさに、今回のポイント制度、ことしの十月から始まりまして九カ月間ということになるわけでございますので、その先、更にキャッシュレスを進めていくためにということでございます。

一つは、先ほど申し上げましたように、なかなかキャッシュレス決済が進まないということの一つの原因に、お店の側の負担、手数料の負担であったり、あるいは機器の負担であったりというようなことがあるわけでございます。こういふものについて、今回こういった補助制度を行うことによって、決済事業者間の競争のようものが生まれて下がっていくといったようなことを、我々としては引き続き促していきたいと思っております。

それから、最近あらわれてきておりますQR決済のように、比較的成本が低く導入できるような決済事業者の方も出てきています。これに關しましては、先ほど御答弁申し上げましたが、例えばQRコードの標準化というようなことを進める中で、より参入しやすい、新しい方が参入しやすい環境をつくっていくということでコストを下げていくというのが、一つのポイントだと思っております。

それから、もう一つは、消費者の方にとって安全で、そして便利であるという環境をつくっていくということが重要であると思っております。今でも、セキュリティ対策、一生懸命取り組んでおりますけれども、更にこれらのグレードを上げて、より安心、安全な環境をつくっていく。そして、さらには、消費者の皆さんに使って便利なサービスを提供していただくということで、これは決済事業者の方と知恵と工夫で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。

特に、私は、最後に、意見にとどめますが、最後の利便性の向上、これが非常に大事だと思います。手数料を削減するというのは、あくまで導入をする事業者側のメリットであって、消費者にとつての直接のメリットではありません。じゃ、キャッシュレスの設置が日本全国あらゆる場所に普及したという場合であっても、現金の方がいいとか、キャッシュレスに付加価値を感じてもらえなければ、やはり浸透はしていきません。そこ

で、付加価値を生む新しいサービスの創造ですとか、キャッシュレス決済データを活用した国民生活の利便性向上といった部分で、ぜひこちらについても重点的に取り組んでいただきたいというのを申し上げさせていただきます。

キャッシュレスについては以上で質問を終わらせていただきます。残りの時間で知的財産権の活用促進に向けた知財紛争処理システムのあり方について質問をさせていただきます。宗像長官、よろしく願います。

まず最初に、現状認識をしたいと思います。今の国内の特許、商標、意匠などの出願実績と、企業規模などによる違いについて、簡単に御紹介をいただけますでしょうか。

○宗像政府参考人 お答えいたします。

二〇一八年における、海外を除きまして、国内からの出願件数は、特許について二十五万四千件、商標十四万五千件、意匠が二万三千件でございます。

このうち中小企業による出願件数は、二〇一七年の値となりますけれども、特許が四万件、商標が九万四千件、意匠が九千件でございます。

この国内からの出願に占める中小企業の割合は、いずれも増加しております。二〇一三年と一七年を比較いたしますと、特許は二・二%から一五・三%、商標は五三%から六〇・七%、意匠は三五・五%から三七・四%となっております。

○浅野委員 ありがとうございます。

今の御紹介いただいた数字、以前もこの委員会の中で伺ったことがありますけれども、特に特許については、中小企業が全企業の九%近くを占めるにもかかわらず、出願比率としては一五%と、なかなか出願活動が活性化しないという現状であります。

今回、今国会で提出を予定されている特許法の改正案に向けたその前段の議論をきようはさせていただきます。また、要するに、この法改正の前提にある課題認識というのはどう

いうものなのか。そしてまた、昨年は特許法の改正でインカメラ手続というのが創設されましたし、まだそれは施行されていません。前回の法改正が施行される前の段階で矢張り早く今回改正をしようと思っているその意図について伺いをします。

○宗像政府参考人 お答えいたします。

先生の配付資料でも資料十などにデータが出ておりますけれども、今の実態といたしましては、特許訴訟の課題の中に、製法特許とかソフトウェア特許など、製品を見ただけでは侵害の有無を確認できないものがあるという状況がございます。調査能力に乏しい中小・ベンチャー企業にとっては、こういう類の特許が侵害されたらどうしようもないということになりがちでございます。

昨年の法改正でございますけれども、これは、裁判所が非公開で書類などを確認する手続、これを拡充するものでございまして、今般提出された法案における査証制度というのは、対応する課題が異なっております。つまり、昨年の法改正は、裁判所が書類提出命令などによって適正かつ迅速に証拠を集められるようにするというところで、それ以前は、裁判所の書類提出命令が発令をされて、それを受けた当事者が提出を拒む場合に、その正当な理由があるかどうかを裁判所が確認するためにのみ使われていた非公開の手続を、そもそも、書類提出命令を出す前に、その書類が提出されることが確かにならなければならないというところから、はじめ裁判所が確認しようとする際にも使えるようにするというものでございました。

他方、冒頭申し上げました製法特許とかソフトウェア特許など、買ってきて分解したわけじゃわからないとか、そもそも手に入らないといったものが侵害の有無を確認できないといった問題は引き続き残っております。今回の改正案は、この問題を解決するために、専門家が現地で必要な情報を収集できる仕組みを創設するものでございます。

制度の見直しは、関係者の合意ができることから少しずつ前に進めていかざるを得ないところがございます。本件につきましては、海外の特定の制度についてもいろいろ懸念の議論はあったんですけれども、それを、特定のものを念頭に置くといいよりは、では日本の環境で機能する制度とは、今日の前にある問題を解決できるような制度というのはいくらなんでもなんだろうかという制度の詳細な設計につきまして、特に昨年の秋以降、産業界そして裁判所とさまざまな場で集中的に議論を重ねまして、その中で関係者の懸念を一つ一つ解決してまいりまして、最終的に了解が得られたところでございます。

オープンイノベーションが進む中で、中小企業が、いろいろなチャンスがあります。その中で、権利処理をお取引先に任せるのではなくて、みずから権利処理をするということが当たり前になってきた。そのために私どもでできることはスピード感を持って取り組みたいと考えておりまして、今国会にこの法案を提出させていただいたところでございます。

○浅野委員 対象が異なるからということなんですけれども、ちょっと私の理解が違っていたらまた答弁をいただきたいんですが、私の認識では、昨年のインカメラ手続も、ことし予定されている法改正も、権利訴訟になったときにいち早く証拠の調在、証拠を出しやすくして、訴訟を早く収束させるための法改正だと思っております。

昨年はインカメラ手続の部分だけが創設をされましたが、その効果を検証せずに、ことしいきなり、現場に立ち入って査察をすることができるような法改正をしようとしているわけでは、なぜそんなに急ぐんだらうか、昨年創設した制度をしっかりと検証してからでもいいんじゃないかというふうな感じはしています。

なぜその部分、急ぐのかという部分については、今の対象が違いうからという答えだとちょっと聞いていての方にとってもわかりづらいと思いますので、もう少しわかりやすく答弁をいただけます

でしょうか。

○宗像政府参考人 ありがとうございます。

対象が違いうことに加えて、そもそも、文書提出命令の発令を円滑にするということだけで解決できる問題というのは限られていたということでございます。

そして、BツーB製品で市場に出回っていないからなかなか中小企業では入手できないとか、買ってきて分解しただけではつくり方などはわからないといったようなものについて、これは、文書提出命令を出しやすくするだけでは問題が解決しません。この問題については、もちろんその認識はされていたんですけれども、それを具体的にどういう制度で解決すればいいのかということについて、なかなか関係者のコンセンサスができなかったということがございます。

現場に専門家が立ち入れば、その専門家の身分を、非常に公正中立なものになるような仕組みを設けてはおりますのですけれども、やはり営業秘密が漏えいするのではないかと心配もござい

ます。

そこで、例えば、発令要件を非常に厳格にいたしました。確かに侵害の立証に必要だとか、ほかの手段ではできないとか、受ける側の負担が余り過度にならないといったような発令要件を設けずし、営業秘密も、非常に、具体的にさまざまな措置を講じまして、営業秘密の漏えいを防ぐという設計をいたしております。

これを一つ一つ手続のフローに沿って、いろいろな御懸念を伺いながら、では、こうしたらどうだろう、ああしたらどうだろうという議論を重ねる中で、特定の、海外の制度で、ああいうことはちょっと日本ではなかなか心配だねという議論である種どまっていたものを、もう少し掘り下げて、では、今日の前にある問題を日本で解決するために、どういう制度ならば回るだろうかということ、制度を使う側、使われる側双方の意見を聞いて議論を重ねた結果、こういう設計であればそこは、懸念はクリアされるということで、法

案として提出させていただく素地が整ったということで、今国会に出させていたいただきました。

では、なぜ前の文書提出命令を出しやすくするというこの施行を待たなかったのかということであり、明らかなに文書提出命令を出しやすくするというだけでは解決されない問題が残っているということでございましたので、その制度の改正効果を見るだけではなくて、合意ができた以上は、少しでもスピード感を持って前に進んでいくということで出させていただいたところでございます。

○赤羽委員長 浅野委員、申合せの時間が経過しております。簡潔にお願いいたします。

○浅野委員 はい。

では、最後、きょうの質疑を総括をする意味でも、まず、今の特許の関係ですけれども……

○赤羽委員長 申合せの時間が過ぎておりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

○浅野委員 はい、わかりました。
では、ポイント還元事業について、最後、お願いです。

○赤羽委員長 時間が来ているんです。

○浅野委員 ぜひ消費者にとってわかりやすい制度にしてください。

以上です。

○赤羽委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時開議

○赤羽委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。宮川伸さん。

○宮川(伸)委員 立憲民主党の宮川伸でございます。

きょうは、東京電力から文芸副社長いらっしゃいます。まことにありがとうございます。

さて、福島第一原発の事故から八年がたちまし

た。復興、賠償、廃炉と、多くの方々が携わり、そして多くのお金が投入されたわけでありすが、一定の成果はあったというように思いますけれども、しかし、まだ、いまだ復興は途上であり、多くの方々が故郷に戻るということができないという状況になっているというふうに思います。

そういった中で、八年たつて、あのときの恐怖あるいは悲しみ、そういったものが風化してきているのではないかと、そして政府においても、あのときの緊張感が少しづつ、あるいは責任感が薄れてきているのではないかと、そういった問題意識も持っており、きょうは原発に関して御質問させていただきます。

まず最初に、原子力損害賠償紛争解決センター、いわゆるADRに関して質問いたします。

二月の二十五日の予算委員会、我が党の枝野幸男代表もこのことに関して世耕大臣に質問をしておりますが、「三つの誓い」あるいは和解仲介案の尊重というものと、枝野代表があつたときの尊重と対して拒否するということは想定していなかった、そして、何度も社長と会って、しっかりと和解案に関しては受け入れてほしいというような趣旨のことを申し上げたというように、この予算委員会の中でも議論がされていたというように思います。

そして、これまでに東京電力側がADRの和解案を拒否した件数がありますが、百二十一件という答弁がありました。そして昨年、平成三十年に關しては、五十件近い案件に關して東京電力側が和解案を拒否したということでございます。

これをちよつと人数で、枝野代表の質問のときも人数がちよつと出ていたんですが、人数でいうと、東京電力が和解案を拒否したというその対象の人数、そして、申立人総数に対する割合というのは、どういふ数字になっていますでしょうか。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。
平成三十年十二月末現在で、ADRセンターが公表している資料でございますけれども、東京電

力に和解案を拒否された申立人の人数は一万七千七十三人であるというふうに承知しております。(宮川(伸)委員「パーセンテージは」と呼ぶ)

パーセンテージは、その申立人の総数に占める割合は一五・八%と承知しております。

○宮川(伸)委員 一五・八%が拒否されている、人数でいうとそういうことだということでありすが、最後の一人まで賠償を貫徹するというような、そういったものとはやはりまだほど遠い状況になっているのではないかと、というふうに思っています。

時間が余りないので、幾つものケースは見れませんが、ちよつと一つ、具体的なケースを一つだけも見ればと思います。

福島市の渡利地区のケース、二〇一四年九月に、自主避難に申立てをしているケースがありすが、これがどのような概要であるか、簡単に御説明いただけますでしょうか。

○松永政府参考人 福島県の渡利地区の住民による集団ADRのケースでございます。

二〇一五年七月以降、福島市の渡利地区の住民から三千百三十九名が、精神的損害についてADRセンターに対して申立てを行ったというふうに承知しております。

これに対して、一時金を和解案として、四百七十六名の申立人に対しての和解案が出ているところでございますけれども、東京電力、和解に至らず、この渡利地区のADRについては打ち切りになったというふうに承知しております。

○宮川(伸)委員 今の説明に私の理解も含めて少しつけ足すと、この福島市の渡利地区というのは自主避難地域ということですが、その中に、スポーツ、スポーツで非常に線量が高いところがある、そういうところを特定避難勧奨地点としてやるわけですが、この申立てでは、この特定避難勧奨地点に匹敵するような高線量が出ている、そういった中で、三千百三十九名から申立てがあつたわけですが、これをADRセンターの方

は、その高線量のところから半径五百メートルの

中の四百七十六名に關しては十萬円の賠償を認めたらどうかという和解案を出したということだというふうに私は理解をしています。

これに対して、東京電力が和解案を拒否をしたということでありすが、これが正しかったかどうかというのはちよつとこでやるべき話ではありせんけれども、このような例が百二十一件近くあるというふうに私は理解をしています。

私自身は、この話、幾つかほかの例も、私、実際に弁護士さんとも、ちよつとお話を聞いたこともしたんですが、被災者の方々に寄り添う気持ち、あるいは事故に対する責任感というのが薄れつつあるのではないかと、というふうに思います。そして、この「三つの誓い」あるいは和解仲介案の尊重というのをもう一度確認する必要がある。

そういったものに基づいて、この今の東京電力の拒否ということに対してどうしていくのか、大臣の方からコメントをいただきたいと思います。

○世耕国務大臣 今、集団ADRのことをお話しになっているわけでありすが、理由で拒否をしている、受け入れられないというわけではなくて、実際に、集団ADRであっても、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められる場合には、受け入れたものもあるというふうに聞いております。

また、仲介委員がどのようなお考えのもとに和解案を提示されたかということ、これは我々知る立場にはないわけでありすが、東京電力からは、個別事情を考慮しても事故との相当因果関係のある損害を認めることが困難な場合や、一定の集団が主張する個別事情における共通の事情が既に中間指針における損害額の算定において考慮されている場合などでは和解案を受け入れることができないというふうに聞いております。

東京電力は、このいわゆる集団ADR案件の和解案を受け入れ拒否した後であっても、個別にお話

証拠収集手続きの創設について

2019.4.12 (fri) 経済産業委員会

現状・課題意識

- 特許法改正により、裁判所が任命した専門家による証拠収集の制度が創設。
- 専門家は幅広い職種から指定され、秘密保持義務を課される。
- 専門家は高度な知識及び技能が求められることから、業界関係者である場合もあり得るため、中立かどうかの判断が難しい。

委員会での 浅野の発言要約

「今後、さまざまな分野で知財訴訟が起こり得る中で、誰が中立なのかという判断の見極めは非常に難しくなる。証拠収集手続きを行なう人物要件についてはしっかりと明確化すべき。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「査証人については技術と訴訟手続きの双方に精通した公平な専門家を確保しなければならないと考えている。知的財産権関係の専門委員の名簿を査証人の選定でも活用できるよう整備する。」



門田政府参考人

中小企業・スタートアップ企業に対する支援について

2019.4.12 (fri) 経済産業委員会

現状・課題意識

- デジタル革命によりオープンイノベーションが進み、中小・ベンチャー企業が飛躍するチャンスが拡大。
- 他方、支援窓口が複数存在。「どこに相談したら良いかわからない」など戸惑いの声が多数。
- 事業者視点でのユーザーフレンドリーな取り組みが必要。

委員会での 浅野の発言要約

「中小企業・スタートアップ企業の多くの場合、知財訴訟に対する経験や人的リソースに乏しいことが想定される。支援窓口の簡素化など、中小企業経営者に配慮した支援体制の強化を求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「全国に知財総合支援窓口を設置し、専門家が相談を受け付ける体制を整備している。引き続き、権利取得や活用のみならず、知財訴訟のリスク、備えの必要性についても情報提供や助言を実施していく。」



米村政府参考人

海外の証拠収集制度の利活用支援について

2019.4.12 (fri) 経済産業委員会

現状・課題意識

- 海外における知財権侵害は日本企業の稼ぐ力をそぐ重大な問題。
- 米国のディスカバリー制度をはじめ、諸外国では強力な証拠収集制度が存在。
- 海外の証拠収集制度を活用して入手した証拠は国内の訴訟でも使える。

委員会での 浅野の発言要約

「今後、海外で証拠を取得して日本国内の協議に生かすようなアプローチも十分考えられる。海外の証拠収集制度の利活用や支援するような取組みを求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「日本企業の知財権侵害の対応を支援するため、ジェトロなどに専門家を配置したり、中小企業における海外知財訴訟に係る費用の一部を補助などの支援策を講じていく。」



米村政府参考人

れども、この制度設計に当たっては、本人訴訟をしている場合、この査証制度を利用できないですとか、これは別にできたんじゃないかなというふうにも思ったりもします。私は、それなので、今、まだ本人訴訟との絡みで課題が残っているとおっしゃったので、ぜひちょっと御検討いただければと思います。

最後に、もう時間も間近ですので、ちょっと今の議論を聞いて、本当に日本の大切な技術流出、こちらを担保できるのかという観点について、所見を、大臣、お聞かせいただければ幸いです。

○世耕国務大臣 今の質疑、非常に私も聞いていて勉強になった面があるわけでありまして、けれども、当然、我々は技術を守るためにこの法改正を行って行くわけでありまして、その趣旨にのっとった運用になるように、これは裁判所が絡む件ではありますけれども、しっかりと政府としては努めてまいりたいというふうに思います。

○松平委員 済みません、どうもありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。失礼します。

○赤羽委員長 次に、浅野哲さん。

○浅野委員 国民民主党、浅野哲でございます。本日はよろしくお願ひいたします。早速質問に入りたいと思いますけれども、今回の特許法等の改正について、この必要性、改正するに当たっての立法事実から、まずは確認をさせていただきたいと思ひます。

今回、特許庁の方から事前に説明を受けた資料によれば、デジタル革命によって業種の垣根が崩れてオープンイノベーションが進んでいく、そして、中小・ベンチャー企業がすぐれた技術を生かして飛躍するチャンスが拡大していく中で、取得した特許をしっかりと守れるように訴訟制度を改善していくということが書かれています。

まずお伺ひしたいのは、今回、査証制度を導入するというのが大きなポイントになってくると思うんですけれども、この導入の必要性と、それによって期待される効果についてお伺ひをさせてい

たきます。

○宗像政府参考人 繰り返してこの中でも御議論が出ておりますけれども、アメリカやヨーロッパ諸国では、日本よりもはるかに強制力のある証拠収集制度によって権利の実効的な保護を図っております。近年では、中国や韓国も訴訟制度を急速に強化しております。権利保護によるイノベーションの促進を図っております。

日本では、昨年、中小企業の特許料を一律半減する法案をお認めいただきました。この四月から施行されたわけでありまして、中小・ベンチャー企業にとってみれば、せっかく特許をとってもいざというときに使えなければ意味がない、特に製法に関する特許については、侵害されたことを立証する証拠がなかなか集められないという声が寄せられております。

そこで、専門家が強制力を持って現場で証拠収集を行う査証制度を創設することで、専門家が実際のものを調査しなければ証拠が集められないというふうなものについて証拠を十分に収集できるようになりまして、これで特許権の保護の実効性が高まると考えております。

○浅野委員 必要性については理解をさせていたいただきましたが、この導入に当たって見通される効果についてはいかがでしょうか。何か定量的な検証であったり、あるいは、今おっしゃっていただいたような中小企業が抱える課題を解決しますというよりも、もう少し具体的な今後の見通し等があれば、答弁をいただきたいと思ひます。

○宗像政府参考人 日本では、そもそもなかなか裁判沙汰ということにはならないということで、この制度が直ちにどれほど使われるかはわかりません、正直わかりません。

ただ、とことん行き着くところまで行つて裁判になった場合には、中小だからといって、どうせ証拠を集められないだろうというふうなことで侵害をするとか、あるいは、損害賠償の算定の方もあつたわけですが、中小だから売上げが小さいから損害賠償額は大きく取れないだろうとい

うような、そういう計算が働きにくくなるということ、権利を尊重する環境が少し醸成されるのかなというふうに思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。

具体的な利用率、件数の見通しというのは立たないまでも、ある程度の抑止力というんでしょうか、そういった機運を醸成するというのを期待しているということなんです。

ちょっと質問を先に、次の質問を飛ばしてその次に行かせていただきたいと思います。

今回用意させていただいた資料の二をごらんいただいた姿勢は理解はできると思いますが、特許庁の方から、今後の知財紛争処理システムのあり方に関する報告書の中で、こういった記述がございます。ちょうど赤線を引いてある部分ですが、これは、証拠収集手続のことを指して「本手続は」というふうに書いてありますけれども、「本手続は」、その存在によって本手続によることなく当事者が任意に証拠を提出することが促されることを期待するものであり、これらの要件のもとで、結果として、いわば「伝家の宝刀」として運用される

ことが期待される」ということが書いてあります。今長官がおっしゃっていただいたようなことを言葉にしていると思うんですが、あえて少し批判的な見方をさせていただきますと、もし、公平公正な紛争処理が行われること、制度の行使ではなく、侵害防止のための抑止力を求める場合には、これまで議論もありました、単純な懲罰賠償制度のようなものの方がわかりやすく、原告側の手続負担も軽いのではないかと思います。

こういった意見に対して、特許庁としてはどういうふうな考え方で今回わざわざ査証制度ということにしたのか。改めて御回答をお願いします。

○宗像政府参考人 懲罰賠償制度につきましては、先ほど来議論が出ておりますけれども、やはり、三倍、五倍というふうな議論がありますけれども、一倍がしっかりといていないと結局は抑止力

が働かないということ、まずは、日本の中で一倍というものが本当にしっかりとできているんだらうかというところから始めなければ先に進まないということが出発点でございます。

やはり、懲罰賠償制度については、非常に厳しい見方も強い反発もあります。したがって、まずやるべきことをしっかりとやらなければしっかりと議論ができないというふうなことを考えております。まずは今回は一倍の抑止力というところで、その中身は二つあって、一つは、侵害があるのかどうかということを確認するときの証拠の収集。

これは、諸外国では、例えばアメリカや韓国もそうですが、懲罰賠償制度をとっている国も、懲罰賠償だけに頼っているのではなくて、やはり侵害の証拠をまず確認するということでもしっかりとした制度を持っております。そこをまず日本はしっかりとしなければいけないということ。

そして、一倍をしっかりとするという意味において、今の得べかりし利益の計算の仕方が、中小企業など売上げ規模が小さいところが、自分の実施能力を超える部分は一切賠償請求できないではないかというところに、ライセンス料としてであれば損害額を更に大きく認定していただける可能性があるという道を開くことで、この抑止力を高めるといふことをまずは出発点としたわけでございます。

○浅野委員 考え方については理解できました。ただ、これはもう価値観の問題になるんですけども、特許庁の資料に書いてあるこの文言、わざわざこの委員会だけでこれだけの先生方を集めて議論をする制度、それで法を改正するという行為をとっているわけで、利用されない方がいい制度、法律というのがあるのかもしれないんですが、これを使われないことを期待するというふうな表現ではないのであれば、ぜひこの部分については、もう少しその意図がわかるような形で表現を今後していただきたいというふうに思ひます。

何か一言あれば、よろしく願います。

○宗像政府参考人 私ども、この伝家の宝刀という言葉は、軽々に発動されるものではない。非常に抵抗感が産業界でも強うございましたので、軽々に発動されるものではない。

他方、抜かすの宝刀ではないということ、これはいざとなつたときにはもちろん機能する、いざとなつたときに機能するということをみんなが確信していないとそれは抑止力が働きませんので、そこはそういう考え方で整理をさせていただいたところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、これまでの質疑の中で、なぜこの法律改正が必要なのか、どういう役割を期待するのかというところについて議論させていただきましたが、そこを共有させていただいた上で、今回の法律案の改正内容がどのように議論されてきたのかという部分について、ちょっと質問をさせていただきます。

資料の方に戻っていただきまして、資料一をいただいたんですが、これも同じ報告書の中に書いてあった特許制度小委員会の委員名簿になります。

赤線を引いてある一番下の部分をあらうと、オプザバー、平成三十年十二月二十五日、第二十八回から書いてございまして、経団連と日本商工会議所が二十八回目からオプザバーとして参加をしているということでありま

す。聞くところによれば、この経団連などの団体は、以前はこの特許制度を審議する委員会のメンバーであったということでしたが、今回はメンバーには含まれておらず、途中からオプザバーとして参加をしたということのようでございます。

しておりませんが、わざわざ途中からオプザバーという形で入ったこの経緯について、ちょっとお聞かせをいただけますでしょうか。

〔委員長退席、富田委員長代理着席〕

○米村政府参考人 お答え申し上げます。今般の改正の内容が、団体の会員企業の中でもさまざまな意見が見られまして、団体としての意見集約が難しいことが予想されたということもございまして、このため、特許制度小委員会の委員には、団体からの代表という形ではなくて、大企業、中小企業を始め幅広い属性の主体からバランスよく選定することとして、団体代表というのを今回外しております。

他方、団体との意見交換につきましては、昨年十一月の小委員会におきまして経団連及び日本商工会議所との意見交換は行いましたほか、小委員会の外でも、日本経済団体連合会、日本知的財産協会、電子情報技術産業協会などの会員企業と集中的に、委員会の外ですけれども、意見交換を重ねてまいりました。

そうした小委員会外での議論と小委員会の議論との接続性を持たせるという観点から、日本経済団体連合会及び日本商工会議所にも小委員会における議論の場に加わっていただくことが適切であろうと判断をいたしまして、昨年の十二月二十五日の特許制度小委員会以降、オプザバーとして御参加いただくこととしたものでございます。

○浅野委員 大変わかりやすく御説明をいただきました。ありがとうございます。

ちょっと更間いになってしましますけれども、オプザバーとして途中から参加をした経緯については理解をさせていただきました。

では、なぜ、委員としての追加ではなくオプザバーという形、オプザバーというところ、通常は、委員会の中で傍聴はできるけれども発言権はないという立場だと思えますけれども、なぜオプザバーという立場となったのか、この部分についてちょっと補足をお願いいたします。

○米村政府参考人 議論を当初からやってきたメ

ンバーとの関係もございしますので、まず意見はちゃんとお伺いする、オプザバーとしての御意見はお伺いするという条件も付しまして、御意見を聞くということとさせていただきます。当初から入っていたというので、今回オプザバーという形で入れたということでございます。

○浅野委員 では、委員会の外で意見も聴取してそれを考慮するという意味では、実質的には委員と同質的な立場であったような受けとめをさせていただいたんですけれども、それでよろしいですか。

○米村政府参考人 委員と同質といいますと、それは制度的なところがございしますので、そこまではちょっと申し上げることはできませんで、繰り返しになりますけれども、今回は団体としての委員を入れたいということ、当初からそういう制度設計で走っておりまして、こういう形になったということでございます。

○浅野委員 この議論はここまでにしたいと思えますけれども、言いたいことは、今回、この制度の必要性というものの、先ほど御説明をいただきましたが、定量的な検証は済んでいない段階、まあ、定量的検証も難しい問題なのかもしれないけれども、非常に国内におけるニーズの定量化が難しい状態、法改正案が提出されたという事実、そして、法案の事前審議というか、つくり込みの段階に当たっては、各関係団体の意見集約が難しい段階でこの小委員会がスタートしているということ、こうしたことを、事実を捉えたと、やはり、本当に今十分に煮詰められる環境が世の中にあつたのかどうか、こういった部分については多少懸念が残るものだと思っております。

この特許の法改正、今後、懲罰的賠償制度あるいは利益吐き出し型の賠償制度を含めて、さまざまな追加の議論が行われていくと思えますけれども、ぜひそのあたり、定量的に、そして、各団体がちゃんとついてこれるようなペースで、あるいはタイミングを進めていただきたいと思えますが、長官の方、手が握りましたので、お願いします。

ます。

○宗像政府参考人 お答えいたします。

今回の、まず、定量的という点でありますけれども、国内で一体どのぐらいの利用率があるのだろうかというところを、もちろんそれは、それが可能であればやりたいところではありますけれども、今、今までの特許については、お客様はとにかく訴えないし、取引関係があれば、権利者やどつちかという親元の方に任せるとか、そういう日本のビジネスの風土があります。それがこれからの国際競争の時代に合っているのかどうかというところが根本的に問われる。

何をKPIとして目指すかというときも、やはり、既存のパラダイムの中で想定される目標とか推計とか、そういうものが意味を持たないような大きな変化に私どもは直面しているのではないかと。そして、諸外国を見れば、もたらこういう制度を持っているアメリカやヨーロッパ、そして、近年急速にこういう制度をキヤッチアップしている、そしてさらには抜こうとしている中国や韓国を見ておきますと、日本はじつとしてはいけないのではないだろうか。

団体の中でも大きな意見の差があります。会員の企業さんは、それはいろいろな業種の方を含みますので、お立場によって、それぞれ事業が置かれてる状況によって、この問題に対する御意見が異なります。そうすると、団体としては、抵抗感がある会員を残して賛成というのはなかなか言いにくい、どうしても慎重な意見に寄り添うということをやわなくされるということがあります。

そこで、今回は、そこに、団体にそういう負担をかけるというよりは、私どもが個々の企業のお話をよく聞いて、実際に個々の企業のお話を聞くときには、団体に御協力をいただいて場をつくっていただきました。先ほど部長がお答えしましたように、団体が場をつくってくださったことで、数十社の会社と一堂に会して数時間の議論を積み重ねるということを連日のように年末年始いたし

ました。

この結果があつて、この手続をステップ・バイ・ステップですり合わせるということもできましたので、こういう実質的な意見交換はするけれども、それは、団体という、いろいろな意見をどうして、最大公約数を表明するかというのがなかなか難しいような問題について、団体そのものをメンバーにするということになかなか難しい面があるのではないかと判断した次第でございます。

○浅野委員 かなりパラダイムが変わるような大きな変化の中で、現場がまとまるのを待っていては立ちおくれかねないという危機感から、特許庁の方で今回リーダーシップを発揮していただいたのだらうというふうに今は捉えさせていただきましたが、これを受けて、ちよつと後の質問でもう一度触れさせていただきます。

次の質問、具体的な法案の中身に移らせていただきますが、まず、証拠収集手続の創設、誰が行うのか、その実施主体について、きょうこれまでも議論がございました。

改めて伺わさせていただきたいと思いますが、証拠収集手続、今、法案の報告書等を見ますと、弁理士や弁護士、大学の研究者等を候補としてこれから確保していくこととありますし、きょうこれまでの議論を聞いておりましたも、富田先生の質疑の中で、長官の方からしつかりと、最高裁の方からですか、しつかり人員確保に努めるというような旨の回答がございました。

ですので、ちよつと、あえてそこを更に深掘りする質問をさせていただきたいんですが、やはり私も、外形的に公正公平で、ステークホルダーではない人物が証拠収集手続を行うべきであるというふうに思います。そして、当然ながら、弁理士の方とかそういう方々が候補であることも私は異論はございませんが、今後、ただ、これから本当にさまざまな幅広い分野で訴訟が起こり得る中で、非常に、誰がステークホルダーじゃないのか、本当に中立なのかという部分の判断を見きわめるのは大変難しいと思います。

せめて、最高裁あるいは特許庁の方でもいいんですが、どういった人物要件が求められていくべきなのか、ここについてしつかりと明確化をすべきだというふうに思うんです。もし、この点について御意見をいただけたら、よろしくお願いしたいんですが。

○門田最高裁判所長官代理者 お答えいたします。査証人につきましては、繰り返しになります。が、技術と訴訟手続の双方に精通した公平な専門家を確保しなければならぬというふうに理解しております。最高裁としましては、現場の裁判体の方で円滑に査証人を選任できるように援助をする必要があるというふうに考えております。

裁判所が専門家の方に関与していただく既存の制度としまして、先ほど御紹介しましたとおり専門委員の制度がございまして、この専門委員として任命されている方を査証人の候補者として活用することが考えられるところでございます。

知的財産権関係の専門委員は現在二百人程度おりまして、幅広い専門分野をカバーする体制が整備されてございます。それに加えて、専門委員に対しましては、毎年、訴訟手続に関する研修もしておりますので、専門委員は査証人の有力な候補者群になり得るものというふうに思っております。そこで、知的財産権関係の専門委員の名簿を査証人の選任でも活用できるように整えることを考えております。

そのほか、弁理士会あるいは弁理士会等から査証人の候補者の推薦を受ける仕組みも整えるなどして、適切な人材を確保することができるよう努めてまいりたいと思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。そういう明確な方向性があるということなので、ぜひそれを早期に整備をしていただきますようお願いを申し上げます。続いての質問に移らせていただきますが、次は、ライセンス料相当額の増額について質問をさせていただきます。

これは特許法の第二百四項の条文で、今回、この内容を定義したということなんですが、きょう議論させていただいたのは、ライセンス料相当額を、侵害をされたわけですから、多少増額する代をつくっておくというその意図は理解ができませんが、その意図を条文化したときに、この条文で本当にいいのかわかるように議論させていただきます。

資料の三をちよつとごらんください。資料の三の上部にあります四角の中がこの条文の表現になってございまして、赤線のところですが、きょう前半でも質疑で取り上げられておりましたが、当該特許権者又は専用実施権が得ることとなるその対価を考慮することができるとする、この表現でございます。

意図としては、もし両者が円満にライセンス契約をして、その場合決められるライセンス料、これを考慮することができると、そんな言いかえができるのかと思ひますけれども、これはいろいろな捉え方があるんじゃないかと思ひてまして、ライセンス料を考慮することができるということは、ライセンス料を目標値として、それを考慮しなさいということもできますし、ライセンス料を基準として、そこから幅を持たせた考慮をすることができると、そんな捉え方もできるのではないかなというふうに思ひています。

やはり、条文というのは、ある程度、条文を使う立場の方がちゃんと共通認識を持てるようなものでなければいけないと思ひておりますけれども、ちゃんと当初の意図に合った条文になっているのかどうか。私は、ちよつと今、二通りの捉え方ができるんじゃないかなというふうに感じたわけですから、このあたり、特許庁の方あるいは関係、答弁できる方からお願ひいたします。

○宗像政府参考人 御指摘の改正法案第二百四項の趣旨は、ポイントが、先生が赤線を引いていただいた少し前の、侵害者が確かに特許権を使っている、私、使っていましたということをまずお認めいただいて、それが大前提で、使っていたの

でライセンス料を合意しようということになります。

実務的には、特に権利の数が多いような場合に、これはもう切れているんじゃないかと、あるいはこの権利は踏んでいないんだけれども、一個一個やっている時間が長いから、まとめてというような実務もあります。この場合は、裁判で、確かにこの権利が有効で、そしてそれを踏んでしまったということをまず認めていただいた上で、そのことを前提とした交渉で合意したであろう対価を考慮するというところでございます。

条文は、確かに抽象的に書いてあるように見えるわけでありすけれども、ここは、まさに今御議論いただいているように、この実施料額の算定に当たって、確かに、事前よりはふえるであろう、ふえる方向に働くであろうと考えられる要素として、この小委員会の報告書に類型的に挙げられているわけだけれども、侵害された特許が有効であること、特許権者の判断機会が失われてしまったこと、そして、侵害者が制約なく特許権を実施したことというものが挙げられております。

こういったふえる方向に働く要素につきましては、これは個別具体的な事案に応じて裁判所が適宜考慮しなければならぬ。これは事案によって当てはめができないものもありますので、そこを裁判所にしつかりと検討いただくためにこういう条文にしてありまして、要素を逐一書き込むというのではなくて、それを全体として読み込める規定としたものでございます。

今後、この条文の趣旨をしつかり周知をしていくとともに、この条文が裁判実務でどのように運用されているか、しつかりと注視してまいりたいと存じます。

○浅野委員 ありがとうございます。今後、そういう条文の解釈についてもし判断しかねるような場合には、きょうのこの議事録ですとか、しつかりと特許庁の方からも丁寧な説明をいただきたいと思います。次の質問なんですが、では、ライセンス料を幾

らに決めるんだというその判断材料が果たして今あるのかという問題についてであります。

調査室の方の資料を見ますと、今、ライセンス料金を決める際に参考となるようなデータはあるにはあるんだけど、かなり古いものであるという課題提起がこの調査室の資料にございます。

ですから、今、これからこういう制度を始めるわけですから、ライセンス料の算定基準、その参考となるデータを一刻も早く整備をしなければいけないんじゃないかというふうに思うわけですが、この状況について御説明をいただきたいと思います。

○米村政府参考人 現在、相当実施料額の算定根拠の一つとしております発明協会研究センター編「実施料率 第五版」、これは外国技術導入契約における実施料率を参照したものでありまして、かつ、そのもととなるデータも古いものでありますことから、必ずしも現在の通常のライセンス合意の実態を反映したものではないと思われま

す。各企業の実施料率は企業秘密に該当することもありまして、一般的な相当実施料額に関するデータの収集は容易ではありませんし、また、企業からデータの提出があったとしても、各データはさまざまな個別事情によって決まっております、これにより相場を示すことはなかなか困難かと思っております。このため、近年の実態を踏まえた最新のデータをどのように整備するか、これは今後の検討課題だと思っております。

なお、裁判例において用いられるライセンス料相当額に関するデータにつきましては、把握、集計することが可能でありますことから、今後、弁理士等とも連携をしまして、そうしたデータを中小企業などへ還元することも検討してまいりたいと考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。今の御答弁、解釈は、判例を集めて、ある程度の参考データを集めることはできる、ただ、個別の市場のいろいろなデータについてはなかなかオープンにならないので、これから対応を検討

していきいます、そういうことだと思えますが、それはしようがないという側面が理解できる一方で、とはいえ、制度が始まる以上は、一刻も早く何らかの形で参考となる情報を提供できる準備をしなければいけないと思うんですね。

特に、今回は、中小企業、スタートアップ企業を支援するという趣旨の法改正でもありますから、彼らは、多くの場合、知財訴訟に当たる経験ですとか人的リソースに乏しい場合が多いです、彼らをどのように支援していくのかということとを考えると、データがあればいいんですが、それが無い場合は、ぜひその支援体制を特許庁あるいは経産省として整備をしていくべきじゃないかと思うんですね。

この点について御答弁をお願いいたします。○米村政府参考人 御指摘のとおり、日本のイノベーションのためには、中小企業ですとかスタートアップ企業が持つすぐれた技術、アイデアを知

的財産として保護、活用していくことが大変重要でございます。その際、もしもの際の備えとして、知財訴訟に関する支援も大変大事であると思っております。

このため、知財の取得や活用方法のみならず、知財訴訟への備えについて身近に相談できる場所として、全国四十七都道府県に知財総合支援窓口を設置をいたしまして、弁理士、弁理士などの専門家が相談を受け付けております。

例えば、模倣品が出回った際に受けた相談におきましては、模倣品を製造、販売している者への警告書の作成方法ですとか、和解する場合の条項についてまでアドバイスを実施したこともございます。また、大手メーカーから侵害警告書が送付された中小企業からの相談におきましては、特許請求の範囲に記載されている技術内容が何かについてしっかりと法的に綿密に検討するようにアドバイスを行ったところであります。

引き続き、知財総合窓口におきまして、積極的な権利取得や活用のみならず、知財訴訟のリスク、備えの必要性についても、しっかりと情報提供

や助言を実施してまいりたいと思えます。

○浅野委員 ありがとうございます。

全国四十七都道府県に設置がされているということですが、私も、少し事前にお伺いしたところ、弁理士の方が大体週一ペースで、そして、弁理士の方が月一ペースでその窓口の方に滞在をされるというふうに伺いました。

ぜひ、今後の運用改善、利便性向上に配慮していただきたいと思いますし、あと、昨年の中小企業支援のさまざまな議論でも世耕大臣ともやらせていただいたんですが、この中小企業支援窓口というのはいろいろな種類がありますので、ぜひ、その一元化とまでは言いませんけれども、わかりやすく、中小企業経営者の方々が飛び込めるように配慮していただきたいと思います。

では、次の質問に行きますが、次の質問は、この資料三のページの、図のすぐ上の二行の文章なんです、「なお、」からスタートする文章で、「なお、上記一及び二の損害賠償額の算定方式の見直しは、本改正案において、実用新案法、意匠法及び商標法についても同様の改正が行われている」ということであります。

これから議論したいのは、商標については同じ取扱いでいいのかわるか、ここについて議論させていただきます。ただ、私の認識では、技術特許と商標というのは、知財として少し役割が異なっていると思うんですね。

商標というのは、ブランドが持つ信頼というのを示す、あるいは伝えるための手段でありまして、消費者やユーザーの購入動機に直結をするものであります。それに対して、技術特許というのは、その製品、商品が持っている機能を強化したりすること、消費者が購入するかどうかを判断するための一要素としてその効果を発揮することでありまして、商標は直接そのブランドのイメージ、信頼と直結をしているものであります。

ということを考えれば、もし商標に侵害が起った場合、損害賠償額の算定方法について、今回、特許の場合は、販売能力を超えた分のうちラ

イセンス料相当分については賠償を認めるということなんです、商標についてはそれで十分なのかというのが私の課題意識であります。

要するに、他社のブランド、信頼を侵害をして自社の利益を上げるということですから、その部分についてはもう少し厳しい対応をしてもよいのではないかとこのように思うんですが、このあたり、統一の制度でならなければならない理由と、今の私の意見に対する御見解を伺えればと思います。

〔富田委員長代理退席、委員長着席〕

○宗像政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、商標はブランドを保護するものでございますので、特許とは考え方が違うのはそのとおりでございます。

一方で、お薬の特許のように、特許が一つで、かなり製品価値の全体をあらわすようなものであるものの特許の中にもありまして、そういう意味では、裁判所は、権利の種類に応じて、また、同じ一つの法的な権利の中でもそのビジネスモデルにおける使われ方を踏まえて、その権利が全体の価値にどういった貢献をしているのかということ

を踏まえて賠償額を算定をいたします。この商標法三十八条三項に基づくライセンス料相当額の算定におきましては、まさに製品等の売上げに対するブランドとしての貢献度、これがしっかりと考慮されるわけでありまして、そこは前提となる裁判実務がそれぞれの要件で異なるというふうに御理解いただければと思います。

○浅野委員 今回の法改正の範囲内で十分に商標侵害に相当する損害は担保できるというふうに理解をいたしました、ぜひその着実な実施をお願いしたいと思います。

私も昔、特許を書いていた経験がございますが、やはり、特許と商標、あとは実用新案ですとかというのはそれぞれ生み出し方も多少異なりますし、権利者がそれぞれの知財に対して求める役割というのは全然違うんですね。やはりダメージの大きさも全然異なりますので、ぜひそのあたり

を十分に加味できるような運用をしていただきた
いというふうに思います。

では、次の質問に移ります。

今回、きょうこれまでの議論の中でもございま
した懲罰的賠償制度あるいは利益吐き出し型賠償
制度については、今後の検討事項であるというよ
うなことでありませうけれども、検討するに当たっ
てきょうと考え方を伺っておきたいことがござい
ます。

資料三の一番下の図をごらんいただきたいんで
すが、これは特許庁の方で書いた絵に私が少し加
筆をしたものですけれども、従来は、権利者の生
産、販売能力の分しか損害が認められなかった、
それに加えて、今回の法改正によって、販売能力
を超えた分についてもライセンス料金相当分は賠
償を認めるということでありまして、しかも、さ
らに、その中身によってライセンス料を割り増し
するような考慮もすることができるということで
ありますが、ただ、これを見ていただくとわかる
ように、ライセンス料を増額してもなお侵害者の
手元に残る利益というのは恐らく存在するのだろ
うということでもあります。

質問したいのは、知財の侵害行為を経て生み出
された侵害者の利益、この空白、真っ白の、残っ
た部分ですが、ここは容認されるべきかどうか、
ここについて特許庁の考え方を聞かせたいだき
たいと思います。

○宗像政府参考人 御指摘の点、特許制度小委員
会の議論におきましては、侵害者の手元に利益が
残ることについて、これを法的に正当化すること
は困難ではないかという議論がありました。特に
中小・ベンチャー企業からは、侵害者の利益を吐
き出させる制度の導入を求める意見が多く出され
ました。

他方で、どういう法的構成でこの利益吐き出し
型賠償を理論づけるのかということについては、
いろいろな議論がございます。また、今の民法の
大原則である実損填補を超えないという、この原
則と異なる対応をとることは適切でないという意

見もありました。

そこで、利益吐き出し型の賠償につきましては
引き続き議論を深めることとして、今後の改正で
は、まずは実損填補の範囲内でできることをする
ということとでございます。

○浅野委員 ということは、小委員会の議論の中
でも、この残された利益をどう扱うべきかという
のは、今、現時点では結論が出ていないというこ
とでしょうかね。はい、ありがとうございます。

であれば、やはりそこを整理しない限り、懲罰
的賠償制度であったり利益を吐き出す賠償制度の
議論というのはスタートできないと思いますし、
するべきではないと思いますので、しっかり今後
も小委員会での議論は重ねられると思うんです
が、私もこの委員会の中でその確認はさせてい
ただきたいと思いますが、この部分については、
少し価値観の問題とも絡みますので、ぜひ今後も
議論をしていただいて、適宜、私も質問させてい
ただければと思います。

では、そろそろ時間も残り少なくなってきました
たので、資料の五をごらんいただきたいんです
が、こちらは、証拠収集に関する経験を弁理士の
方々にアンケート調査した結果の部分的抜粋で
ございます。

これを見ますと、上の方に書いてあるグラフ
は、証拠収集の経験があるのか、そしてその成果
はどうだったかというところを選択式でアンケート
調査したものでありますが、本日見ていただきた
いのは、下の赤線が引いてある部分です。

これは実際の弁理士の方からの声であります
が、欧米の証拠収集制度を活用して国内の訴訟の
証拠に使う、過去は米国だけであったが、最近
は欧州（オランダ、ドイツ、フランス）も使える、海
外でとった証拠は、これまで全て日本で使えた、
米国は日本特許だけでもオーケー、欧州は日本特
許だけではNG、対応特許が必要であるという意
見がございました。あるいは、日本の証拠収集
制度は全然だめだ、こんな意見もございました。
ちよつと注目したのは、一つ目の声でございま

す。海外で取得した証拠というのは日本国内でも
使えるものであるのであれば、今後、国内での証
拠収集手続の法整備を進めるのはいいとして、海
外で証拠を取得して国内で協議に生かす、こう
いったアプローチも十分に考えられる、そんな時
代になるのかなというふうにも思いますが、海外
の証拠収集制度の活用、海外の証拠収集制度を
支援するような取組も特許庁として必要ではない
かと思うんですけれども、そのあたりの今の現状
について伺いをいたします。

○米村政府参考人 海外における知財権侵害は、
日本の企業の稼ぐ力をそぐ重大な問題でございま
す。

特許庁では、日本企業の知財権侵害への対応を
支援するため、ジェトロなどの海外事務所の特許
庁の審査官などの知的財産の専門家を配置いたし
まして、知財専門家による個別の相談、具体的
な対策に向けた現地の法律事務所などの紹介、現地
知財制度や判例、侵害事例と対策などに関するマ
ニュアルの提供やセミナーの開催などに取り組ん
でおります。

さらには、中小企業が海外で知財紛争に巻き込
まれた場合には、模倣品の製造販売事業者等に警告
状を送るための調査費用、悪意の第三者が先に
願した商標権を取り消すための審判請求などの費
用、海外知財訴訟に係る弁護士費用を賄う保険の
加入に要する費用の一部を補助しているところで
あります。

引き続き、こうした支援策を実施してまいりた
いと思っております。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

本日の質疑はこれで終わります。ありがとうございます。

○赤羽委員長 次に、笠井亮さん。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

四月十八日は発明の日。現在の特許法の前身で
ある専売特許条例の公布を記念して制定されたも
のと承知しております。特許、意匠、そして商標
などの知的財産制度は、産業の発達とそれから国

民生活の向上に資するものであることが何よりも
重要であります。
この立場から、特許法等の改正案について質疑
をいたします。

まず、特許法について。

全世界での特許出願件数というのは、最近十年
間を見ますと一・七倍化している。そして国別に
見ますと、著しく増加しているのが中国の約五
倍、そして全世界の出願総件数の四割を占めてい
る。

そこで、宗像特許庁長官に伺いますけれども、
五大特許庁と呼ばれる日本、米国それから欧州、
中国、韓国の二〇〇八年と二〇一七年の出願数と
増減率というのはそれぞれどうなっているでしょ
うか。

○宗像政府参考人 お答えいたします。

まず日本ですが、二〇〇八年の出願件数が三十
九・一万件、二〇一七年の出願件数が三十一・八
万件で、一九％減少いたしました。

アメリカであります。二〇〇八年の出願件数
が四十五・六万件、二〇一七年の出願件数が六
十・七万件で、三三％増加しました。

欧州ですが、二〇〇八年の出願件数は十四・六
万件、二〇一七年の出願件数が十六・七万件で、
一四％増加しました。

中国ですが、二〇〇八年の出願件数が二十九万
件、二〇一七年の出願件数が百三十八・二万件
で、四・八倍に増加しました。

韓国ですが、二〇〇八年の出願件数が十七・一
万件、二〇一七年の出願件数が二十・五万件であ
り、二〇％増加しました。

○笠井委員 今挙げていただいたんですが、日本
だけが減少している。

最新の二〇一八年の出願数について、日本につ
いては三十一・四万件というふうに更に微減して
いるということで見ているわけですが、世
耕大臣、日本はこれまで高いものづくりの技術を
世界に誇ってまいりました。これは本当に大事な
技術。そしてそれが誇れるものだというものであ

医療ビッグデータの利活用を促進するための施策について

2019.4.17 (wed) 経済産業委員会

現状・課題意識

- 急速な高齢化により、社会保障給付費が増大。
- 政府推計によると、2040年度には、18年度の1.6倍、約190兆円にも上る見込み。
- 経産省の分析によれば、医療機関にかかる原因の一位は生活習慣病。

委員会での 浅野の発言要約

「医療ビッグデータの活用し、予防医療に力を入れることで高齢者の健康寿命が延び、医療支出も抑えられると考える。関係省庁と連携し取り組みの加速を求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「健康寿命の延伸実現には生活習慣病の対応が重要である。IoTやビッグデータといった技術革新を最大限取り入れて関係省庁と連携しながら施策を進めていく。」



世耕経済産業大臣

G20貿易・デジタル経済大臣会合について

2019.4.17 (wed) 経済産業委員会

現状・課題意識

- 第4次産業革命の到来に伴い、IoT機器等によって様々なデータが収集可能。
- データは利活用することで、様々なイノベーションを創出するが、国際的な枠組みが不十分。
- 国際的なデータの流通プラットフォームを構築に向け、ルールの明確化が必要。

委員会での 浅野の発言要約

「本年6月の会合では主要課題の中にデータの利活用促進というテーマが含まれている。日本のプレゼンスを発揮するような姿勢で会合に臨むことを求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「デジタルのルールについてはG7やOECD、WTOでも非常に重要なテーマになっている。G20ではデータ・フリー・フロー・ウィズ・トラウトのコンセプトについて各国大臣の賛同を得たいと考えている。」



世耕経済産業大臣

第百九十八回国会 衆議院 經濟産業委員会 議 録 第 八 号

平成三十一年四月十七日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長 赤羽 一嘉君

理事 穴見 陽一君 理事 堀山 弘志君

理事 小林 康之君 理事 國場幸之助君

理事 西村 明宏君 理事 落合 貴之君

理事 齊木 武志君 理事 富田 茂之君

理事 青山 周平君 理事 池田 道孝君

理事 石川 昭政君 理事 石崎 徹君

理事 岩田 和親君 理事 尾身 朝子君

理事 岡下 昌平君 理事 神山 佐市君

理事 神田 憲次君 理事 神田 祐君

理事 佐々木 紀君 理事 富樫 博之君

理事 根本 幸典君 理事 野中 厚君

理事 藤原 崇君 理事 穂坂 泰君

理事 星野 剛士君 理事 細田 健一君

理事 三原 朝彦君 理事 宮路 拓馬君

理事 八木 哲也君 理事 山縣大志郎君

理事 吉川 越君 理事 菅 直人君

理事 田嶋 要君 理事 松平 浩一君

理事 宮川 伸君 理事 山崎 誠君

理事 浅野 哲君 理事 太田 昌孝君

理事 笠井 亮君 理事 串田 誠一君

理事 笠 浩史君

經濟産業大臣 世耕 弘成君

厚生労働副大臣 大口 善徳君

經濟産業大臣政務官 石川 昭政君

政府参考人（内閣官房内閣参事官） 河内 達哉君

政府参考人（内閣官房内閣参事官） 米山 茂君

政府参考人（内閣官房内閣参事官） 大坪 寛子君

政府参考人（内閣官房内閣参事官）

政府参考人（内閣官房内閣参事官）

政府参考人（内閣官房内閣参事官） 山内 智生君

政府参考人（内閣官房内閣参事官） 柳 孝君

政府参考人（警察庁長官官房参事官） 小田部幹治君

政府参考人（警察庁長官官房参事官） 河野 真君

政府参考人（警察庁長官官房参事官） 港口 英司君

政府参考人（総務省情報流通行政局参事官） 秋本 芳徳君

政府参考人（総務省情報流通行政局参事官） 田原 康生君

政府参考人（総務省総合通信基盤局電波部長） 加野 幸司君

政府参考人（総務省総合通信基盤局電波部長） 坂田 玉樹君

政府参考人（外務省大臣官房参事官） 塚岡 寛介君

政府参考人（外務省大臣官房参事官） 赤松 武君

政府参考人（外務省大臣官房参事官） 椿 泰文君

政府参考人（厚生労働省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官） 福島 洋君

政府参考人（経済産業省大臣官房技術・保安参事官） 藤本 俊光君

政府参考人（経済産業省大臣官房商務・サービス参事官） 風木 淳君

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官） 信谷 和重君

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官） 上田 洋二君

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官）

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官） 吉田 博史君

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官） 島田 勲貴君

政府参考人（経済産業省大臣官房参事官） 石川 正樹君

政府参考人（経済産業省貿易経済協力局長） 松山 泰治君

政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部） 南 光君

政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部） 村瀬 佳史君

政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長） 木村 聡君

政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長） 浅輪 宇光君

政府参考人（中小企業庁事業環境部長） 高野 滋君

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官） 佐野圭子君

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

政府参考人（国土交通省大臣官房技術参事官）

同日 串田 誠一君 足立 康史君

同日 柳 孝君 補欠選任

同日 小田部幹治君 補欠選任

同日 河野 真君 補欠選任

同日 港口 英司君 補欠選任

同日 秋本 芳徳君 補欠選任

同日 田原 康生君 補欠選任

同日 加野 幸司君 補欠選任

同日 坂田 玉樹君 補欠選任

同日 塚岡 寛介君 補欠選任

同日 赤松 武君 補欠選任

同日 椿 泰文君 補欠選任

同日 福島 洋君 補欠選任

同日 藤本 俊光君 補欠選任

同日 風木 淳君 補欠選任

同日 信谷 和重君 補欠選任

同日 上田 洋二君 補欠選任

同日 石崎 徹君 補欠選任

同日 池田 道孝君 補欠選任

同日 神田 憲次君 補欠選任

同日 神田 祐君 補欠選任

同日 菅 直人君 補欠選任

同日 山崎 誠君 補欠選任

同日 太田 昌孝君 補欠選任

同日 串田 誠一君 補欠選任

同日 山嶋 要君 補欠選任

同日 宮川 伸君 補欠選任

同日 浅野 哲君 補欠選任

同日 笠井 亮君 補欠選任

同日 笠 浩史君 補欠選任

同日 世耕 弘成君 補欠選任

同日 大口 善徳君 補欠選任

同日 石川 昭政君 補欠選任

同日 河内 達哉君 補欠選任

同日 米山 茂君 補欠選任

同日 大坪 寛子君 補欠選任

同日 政府参考人（内閣官房内閣参事官）

同日 政府参考人（内閣官房内閣参事官）

同日 政府参考人（内閣官房内閣参事官）

同日 政府参考人（内閣官房内閣参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（警察庁長官官房参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（総務省情報流通行政局参事官）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（資源エネルギー庁省エネ・新エネルギー部）

同日 政府参考人（中小企業庁事業環境部長）

同日 政府参考人（中小企業庁事業環境部長）

同日 政府参考人（中小企業庁事業環境部長）

同日 政府参考人（中小企業庁事業環境部長）

同日 政府参考人（中小企業庁事業環境部長）

務化されておりますので、そういった中で、きちんと地元住民の方の理解が進むように促してまいりたいと思っております。

○青木委員 ちよっと明確に答弁されなかったんですが、まあ、これは環境省マターというふうなことになるのかもしれない。この事業評価書を見ても、環境省側の出しているものと経産省側の出しているものではちよっと書きぶりが違うなというのが、当該事業に関しても大分散見されます。

風力発電を今後進めていくという思いは同じなので、やはり、地元住民の理解が絶対欠かせないということも政府側と私どもは同じ認識です。ですので、その客観性なんですね。クレディビリティがあるかどうか、本当にこれは信頼できる数字なんだということをぜひ経産省側と環境省側でよく話し合っていたらいい、こういう意見はもう日本各地にあるというのは御認識なさっているようですので、ぜひ、本当に地元住民の方が納得する客観性をこのアセスでもつくるような努力をしていただきたいというふうに思っております。

最後に、この当該事業、本当に日本でも最大の事業ですので、これが本当にうまくいくかどうか、それとも、住民の方からどのように今後反応が出てきて、進捗するのかが懸念するの、これはやはり今後の日本の風力発電にも大きな影響が出てくると思います。ぜひ、そういった意味で、より、本当に丁寧に、この五つの一帯に近い集落の方々ともしっかりと、少なくとも区長さんとはコミュニケーションをとるように御指導いただくことをお願い申し上げます。御質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございます。
○赤羽委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。
午前十一時四十九分休憩

午後一時開議

○赤羽委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。質疑を続行いたします。浅野哲さん。

さようは、ヘルステック、つまり医療分野におけるテクノロジの活用について議論をさせていただきたいというふうに思います。

このヘルステックという言葉、私も最近になって知ったばかりの言葉ですけども、欧米では、フライングシャトルテクノロジ、略してフィンテック、そして、教育とテクノロジでエドテック、これと並んで重要な投資対象分野になっているということで、ヘルステック、つまり医療・健康分野に技術をどう適用していくか、この言葉でございます。

日本は、コネクテッド・インダストリーズを掲げまして、産業現場で生み出されるさまざまなデータを活用することで、新しい付加価値を創出し、あるいは生産性を向上させたり、分野横断的なイノベーションを生み出したり、こうしたことが期待されておりますけれども、本日は、今後、超高齢化時代を迎える日本を始め、世界の国々が熱い視線を寄せている医療ビッグデータの活用に関心をもち、議論をしてみたいと思います。

まず冒頭、世耕大臣にお伺いをしたいと思います。このヘルステックという言葉、御存じかもしれませんが、このヘルステックに関する経済産業省の現状の取組であったり認識をお聞かせいただけますでしょうか。

○世耕国務大臣 超高齢化社会を迎えた日本で健康寿命の延伸を実現していくためには、やはり生活習慣病や老化などのいわゆる内因性疾患への対応が重要だということに思っています。これはきちっと管理をすればまさに予防することができるといふ疾病だということに思っております。データを使って生活習慣の改善など日常生活を合

む総合的な取組をやっていくことが極めて重要だということに思っています。

そのためには、IoT、ビッグデータといった技術革新を最大限取り入れて、健康・医療データを安全かつ効率的に活用していくことが重要だと思っております。委員が御指摘になっているヘルステック産業に関しても、官民の投資が世界じゅうで進んでおります。

今、中国でも平安保険というところが、アプリを通じて国民の健康管理とか医療のサービスを一元的に提供するというようなビジネスも、もう既に中国ではかなり浸透しているというところも聞いております。

経産省としては、こうした分野で新しいイノベーションや産業創出につなげるため、ヘルステック分野への民間投資の活性化に取り組んでいるところでもあります。

具体的には、関係省庁や医療関係者、産業界の有識者で構成をされますヘルステック研究委員会を平成三十一年に設置をいたしまして、医療関係者と民間企業の相互理解の促進ですとか、健康、生活情報に係る先駆的な成功事例の創出、ベンチャー企業などのネットワーク支援の必要性といった論点について御議論をいただいて、そして、ことし三月に取りまとめを行ったところであります。

今後、研究会での議論を踏まえまして、具体的な取組を進めていきたいというふうに思っております。特に、厚生労働省を始めとする関係省庁との連携ということもしっかりと重視をしていきたいと思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。
今、最後におっしゃっていただいた関係省庁との連携というのが、きょう、本日、一番私が重要視しているところでございます。本日は大口厚労働大臣にもお越しいただいておりますけれども、改めて、副大臣の方にも伺いたいと思っております。

今、先ほど世耕大臣の方からもございました、医療にIoT、IT技術を導入する必要性について少し御紹介をいただきましたけれども、私もこの質疑を準備するに当たって少し調べましたところ、国内でもさまざまな取組がされてきている。

例えば、本日の資料の一枚目をご覧いただくと、広島県の呉市において、医療機関を受診された方々のさまざまな受診データを分析会社が分析をして、それをまた更に市民の方々にフィードバックをする。生活習慣を改善したり、あるいは早期の受診をお勧めしたり、こういうことをすることで市内の医療・健康環境を改善する、こんな取組もなされております。

さらに、世界に目を広げてみますと、エストニアでは、健康保険証あるいは医療機関を受診した記録を全て電子化して、書類をほとんど撤廃していたりですとか、アメリカでも、バーチャルケアセンターと呼ぶそうですけれども、ネットワーク上でさまざまな医療機関を有機的に連携させてバーチャルな総合病院を運営するといったような新しい試みもなされているのであります。

日本もそういう取組をしているわけですが、改めて、厚生労働省として、医療ビッグデータの活用が今後必要となる社会背景、先ほど超高齢化というふうに言っていたいただきましたが、もう少し具体的に課題認識を共有させていただきたいというふうに思います。

○大口副大臣 委員にお答えをさせていただきます。二〇四〇年を展望して、今、厚生労働省といたしまして、二〇四〇年を展望した社会保障制度改革、働き方改革の本部を立ち上げました。

二〇四〇年というところになりますと、団塊のジュニアの方が六十五歳以上になってくる。要するに、どこに線を引くかということはあるんですが、現役世代の人口が減る。ですから、やはり、寿命は延びているわけですが、健康寿命を、できるだけ元気な状態を延ばしていただいて、そして就労だとか社会参加にも大いに活躍していただく、そういうことを考えまして、それで、少子高齢化に伴い、医療・介護サ-

ビスの担い手の減少ということも進んでいきますので、国民の健康寿命のさらなる延伸、そして効果的、効率的な医療・介護サービスの提供、これが重要な課題である、こう認識しているわけであります。

そういうことで、この課題解決のためには、健康、医療、介護の分野のデータやICTの活用が重要であると考えておりまして、今回は健康保険法の改正案等も出させていたところであり、また、データの活用あるいはICTの活用を推進するために、データヘルス改革、これはデータヘルス改革推進本部というものを立ち上げて、二〇二〇年度を目途として、今の工程表に基づいて取り組んでいるところでございます。こうした取組を着実に進めていく必要があると考えています。

○浅野委員 ありがとうございます。

今御答弁いただいた中で、健康寿命を延ばしていくことというのを挙げていただきました。私の方でも少し資料を準備させていただいたんですが、資料の二をこちらに添えていただくと、一人当たりの年間医療費の世代別の状況を示しておりますが、一言で言えば、高齢の方は近年間の医療費がたかさんかかっているということでございます。特に、六十五歳を過ぎたあたりから急激に年間医療費がふえまして、八十歳を過ぎると、年間百万円を超えるような負担をされている方が多くなっているというところでございます。

一歩めくっていただきますと、医療機関にかかる原因を分析した円グラフになりますが、これは経産省が過去に分析をしたものになりますけれども、一番多くを占めるのが生活習慣病であるということでありまして。

つまり、何を申し上げたいかというと、この生活習慣病というのは未然に予防ができるものですので、冒頭、世耕大臣がおっしゃっていたように、さまざまな、今回、ビッグデータを、技術の力を活用して、予防医療という分野で更に力を入れていくことによって、高齢の方々がより健康な期間が延び、そして、最終的には、医療機関を受診した際に充てられている医療保険の支出も減少に抑えられるのではないかと考えています。

そこで、やはりビッグデータを医療分野に活用するということの重要性を共有させていただいた上で、今、国内に、医療に関するビッグデータ、データベースが複数あるという話を聞いていて、それをまとめるのが大変難しいという話を伺いました。そこで、次の質問ですが、医療・健康分野に存在するデータベースがどれくらい存在しているのか、御答弁をいただけますでしょうか。

保健医療分野の主な公的データベースとして、まず、NDB、ナショナルデータベースという、医療保険制度のもとで診療報酬請求に用いられるレセプトに記載された傷病名や投薬情報、特定健診の結果の情報などを蓄積したもの、次に、介護保険総合データベースという、介護保険制度のもとで介護報酬請求に用いられるレセプトに記載された介護サービスの種類や要介護認定区分などを蓄積したもの、そして、全国がん登録データベースという、がん登録推進法に基づいて、全国のがん患者の罹患、診療、転移などの情報を蓄積するものなどがございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

今御答弁いただいたものも含めて、本日にさまざまなものが、データベースが存在するというところを私も事前のレクの中で教えていただきました。資料の五に、今御答弁いただいたものも含めて重立った公的データベースの種類を示しておりますが、この表にあるだけで七種類ございまして、これも、これが今、それぞれ独立して存在しているということでありまして。

もちろん、がんに関するデータベース、そして介護に関するデータベースなど、それぞれ目的が異なっておりますので、これを何も考えず一つにまとめるとデータとして余り意味のあるデータベースにはなりませんので、これをどう一元化していくかというのが大変重要な課題になっていくと思います。

そこで、次の質問に移りますが、この医療ビッグデータの活用推進に関して、今、データベースの一元化も含め、国としてどのような取組を行っているのか。また、やはりこれからは世界に目を転じていかなければいけないので、世界の類似の取組についても事例がございましたら御紹介をいただきたいと思います。

（委員長退席、西村（明）委員長代理着席）

○大口副大臣 まず、国外の取組の方でございまして、国ごとに税方式、社会保険方式という制度の仕組みが異なっていることと、あるいは、保健医療関係のデータベースの数、種類等がさまざまであるので、単純には申し上げることはできないんですけれども、やはり、しっかりとデータの活用ということをや、データベースを構築して活用をするということを行っています。アメリカ、イギリス、フランス、また韓国や台湾も取り組んでいるところであります。

例えば、フランス等においては、レセプトデータベースを情報元とする公的データベースが整備されておることを承知しております、その対象はほぼ患者ということでございます。

我が国では、医療データの活用を推進するため、例えば、今国会で提出をしております健康保険法の一部改正法案において、NDBとそれから介護データベースを連結し、そして解析を可能とする、こういう内容を盛り込んでおります。そしてまた、昨年六月ですが、私も視察に行つてまいりました国立がん研究センターにがんゲノム情報管理センターが設置されておまして、がんゲノム情報の集約、管理、活用を推進するなどの取組を進めているところでございます。

データやあるいは薬利情報等の履歴を閲覧できるように整備を進めておりますし、保険医療機関も閲覧ができるというような形に進めておるところです。

本年二月の二十六日に、大臣を本部長とするデータヘルス改革推進本部、これを開催しまして、こうした取組の進捗管理を行ったところでございます。二〇二〇年度までのデータヘルス改革の工程表に沿って、着実に取組を推進してまいりたいと考えています。

○浅野委員 国外においても、医療分野に対するデータの活用が積極的に進められているということであるんですけれども、今、最後におっしゃっていた、二〇二〇年までのデータヘルス改革という話であります。二〇二〇年といえは、もう来年の話であります。

このデータヘルス改革の中を少し私も確認させていただきまして、やはりデータベースの一元化を二〇二〇年を目途に進めていくという計画がございまして、その実際の工程表といえますが、この資料がございましたので、掲載してあります。これは内閣官房がつくった資料であります。下の緑色の部分をこちらに添えてみますと、二〇二〇年までに公的データベースを整備、連結するですとか、認定匿名加工医療情報作成事業者の実現ですとか、介護保険総合データベースの抜本的改革、こんな項目が挙げられておりますが、いずれも二〇二〇年が本格稼働の年であるということになります。

となると、もうかなり差し迫ったプロジェクトなので、その時間軸を意識した取組が必要になるのではないかなというふうに思っているんですが、ちょっとこれは次の質問の後にさせていただきます。二〇二〇年までに構築する際に、さまざまな業界の声を聴いて、やはりデータのセキュリティをしっかりと守っていくところを担保しなければいけない、こんな声が上がっております。

特に、昨年の六月に成立をいたしました次世代医療基盤法においては、医療機関を受診された方に係る医療データを学術研究のために第三者に提供することができるようになりましたけれども、ここについてもさまざまな懸念の声が上がっております。

そこで、改めて伺いますが、まず、これからデータベースをつくるに当たってしっかりとセキュリティ対策をしなければならぬ。その際、第三者にデータを提供してもよいとしたその背景、正当性について、改めて御説明を求めたいと思います。

○大塚政府参考人 お答え申し上げます。

今、委員の方から配付資料でお示しをいただきました資料の匿名加工医療情報、ここについての御質問と承知しておりますが、この法律は、医療機関等があらかじめ本人に通知を行いまして、本人が提供を拒否しない場合には、国が認定をいたしました事業者に対して医療情報を提供することを可能としたものでございます。

この認定事業者の認定に当たりましては、まず、高い情報セキュリティを確保し、十分な匿名加工技術を有すること、また、匿名加工された医療情報を医療分野の研究開発の目的に資する範囲で提供すること、こういった医療情報の取得から整理、加工、匿名加工医療情報の作成から提供、こういった一連の対応を適正かつ確実に行うことができる事業者を国が認定することとしたものでございます。

こうした制度の創設によりまして、個人の権利利益の保護に配慮しつつも、匿名加工された医療情報を安心して適正に活用することとしております。

○浅野委員 取り扱う者を認定するという対策等もった上でのことですか。

ただ、これは、まだ昨年成立したばかり。これから、実態、本格的な運用がされると思いますけれども、ここについてはこれから、ビッグデータの必要性は私も認めますけれども、やはりそこは

セキュリティ、安全性が担保されていることが大前提だと思えますので、ぜひ、定期的な運用状況の確認等とか、しっかりとした、データが漏えいするようなことがないような対策の強化というのをお願いしたいと思えます。

では、次の質問なんですが、ここまではちょっと厚労省の方から伺ってまいりましたけれども、今、改めて経産省の方に伺いたいと思えます。

ビッグデータを活用して、これから医療分野に適用していくということなんですが、データベースを本格稼働するに当たって、今議論したようなセキュリティの問題、そして、本音に、ビッグデータを解析するということは、解析をする人材がいなければ、データだけがそこに存在しているだけでは、食材だけがそこに置いてあって料理人がいないというようなものではないかと、ちゃんとデータ分析をできる人材を確保していかなければいけない。

この点については、全てを厚労省の方に任せてよいのかという課題意識がございしますが、これに関して、経済産業省としてどう関与しているのか、若しくはしていくのか、このあたりの見解をお伺いしたいと思えます。

○世耕国務大臣 健康、医療のデータのプラットフォーム自体の構築については厚労省の方で進めておられるわけですが、今お話に出てくるセキュリティ対策ですが、あるいはこのビッグデータを解析することができる人材、いわゆるデータサイエンティスト、こういった人材の確保といった面では、これは医療分野に限った話ではなくて、産業界全体にとっても極めて重要な課題であるというふうにも認識をしております。産業界横断的な取組を経済産業省としては進めさせていただいております。

具体的には、サイバーセキュリティ対策に関しては、ソサイエティー五・〇において複強化するサブライチーン全体を捉えて、全産業にはば共通して求められるセキュリティ対策を示すサイバー・ワイジカル・セキュリティ対策フレーム

ワーク、これを月内に取りまとめる予定であります。

それに加えて、医療分野も含めた重要インフラ分野におけるセキュリティ対策のための、独立行政法人情報処理推進機構、IPAが、順次、各重要インフラ分野のリスク評価を進めて、関係機関がリスク分析を実施するためのマニュアルを提示しているところであります。

また、人材、データサイエンティストの確保については、経産省では、未踏事業という、若い飛び抜けた才能を育てていくというプロジェクトもありません。それに加えて、AI、データに関する実践的な能力が身につく教材、カリキュラムの作成支援、大学等との連携といった、民間による新しいタイプのAI実践スクールの動きを後押しをして、課題解決型のAI人材の育成を実施しているところであります。こういったことから、まさに、このヘルスケア分野でのデータを扱うような人材も出てきてくればというふうに考えているわけでありまして。

今申し上げたセキュリティ、人材の分野は、全て医療分野でも活用いただくことが十分可能だというふうに思っております。厚労省を始め、関係省庁と連携しながらしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。

経産省が取り組むサイバーセキュリティ対策、そして人材育成の取組というのは、大変、業界横断的な幅広いものを対象にしているということと、一方で、先ほど申し上げたように、このデータベースを本格稼働させるのは来年に迫っているというところで、厚労省の中でも、セキュリティの対策、それをしっかりと分析できる人材の確保に取り組んでいただいていると思えますけれども、もう一年後に迫っているというところで、これは経産省としてもぜひ惜しみない支援、協力体制をしいていただきたいというふうに思います。

では、次の質問なんですが、ちょっと一問飛ばしまして、今おっしゃっていただいた保健医療データプラットフォーム、データベースの標準化の必要性について議論していきたいと思えます。

冒頭申し上げましたように、ヘルステックの動き、医療分野へのビッグデータ活用の動きというのはもはや世界的に動き出している状況で、これから、今各国がそれぞれのやり方で取組を進めているような段階なんだというふうに思います。

ただ、日本としては、超高齢化時代が他国に先駆けてやってくる課題先進国であります。そういった環境の中でしっかりと日本として医療ビッグデータの活用環境を整えられた場合、これを世界に対してどんな発信をしていく、それで世界の課題を解決していく、そんなチャンスもやってくるのではないかなと思っております。そういった時代を見越して、ビッグデータの、例えばデータフォーマットの標準化ですか、こうした先を見据えた取組の必要性もあるのではないかと考えています。

この標準化に対する厚労省の取組状況について、そして経産省からも、経産省としてやはり標準化を所管していますので関与していくべきだと私は思いますが、御答弁を求めたいと思えます。

○大口副大臣 委員御指摘のとおり、保健医療分野における情報の利活用の促進のためには情報の標準化が重要であるということでございます。厚労省労働省としてもしっかりと取り組んでまいっております。

厚労省におきましては、保健医療分野の情報連携を可能にするため、医療情報等の標準化を進捗をしております。

具体的には、医薬品のコードを定めた医薬品H O Tコードマスター、また、標準病名を定めたI C D 10対応標準病名マスターなど、十七の保健医療分野の規格を厚生労働省の標準規格として決定し、その普及を図っております。

の事業に経営支援センターによる後援者不在の事業業者へのマッチング支援ですとか、事業承継補助金による事業承継後の事業者の新たな挑戦に対する支援などの施策も講じているところであります。

特に、事業承継税制については、改善後、これまでの十倍ぐらいのペースで利用も進んできておりますので、こういった施策の効果が今後出てくることを期待したいと思っております。

(第一類 第九号)

第百九十八回国会 衆議院 經濟産業委員會 議 録 第 九 号

(一九二)

平成三十一年四月二十四日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 赤羽 一嘉君

理事 穴見 陽一君 理事 梶山 弘志君

理事 小林 廣之君 理事 國場幸之助君

理事 西村 明宏君 理事 落合 貴之君

理事 青木 武志君 理事 富田 茂之君

理事 池田 道孝君 理事 石川 昭政君

理事 石崎 徹君 理事 今枝宗一郎君

理事 岩田 和親君 理事 尾身 朝子君

理事 岡下 昌平君 理事 神山 佐市君

理事 神田 裕君 理事 佐々木 紀君

理事 笹川 博義君 理事 津島 淳君

理事 富樫 博之君 理事 穂坂 泰君

理事 星野 剛士君 理事 細田 健一君

理事 三原 朝彦君 理事 宮澤 博行君

理事 八木 哲也君 理事 齋 和生君

理事 山縣大志郎君 理事 吉川 越君

理事 菅 真人君 理事 田嶋 要君

理事 松平 浩一君 理事 宮川 伸君

理事 山崎 誠君 理事 浅野 哲君

理事 太田 昌幸君 理事 笠井 亮君

理事 足立 康史君 理事 笠 浩史君

経済産業大臣政務官 石川 昭政君

参考人 (神奈川県中小企業団体中央会副会長) 栗原 敏郎君

参考人 (古賀茂明政策ラボ代表) 吉賀 茂明君

参考人 (弁護士) 高井 章光君

参考人 (日本弁護士連合会・日弁連中小企業法律支援センター事務局長) 千葉 哲美君

参考人 (気仙沼本吉民主商工会副会長) 千葉 哲美君

第一類第九号 経済産業委員会議録第九号 平成三十一年四月二十四日

委員の異動

四月二十四日

辞任 補欠選任

青山 周平君 今枝宗一郎君

野中 厚君 池田 道孝君

同日 辞任 補欠選任

池田 道孝君 佐川 博義君

同日 辞任 補欠選任

津島 淳君 津島 淳君

経済産業委員会専門員 佐野圭子君

委員の異動

四月二十四日

辞任 補欠選任

青山 周平君 今枝宗一郎君

野中 厚君 池田 道孝君

同日 辞任 補欠選任

池田 道孝君 佐川 博義君

同日 辞任 補欠選任

津島 淳君 津島 淳君

同日 辞任 補欠選任

津島 淳君 津島 淳君

同日 辞任 補欠選任

津島 淳君 津島 淳君

同日 辞任 補欠選任

津島 淳君 津島 淳君

同日 辞任 補欠選任

津島 淳君 津島 淳君

同日 辞任 補欠選任

津島 淳君 津島 淳君

同日 辞任 補欠選任

津島 淳君 津島 淳君

同日 辞任 補欠選任

津島 淳君 津島 淳君

同日 辞任 補欠選任

津島 淳君 津島 淳君

同日 辞任 補欠選任

津島 淳君 津島 淳君

同日 辞任 補欠選任

津島 淳君 津島 淳君

同日 辞任 補欠選任

津島 淳君 津島 淳君

同日 辞任 補欠選任

津島 淳君 津島 淳君

同日 辞任 補欠選任

津島 淳君 津島 淳君

同日 辞任 補欠選任

津島 淳君 津島 淳君

同日 辞任 補欠選任

消費税率引上げに伴う事業者等への支援を求める意見書(山形県議会)(第一七四七号)

水素ステーションの整備促進を求める意見書(岩手県議会)(第一七四八号)

太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書(岐阜県恵那市議会)(第一七四九号)

太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書(岐阜県可児市議会)(第一七五〇号)

地域環境と調和した太陽光発電設備設置に関する意見書(静岡県沼津市議会)(第一七五一号)

地域域の中小企業への支援充実を求める意見書(北海道釧路市議会)(第一七五二号)

東海第二原子力発電所の稼働延長に反対する意見書(栃木県矢板市議会)(第一七五三三三)

東海第二原子力発電所の再稼働は行わないことを求める意見書(埼玉県宮代町議会)(第一七五四四号)

再びブラックアウトを起こさない分散型の電源、原発ゼロを目指し再生可能エネルギーの大規模普及を求める意見書(北海道網走市議会)(第一七五五五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)

○赤羽委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

本日は、本委員会のため、参考人として、神奈川県中小企業団体中央会副会長栗原敏郎様、古賀茂明政策ラボ代表古賀茂明様、弁護士、日本弁護士連合会・日弁連中小企業法律支援センター事務局長高井章光様、気仙沼本吉民主商工会副会長千葉哲美様、以上四名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言御挨拶申し上げます。

本日は、御多用のところ朝早くから本委員会に御出席を賜りまして、心から感謝申し上げます。

本日にありますこと、申し上げます。

本日の議題は、先ほど申し上げましたように、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案が議題でございます。日本の経済を支えております中小企業の経営強化につながるよう、よい議論をさせていただきたいと思っておりますので、参考人の皆様におかれましては、それぞれの専門、お立場から、限られた時間でございますが、忌憚のない御意見を賜ればと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位からお一人十五分程度で御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑にお答え願いたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださいますようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。

それでは、まず栗原参考人にお願いたします。

○栗原参考人 ただいま御紹介をいただきました

いろいろな官民ファンドと言われるものと同じようなところがありますが、特に、やはり実際にはゾンビ企業の延命に使われたというところが非常に、そういう性格のものになってしまったなという印象を持っています。そして、報酬の問題で相当いろいろなけちがついてしまったんですけれど。

やはり、こういう仕事というのは、要するに市場に任せるということだと思ふんですね。昔、産業再生機構、私、法律をつくって、自分で執行役員になっていったんですけれども、そのときはそういうノウハウが全然なかったんですよ。

ですから、期間限定、五年というところで、絶対五年でやめましようねというふうに決めてやって、実際には四年で潰れました。でも、もう二年目、三年目から、つくつたら、経産省とか財務省から天下りを送りたいという話が出て、そういうのに抵抗するのはすごく大変だったし、そういうものになっていくんです。政府がやると。

ですから、こういうものは早くやめちゃった方がいいなというふうに思います。

○落合委員 終わります。ありがとうございます。

○赤羽委員長 次に、浅野哲さん。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。参考人の皆様、本日はありがとうございます。本日の前段で皆様からいただいたさまざまな御意見をベースにこれから質疑をさせていただきます。と思いますけれども、まずは参考人の方にお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

参考人の方から伺った御意見の中で、地域の異なる組合と協定を結んだ、その際、ノウハウの流出に対する懸念があったということなんですか、そこはお互いの信頼関係で乗り越えることができたというふうにおっしゃっていただろうに記憶をしておりますが、実際に、具体的な、例えば契約を結んだとか、ノウハウの流出を防ぐために行政から何らかの助言や指導があったのかどう

か。このあたり、まずはお伺いできればというふうに思っています。

○栗原参考人 ただいまの行政からのというふうなお話なんです。取決めをやるに当たりまして協定書を結ぶ、それには弁護士さんの書いた書面でもってやはりやっているとすね。ですから、例えば果敢を挟んだ場合、もし何かあつてふくあいを生じた場合は保証するという、そこまですたっているんですよ。

地域の場合ですと、仲間内ですから、その取決めだけはやっていきますけれども、ただ、そこまですた保証するところまではやっていませんけれども、弁護士さんの書いた書面で一応提携はしております。

以上でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。行政ではなく、弁護士さんからの助言あるいは指導でそういうことをされたということ。

では、次の質問なんですけれども、今、中小企業の強靱化法をこれから議論するんですが、それに当たっては、やはり、連携をする相手とのように出会うのか、どのように見つけるのか、これが恐らく中小企業や組合の皆さんからしてみたら一つのハードルではないのかなというふうに思っております。

先ほどの議論でもありましたように、組合といてもやはり活動のレベルの違いというのがありまして、組合自体がそういう相手を見つかる能力を持っている場合であればいいんですけども、そうでない場合も十分に考えられるということ、実際に少ないというふうに私は考えるんですけど、企業あるいは組合としてどのような支援が今後必要になっていくかというふうにお考えか。そのあたりについても御意見を伺います。

○栗原参考人 非常に難しい御質問だと思えます。連携といっても、ただ協定書を結んで知らないところとやるということとは絶対できないんです

よ。やはりふだんからお付き合いがあつて気心が知れているから、それができる。そうでないと、なかなか仕事を依頼しづらいし、受ける方も、なかなか、それを受けたらというって、じゃ、変な話、ちよつとほかのお客さんのところへ行つてみようかなというふうになつてしまつても困る。

だから、これはふだんのお付き合い、コミュニケーションの、ふだんからこういうお付き合いができていからというところでできるのであつて、異業を挟んだというの、全国のメッキ工業組合で、その理事長さんとは常に懇談を深めておりますので、そういうことで理事長同士でもってお話をできた。

ですから、もし何かあればということで組合が窓口になつて、保証とかそういうのがあれば、組合が窓口でもって全部対応しますよということをやつてきております。

そういうことでよろしくございますか。

○浅野委員 どうもありがとうございます。やはり、日ごろからの信頼関係ができた上で、そういう連携という形に発展させていくべきだと。その前段の信頼関係の醸成ということが非常に大事だということに理解ができました。

続きまして、古賀参考人の方にお伺いをしたいと思ふんですけれども、中小企業、小規模事業者のBCPの策定状況を見ますと、およそ一五%前後という数字を伺つておられますが、やはりまだまだ少ないという印象を受けております。

経産省としても、これまでさまざまな啓発活動はしていると思ふんですけれども、BCP策定の必要性を中小企業の経営者の皆様により広く認識して行動を起こしてもらうためには、経産省あるいは国として今後何をすべきなのか。そのあたりの御意見を伺えればと思います。

○古賀参考人 これはすごく難しいと思ふんです。普通の企業、事業をやっている人でも、災害の怖さというのは相当、いろいろな形で目にしたり耳にして感じているはずなんです。ですから、

ら、事業をやっている人だけがそれを感じていないはずはなくて、むしろ事業をやっているおさら感じているはずだけれども、それにもかかわらず、BCPをちゃんとつくれるところは一五、六%しかないというところから、じゃ、残りの八割をどうしていくのかということになるわけですから、多分、そんなことを考える余裕がないとか時間がないとか、それから、つくれと言われても人がいないとか、そういうレベルの会社がたくさんあるんだろうと思ふんです。

ですから、やはりそういうことを考えるということ、どつちかというところ、それってマイナスだ、負担になるという感覚です。ですから、いや、今はそれはできないとか、もうちよつと先にしようかということと先送りになると思ふんですけれども、やはりそれをつくるのがむしろ今の自分の事業にとつて得ですよという環境をいかにつくっていくかということじゃないかと思ふんです。

そうすると、すぐに、今いろいろやっていると、BCPをつくつたらこういう措置がありますよということなんですけれども、やはり僕は、一つは、金融機関にそういうところの役割を果たしてもらいたいというふうに思ふんです。ですから、そう言つて、また、じゃ、BCPがないと金を貸さないぞという排除になるんじゃないかといろいろあると思ふんですけれども、でも、やはりそういうことを金融機関なんか積極的に指導していく、自分の融資先。そういうことをやっていくということ。何か、経産省が幾ら音頭をとつたからといって、その一六%というのがおんと上がっていくことにはならないかな。

ただ、一つ思ふのは、やはりそれを深く認識してもらうためには、紙に細かく書くというのとはもう読む時間がないので、僕は、もっと映像とかそういうものを使って、実際にそういう、悲惨な体験をした方についていっているじゃないですか、そういう方たちの声を本当に短い映像

にして、それをたくさん流して見ていたかというように、何となく差し迫ったものとして感じていたかというように、これはあるかなと思っています。

(委員長退席、富田委員長代理着席)

○浅野委員 ありがとうございます。

続いて、再び古賀参考人にお伺いをしたいと思います。今、中小企業、小規模事業者の皆様のの中には、国内ではなく海外と一緒に仕事をしたい方も出てまいりました、いわゆるグローバル化ですけれども、

今回、いざ何か起こったときに人の融通をする、これはやはり物理的に距離にないといけないので、国内の誰か相手を想定しているということになるかもしれませんが、原材料ですとかあるいは代替生産、この部分で危機を乗り越えるという分野については、国内だけでなく海外にも目を向けながらBCPを策定していく必要性というのが、今後の世の中を考えると必要があるんじゃないかと思うんですね。

そこで、BCPを策定するときに、海外を相手として考えることで何らかの難しさあるいは障害が出てくるのかどうか。そのあたり、もし御見解をお持ちであれば伺いたいと思っております。

○古賀参考人 いや、難しいと思うんです。やはり企業には、中小企業といってもいろいろなレベルがありますよね、もう既に海外展開しているところもあると思いますし、そういうところは、当然、BCPをつくる際には海外も含めて考える力

はついているところはあるかあると思います。一方で、まだ全然海外に進出したこともないし、考えたこともないという人たちに、いきなり海外も入れてBCPをつくりなさいと言っても難しいんじゃないかと思うんです。

ただ、サブライチェーンはもうほとんど今アジア中心に広がっていますので、仮に、自分たちがいろいろな原材料を仕入れているというのをもっとたどっていくと、やはり海外のことを考えないといけないよというケースもあると思うので、ま

ず、そういうところの認識を深めていただくというところは必要じゃないかなというふうに思っています。

それから、仮にそういうことを考えたいという場合のアドバイスというのを、じゃ、誰がやるのかということ、これはさきさき私も申し上げましたけれども、経産省、経産局とか、あるいは現場のいろいろな商工会とか商工会議所とか中央会とか、そういうところであるかというところ、なかなか難しいところがある中で、ここはやはり国際化というのを重点を置いてサポートする仕組みというのを少し組み立てていく必要が、BCPだけじゃないと思いますけれども、組み立てていただけたらと思います。

○浅野委員 ありがとうございます。

続いて、高井参考人の方にお伺いをしたいと思います。今、高井参考人御本人あるいは日井連の皆様が対応してきた中で、中小企業のBCP策定が進んでいる分野とそうでない分野というのがあろうかと思うんですけれども、そのあたり、ちょっと現状認識をお伺いできればと思うので、よろしく願っています。

○高井参考人 私の方で把握している限りにおいては、中小企業といっても広いものですから、広い中小企業とその場で一つ一つき合っているところから、なかなか、うまくいっているところもあるんで、うまいところ、うまくいっていないところも多く見えておりますので、どこがどうかというよりも、全般的にいろいろなところで、うまくいっているところと悪いところがあるところがあるかなというところを考えた方がいいかな状況でございます。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

もう一つ高井参考人にお伺いしたいのは、今回議論を予定している法案の中に、ストックオプション税制の適用範囲の拡大というのがあるんですけれども、この対象になるのが、現在、起業してからあるいは事業をスタートしてから十年以内の企業というのを対象に議論する予定なんです

が、ただ、起業してから十年間に限定する妥当性というんでしょ、やはりいろいろな、これからさまざまなアイデアで老舗の企業が爆発的な成長をすることも考えられる中で、ストックオプションを起業後十年間という限定をかけることに對してどのようにお考えか。このことをぜひ伺いたいと思います。

○高井参考人 今回の制度について、私の方で理解が十分できていないところもあるかと思いますが、一般的に、いろいろな中小企業が局面を迎えております。事業承継を考えたところで新しい事業にトライしていくところもありますので、そういう意味では、こういったような税制について幅広く適用を考えていくということも一つあるかなとは思っております。

以上でございます。

○浅野委員 最後の質問になりますけれども、千葉参考人の方に伺いたいと思っております。

先ほど、参考人の方からは、グループ補助金に触れながら、グループではなく企業単独も金で救済対象にしてほしいというように御要望をいただいたんですけれども、そう言ったときに、私が中小企業の経営者の方から伺うのは、その企業経営者本人がやはり手回りがかかるということで、その負担をどのように軽減させるべきかというところがやはりどうしても議論になっていくのではないかと、経営者本人の負担を軽減するにはどういった施策が望ましいか、この部分について最後に御意見を伺えればと思います。

(富田委員長代理退席、委員長着席)

○千葉参考人 グループ補助金そのものにつきまして、一つは、自分が被災しました、それで、被災したんだけれども、どういうグループを組んだらいいかというのは全然見えないわけですね。外の人が見るしかないというのが一つあります。

それともう一つは、グループ補助金の申請についても、グループ全体で書かなきゃならぬ書類もあるんですが、自分が書かなきゃならない書類が物すごくあるんですよ、自分が申請するとい

うか、グループの一員として。そうすると、単独でやってもほとんど事務量は同じなんだと思うんですよ、多分、事業主の事務量のお話だと思うんですが。

そういう点で、なぜ、別の人が見て、誰が見てそのグループを組むのかということ、誰が見て被災者本人とはまた別な要因が入ったりするので、その辺はぜひ個別の支援をお願いしたいということでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

○森田委員長 次に、笠井亮さん。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

きょうは、栗原参考人、古賀参考人、高井参考人そして千葉参考人、貴重な御意見を、お忙しいところありがとうございます。

今回の法案の大きなポイントというのは、中小企業に災害への事前の備えとして事業継続力強化計画の策定を促すことにあるわけで、BCPの策定状況を見ますと、先ほどもありましたが、従業員二十人以下で小規模事業者、あるいは五十人以下の小企業と、規模が小さいほど進んでいないのが現状であります。

そこで、まず栗原参考人にお伺いします。

東日本大震災後の二〇一一年の四月に、神奈川県、東日本大震災組合と新潟県、金工業組合が災害時の相互連携協定を結んだというお話がありました。

米中通商摩擦について

2019.5.15 (wed) 経済産業委員会 (中小企業強靱化法案 法案審議)

現状・課題意識

- 米中両国間による通商摩擦が世界的に大きな懸念材料。
- 国内企業の99%超、従業員数の70%を支えている中小企業は国内経済を支える重要な存在。
- 米中両国以外にも周辺諸国を含め総合的な視点での分析が必要。

委員会での 浅野の発言要約

「米中貿易摩擦の影響が、自らの事業にどういった影響を及ぼすのか中小企業経営者から懸念の声がある。政府の情報ネットワークを活用し、周辺諸国も含めて経済の状況を見極めながら、適時適切な情報発信を求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「世界第1位と第2位の経済大国である米中両国とは、安定的成長と発展につながる関係を構築することが重要。今後、ジェトロを通じた情報提供を行い、中小企業への応援体制を構築していく。」



関経済産業副大臣

BCP策定に対するインセンティブのあり方について

2019.5.15 (wed) 経済産業委員会 (中小企業強靱化法案 法案審議)

現状・課題意識

- 中小企業におけるBCP策定率は約16%であり、非常に低調。
- 今日、地域の中小企業やサプライチェーンに大きな影響を与えるような大規模な災害が続けて発生。
- 有事に備えた中小企業の取組について広く見える化を図り、インセンティブを付すことが重要。

委員会での 浅野の発言要約

「BCPを策定し認定を受けた企業については、対外的に見える化を図り、その企業自身の社会的信頼性を高められるような取組が必要。省庁だけでなく、商工会などの身近な拠点等での公表を求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「認定を受けた中小企業は、国のお墨付きを受けた事業者であり、広く周知し、広報していく。また、ご指摘を踏まえて、地域の方々がよくご覧になるようなホームページへの掲載等も検討する。」



世耕経済産業大臣

第百九十八回国会
衆議院
經濟産業委員会
議 録 第十一号

令和元年五月十五日(水曜日)
午前八時三十分開議

出席委員

委員長 赤羽 一嘉君

理事 六見 陽一君 理事 梶山 弘志君

理事 小林 廣之君 理事 國場幸之助君

理事 西村 明宏君 理事 落合 貴之君

理事 齊木 武志君 理事 富田 茂之君

理事 青山 周平君 理事 井野 俊郎君

理事 石崎 徹君 理事 岩田 和親君

理事 尾身 朝子君 理事 大隈 和英君

理事 大野敬太郎君 理事 神山 佐市君

理事 神田 裕君 理事 木村 哲也君

理事 佐々木 紀君 理事 笹川 博義君

理事 繁本 護君 理事 杉田 水脈君

理事 田所 嘉徳君 理事 富樫 博之君

理事 中曾根康隆君 理事 野中 厚君

理事 福山 守君 理事 穂坂 泰君

理事 星野 剛士君 理事 細田 健一君

理事 堀井 学君 理事 三原 朝彦君

理事 宮澤 博行君 理事 務台 俊介君

理事 八木 哲也君 理事 築 和生君

理事 吉川 起君 理事 菅 直人君

理事 田嶋 要君 理事 松平 浩一君

理事 宮川 伸君 理事 山崎 誠君

理事 浅野 哲君 理事 泉 健太君

理事 太田 昌孝君 理事 笠井 亮君

理事 足立 康史君 理事 笠 浩史君

経済産業大臣 世耕 弘成君

財務副大臣 鈴木 肇祐君

経済産業副大臣 関 芳弘君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 田川 和幸君

政府参考人 (公正取引委員会事務総局経済取引局長) 菅久 修一君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 吉川 浩民君

政府参考人 (総務省総合通信基盤局電気通信事業部長) 秋本 芳徳君

政府参考人 (政府参考人) 桑原 進君

政府参考人 (財務省主税局国際租税総括官) 安居 孝啓君

政府参考人 (経済産業省大臣官房総括審議官) 田中 茂明君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 新居 泰人君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 上田 洋二君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 成田 達治君

政府参考人 (経済産業省商務情報政策局長) 西山 圭太君

政府参考人 (中小企業庁長官) 安藤 久住君

政府参考人 (中小企業庁次長) 前田 泰宏君

政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 木村 聡君

政府参考人 (中小企業庁経営支援部長) 奈須野 太君

政府参考人 (国土交通省総合政策局公共交通政策部長) 佐野圭子君

委員の異動 五月十五日

辞任 補欠選任

青山 周平君 堀井 学君

石川 昭政君 木村 哲也君

尾身 朝子君 大隈 和英君

山下 昌平君 繁本 護君

神山 佐市君 田所 嘉徳君

八木 哲也君 福山 守君

築 和生君 井野 俊郎君

山際大志郎君 務台 俊介君

同日 補欠選任

井野 俊郎君 堀井 学君

大隈 和英君 尾身 朝子君

木村 哲也君 石川 昭政君

繁本 護君 山下 昌平君

田所 嘉徳君 神山 佐市君

福山 守君 八木 哲也君

堀井 学君 青山 周平君

務台 俊介君 杉田 水脈君

同日 補欠選任

辞任 補欠選任

杉田 水脈君 中曾根康隆君

同日 補欠選任

辞任 補欠選任

大野敬太郎君 堀井 学君

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

本日の会議に付した案件
政府参考人出席要求に関する件
中小企業の事業活動の継続に資するための中小

企業等経営強化法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第二二六号)

○赤羽委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、中小企業の事業活動の継続に資する
ための中小企業等経営強化法等の一部を改正する
法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として内閣
官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長田川
和幸さん、公正取引委員会事務総局経済取引局長
菅久修一さん、総務省大臣官房審議官吉川浩民さ
ん、総務省総合通信基盤局電気通信事業部長秋本
芳徳さん、外務省大臣官房審議官桑原進さん、財
務省主税局国際租税総括官安居孝啓さん、経済産
業省大臣官房総括審議官田中茂明さん、経済産業
省大臣官房審議官新居泰人さん、経済産業省大臣
官房審議官上田洋二さん、経済産業省大臣官房審
議官成田達治さん、経済産業省商務情報政策局長
西山圭太さん、中小企業庁長官安藤久住さん、中
小企業庁次長前田泰宏さん、中小企業庁事業環境
部長木村聡さん、中小企業庁経営支援部長奈須野
太さん及び国土交通省総合政策局公共交通政策部
長城堀健陽さんの出席を求め、説明を聴取いたし
たいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○赤羽委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○赤羽委員長 質疑の申出がありますので、順次
これを許します。松平浩一さん。

○松平委員 どうもおはようございます。立憲民
主党、松平浩一です。
まず、ストックオプション税制の改正、こちら

拡充することにさせていただいたわけでありま

す。まず、今回の改正内容を適切に執行しながら、今委員からも御提案のあった権利行使期間など他の要件については、さらに情報収集をして、今後チャレンジしていきたいと思っています。

○宮川(伸)委員 今の権利行使期間の延長というのも私は非常に重要な一つだというふうに思っています。もう一度、ストックオプション、安いストックオプションを渡せるということもぜひ検討していただきたいというように思います。

改めて、私は今説明をしましたが、今回減税をやらずに、例えば、今回消費税を上げるタイミングでなく、国民の皆様に比較的減税の政策がたくさん出ているようなときであればやってもいいと思いますが、今の消費税を上げなければいけない、こういった状況の中で減税をやるといことは、ほかにもやる必要があるわけだから、私はもう一回これは見直すべきだということ強く申し上げたいというように思います。

その上で、この制度をもし取り入れた場合に、高度人材じゃない、実際はそれほど大したことをやっていないのに減税対象になってしまふ。先ほど申し上げたように、この分野の中の人には減税なんだからみんなハッピーなわけです。例えば、雇う側、経営者側は、高度人材じゃない方が、いやいや、高度人材にちよつと認定してくださいよと言われれば、いやですという理由がないわけですよ、減税なわけですから。

では、そういったモラルハザードが起こらないように、どのような対策を経産省としては考えているんでしょうか。

○新藤政府参考人 お答え申し上げます。今回の税制優遇措置は、社外の人材がスタートアップの成長に貢献することについて主務大臣の認定を受けることで適用されるという仕組みにしております。

主務大臣に提出する計画においては、当該社外の人材が、国家資格等の一定の専門知識や実績を

有すること、スタートアップの成長に貢献することと要件とするともに、主務大臣は認定された計画の実施状況について調査を行うということになっております。

御懸念のような事態が生じないよう、適切に認定事務を行ってまいります。

○宮川(伸)委員 少し細かな話になって、大臣、恐縮なんです。モラルハザードが起こらないようにするための一つの方法として、株式公開をするときに、その人たちがどういう株数を持っているかというのは公開になるわけです。ですから、そのときに、外部人材で税制優遇を受けた方に関しては、しっかりと税制優遇を受けたということを公開することやれば、かなりモラルハザードをとめることができるんじゃないかというように思います。大臣、こういうことをやった方がいいと思いませんか。

○世耕国務大臣 現行のストックオプション税制においては、付与したストックオプションが税制適格か税制非適格であるかということについては、株式公開時の情報開示項目にはなっていない。

また、一般論として、付与されたストックオプションが税制適格か否かについては、個人の納税情報に属するものだと思っております。行政機関の保有する情報の公開に関する法律における非開示項目の個人に関する情報に該当するかと考えています。

このため、今回の改正による社外高度人材に対するストックオプションに係る情報を公開することについても、慎重な検討が必要だと思っております。

○宮川(伸)委員 ちよつと繰り返しになります。このイノベーション分野、ベンチャーの分野の中にいる人たちの減税なので、何らか、報告書と計画書だけでは私はチェックができないと思います。ぜひ、この公開に関して前向きに御検討いただければというように思います。

もう一つ、最初に、大臣日程表の公文書の管

理、公開、国民に対する情報のあり方ということに関して質問させていただきましたが、私は、この高度人材を認定するための計画書と、そして調査結果、こういったこともしっかりと管理をして、何か疑義が生じたときに見られるようにすべきだというように思いますが、最初の大臣日程表の話等を何うと、これは本当に大丈夫なのかというように不安になってしまいますけれども、大臣、これはちゃんと管理をして、何か後から疑義が出たときに、あるいは情報公開請求が出たときに見れるような状況というのはつくっていただけるんでしょうか。

○世耕国務大臣 大臣日程表とは全く別の話だと思えますが、この認定した計画書及び調査結果については、行政文書として十から十五年間の保存対象となります。

○宮川(伸)委員 ぜひ、モラルハザードが起こらないようにしっかりとやっていただければと思います。

もう一つ、一番最後のページに、税金の所得税負担率という絵を載せていただきました。これはもう皆さんよく御存じの、大臣もよく御存じのことだというように思いますが、株に関しては今税率が約二〇％ということで、そして、高所得者の方の方が株をたくさん持っているの、こうやって、これは横軸が所得になっています。それに対して縦軸が税金の負担率になっています。この絵で見ると、一億円の収入を持っている方が大体税のマックスに来て、その後、もっと多く持っている、二億、五億、十億、二十億というように収入がふえている方々に関しては、株の二〇％の影響で、所得に対する税率が下がってき

て、こうやって右肩に下がっていくということがあります。

これがこのままでいいのかどうかということが議論になっていただけてありますが、まさに今回のストックオプション税制の減税は、株のこの議論に近い話であって、やはり株をやっている方々が得をする、メリットがある、そういう税制改正

になっていくわけです。

ですから、ちよつと時間になったのでここで終わりにしますが、もう一度、国民に増税をお願いしているときでありますから、ぜひ安易な減税はしないようにしっかりとやっていただければと思います。

私の質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○赤羽委員長 次に、浅野哲さん。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日は、中小企業強化法の法案審議ということなんです。それに先立ち、一つだけ伺っておきたいことがございます。

現在、連日報道されておりますように、米中の通商摩擦が、今、世界経済において大きな懸念材料になりつつあると思えます。

先日、五月九日から十日にかけて米中通商協議が行われましたけれども、現在、米中国は、中国に対して、知的財産の保護、あるいは、中国による偽造品の防止等々を要求しているわけですが、それがまとまらないという報道がされております。現段階では、三千億ドル、日本円にして三十三兆円相当の製品に対して最大二五％の関税をかけるという措置に出る可能性が出てきたということでもあります。

これを受けたIMFは、米中国の貿易が長期的には三〇％から七〇％程度落ち込む可能性もあるということ、産業界、日本も含めて大きな懸念の目でこの状況を見守っている状況でございます。

そこでまず本日は、この米中通商協議の内容と結果について、概要をわかる範囲で教えていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○閣下大臣 大前提として、世界第一、第二の経済大国でございます米中国ですが、安定的成長と発展につながります関係を構築することが、日本を含む世界経済にとっても非常に重要だと認識しております。

先週、ワシントンD.C.で行われました閣僚級協議の内容や結果の詳細は必ずしも明らかではないところですが、協議の終了後、先ほど委員もおっしゃられたとおり、米側は三千億ドル相当の品目に対して、一方、中国の方は六百億ドル相当の品目に対してそれぞれ追加関税を発表したというところですが、他方で、トランプ大統領が、今後の交渉次第で関税を撤廃する可能性や、また、来月六月に大阪で開かれますG20サミットにおきまして米中の首脳会談を開催する意向が示されているところでございます。

協議の動向につきましては、どのように推移するかというところは本当に見通しがたいところもございまして、しっかりと注視してまいりたいと思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。

関連してもう一問だけ伺いたいんですが、この問題が今後日本の国内経済にどのような影響を及ぼすのかという部分についても、やはり多くの、きょうは中小企業を対象とした法案審議ですが、けれども、中小企業の経営者も含めて、日本の産業の中で頑張っている方々というものがこの状況を大変不安の目で見ていられるのは事実であります。

報道ベースでは、アメリカが二五%の関税をかけた場合、今回、多くの消費者向けの製品が関税の対象にも含まれているということで、米国民が、米国内の景気が影響を受ける可能性がある、それを受けて、逆に中国も、中国国内ではなく、海外に製造拠点を移転が進む可能性もあるということですが、それがめぐりめぐって、日本国内の企業の受注量であったり、あるいは、日本国内を流通している製品の価格に影響するということが想定される話ですので、こういった影響が今後あるのかという部分についても、現段階で見通されている部分について御答弁をいただきたいと思っております。

○副大臣 米中間の協議が今後どのように推移するかというところは見通しがたいところではござい

ますが、報道なサブライチエーションを通じた影響も含めまして、委員もおっしゃられましたとおり、日本企業や日本経済への影響について、これは非常に影響はいろいろ考えられるところだとは思いますが、一紙に申し上げるのは困難なところでございます。

産業界への影響を把握する観点から、追加関税の発効状況、また、米国内の経済状況、日本を含む関係国間の貿易の動向、また、金融市場の動向、中国や米国に輸出している日本企業の活動状況、これらしっかりと注視してまいりたいと思っております。

米中の貿易摩擦に限らず、一方、我が国の中小企業が海外展開を行うに当たりましては、我々経済産業省、先ほど委員も大変心配してくださったとおりですが、そのとおりでございます。我々もきめ細かな情報提供は、これはやっていかないとはいえないと思っております。

我々の組織の一つでありますジェトロ、このジェトロを通じてした情報提供として相談体制をしっかりと構築して、委員も御指摘のとおり、これは心配なところ多々ございまして、注視をしっかりと、そのような危機体制、構築してまいりたいと思っております。

○浅野委員 ぜひよろしくお願いしたいと思いま

す。海外に駐在しているジェトロの職員の皆様を始め、世界じゅうに日本政府の情報ネットワークというものはあるということですから、今は米国と中国に注目が集まっていますが、その周辺諸国も含めてやはり経済の状況というのは見きわめて、適時適切に情報発信をしていただきたいと思います。

では、本日の中小企業支援法の内容に入ります。まいるかと思っておりますが、まず最初に伺いたいのは、今回の法案の中で、中小企業の、自然災害等緊急事態が発生したときに事業を継続できるようにするというところで、その一環でBCPの策定の推進も行っているわけでありまして、これは私は非

常に重要だと思っておりますが、もちろん、全ての中小企業が策定をしてくればいいものの、現段階でBCP策定率というのは約一六%にとどまっている現状があります。

ぜひ政府には引き続きこの啓発活動を含めて取り組んでいただきたいんですが、とりわけ、一昨年に選定された地域未来牽引企業というのが、現在三千七百社ほどございまして、これは、地域の産業の中心を担い得る、将来に向けたリーダー企業という位置づけだと認識をしておりますけれども、こうした地域未来牽引企業がどのくらいBCPを策定しているのか。

ここはしっかりと政府としても、政府主導の取組の中で策定が進められた企業ですから、そういった部分についてもしっかりとフォローをしていくべきだと思っております。まず、このBCP策定の現状についてお答えをいただきたいと思いま

す。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。これまで三千六百九十一社を選定してござい

ます地域未来牽引企業でございますが、これらの企業には、地域経済を牽引する事業に取り組んでいただきますとともに、自然災害等に対して高い事業継続力を身につけていただくことが期待されることとござい

ます。そうした地域未来牽引企業には、BCP、事業継続計画でございまして、これへの積極的な取組が期待されます。一方で、一般に、BCPには、従業員の安全確保等の初動対応だけを定めた簡素な計画から、そうした対応に加えまして、防災・減災関連の設備投資、リスクファイナンス対策、あるいは、取引先との連携等を含めた包括的な計画までさまざまなものが存在いたします。ことから、現時点におきまして、お尋ねのござい

ました地域未来牽引企業に対して、非公式な形でございまして、二一五を伺いましたところ、四月中旬までで約五百社から前向きな意向をお聞かせいただいているところでござい

ます。経済産業省といたしましては、本法案成立後に、地域未来牽引企業が率先して本法案に基づき事業継続力強化に取り組んでいただけるように、制度の紹介や働きかけを行ってまいりたい、このように考えてござい

ます。

以上でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。今、五百社程度から前向きな回答があったというアンケートの結果、御報告いただきましたけれども、やはりそれをもっととふやしていく必要は当然お感じになつていらっしゃると思

います。ぜひ、引き続きの取組をお願いしたいと思います。また、今答弁いただいたように、BCPとい

てもその内容はさまざまです。本当に、従業員の安全確認システムをつくることから、もしも製造ラインが壊れてしまったときにいかに代替生産手段を確保するのか、非常に多岐にわたる内容です。これを中小企業の方々が全てを網羅的に取り組むとい

るわけでありです。

私も地元の中小企業の経営者の方々に少し聞いて回ったところ、BCPを策定すること自体は、これは大事なことだと言っていますが、ただ、BCPを策定するために特段の投資が必要かという点、そんなに必要ないんじゃないかという声もたくさんございまして、例えば、今回、異なる複数の企業同士が連携をしていざというときに代替生産や人の融通を図るということ自体は、お金をかけずに協定を結ぶだけでできる話ですから、そこに大型の投資が発生するとかそういうわけでは必ずしもないという声をいただきました。

ですので、インセンティブとしてこうした準備をしていく内容が必要だというわけではないんですけれども、それだけではなく、例えば、認定を受けた企業が、この企業はいざというときにしっかりと経営を持続する準備をしているということを見える化をして、その見える化をした結果、例えばマークをつくったりあるいは何か公表したりして、その企業自身の社会的信頼性を上げてあげよう、そういう取組も必要じゃないかと思うんです。

こうした取組の現状あるいは検討状況について、まずお伺いさせていただきます。

○木村政府参事 認定企業の見える化についてお答え申し上げます。

法律に基づきまして事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業は、自然災害に対して一定の対応力を有する者として、ある意味国のお墨つきを得た事業者でございます。大企業を含めた多くの事業者の方々は公共調達を行う地方自治体がそうした中小企業と安定的な取引を行うきっかけを提供するという観点から、認定を受けた中小企業の見える化を進めまして、当該中小企業の持続的な発展につなげていくことは、重要な課題であるというふうに認識いたしております。そのため、本法律案の施行後には、認定を受けた中小企業を取りまとめまして、中小企業庁のホームページで一括して公表いたしますほか、

認定制度のロゴマークを作成いたしまして、認定を受けた中小企業の方の会社案内やあるいは名刺等でお使いいただきますなど、見える化の取組を進めてまいりたいと考えてございます。

加えて、大企業でありますとか地域金融機関、あるいは地方自治体などの関係機関に対して、制度の概要を記したポスターやチラシを配布することによりまして、認定制度の内容や意義について周知、広報に努めてまいりたい、このように考えてございます。

以上でございます。

○浅野委員 ぜひそうした取組は推進していただきたいんですけれども、

この件については大臣の御見解も伺いたいたんですが、やはり、企業が努力をしてそういった認定を受けた際に、見える化をして社会的な信頼性を上げる制度も準備をしているということなんです。これまでの場合ですと、国の例えば中小企業庁のホームページで公表されたり、そういうことはされているんですけれども、中小企業の方々のほうは、いつも中小企業庁のホームページを見たりチェックをしたりしているわけではないんです。

どちらかといえば、地域の商工会、商工会議所のポスターであるとか、あるいは地元の商工会のホームページであるとか、そういう地域の機関のホームページあるいは広報物を見てそういったものを認知されているということなので、中小企業庁とか経済産業省本体だけで公表するのではなく、該当する地域における公表というものをぜひ検討いただきたいと思うんですが、これに関してお願いします。

○世田副大臣 さつかくこれは認定するわけですから、認定企業がちゃんと認定されているということをお取引先とか地域でしっかりと周知をされて、認知をされて、そして、その中小企業の信用力向上あるいは付加価値の向上につながっていくということには極めて重要だと思っております。地域未来牽引企業では、ロゴマークをつくりま

して、認定証をそれぞれの企業にきちっと贈り入った状態でお渡しをし、かつ、ロゴマーク自由に使っていたら結構ですとやったら、これは結構好評でありまして、名刺にロゴマークを刷り込んでいただいたりとか、そういったことをやっていたいただきました。

その経験も踏まえて、今回も、この認定企業にはまず何らかのロゴマークの使用権というのか、そういったものは付与していきたいというふうに思います。また、御提案の、地域の方々がよく見るようなホームページに紹介していただくというように、少なくとも少し検討してまいりたいというふうに思います。

○浅野委員 どうもありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

では、続いての質問に移らせていただきます。被災の質問は、今回、複数の企業が連携をして、災害が起こったときなどに製造ラインが壊れてしまった場合、別の企業が代替生産を行うというのをちゃんと取り決めてくださいますというように、中小企業にお願ひをしていく内容になっていきます。

これまでの制度ですと、被災をした企業については、製造がとまってしまった期間の一時的な資金繰り支援というのは国の方で行っておりましたけれども、これからは、被災した企業に対して支援を与える、代替生産をする企業というのかかわってくるようになるわけで、こちらの企業についても資金繰りの支援というものをできる余地をつくっていくべきではないかというのが、私の資料の一番をいいたかった点なんですけれども、こちらは、セーフティネット保証四号という制度の概要を記載してございます。

このセーフティネット保証四号というのは、いわゆる自然災害等の突発的事由によって経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金支援の制度でありますけれども、この赤い線が引かれてるところをごらんください。対象となる中小企

業者というのは、指定した地域において一年間以上継続して事業を行っていることというのが条件に盛り込まれています。

この指定地域というのは、その都道府県の方から指定を受ける地域になるんですが、従来の場合ですと、被災した地域が指定地域になるわけなんです。ですので、その地域にいない、例えば代替生産をする企業というのはその被災地域にない地域の企業も十分に考え得るわけですから、この企業はこの制度の対象には現状ならないことになりま

す。

ですので、今後、リスクヘッジという観点では、できるだけ物理的、地理的に離れた場所にある同業者同士でアライアンスを組んで、いざというときに代替生産をするということが望ましいわけなんですけれども、代替生産をした企業に対して資金繰り支援をするような制度構成にはなっておりませんので、このあたりの改善をする必要があるのではないかとこのように思っております。

この点に関して、経済産業省の方の御見解、お伺いします。

○木村政府参事 お答え申し上げます。

連携事業継続力強化計画におきまして、被災中小企業にかかわって生産をする取組につきましては、例えばでございますけれども、事前の準備段階におけます設備資金でありますとか、あるいは、実際の代替生産段階におけます運転資金などの資金ニーズが見込まれるところでございます。

御指摘ございましたセーフティネット保証につきましては、自然災害等の被害を受けた地域における売上高の減少などを要件としておりますことから、連携事業継続力強化計画に基づきまして代替生産の取組に必要となる資金につきましては、通常、適用されないものと考えてございます。

一方で、本法案では、中小企業信用保証法の特例を措置いたしまして、通常とは別枠の信用保証枠を追加させていただきますこととしております。この制度を御活用いただけますれば、事前の準備段階及び実際の代替生産段階ともに、必要な資金調

達を円滑に行っていたことが可能である、このように考えてございます。

また、本法案が成立いたしました場合には、連携事業継続力強化計画に基づく取組が必要となります。設備資金についてでございますけれども、代替生産に係る部分を含めまして、日本政策金融公庫によりまして低利融資を可能とさせていただきます。こういう方向で検討させていただいていこうと考えています。

さらに、連携事業継続力強化計画に基づきます代替生産に取り組む中小企業には、それに要する経費に係るリスクファイナンス対策につきましまして、あらかじめ当事者が十分な協議、相談を行いますように、わかりやすい先行事例も示したい。このように考えてございます。

中小企業庁といたしましては、関係機関との連携のもとで、これらの制度を有効に御活用いただくことを通しまして、連携事業継続力強化計画に基づく代替生産に係る資金繰りをきめ細かく支援してまいりたい。このように考えてございます。

以上でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、各分を伺っていますと、信用保証枠の増額というのを事前準備以外に事後的な対応にも活用できる。そして、リスクファイナンスの資金の制度によって、低利融資をするような制度も設けるということだと理解しました。

これまで被災地の企業の資金繰りに集中をして施策をしてきましたけれども、これからは本当に、地理的には離れていても関係する企業はふえていくということになりますので、こうした離れた企業もしっかりと相互支援の輪の中に連携し入りやすくなるような、要するに、代替生産をする側の企業が安心して代替生産の枠組みに入っていくようなそういう制度をしっかりとつくり込んでいきたいと思います。そして同時に、該当する中小企業に対して、わかりやすくそれを説明できるようにしたい。この点について、ぜひ引き続きの検討をお願いいたします。

したいと思っております。

では次の質問に移りたいと思っておりますが、次の質問は、今回、国が取り決める、経営持続化計画を策定する際に中小企業を取り組むべき項目をまとめた基本方針、この基本方針について質問をさせていただきます。

東日本大震災のときの例を挙げると、私の地元茨城では、ある自動車向けの機械部品をつくっておりまして、それは世界シェア六〇％程度を当時有していた製品でありました。この製品の製造ラインが東日本大震災によって被災をして製造できなくなった。そして、原動力発電所の事故もあり、その該当する地域が立入禁止区域になってしまったということ。早急に製造ラインの機材を運び出さなければならなかったという事態が発生をいたしました。

当然ながら、中小企業のみでは運び出すことはできないということで、当時、親事業所がトラック等を出しまして緊急でそれを運び出したという事例があるんですけれども、中小企業の声としては、代替生産に対する備えとか、そういうことは中小企業自体の努力でできるんだけれども、震災直後、そういう少し規模の大きな緊急対応というのはどうしても単独では難しい。親事業所の協力が不可欠である。こうした声が多く聞かれております。

したがって、親事業所による震災直後の初動対応支援といったものをこの基本方針にぜひとも盛り込んでいただきたいということ。きょうは要望させていただきたいと思うんですが、これについて政府としての見解をお伺いしたいと思います。

○木村政府参考人 親事業者によりまして初動対応支援についてお答え申し上げます。

御指摘ございましたとおり、親事業者にとりまして、取引先中小企業には重要な部品の供給者として大切な役割を担っておられる者もございまして、そうした中小企業が被災し事業が中断すれば、親事業者はもとよりでございますけれども、

サプライチェーン全体にも大きな影響が生ずるおそれがございます。

こうした点に加えまして、経営資源の乏しい中小企業が単独で事前の備えを進めることには一定の限界があることも踏まえれば、サプライチェーンの親事業者にとりて、共存共栄の関係をございまして中小企業の災害への備えの強化を後押ししていくことは極めて重要な課題である、このように認識してございます。

このため、本法案及び基本方針では、サプライチェーンの親事業者を、事業継続力強化に取り組み中小企業の外部の協力者として位置づけますとともに、中小企業が取引関係を有する大企業等の外部の協力者と一体となって計画策定ができることとさせていただきます。

大企業等の親事業者によりまして協力の事例といたしましては、例えば、自然災害の発生後、被災した取引先中小企業の早期復興のために人的、技術的支援を実施する等の初動対応支援に加えまして、取引先中小企業との生産復旧に向けた勉強会の開催等が想定されるところでございます。

なお、昨年十二月には、下請中小企業振興法に基づきます振興基準を改正して、親事業者にとつての留意事項といたしまして、天災等によって影響を受けた下請中小企業の復興支援などを明記させていただきます。

本法案とその基準に沿って、今後、大企業等の親事業者によりまして中小企業の事業継続力強化の支援の取組が拡大、充実していくことを期待したいと考えてございます。

以上でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

そういった今説明をいただいたような例もぜひ基本方針の中に要素として盛り込んでいただいた上で、やはりそういうところがかなめなんだ。そういうところをちゃんと押さえないといけないんだという意味では、今後ガイドライン等も準備をしていく可能性もあるのかもしれないが、そういう啓発活動もぜひ盛り込んでいただきたいというふうに思います。

では、続いての質問に移りたいと思っております。

今回の法案で前提としているのは、複数の企業が連携をするというのは、大企業は有効な対処法だと思っております。

しかしながら、今回ちょっと法案の中身をよく読んでみますと、例えば、同じような同業者が全国散り散りになっているという前提であればそれとでも思いますが、実は私も初めて知ったんですけれども、例えばねとかねじ部品、こういう基本的な工業用の部材については、日本国内の製造拠点がかなり偏りがあるという話を伺いました。

具体的ねじの例を挙げれば、東大阪地区ですとか九条の地区に国内の大半のねじ製造メーカーが集中をされていて、もし南海トラフ地震のような大きな地震が発生をして大阪周辺の地域がかなり打撃を受けた場合に、企業同士が連携をしていたとしても、その連携していた企業が根こそぎ被災をしてしまうというケースも想定しなければならぬということでもあります。

ちよつとさきようはねじの例を挙げましたけれども、政府として特定業種あるいは特定品種の地域的な偏在についてどの程度把握をしているのか、現状について教えていただきたいと思います。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十九年工業統計調査によりまして、ねじにつきましては、中小企業を含む全国の事業所数は千二百二でありまして、うち上位五都道府県は、大阪府三百五十七事業所、愛知県二百二十四事業所、東京都二百一十一事業所、埼玉県八十八事業所、兵庫県四十五事業所となっております。

また、同様にはねじにつきましては、全国の事業所数は八百三十二でありまして、上位五都道府県は、愛知県の百一十一事業所、大阪府百一十一事業所、東京都九十四事業所、埼玉県七十六事業所、兵庫県四十七事業所というぐあいになっております。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

今、それぞれねとねじの部品の例に挙げて国

第一類第九号

経済産業委員会議事録第十一号

令和元年五月十五日

一三

委員会質疑

内の状況を御説明いただきましたけれども、ねじりに関しては、大阪で三百五十七、愛知県で二百二十四、東京で二百二十ということで、神奈川県もありましたけれども、もし南海トラフ地震が起きた場合に、この太平洋側の一帯が、まさに今製造されている上位五つの都道府県の周辺で地震が発生することになるわけで、やはり、このあたりのリスク管理というのもしっかりとしていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。

国内では、今から今言っていたような地域以外にこうしたメーカーを設立するという話はいずれ現実的ではないですし、できたとしても時間がかかる話になりますので、そういうときに備えて、海外とのアライアンスというのにも場合によっては必要んじゃないかというふうに感じております。

ですので、海外との代特生産あるいは何らかの形で協力、アライアンスの構築というのについて政府がどのように考えているのか、現時点のお考えを伺いたいと思います。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

特定の地域に所在する一部の中小企業が特定の部品や製品の多くを製造しております場合、仮にそれらの中小企業が被災し事業停止に陥りますと、当該部品や製品の供給を受けるサプライチェーンに大きな影響が及ぶということも懸念されると思います。

とりわけ、そうした特定の部品や製品の分野では、自然災害に備えまして、あらかじめ、海外も含めてでございますけれども、遠隔地に所在する同業の中小企業との間で、一方の中小企業が被災した場合に、もう一方が代替生産を行うという相互支援の体制を構築しておくことは極めて有益である、このように考えてございます。

他方、経営資源の制約がございまして中小企業が単独で遠隔地に所在いたします代替生産の担い手の候補者を探すことには、通常、困難が伴います。

このため、今回の法案に基づきます基本方針に

おきましては、サプライチェーンの親事業者でありますとか、あるいは中小企業団体中央会等の商工団体に期待される取組といたしまして、中小企業間の代替生産に係る連携の仲介を明記させていただきたい、このように予定してございます。また、中小企業同士のマッチングに関する先行事例を紹介することによりまして、中小企業を取り巻く幅広い関係者に対してそうした積極的な取組を促してまいりたい、このように考えてございます。

以上でございます。

○浅野委員 ぜひよろしくお願ひします。

では続いて、この中小企業強化法としては最後の質問になりますけれども、最後は大臣に伺いをいたしますが、冒頭申し上げたように、今回、BCP策定率だけを見ても、現在、国内の中小企業の策定率は一六%から一七%ぐらいというふうに、まだまだ低調な状況です。

しかし、これまでの議論にありましたように、中小企業というのは紛れもなく国内経済を支える屋台骨でありますし、しっかりとこうした災害等に対する備えはしていただかなければいけないというところで、より一層意識づけをしていかなければいけないと思うんですけれども、事業継続力強化に対する経営者の意識というのが今のようない現状なのか。そして、もっと動機づけをして意識を高めていくためにはどのような対策を行っていくべきなのか。経産省としてのお考えを伺いたいと思います。

○世耕国務大臣 最近では、やはり気候変動の影響もあって、豪雨災害とか非常に多くて、そのたびに私、現場に入って、被災した中小企業の現場を見てきているわけですが、その場で茫然としている経営者あるいは嘆息を息を吐き出している経営者をたくさん見てきて、これを何とか事前に手を打つことができないんだらうかということをやつと考えてきたわけでありまして、

そういつた中で、しかし一方で、中小企業における防災・減災対策の取組というのはまだまだ全然十分ではない。民間企業が行った調査によりまして、中小企業は、この事前防災について何から始めていいのかわからない、非常に複雑で、取組むに当たつてのハードルが高い、あるいは、人手不足の中でそんなところまで手が回らないといったような声が上位を占めて、そしてこの防災・減災になかなか取組めていないという状況にありました。

そうしたことを踏まえて、中小企業庁で中小企業強化研究会というのを立ち上げまして、中小企業の防災・減災対策の取組をどういう形で支援していくのか、政策対応のあり方を検討して今回の法案をまとめさせていただきまして、

この法案を成立させていただいて施行した後は、計画策定に具体的には中小企業が取り組むやすいように、BCPに関する具体的な取組事例を基に、サプライチェーンのトップにいる発注元の大企業、あるいは地方自治体、金融機関、保険会社といった、中小企業を取り巻く関係者による支援も促していきたいと思ひますし、さらに、計画認定を受けた中小企業に対しては、補助金を認定するときの加点ですとか税制措置といったインセンティブも講じていきたいというふうに思ひます。

そして、全国各地でシンポジウムとか計画策定を支援するセミナーも開催して、過去、事前防災をやつておいてよかったという事例なんかも紹介をして、経営者のやる気を喚起していきたいというふうに考えています。

○浅野委員 ぜひよろしくお願ひします。

最後に、本日の資料四をござんたいだしたいんですが、こちらは、中小企業庁の二〇一九年版中小企業白書の中にある、下請業務を行う事業者における取引先から働きかけを受けた事項というもの、アンケート調査をこれは記載してあります。

上から二つ目、災害発生時に被害状況の報告を親事業者に、取引先にするように言われているというものは約半分あるんですけども、本日議院になった、例えばBCPの策定を要請されているというのは全体の一五・五%にすぎない。そして、代替生産などの協定を結ぶように促されているという事業者は全体の五%程度しかないという状況になります。

中小企業の経営者の方自身が自分の意識でこういう対策を打つというのは非常に大事なんですけども、一つのきっかけとして、親事業者、取引先からの働きかけというのは非常に強い影響力を持つと思います。

働きかけという意味ではまだ十分にはなされていないと感じたんですが、こうした部分に対しても、サプライチェーン上でお互いがお互いの準備をしよう、対策をしようというように働きかけをし合う環境づくりをすることが非常に産業界の全体のレジリエンスを向上させることになると思ひますので、そういった部分で、政府が働きかけを行うことも大事なんでしょう、サプライチェーンの中で循環的にそういった声かけが行われるような仕組みをぜひ検討していただきたいというふうに思ひます。

最後、残された時間がもうわずかですので、この後ちょっと今後の中小企業に期待される新しい役割についても議論したかったんですけども、これは今後の議論に回すことにして、きょうはここで終了したいというふうに思ひます。

どうもありがとうございました。

○赤羽委員長 次に、青木武志さん。

○青木委員 国民民主党の青木武志です。

きょうは世耕大臣と政府参考人に、今、日本でも急速に広まっております海外プラットフォーム、GAFAsを筆頭といたします海外プラットフォーム、GAFAsを筆頭といたします海外プラットフォームにどう日本が向き合っていくのかというテーマで御質問させていただきたいと思ひます。

御存じのように、この十年間ですけれども、日本でもスマートフォンが爆発的に普及をいたしました。そのほとんどが、アップル社のiOS、そしてグーグル社のアンドロイド、この二つのOS

情報システムの改元対応状況について

2019.5.17 (fri) 経済産業委員会 (一般質疑)

これまでの経緯

(産業界の声)

- 新元号の公表次期に懸念
- 昭和→平成の時は前日公表
- 早期の新元号公表を希望

「新元号の公表次期は、期限までに十分な余裕を確保できるよう配慮して欲しい。」

→(2018/5/30質疑)

- 産業界にも十分配慮する
- 一定の「移行期間」も検討

→(2018/12/5質疑)

- 約750の団体に通知済
- 産業界へのヒアリングを開始

委員会での 浅野の発言要約

「今回の元号改定では、平成と令和の両方が使える移行期間を設けたことで、比較的円滑に作業が行われた。今後も現場に負担をかけないような円滑な対応を求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「IT業界の皆さんの多大なご協力のおかげでこの令和の時代、平穩に迎えることができた。心から御礼申し上げたい。トラブルが起こらないように周知広報などに引き続き努めていく。」



世耕経済産業大臣

FIT制度の抜本的見直しの方向性について

2019.5.17 (fri) 経済産業委員会 (一般質疑)

現状・課題意識

- 2012年のFIT制度導入以降、再エネ比率は10%から16%まで上昇。
- 他方、再エネ賦課金は年々上昇し、2018年度の総額(国民負担額)は2.4兆円。
- 政府は2020年度末までを目途にポストFIT制度のあり方を検討する審議会を4月に発足。

委員会での 浅野の発言要約

「諸外国の再生可能エネルギーに関する制度は様々な形となっており、日本も必ずしもFIT制度そのものに固執する必要はないと考える。今の制度を残すのか、別の形もあり得るのか、FIT制度の見直しの方向性を問う。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「再エネの普及拡大によって生じた国民負担や調整コストの増大などの課題の解決に資するよう各国の取組状況も参考にしながら2020年度末までに抜本的見直しを行う。」



世耕経済産業大臣

る費用を負担しない消費者もふえていくという新たな環境を踏まえて、負担のあり方について、消費者代表や新電力も出席する公開の審議会において検討を行いました。

そして、その結果、賠償の備えの不足分については、福島復興を支えるという観点から、また、当時、原子力の電気を安い電力という形で広く消費者が享受していた実態があることも勘案をして、託送制度を利用して、全ての消費者から公平に回収することになったわけです。

当時生まれていなかった人とか、当時東京にいなかった人などという議論をい出すと、電力料金というのは、ある程度丸めていただいているわけですから、正確にコストを反映してとなると、発電所のそばに住んでいる人が一番電気代が安いということになります。あるいは、家庭に電力料金を請求するときに、何年生まれかというのをチェックして、その利益を受けていた期間に相当するような計算をしなきゃいけないって、これは膨大な費用がかかるわけでありまして。

その辺は、電力料金、これは電力料金だけではなく、電話料金も含めてですけれども、公共料金というのはある程度丸めながら、だけれども、受益と負担が一定程度バランスする形で取ることになっているという点は御理解いただきたいと思っています。

○菅(直)委員 いろんな災害を受けたときに、それに対するいろんな手当を一般的に税でやるのは、これは当然、国会も承認すれば、追加的な税を取った場合もあります。それはあり得ると思います。

しかし、電力システム改革の中の託送料にそういう形で乗せるというのは、少なくとも、この指針ができたのは二〇一六年ですから、何か民主党政権が云々ということも、時々、都合のいいときだけ言われまじりけれども、少なくとも、この指針ができたのは二〇一六年、もう大筋になられているんじゃないですか。ですから、端的に聞きたいです、先ほど。

つまりは、税でやるなら、それはちゃんとした議論があって、国民が納得すれば、それは理解できます。しかし、税でなくて、つまりは、東電の電気を使ったことがない人、あるいは、沖縄は別として、東京に住んだことがない人まで負担をするということを確認されたわけですね。そういう負担をさせるんですね、税以外で、託送料という形でそれを負担をさせるということですね。はっきり、イエスカノーかで答えてください。

○世耕国務大臣 これは、まさに二〇一六年、一七年ですね、国会で私も何度も答弁をさせていただいたわけですが、託送料金については、電気事業法上、送配電網の維持管理に係る費用などに加えて、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることができる制度になっているわけでありまして。

今、税というお話がありましたけれども、税ということになると、じゃ、原発を一度も使ったことのない沖縄の人にも払わなければいけないということになるわけでありまして。託送料金であれば、電力会社別に、プロダクト別に設定することもできるわけでありまして。供給エリアごとにこれまでの原子力発電の利用実績が異なる中、税では、必ずしもその違いを適切に負担額に反映することが難しいのではないかとこのように思っております。

○菅(直)委員 時間が来ましたので最後にしますが、今の大臣の答弁は、私から言うところ、全く筋違いです。税の場合は、いろんな税の議論があるのはもちろん承知しています。ですから、それは税の中で議論すればいいんです。

しかし、電力システム改革という前向きな話なのかと思ってみたら、その中で、何と託送料金というものが、そういうもの、つまり、簡単に言えば、東電が、東電の原発の事故で生じた損害を、それを託送料で払わせようということじゃないですか。そんなふうに国民に説明していますか。電力会社が言うけれども、事故を起こしたのは東電なんですよ。

例えば、トヨタ自動車と日産があつて、当の自動車会社が何か事故を起こしたからといって、隣の自動車会社が負担しますか。そんなこと、あり得ないでしょう。

原則的に、今回の場合だと、事故を起こした電力会社が、一時的に損害賠償の責任を負うことは当然前のことであつて、それを何らかのことでやるのなら、それは、税でやる場合は一般的に言えればあり得るということであつて私は申し上げておるんだけれども、それを電力改革という名のもとに託送料金に乗っけて、私の見方では、例えば、再エネの事業で始めて、その電気を売りたい人にもその昔からの事故の費用まで負担せよというの私は筋違いだ。

このことだけ申し上げて、これは今からしっかりと議論させていただきたいことを申し上げて、私の質問を終わります。

○富田委員長代理 次に、浅野君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲也でございます。本日もよろしくお願いいたします。

本日、まず最初に、五月一日に元号が切りかわりまして、私、昨年のこの経済産業委員会から、改元に向けた情報システムの準備をしっかりとやっていただきたいという要望をさせていただいてまいりました。

きょうは、そのフォローアップではありませんけれども、その結果、現状の確認をまず最初にさせていただきたいと思っております。

まず、一つ目の質問ですけれども、改元にかかわる情報システム、五月一日以降、元号が切りかわるのに合わせてシステム内容も切りかえたと思っておりますけれども、情報システムの改元にかかわるトラブルが現状どのくらい起こっているのか。

事前に少し伺ったところ、国のシステムや地方自治体のシステム、そして民間のシステムと所管が多少異なるという話でしたので、本日、取りまとめとして内閣官房にきていただいていると思いますので、内閣官房の方から御答弁をいただきます。

○藤崎政府参考人 改元に伴います情報システムの改修の状況でございますけれども、各府省庁の情報システムにつきましては、国民生活に影響を生じさせることなく改元日、開庁日までに改修作業を終了するとの原則のもと、改修作業を進めてきたところでございます。

この結果、現時点で、改元に伴う情報システムの改修を理由として国民生活に影響を与える事態が生じているとの報告は受けておりません。

続きまして、地方自治体のシステムにつきましては、ごく一部の自治体におきまして、プログラムの設定ミスにより、短時間ではございますけれども印刷の登録業務や国民健康保険証の交付業務に支障が生じる等の事態が発生したとの報告を受けております。

なお、いずれのシステムにつきましても、速やかに復旧し、現在は通常どおり業務を行っていることを確認しているところでございます。

民間のシステムにつきましては、一部の金融機関におきまして、プログラムミスにより、一部のコンビニATMで振り込み用予約日が一九八九年と誤表示される事態が発生したとの報告を受けております。

なお、振り込み処理そのものは正しく処理されるため、資金決済等の実質取引に影響はなく、誤表示も正しく表示されるよう復旧していることを確認しているところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

地方自治体のシステムで若干のトラブルがあつたという話がありましたけれども、きょうこころでは余り深く掘り下げる気はありませんけれども、その原因というのはちゃんと把握されているんでしょうか。

○藤崎政府参考人 地方自治体につきましては、それぞれ、各地方自治体におきまして原因を含めて公表しておられまして、それを含めて、我々の方で把握をしているところでございます。

○浅野委員 原因をしっかりと調べておかないと対応ができませんので、確認させていただきま

一五
このF-Tインバランス特例の見直しに当たつて

では、私、ちよつと二つ懸念していることがあります。

一つは、やはりこの特例というのは太陽光パネルに対して投資をする方々からすればかなり魅力的な特例だったわけで、これがなくなるといふことは投資にブレーキをかけるようなことになるかもしれないということですが、したがって、もしも今後社会的責任を何らかの形で担わなければいけない状況になった場合に、今後太陽光パネルのコストがどんどん下がっていくその程度を見きわめながら、今よりも負担がふえてしまつてはやはりブレーキをかけることにならざるを得ない、そこはしっかりと見きわめていただきたい。

もう一つは、太陽光だけでは不十分で、風力もあるし、水力もあるし、いろいろな投資対象がある。ですから、金を一巡に見直すとかというところは少し荒療治になつてしまふかもしれないので、そこは慎重に判断をしていただきたいと思ひます。

では、今の議論を踏まえて、資料の三を、ごらんいただいた上で、すけれども、この資料の三には、世界各國がどのような制度を設けているのかという一覧表になります。

FIT制度を採用しているのは日本やトルコ、ケニアなどがあるそうです。FIT、フィード・イン・プレミアム制度はドイツやデンマークが採用しているということで、もう世界が全てさまざまな形になつていくわけで、日本も必ずしもFIT制度そのものに固執する必要はないというふうに私は思ひます。

FIT制度の見直しは今始まつたばかりですけれども、そもそも今の段階では余り詳細なことは言えないと思ひますが、FIT制度を残すのか、それとも別の制度も含めた別の形に組みかえる可能性もあるのか。この点について、見直しの方向性について御答弁をいただきたいと思ひます。

○世耕国務大臣 再生可能エネルギーについては、二〇二二年以降、長期固定価格での買取というところで投資回収の予見可能性を担保する、こ

れがまさにFIT制度であります。そのことによつて導入拡大を進めてきたわけであります。結果、再生比率は一〇%から一六%まで上昇しました。太陽光発電設備の導入量は世界第三位であります。FIT制度は再生可能エネルギー導入拡大に成果を上げてきたというふうに思ひています。

しかし一方で、FIT制度によつて電気料金に上乗せされる国民負担は二兆円を超える水準まで増大をいたしました。先ほどから御指摘いただいているように、今の制度では再生事業者が他の電源に求められる調整の責任が免除されるため、導入が拡大することに伴つて需給の調整コストが増大をし、それが誰が負担すべきなのかといった課題も出てくるわけであります。

FIT法については、法律上、二〇二〇年度末までに抜本的な見直しを行うことになっておりまして、ことしの四月から経産省の審議会で議論を開始したところであります。再生の急拡大によつて生じた国民負担や調整コストの増大などの課題の解決に資するよう、電源ごとの特性に応じた支援のあり方の見直しですとか、社会に定着した長期安定的な発電を行うための適正な事業規律のあり方の検討、そして、大量導入を支える電力ネットワークの形成の具体化などをあわせて進めてまいりたいと思ひます。その際には、今御提示いただいた世界各國の取組状況も参考にしていきたいというふうに思ひております。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、大臣の方から、投資の予見可能性を担保するというのが非常に大きなこのFIT制度の役割である、そういうことをおっしゃっていただきましたが、私もそう思ひます。

今後、その予見可能性というのをいかに担保していくのかというのはいくつかの論点になるかと思ひますが、次の質問に移りますが、この予見可能性が必要になるテーマとして、設備廃棄費用、これをしっかりとこれから積み立てていただかなければいけないわけでは

ありません。

これまではFIT制度がありましたから、大体、固定価格でこのくらいの収入がこの期間見込めるといふことが予想できたわけですから、この制度そのものがこれから変わっていくとなると、変わらざるを得ないわけで、つくつたものを最後壊してきれいに戻さなさいいけないという責任は変わりませんので、いかにこの設備廃棄費用を確保していただくか、これは大きなテーマになると思ひます。

この積立てを担保する方策について、政府の考え方を伺いたいと思ひます。

（富田委員長代理退席、委員長着席）

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

太陽光発電設備の廃棄につきましては、いわゆる廃棄法に基づきまして、排出者に廃棄処理の責任があるわけでございますが、一方で、非常に小規模な事業者の方々が多数参入しているこの太陽光の事業について申し上げますと、先ほども、地域からの信頼という意味で考えますと、本当にこの事業者の方々が最終的に処理をしてくれるんだらうか、そのための資金的な手当てがされているんだらうかという不安、懸念というものがいろいろな地域から寄せられていることは我々もよく認識しているところでございます。

この廃棄に必要な費用というものはFITの調達価格の中に既に含まれているわけではございますが、実際に実質的に積立てがなされているものは、我々もさまざまな調査をいたしておりますが、まだ一部にすぎないという状況だと認識してございます。

こうしたことを、今後の長期持続的な再生エネルギーの導入を進めていくために必要な措置をとらなさいいけないと考えてございまして、二〇一八年四月、昨年でございますが、FIT認定の際の事業計画策定のガイドラインというものがございまして、これを改正いたしました。廃棄等の費用の積立てを遵守事項として義務化したいたしました。これと同時に、事業計画の策定時に処分費用や積立額を記載することを求め、義務化してい

るところでございます。

また、その上でございまして、先ほど委員から御指摘ございましたように、これをより確実に担保させていくために、原則としてこの資金を外部に積立てを求めるとともに、発電事業者の売電収入から積立金を差し引くことにより、源泉徴収的な形で積立てを行うというような形をすることがより確実な担保につながるというように、昨年の行われました審議会の中の結論として、ことしの一月、報告書として取りまとめたところでございまして。

今後、この制度の詳細につきましては、ことし四月に立ち上げましたワーキンググループの中におきまして、専門的な観点からの検討を進めていきたいと思ひますが、しっかりとした制度設計を進めてまいりたいと考えてございまして。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

引き続きのお取組をお願い申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございます。

○赤羽委員長 次に、斎木武志さん。

○斎木委員 国民民主党の斎木武志です。よろしくお願ひいたします。

きょうは、前半でもおそろしく議題になったと思ひますけれども、特重施設についてお伺ひをしたいと思います。

きょうは更田規制委員長にも来ていただいております。よろしくお願ひいたします。

四月二十四日でございますけれども、原子力規制委員会は、原子力発電所に設置を義務づけているテロ対策施設、特定重大事故等対処施設のことでございまして、これについて、完成期限の延長を認めないという決定をされました。期限内にこの特重施設が完成しなければ、今動いている原子力発電所も運転停止を命じるという方針も示されております。

ということ、来月三月から、九州電力の川内一号機を皮切りにして、今動いている九基の原発、これが順次、来月冒頭から停止をしていくという事態が想定される。我が国の原子力政

公取調査における証拠提出の要否判断の公正化について

2019.5.22 (wed) 経済産業委員会 (独禁法改正法案 法案質疑)

現状・課題意識

- 今回の改定で公正取引委員会の中に新たに判別官が設置され証拠提出の要否判断を行う。
- 判別官については公正取引委員会の職員がつとめることが検討されている。
- 判別官の公平公正さがどう担保されるかが重要。

委員会での 浅野の発言要約

「事件調査における判別官については公正さが非常に重要と考える。今般の独占禁止法の改正においても判別官の公正さを担保するために第三者の活用を検討していきたい。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「公正取引委員会において、ご指摘の点を十分に踏まえながら検討し、今後整備する規則や指針などで判別手続の中立性、公正性を確保していく。



宮腰国務大臣

第百九十八回国会 衆議院 經濟産業委員會議録 第十三号

令和元年五月二十二日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 赤羽 一嘉君

理事 穴見 陽一君 理事 梶山 弘志君

理事 小林 鷹之君 理事 國場幸之助君

理事 西村 明宏君 理事 築 和生君

理事 落合 貴之君 理事 齊木 武志君

理事 富田 茂之君 理事 池田 道孝君

青山 周平君 池田 道孝君

石崎 徹君 岩田 和親君

尾身 朝子君 神谷 昇君

神山 佐市君 神田 憲次君

神田 裕君 熊田 裕通君

佐々木 紀君 齋藤 洋明君

田野瀬太道君 富樫 博之君

野中 厚君 百武 公親君

穂坂 泰君 星野 剛士君

細田 健一君 堀井 学君

本田 太郎君 三原 朝彦君

宮澤 博行君 務台 俊介君

宗清 皇一君 八木 哲也君

山際大志郎君 青川 越君

菅 直人君 田嶋 要君

松平 浩一君 宮川 伸君

山崎 誠君 浅野 哲君

太田 昌孝君 笠井 亮君

足立 康史君 笠 浩史君

政府特別補佐人 (公正取引委員会委員長) 宮腰 光寛君
政府参考人 (公正取引委員会委員長) 杉本 和行君
政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 田川 和幸君

政府参考人 (内閣官房内閣情報調査室 森 美樹夫君)

政府参考人 (内閣官房) 政府参考人 (公正取引委員会事務局 諏訪園貞明君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

政府参考人 (公正取引委員会事務局 菅久 修一君)

辞任 青山 周平君 補欠選任 堀井 学君

同下 昌平君 宗清 皇一君

神山 佐市君 務台 俊介君

神田 裕君 百武 公親君

穂坂 泰君 本田 太郎君

八木 哲也君 熊田 裕通君

山際大志郎君 神田 憲次君

同日 辞任 神田 憲次君 補欠選任 山際大志郎君

同日 辞任 熊田 裕通君 八木 哲也君

同日 辞任 百武 公親君 神田 裕君

同日 辞任 堀井 学君 田野瀬太道君

同日 辞任 本田 太郎君 穂坂 泰君

同日 辞任 務台 俊介君 神山 佐市君

同日 辞任 宗清 皇一君 神谷 昇君

同日 辞任 池田 道孝君 補欠選任 堀井 学君

同日 辞任 同日 辞任 補欠選任 菅久 修一君

同日 辞任 同日 辞任 補欠選任 菅久 修一君

同日 辞任 同日 辞任 補欠選任 菅久 修一君

同日 辞任 同日 辞任 補欠選任 菅久 修一君

同日 辞任 同日 辞任 補欠選任 菅久 修一君

同日 辞任 同日 辞任 補欠選任 菅久 修一君

同日 辞任 同日 辞任 補欠選任 菅久 修一君

同日 辞任 同日 辞任 補欠選任 菅久 修一君

同日 辞任 同日 辞任 補欠選任 菅久 修一君

同日 辞任 同日 辞任 補欠選任 菅久 修一君

同日 辞任 同日 辞任 補欠選任 菅久 修一君

同日 辞任 同日 辞任 補欠選任 菅久 修一君

同日 辞任 同日 辞任 補欠選任 菅久 修一君

同日 辞任 同日 辞任 補欠選任 菅久 修一君

同日 辞任 同日 辞任 補欠選任 菅久 修一君

同日 辞任 同日 辞任 補欠選任 菅久 修一君

同日 辞任 同日 辞任 補欠選任 菅久 修一君

同日 辞任 同日 辞任 補欠選任 菅久 修一君

同日 辞任 同日 辞任 補欠選任 菅久 修一君

同日 辞任 同日 辞任 補欠選任 菅久 修一君

律の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

○赤羽委員長 これより会議を開きます。

理事辞任の件についてお諮りいたします。

理事穴見陽一さんから、理事辞任の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤羽委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤羽委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○赤羽委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に柴和生さんを指名いたします。

○赤羽委員長 内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長田川和幸さん、内閣官房内閣情報調査室内閣審議官森美樹夫さん、公正取引委員会事務局官房審議官諏訪園貞明さん、公正取引委員会事務局官房審議官長官久修一さん、公正取引委員会事務局官房審議官佐々木浩さん、外務省大臣官房審議官高橋克彦さん、経済産業省大臣官房審議官風本淳き

だと、海外の当局に流れてしまうのかな、そういうおそれがあるのかなと思うんですね。

何で問題かというと、一方、海外では、今言った不正な取引方法とか私的独占についての情報というものは秘密特権の対象となるので、そうなる、海外からは秘密特権の対象なので情報をもたないんですけれども、日本では秘密特権の対象じゃないから出ていくと、やはり不公平なところが出てくるのかな、非常に不都合なところが出てくるのかなと思うんですね。

したがって、この点、どういうふうに考えておられるのか、最後、お聞かせください。

○諏訪園政府参考人 お答え申し上げます。

独占禁止法第四十三条の二というのがございまして、ここで、外国の競争当局に対して情報提供を行うことができるという規定を設けております。この同条第一項ただし書きにおきまして、情報提供を行うことが、この法律の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を侵害するおそれがあると認められる場合には、情報提供を行うことはできないというふうに規定していただいております。

これは、情報提供を行うかどうかに当たっては、我が国の利益を侵害するおそれを踏まえまして判断することと規定したものでございまして、例えば、外国の競争当局に情報提供を行うことで事業者の協力が得られにくくなったり、その後の独占禁止法の執行に悪影響を及ぼすなどのおそれがある場合には、情報の提供を行うことはできないとしております。

したがって、委員御指摘のありました私的独占や不正な取引方法について、弁護士と依頼者の間の通信に係る文書が今回の法改正に伴う保護の対象から外れるということからして、直ちに海外の競争当局に対する情報提供の対象になるというわけではございません。提供するかどうかは、全て公正取引委員会の判断に委ねられております。こうした文書の取扱いにつきましては、公正取引委員会としては、審査活動に与える影響を踏まえまして、十分慎重に対応してまいりたいと考えております。

○松平委員 安心しました。というか、ぜひとも十分に慎重な御対応をお願いしたいと思っております。時間が参りましたので、これにて質問を終わります。どうもありがとうございました。

○赤羽委員長 次に、浅野哲也さん。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲也でございます。本日は独占禁止法の改正案について質疑をさせていただきましても、今般、本当に、日本経済、産業界、グローバル化が進展している中で、国内企業のみならず、海外からの国内市場参入者も含めて、いかに公正公平な取引を実現するか、そういう観点で本日は質問を用意をさせていただきましたので、ぜひとも真摯かつ建設的な議論をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初の質問なんですけれども、本日、資料の一をごらんいただければと思いますが、こちらの上の部分のグラフには、過去、平成二十五年から二十九年度までの五年間で、独占禁止法に反した行為を行ったことによる排除措置命令を受けた件数というのが推移として載っております。

棒グラフと折れ線グラフが二種類載っております。折れ線グラフの方は、これは対象となる事業者の数というのがトータルで記載されているんですけれども、この内訳といったものをまずは簡単に御説明いただけますでしょうか。

○南部政府参考人 お答えいたします。

内訳、排除措置命令の件数で見ますと、上の表でございすけれども、価格カルテルが、下から見て、八件、それから入札談合が二件、民間部門の、黄色のところですけども、受注調整が七件、それ以外が一件ということ。これを二十九年で見ますと、同様でありますけれども、価格カルテル一件、入札談合五件、民間部門の受注調整が五件、それ以外が二件ということでございます。

これを事業者の数でお答えいたしますと、平成二十五年度の価格カルテルにつきましては三十三名、それから、入札談合につきましては五十二名、受注調整につきましては百二十一名、それから、それ以外が一名ということ。平成二十九年度につきましては、価格カルテルが二名、入札談合が十八名、受注調整が十九名、それ以外が二名といた、こんな内訳でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

皆さんのお手元には、配付資料の一の下段に、今の答弁の内容、これは公取の方にまとめていただいたものでございすけれども、各年ごとに記載をさせていただきます。

今回の独占法、改正をする必要性について、ちよつとこのグラフを用いながら議論をさせていただきたいんですけれども、このグラフを見ますと、平成二十五年度というのは、違反をした事業者の数のグラフを見ておられますが、例えば黄色の、受注調整をした事業者が百二十一者と、かなり多いのが目立つと思えます。

そして、二十六年度を見ますと、今度は価格カルテルを行った事業者が百二十一者ということ、こちらも非常に目立つわけでございすけれども、こちらが主たる内容といったものというのを御紹介いただけますでしょうか。

○南部政府参考人 お答えいたします。

違反行為の内容、内訳について一概のお答えというのは難しいと思うんですけれども、過去五年をならして見ると、民間部門の受注調整であるとか入札談合に対しては相当程度対処してきているということでございます。

それから、業種につきましても、なかなかこれは一概にお答えすることは難しいんですけれども、例えば平成二十五年度当時につきましては、建設業に係る入札談合であるとか民間部門の受注調整事案というのが多かったと思われますけれども、近年では建設業に限らず違反行為に係る業種が、多少の多様化が見られるんじゃないかというふうに考えております。

○浅野委員 全体的なお話、傾向を御答弁いただいた、ありがとうございます。

資料をいただいて私の方で少し調べたところ、例えば平成二十五年度のこの黄色い部分、受注調整を行った百二十一者のうち、実は百二十一者全てが送電網の改修工事に関連する工事であったということでございます。

なぜ送電網の改修工事が行われたのかというその背景をたどっていきますと、東日本大震災の際に、電力事業者が大きな支出が必要になり、経営の合理化の必要性が生まれ、その結果、この送電網の再整備という一つの手段として行った結果、その発注の中でこうした受注調整が行われていたということを知りました。

また、同じく平成二十五年度の五十二件、五十二者がかわつていたという入札談合ですけども、この五十二者のうち、これも五十二者全てが千葉県内で実施された土木工事。特にこの工事の内容には、震災のときに液状化が起きたよ、ね、あの液状化の地域の復旧工事もその中には含まれていたということで、これもまた震災に関連する事業でありました。

次の平成二十六年度は、調べたら、実は震災関係ではなく、ある段ボール業界で行われたカルテルだったということがわかつたわけです。

私が言いたいのは、この震災に起因した公共事業で平成二十五年度は非常に大きな数字が出てくるんですけれども、それ以外の年は、段ボールのカルテルを除けば、それほど上昇傾向ではないし、減少傾向にもありませんけれども、年間、比較的低いレベルで推移をしているというのが現状であります。

そういう認識なんですけど、この独占禁止法改正をなぜ今行うのか、そして、今回、減免制度を見直したりすることで違反事業者がいなくなるように、減少していくような内容になっていきますけれども、なぜ今このタイミングでやる必要性があるのか。この部分について改めて答弁をいただきたいと思います。

○杉本政府特別補佐人 独占禁止法の現行の課徴

金制度は、一律かつ画一的に算定、賦課するものでございます。事業者の調査協力の内容を勘案して課税金を決定することができないことから、事業者による協力が促進されず、効果的、効果的な真相解明、事件処理に支障が生じていると考えられます。また、事業者の経済活動の、企業形態の多様化、複雑化が進む中で、禁止法違反行為も多様化、複雑化しておりまして、そのような真相を踏まえて機動的に対応して適切な課税金を賦課することができない事態が生じているところでございます。

このため、公正取引委員会の調査に協力するインセンティブを高める仕組みを導入いたしまして、事業者と公正取引委員会の協力による効果的、効果的な真相解明、事件処理を行う領域を拡大するとともに、複雑化する経済環境に応じて適切な課税金を課せよう、所要の改正を行いたいと思っております。

先生御指摘のように、毎年、指図命令、法的措置をする案件はいろいろありまして、多岐にわたっております。こういう問題に対してやはりより効果的、効果的に事業を処理していくという要請は非常にますます強くなっていると思っております。さらに、事業が複雑化していることによりまして、その複雑化した事業の解明、複雑化した事業に対して課税金を対応していくという必要性に迫られているところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。
複雑化しつつあるこうした事業に対して適切に対応するというその必要性は私も理解はできます。で、しっかり、この法案の中身についてはその趣旨に合った運用をお願いしたいと思います。

私から一つ言いたいのは、今申し上げたこのグラフを見ると、例えば東日本大震災のような大きな被害、インフラが被害を受けたりあるいは大規模な何らかの影響が及ぶような事業が発生した直後に、やはりこういうカルテルとか受注調整とかというのとはどうも上昇する傾向にありますので、そういうタイミングで、しっかりこうした取

引環境を適切に保持できるような取組もあわせて必要なのではないかというふうに思いますので、ぜひその観点でも今後取組を強化していただきたいというふうに思います。

では、この後はこの法案の具体的な中身に入っております。より実効性を高めるための幾つかの質問、議論をさせていただきたいと思っております。

まず、今回、独占禁止法改正によって算定期間を現状の三年から十年に延長するという見直しが行われることになっておりますが、これは幾つかの点で懸念点がございまして、一つは、算定を十年前までさかのぼるといふ点には、そのさかのぼるための資料が残っていないという点、残しておかなければいけないというふうに思います。

しかしながら、現在の税法上では、税法の枠組みの中では、例えば、帳簿類というものは七年前というものが保存すべき期間というふうに定められておりました。八年前から十年前までのこの期間というものは保存しておく責任が発生しません。したがって、これは十年前までさかのぼるという状況にありますが、やはり、このあたりをしっかりと担保していく必要性はあるのではないかと考えています。

したがって、この算定期間を今回十年に延長することに当たって、実効性を確保するためにどんな対策が必要か、答弁をいただきたいと思っております。

○菅久政府参考人 お答え申し上げます。
今回の改正で、これまでの期間三年を十年と変えたいと考えているわけでございますが、これは、違反行為期間が長期化しているということから、不当利得相当額以上の金銭を徴収して違反行為の抑止を図るといふこの課税金制度の趣旨、目的を果たすための改正ということでございます。

近々では、三年を超え、平均して四年ぐらいという、長い事件では十年近い事件も存在するというところでございます。

そのため改正するわけでございますが、まず、十年とした理由の一つは、商法とか会社法など、他の法律では帳簿書類の十年間の保存義務が課されているということもあるということで、算定期間として十年前までさかのぼるようにするのとしたものでございます。

一方、帳簿書類の十年間の保存義務が課されているといたしまして、事業者の帳簿書類の一部が欠落していたり、公正取引委員会の調査に際して、算定基礎資料を提出しなかったりするなど、適正な算定基礎の把握ができない事態も生じ得ると思っております。したがって、この法案におきましては、あわせて、算定基礎の実態把握が困難な期間について当該事業者の算定基礎を推計し得る規定、これも整備しているところでございます。

○浅野委員 今、最後の部分ですね、推定し得る規定を策定中だということですが、推定し得る規定は、もちろんその推定の精度を高めていたかなければいけないんですけれども、ぜひその際に配慮していただきたいのは、この推定をする際の透明性、納得性を高める、こうした対策というものは必要になるかと思っております。今策定中であらうかと思っておりますが、その視点をぜひ盛り込んでいただいて、できましたら、事業者、現場の声も聞いていただいて、納得性のある内容にしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移りますが、次は、先ほど公平委員も議論をされておりましたが、秘密特権について議論をさせていただきたいと思っております。

私の理解では、今回、この課税金制度の導入の中で、事業者と弁護士が過去に相談をした内容を判別官がこれは証拠が証拠じゃないかというのを判別をして、その後、審査官にその証拠類を提出する、そんな手続がございまして、これは秘密特権が認められているかという点、認められていないという判断がされる手続でありますけれども、過去、独占禁止法研究会という公正取引委員会の中の研究会では、この

秘密特権をもっと認めるべきではないか、しっかりと、事業者と弁護士の間でやりとりされた内容は守られるべきじゃないかという議論もあつたものであります。

これまでもいろいろ議論をされてきた中で、結果的にはこの法案の中身のような内容になっていると思っております。なぜ秘密特権を認めずに今回のような手続にしたのか。その理由について説明をいただきたいと思っております。

○杉本政府特別補佐人 先生の御指摘にもありますように、公正取引委員会が主眼とした独占禁止法研究会、それから、自由民主党の競争政策調査会、独禁法を研究する法律ワーキング・グループにおきまして、本改正案の検討にあわせて、秘密特権について、独占禁止法の法定化の有無を含めたさまざまな議論が行われたものと承知しております。

その議論におきまして、仮に秘密特権を独占禁止法に規定した場合、その権利が一般的なものと位置づけ得るものになるため、その場合には、我が国ではいわゆる弁護士・依頼者間秘密特権を認める法上の明確な規定がないことからその整合性が問題になります。さらには、他の行政手続や司法手続に及ぼす影響、波及についても懸念が生じるという議論が強く出されたところでございました。

こうしたことから、独占禁止法七十六條に、公正取引委員会は事件の処理手続において規則を定めることができるものと規定していることから、今般の制度を審査手続の一環として規則によって整備することとしたものでございます。

○浅野委員 法文上の整合性がとれないといった課題もあるということですが、私も今の答弁でその理由はある程度理解はできましたけれども、この法案だけで解決できない問題だ、この秘密特権を認めるかどうかというのは、ほかの法令もあわせてセットで見直していかなければいけないという、簡単に言えばそういうことだと思っております。この議論はぜひ今後継続してやらせていた

だきたいというふうに思っています。

続いて、関連してですけれども、先ほど少し申し上げました判別官、今回は判別官という方が公取の中に位置づけられまして、この方が提出すべき証拠かどうかの判別を行うという仕組みであります。

ちょっと今回問題提起したいのは、この判別官というのは公取の職員の方が行う、そして、提出された証拠を使って審査をする審査官も公取の職員の方が行うということ、どちらも公取の職員の方が行うわけです。そうすると、やはり事業者から見ると、この判別官の方が公平公正な判断をしてくれるのかどうか、公正さが担保されているのかどうかというところが非常に重要な視点になってくるわけです。

この公正さを確保するために、今回のような対応をとっていいこうとしているのか、このあたりの答弁をいただきたいと思っています。

○賛入政府参事人 お答え申し上げます。

判別手続の中立性、公正性を確保するという観点から、この判別手続につきましては、事件調査を担当する審査官の職員ではなく、事件調査に関与していない官房の職員が実施することとを考へております。また、調査に従事したことのある職員はみずからが従事した事件の判別手続には従事できない。そうした運用も行うことを考へております。

さらに、判別手続を実施する職員には、弁護士などの法曹資格を有する人員を充てるということも含めて検討していきたいと考へております。

こうした運用につきましては、今後整備する規則や指針などで明らかにすることなどによりまして、判別手続の中立性、公正性を確保していきたいと考へております。

○浅野委員 ありがとうございます。

こちら、大層にも一言いただきたいんですけれども、この判別官の公正さというのが非常に大事だと私は思っています。

最近のこの経済産業委員会での議論の内容を見

ておきますと、例えば昨年、そして、ことしも特許法の改正を行って、証拠提出手続の中で、提出すべきかどうか、あるいは現場に立入調査すべきかどうかの判断をする人間は、第三者、直接のステークホルダーではない第三者がその役割を担うという内容でありました。

それだけ、こういう証拠を提出すべきかどうかという判断については公正さが求められるということの裏返しなんだろうというふうに思っていますけれども、今回、この独占禁止法の改正においても、判別官の公正さを担保するというために第三者の活用という部分もぜひ御検討いただきたいというふうに思っていますが、この点について御所見を伺いたいと思います。

○富田國務大臣 議員御指摘のように、判別官の外形的公正性の確保は重要であるというふうに認識をいたしております。

今後、公正取引委員会において、お尋ねの制度を整備する際には、御指摘の点を十分に踏まえて検討されるものというふうに承知をいたしております。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

ぜひ、今後の検討に当たっては、今の点、十分に御配慮いただきたいというふうに思っています。

次の質問になりますけれども、今回、課徴金減免制度の内容が一見直されるということなんですけれども、この課徴金減免制度を受けた事業者というのは、言いかえれば、犯してしまった違法行為に対してしっかりと反省をし、捜査に誠実に協力をしたという評価を受けたという意味合いもあると思うんですね。

事業者の立場からすれば、意図的にせよ意図的にせよ、やはり、その違反行為によって社会的責任が低下をしようというわけですね。その後、その信頼を取り戻す作業というのは大変なものがあると思うんですね。しっかりと誠意を持って捜査に協力した事業者については、課徴金減免制度を受けた場合には、受けたという事実をしっかりと公表して、表化して、この事業者は誠意

を持って対応しましたよということを出していく、そんな、支援という言い方ではふさわしいかわかりませんが、こうした対応も政府として必要だと私は思うのですが、やられているのか、やられていないのか、やられていないければ、やる可能性はあるのか、このあたり、御答弁をいただければと思います。

○商部政府参事人 お答えいたします。

法運用の透明性確保といった観点から、現在の課徴金減免制度の適用を受けた事業者につきましては、各事件の報道発表等におきまして免除の事実あるいは減額の中を一律に公表させていただいているところでございます。この運用は今後も同じだろうと思います。

(富田委員長代理退席、委員長着席)

○浅野委員 公表されているということで確認させていただきまして、ありがとうございます。

続いて、課徴金制度について引き続き質問させていただきますが、今回、この課徴金は、国内に売上げがあることを前提に算出されるような数式になっております。ただ、その一方で、経済がグローバル化する中で、売上げが国内に上がらなくとも国内消費者が直接取引をするようなケースというの、これからどんどんたくさん発生していくんじゃないかと思うんですね。

売上げが海外で計上されたとしても、消費者は国内にいて、取引される商品も国内にあつてというようなケースというの、これから場合によつては考えられるんじゃないか。特にIT産業なんかはその傾向が非常に顕著です。

こうしたことを受けますと、今回、なぜ課徴金算定に当たって国内の売上げというのを前提にしているのか。この理由を改めて説明をいただきたいと思っています。

もう直接申し上げれば、今のIT業界とかの傾向を見ると、ちょっと時代におくれているんじゃないかという印象も持つわけでありまして、このあたりの理由を説明いただければと思います。

○杉本政府特別補佐人 独占禁止法は日本市場に

おける行為というものに着目して対応するものでございますので、そういうものに着目して課徴金をかけているというのが基本的な今の趣旨、制度の考え方でございます。

したがって、日本市場において行動する者が、それは外国企業であろうと日本企業であろうと、それは関係なく課徴金の対象になるものと考えております。

先生の御指摘の点は、国際市場分割カルテル等において、海外事業、いわゆる海外にしか売上げがないような企業に対して課徴金をかけるべきかどうかという御議論だと思います。

この点に關しまして、私どものところでやっていたいただきました独占禁止法研究会、二十八年二月から二十九年三月の間に開催いたしました、その報告書の中では、国際市場分割カルテルに対して課徴金を賦課することが提言されております。したがって、私どもも、その報告書を受けて、国内において売上げのない事業者が違反行為から得る不当利益につきまして、当該事業者の国外における売上金をもとに賦課するというようなことについて課徴金を課す制度を導入できないかというところを検討してきたところでございました。

しかしながら、この制度につきましては、法上の課題、法律上どういうふうにそれを仕組んで法的な整合性がとれるかというところについてなかなかその課題をクリアする案ができません。そのところで引き続き検討することとしたしまして、本法案に盛り込むことは見送ったというところが実情でございます。

○浅野委員 今回の、海外の、国内に売上げのない事業者に対して何らかの形で課徴金に準ずるようなそういうパナリティを与える方法というもののについては、本日の参考資料の資料五を見ていただきたいと思います。

平成二十一年度はこの法律を改正した際に、この事件の中をごらんください。この課徴金制度、課徴金だけではなくある一定の制裁金のような制

度はつくれないのか、現に国外の諸外国では制裁金という形でかなり柔軟な運用がされているという実績もありまして、そうした海外に倣って、課徴金というもう決まった数式で出された金額だけではなく、制裁金という形で、ある程度裁量を持った制度も盛り込めないのかという議論をした際に、当時の竹島公正取引委員長は答弁として、やはり今の課徴金制度は裁量性に欠けているのではないかとというような趣旨の答弁もありました。

この制裁金という制度の導入というのはできるのか。これは今公取の中で議論はされてきているんだとは思いますが、そのあたりの現状についても答弁可能であれば、教えていただけますでしょうか。

○杉本政府特別補佐人 現在の独占禁止法の成り立ちからいいますと、発生した不当利得以上のものを課徴金として徴収するんだという仕組みになっておりますので、それを超えて、先生おっしゃるような制裁金とか裁量性のあるような形で賦課するという点については、今の独占禁止法の中で織り込むということについてはなかなか法制上難しいというように、いろいろ検討して議論した結果となっておりますので、そこそころはまた、どういうことで考えていくかということを引き続き公正取引委員会としては検討していくということが必要なんじゃないかと思っております。

○浅野委員 時間が参りましたので終わります。どうもありがとうございました。

○赤羽委員長 次は、笠井亮さん。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。本法案は、カルテルや入札談合に対する課徴金の算定範囲を追加することで独占禁止法違反行為の抑止を図ろうとするものであります。

まず、宮城担当大臣に伺いたいと思います。今回の課徴金制度見直しの背景と効果なんですけれども、現行の課徴金の算定方式では、いわば画一的、機械的な要件と方式で算出する仕組みになっているために、法が予定していない違反行為

に対して適正な課徴金を算定、賦課することができないという問題が指摘をされてまいりました。

本法案は、この問題を是正をして、そして、違反行為に対して適切な課徴金を課するというためのものというところでよろしいんでしょうか。

○宮城担当大臣 独占禁止法の課徴金制度は、違反行為に対して金銭的不利益処分を課することによって違反行為を抑止するための行政上の措置として、昭和五十二年に導入されました。課徴金は、決定された算定方式に従って、一律かつ画一的に算定、賦課されております。

しかし、現行の一律かつ画一的な課徴金制度は、事業者による調査協力を促進するものではありません。また、違反行為の実態に応じた適切な課徴金を賦課することができない場合が生じております。

そのため、本法案により、事業者による調査協力を促進をし、適切な課徴金を課することができるように改正をするものであります。これによりまして、不当な取引制限等を一層抑止をし、公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進が図られるというふうに考えております。

○笠井委員 そこで、杉本公正取引委員会委員長に伺います。

この課徴金の額というのは、算定基礎掛ける算定率マイナス減免額的方式で算定されるわけですが、最初に算定率について伺います。

本法案のもととなった独占禁止法研究会報告書は、「現行の基本算定率が違反行為抑止という行政目的に照らして十分な水準とはいえない」というふうに指摘をしております。

この法案は、現行の基本算定率一〇％を引き上げるといものになっていくんでしょうか。

○杉本政府特別補佐人 今般、課徴金の見直しに当たりまして、公正取引委員会が措置をとった事例による不当利得の推計を行いました。前々回の改正、十七年の改正でございしますが、それで算定率を一〇％に引き上げたかと考えておりますけれども、その当時と比較しまして、不当利得相当額の推計値が増加したような状況は認められなかったというところでございします。このため、今回、算定率は一〇％に維持しているというところでございします。

他方、この法案によりまして算定期間が三年から十年に引き上げることによって、課徴金の水準が違反行為の実態に応じたより適正なものになるのではないかと考えております。それによりまして違反行為の抑止効果は高まるのではないかと考えているところでございます。

○笠井委員 では、算定基礎を上げるということもあるというわけですが、広げることで課徴金水準全体の引上げにつながるものになっているかという問題でありまして、本算定率の経緯を振り返りたいと思います。

まず、一九九一年に一・五％から六％へと四倍もの引上げが行われました。ところが、それでも違反行為が減少せずに、繰り返して違反を行う事業者も後を絶たないために、二〇〇五年に一〇％へ更に引き上げたものであります。

当時、一〇％にした根拠というのは、過去、一九九二年から二〇〇三年のカルテル事件、九六年から二〇〇三年の入札談合事件の違反事件の平均不当利得が一・五％と、全体の九割が八％以上になっていたことに対応したものと聞いておりますけれども、伺いたいのは、二〇〇四年から二〇一四年の不当利得の平均値というのはどのようになっているんでしょうか。

○杉本政府特別補佐人 先ほど申しましたとおり、独占禁止法研究会におきまして平成二十八年二月から二十九年三月までに検討を行いましたけれども、その間で、平成十六年度から平成二十六年、二〇〇四年から二〇一四年でございするか、の措置を分析したところ、推計することができた事例における不当利得の平均値は約一・三・五％というところでございました。

○笠井委員 不当利得の率というのは依然として高いままです。そして、二〇〇五年の基本算定率一〇％への引上げが、カルテルや入札談合など違反行為の抑止にしっかりと結びついているかといえ、必ずしもそうとは言えないと。

八十三件のカルテル、入札談合事件を個別に見ますと、不当利得率が三〇％を超える事件が十一件もあります。

その中で、見て私も驚いたんですが、最も高いのは岡山市立の中学校の修学旅行価格カルテル事件ということで四一・七九％。これは、五つの旅行会社、近畿日本ツーリスト、東武トラベル、トップブライ、JTB中国四国、日本旅行が、修学旅行の貸切りバス代金や宿泊費、添乗員費用などの価格カルテルを結んでいたものでありますけれども、二〇〇九年七月に排除措置命令を受けたわけですが、課徴金はゼロだった。

杉本委員長、この命令を受けながら、なぜ課徴金がゼロということなんですか。

○杉本政府特別補佐人 カルテルに付します課徴金の額というものは、違反行為の実行として事業を行った日から当該違反行為の実行として事業活動がなくなる日までの期間における、違反行為の対象となった商品又は役務の売上額に一定の比率を乗じて算定されるものであります。

御指摘がございました岡山市所在の市立中学校の修学旅行を取り扱う旅行業者に対する件でございしますが、この案件におきましては、合意が消滅した日より後に中学校との契約の締結が行われまして、課徴金の算定期間内における売上高が発生しなかった。すなわち、合意が消滅した後に契約の締結が行われたということで、課徴金納付命令を行わなかったものでございます。

○笠井委員 このケースのような、数年後の取引を対象とした価格カルテルで、違反行為終了後に売上額が発生する場合には、現行法では課徴金の算定基礎に含まれないために課徴金がゼロとなってしまうというところであります。

JAEAの安全対策強化に向けて

2019.3.28 (thu) 原子力問題調査特別委員会

現状・課題意識

- JAEAでは、2017年6月、2019年1月に立て続けに放射性物質漏洩事故が発生。
- JAEAの全体予算額は約1500億円であるが、目的を柔軟に変えられる変動費の構成は全体の2割弱。
- ソフト対策のみならず、根本的なハード対策を行うため十分な予算枠の確保が必要。

委員会での 浅野の発言要約

「安全は全てに優先する。安全対策については予算がない、お金がないで済ませてはいけない。安全最優先とした十分かつ柔軟な予算措置を求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「JAEAの安全対策に係る予算の確保というのは大変重要である。引き続き、二次補正予算など活用して適切な高経年化、そして安全対策が実施されるよう必要な対策を講じていく。」



永岡文部科学副大臣

原子力技術を担う人材の確保・育成について

2019.3.28 (thu) 原子力問題調査特別委員会

現状・課題意識

- 廃炉・使用済み燃料の処分については必ず行わなければならない。
- しかし、福島第一原子力発電所の事故後、学生の就職希望者が減少。
- 人材の確保や技術の伝承は、喫緊の課題。

委員会での 浅野の発言要約

「長期的な視点で原子力の人材確保と教員の確保は大変重要だ。持続的な人材育成ができるよう国の取組み強化を求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「産学連携をはじめ、原子力関連教育の国際化の取組みを強化しながら、原子力基盤の安全を支える幅広い分野における人材育成をしっかりと進めていく。」



増子政府参考人

衆議院 第百九十八回国会
議院

原子力問題調査特別委員会議録 第二号

平成三十一年三月二十八日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 高木 敏君

理事 伊藤 忠彦君 理事 斎藤 洋明君

理事 津島 淳君 理事 細田 健一君

理事 吉野 正芳君 理事 阿部 知子君

理事 浅野 哲君 理事 富田 茂之君

理事 井林 辰雄君 理事 石崎 徹君

理事 泉田 裕彦君 理事 岩田 和親君

理事 上杉謙太郎君 理事 北村 誠吾君

理事 高村 正大君 理事 佐々木 紀君

理事 齋藤 健君 理事 西田 昭二君

理事 野中 厚君 理事 百武 公親君

理事 福山 守君 理事 古田 圭一君

理事 星野 剛士君 理事 堀井 孝君

理事 松本 剛明君 理事 三ツ林格巳君

理事 三原 朝彦君 理事 宮内 秀樹君

理事 宮澤 博行君 理事 宮路 拓馬君

理事 宗清 皇一君 理事 八木 哲也君

理事 築 和生君 理事 山際大志郎君

理事 生方 幸夫君 理事 菅 直人君

理事 田嶋 要君 理事 宮川 伸君

理事 牧 義夫君 理事 佐藤 茂樹君

理事 中野 洋昌君 理事 藤野 保史君

理事 足立 康史君 理事 井出 康生君

文部科学副大臣 永岡 桂子君

衆議院委員長 矢尾坂文明君

政府特別補佐人 更田 豊志君

(原子力規制委員会委員長)

政府参考人

(文部科学省大臣官房審議

官) 増子 宏君

政府参考人

(文部科学省大臣官房審議

官) 増子 宏君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議 岡村 直子君)

政府参考人 (経済産業省大臣官房原子 新川 達也君)

力事故調査対策審議官) 村瀬 健史君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ 萩野 徹君)

ガス事業部長) 萩野 徹君

政府参考人 (原子力規制庁次長) 萩野 徹君

政府参考人 (原子力規制庁原子力規制 樋田 道夫君)

技監) 樋田 道夫君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房審 山形 浩史君)

議官) 山形 浩史君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房核 片山 啓君)

物質・放射線総括審議官) 片山 啓君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房審 青木 昌浩君)

議官) 青木 昌浩君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房審 片岡 洋君)

議官) 片岡 洋君

政府参考人 (原子力規制庁原子力規制 山田 知穂君)

部長) 山田 知穂君

政府参考人 (東京電力ホールディング 守谷 誠二君)

ス株式会社代表執行役副社 守谷 誠二君

長) 守谷 誠二君

参考人 (国立研究開発法人日本原 伊藤 肇君)

子力研究開発機構理事) 伊藤 肇君

参考人 (原子力委員会委員長) 岡 芳明君

参考人 (衆議院調査局原子力問題調 岡 武志君)

査特別調査室長) 岡 武志君

委員の異動

三月二十八日

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

本アドバイザリー・ボードにつきましては、各 会議の理事等の協議により、今国会においても設 置することとなりました。

以上、御報告申し上げます。

○高木委員長 この際、参考人出頭要求に関する 件についてお諮りいたします。

原子力問題に関する件の調査のため、本会期 中、アドバイザリー・ボードから意見を聴取 する必要があります。その日時、人選等につま づいては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、 御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、 そのように決しました。

○高木委員長 原子力問題に関する件について調 査を進めます。

この際、原子力規制委員会の活動状況について 説明を聴取いたします。更田原子力規制委員会委 員長。

○更田政府特別補佐人 原子力規制委員会委員長 の更田豊志でございます。

衆議院原子力問題調査特別委員会における御審 議に先立ち、原子力規制委員会の業務について御 説明申し上げます。

原子力規制委員会は、原子力に対する確かな規 制を通じて、人と環境を守るという使命を果たす ため、さまざまな課題に取り組んでおります。

まず第一に、原子力施設等に関する規制の厳正か つ適切な実施について申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を

これは国民との対話において非常に問題が大きいと思うんです。

結局、この五年のパックフィット決定をされるときにパブコメをとっておられるんですけれども、ほとんど現地視察の前です。パブコメも一件とか大変少ないわけです。専門家が答えてくれるだけなんです。これをもってパブコメとは言わないだろうなと思うんです。冒頭御紹介申し上げた、事業者と、そして国民と、プラス専門家、この三つを、きちんと意見を伺いながら、インディペンデンス、独立性を保ってやっていただくということ。

ちなみに、この案件は専門家にも聞いておられないように思いますけれども、この点は、私がヒアリングした中では聞いておりませんということでしたが、いかにかということ、それから、広く国民の意識ともう一度すり合わせていただきたいという二点、お願いいたします。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

一つ目の専門家というのは、外部の専門家と交えていないことだと思えます。これは、先ほど申し上げたように、消防庁の方からの出向を求めている、専門性を有する職員がいるので、本件につきましては外部専門家をお願いしたいという形で行っていないということでもあります。

もう一つは、これは、広くさまざまな、例えば事業者であるとか御地元の方々であるとかというもののコミュニケーション、これは、独立性を保つということとは非常に重要である一方で、孤立に陥らないという観点からはこういったコミュニケーションは重要であると考えております。御地元との意見交換の機会なども、なかなかこれは調整が整わない面はございますけれども、鋭意進めてまいりたいというふうに考えております。

○阿部委員 専門家による火災のリスク評価というのは、私はやはり別途あると思いますので、この点については、また委員長と時間を重ねて御質疑したいと思います。

ありがとうございます。

○高木委員長 次に、浅野君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲也でございます。本日はよろしくお願いいたします。

本日三月二十八日というのは、四十年前にアメリカのスリーマイル島の原子力発電所で事故が起きてから、ちょうど四十年という節目の日であります。

きのう質問通告が終わりましてから報道を見たので通告はできておりませんが、今回、この四十年という節目に当たりまして、更田委員長の受けとめ、また今後に向けた決意等ありましたら、ぜひ最初に一言よろしくお願いいたします。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

本日三月二十八日、先生御指摘のように、TMI、スリーマイルアイランドの二号機における事故から四十年に当たります。このTMI事故は、炉心が著しく損傷する事故として、原子力の世界だけでなく、広く衝撃を与える事故でありました。

今ここに立って思いますのは、その衝撃を与えた過酷な事故から私たちはこれまでに十分学ぶことができたのかという思いでございます。

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故からの反省、教訓に基づいて設置された組織でありますけれども、東京電力福島第一原子力発電所事故以前にも、今の御指摘のTMI事故、チェルノブイリ事故、それから、我が国内においてジェー・シー・オー事故を経験しております。それから、先ほど火災の御質問をいただきましたけれども、ブラウンスフェリーという、これは相当昔の事故ですけれども、海外で大きな事故が起きております。

これらの事故から真摯に学ぶことをしていれば、果たして事故が起きたのかどうかという思いは非常に強く持っております。学ぶことができなかったんではないかというふうにみずから問いかける気持ちでございます。

原子力規制委員会としては、東京電力福島第一

原子力発電所事故はもちろんのこと、ブラウンスフェリー、TMI、チェルノブイリ、ジェー・シー・オーですとかアスファルト事故等々、あらゆる事故から教訓を抽出して学ぶことを続けたいと思っております。それに対しては基本的に謙虚な姿勢というものが重要なんだろうというふうに考えております。

○浅野委員 委員長、ありがとうございます。本日は、今委員長からもございましたように、過去の教訓をしっかりとして今後に生かしていかなければいけない、こういう思いで質問させていただきたいと思っておりますが、まず最初に申し上げたいのは、日本原子力研究開発機構の東海事業所プルトニウム燃料第二開発室における管理区域汚染の事象についてであります。

これは最近起きたものでございますけれども、この概要と現段階でのわかっている原因、そして対策について簡単に解説していただけますでしょうか。

○片岡政府参事人 お答えいたします。

本件は、一月三十日に、原子力機構の核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室におきまして、核燃料物質を貯蔵しておりました貯蔵容器を包んでおるビニールバッグ、これを交換する作業をやっている最中にビニールバッグに穴があきまして、そこから汚染が管理区域内で出たというものでございます。

環境への影響や作業員の被曝といった影響はございませんでしたけれども、そういった汚染事象が起こったということ、原因としては、ビニールバッグに穴があいていたということ、それから、手順のところでいろいろ不適切なことがあったということ、こういったことが起こっているというところをこれまで聞いております。

原子力規制委員会では、これまでに東海再処理施設等安全監視チームという会合で二回ほど聞いておりますけれども、原子力機構に對しまして、本来行われるべき作業手順を遵守していなかったこと、それから、汚染発生から管理区域の退出ま

での行動については、初動対応体制や汚染検査の実施方法等の一部の行動に不十分な点があったことから、これを見直すことを指摘しているところでございます。

また、二年前に、原子力機構の大洗研究所におきまして、燃料研究棟でプルトニウムの被曝事故がございましたが、その教訓を踏まえて対策を行っていたにもかかわらず今回機能しなかったことから、実効的、実践的な教育訓練を行うこと、また、管理者や作業員の力量を見直すことなどを指摘しているところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。きょう皆様にお配りさせていただきしました配付資料の一をこちらにいたさせていただきますけれども、こちらは、ちょうどきのう、原子力研究開発機構の方から原子力規制庁の方に報告をした内容の、今後とるべき対策を整理した部分になります。

これは、(一)から(七)まで七つの対策、項目が示されておりますが、今現行の方から回答をいただきましたように、(一)から(五)まではほとんどが、意識の改善、作業手順の見直し、また教育訓練の充実といった内容になっておまして、一般的に言えばソフト対策と言われるものになっております。

そして、(六)、(七)については、これは設備の改善、ハード対策になるわけでございますけれども、(六)のリスクの低減ということをごらんいただきたいんですが、これは、樹脂製の袋で包んで貯蔵している容器を減らすことが直接的なリスクの低減につながるということで、ハード面の改修を行うということが示されておりますけれども、きょう議論したいのは、六月末までに計画を作成しておりますが、過去に、原子力研究開発機構と規制委員会、そして文科省も入って、先ほど言われていた東海再処理施設等安全監視チームの会合の中で議論された中身、議事録を見ますと、この(六)の作業をするのに約三年ほど見込んでいたという発言がございました。

先ほど阿部知子委員の質疑の中で、火災報知機
の設置に丸五年かかるという議論もございました
けれども、やはり、放射性物質が汚染したとい
う事象の対策に三年を要するというのは、遅過ぎ
るのではないかとというのが私を感じているところ
でございます。

また、これに加えて、実は、よくよく見てみ
ますと、トラブルが発生したということを早期に発
見するための対策というのが余り含まれていない
んです。ですので、早期感知という部分の対策
も行わなければいけないんですけれども、これも
少し不足しているのかなという声も聞かれており
ます。

まず、三年を要するという部分について、規制
庁、規制委員会、あるいは文科省でも構いません
けれども、どう認識されているのか、御意見をい
ただけますでしょうか。

○片岡政府参考人 お答えいたします。

御指摘の三年というのは、二月二十六日の東
海再処理施設等安全監視チームで原子力機構から
言及があった点でございます。

これは、今回の汚染がある前から計画されてい
る作業なのでございますが、核燃料サイクル工学
研究所の中で何カ所かに分散して保管されてお
りますプルトリウムをプルトリウム燃料第三開発
室というところに集約保管をしようという計画で
ございまして、そのために、保管スペースをあけ
るために、プルトリウムを燃料集合体と同様の形
態に加工する作業を行うという計画がございま
した。

今回の事故の対策で実施されるものではござ
いませぬけれども、この作業が実施されますと、今
回汚染があったプルトリウム第二開発室のプル
トリウムについても第三開発室の方で保管、密封管
理ができるということで、結果的に今回の対策と
しても有効であるというふうに考えております。
対策実施までの期間でございますが、燃料集合
体と同様の形態に加工するという作業に先立ちま
して実施されます設備整備等に約二年半かかると

いうことでございます。実際の加工は更に約五年
半必要というふうに聞いておるところでございま
す。

○浅野委員 設備整備に二年半、加工に五年半、
計八年ですか、かなり長期を要するということな
んですが、いろいろな要因はあると思います。

私がいろいろ省庁の方から、あるいは現場の方
から聞いたところ、その一つの要因は、機構の予
算構成にあるという声が聞かれてまいりました。

そこで、きょうは永岡副大臣にもお越しになっ
ていただいておりますけれども、今の原子力研究
開発機構の予算構成を少し見てみますと、全体予
算が約一千五百億円ということなんです、固定
費と変動費という分け方で見ますと、目的を柔軟
に変えられる、いわゆる変動費の構成が全体の約
二割弱ということなんだそうであります。この二
割弱の中で、研究開発行為や廃止措置、そして安
全対策や訓練等も行っていくということなんです
けれども、やはり十分な予算が確保できていない
ことが安全対策の遅延につながっているのではな
いか、そんな懸念を持っております。

そこで、最初の話、スリーマイルアイランドの
事故の話がありましたけれども、スリーマイルア
イランドの事故でも、ここから得た教訓の一つに
は、初動対応というのをしっかりとしていく必要
があった、あるいはやるべき安全対策をしっかりと
やらなければいけなかった、こういうことが教訓
としてあるわけでありまして、福島事故につい
ても、国会事故調の結論は、あれは人災であつ
た、なぜ人災なのかといえれば、やるべきこと、そ
してできることを十分にやらなかったからであ
る、そういう結論が出されているわけでありま
す。

そのあたりを考えると、安全対策については、
予算がない、お金がないで済ませてはいけないと
思います。

そこで、副大臣にぜひ伺いたいんですけれど
も、この安全対策の予算、今の状況を考えれば、
県民の安全を守る、そしてしっかりと職場、現場

の安全環境を守るといふ観点からも、より柔軟な
予算のあり方というのが必要なのではないかと思
うんですけれども、そのあたりの御答弁を願いま
す。

○永岡副大臣 浅野委員にお答えいたします。

ことし一月末に、日本原子力研究開発機構がプ
ルトトリウム燃料の第二開発室、これの管理区域
内で発生させた汚染については、極めて遺憾で
あると思います。

本件につきましては、私自身をチーム長といた
しまして、原子力機構特命チームを計三回開催
いたしました。そして、原子力機構の理事長より原
因及び再発防止について直接聴取するなど、安全
対策の徹底について指導を行っているところで
ございます。

本件に関する対応も含めまして、委員の御質問
のとおり、原子力機構の安全対策に係る予算の確
保というのは大変重要でございます。

文部科学省としては、二〇一八年度の二次補正
予算におきまして、高経年化対策又は安全対策の
工事などの緊急対策のために約三十億円の措置を
しているところでございます。また、二〇一九年
度の予算におきましても、施設の安全確保対策の
ために前年度約二十億円増の百二十七億円を措置
しているところでございます。

今後、原子力機構において適切な高経年化そ
して安全対策が実施されますように、監督官庁と
して、引き続き必要必要な対策を講じてまいり
ます。

○浅野委員 ありがとうございます。

ぜひ、安全は全てに優先するというのはいろい
ろな産業の現場でも共通語になっておりますし、
特に、この原子力分野、一つの事故がその事業所
で働いている方々の安全のみならず地域の安全に
直結する分野でございますので、しっかりと予算措
置の面でも安全最優先でやっていっていただきた
いというふうに思います。

どうもありがとうございます。

これに関連して、今度は規制委員会の方にも質

問させていただきますが、そもそも安全対策に対
して、規制委員会からさまざまな具体的な指摘と
いうのがこれまででもされてきていると思いま
すが、その制度そのものが少し、最近、これから
変わっていくそうだという話を聞いております。

検査制度の改正が行われるということで、昨年
の十月から試験的に行ってきたということであり
ますが、今度の十月から本格的な運用がスタート
するといふふうに聞いております。この何が変
わるのかというのを、ぜひわかりやすく説明をし
ていただきたいと思います。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

御質問にありましたいわゆる新検査制度ですけ
れども、これは先般国会でお認めいただいて、法
改正に基づいて我が国の原子力に係る検査制度を
大きく変えようとするものであります。

従来の検査制度というのは、対象ごとに細切れ
になっておりまして、また、一番のポイントは、
あらかじめ決められたことのみを確認するとい
う、いわゆるチェックリスト型の運用にとどまる
という傾向を強く持っております。

そこで、お認めいただいた法改正によって、事
業者の安全確保に関する活動全体に網をかけて、
特に、懸念事項を重点的に確認するなど張り
を持った検査、それから、先ほど阿部先生からの
御質問の中にもありましたけれども、この制度は米
国の原子力規制委員会の制度に倣ったものであり
ますけれども、いわゆるレジデントインスペク
ターという検査官が、例えば原子力発電所に常駐
をして、さらにフリーアクセスという形でどこ
へでも入っていくという形での検査を年間を通
じて行うというように形に改めてまいります。

具体的な機器一つ一つのチェックは事業者がみ
ずから行って、その事業者が行うプロセスを私た
ちが監視してまいります。また、安全への影響の
大きな事項については、追加的な検査を行うこと
などによって安全の確保につなげていく。

実質的な安全性の向上に、より効果のある検査
制度となるよう、現在は、いわゆる試行中、練習

です。今、事業者とともに、特定のサイトでもって、新検査制度に基づく検査の試行的な運用を行っておりまして、これをもうあと一年、来年度を続けて、再来年度から本格施行に入る予定であります。

○浅野委員 ありがとうございます。

本日の資料の二というのをごらんいただければと思うんですが、今御説明いただいた内容を、改正前のもので改正後のものを比較表の形で規制委員会が出したものが、こちらの表になります。私、きょうは、ぜひ委員長に留意いただきたいことを二点申し上げたいと思うんです。

まず、一番から四番まで縦に項目が並んでおりますけれども、一番の項目の改正後のところをごらんいただきたいんですが、今委員長がおっしゃっていただいたように、まずは事業者みずからが検査義務を課される、そして「規制機関の役割は事業者の取り組みを確認するものへ」というふうに書いてあります。

これは、見方によっては、安全を守るという行為を事業者に丸投げしているのではないかというような表現ともとれるわけでありまして、規制機関の役割は取組を確認するものへと、確認するだけなのか。それだけでは、やはり私は不十分だと思います。

ですから、そうではない、丸投げではない、しっかりと、先ほど委員長は規制委員会の独立性というのが大事だという話をされておりましたけれども、独立性だけでなく、それに加えて、規制に関して主導的立場をとる、これをしっかりと出していただきたいと思います。

そして、二点目ですが、ページの下に、欄外に書いてあるところをごらんいただきたいんですけど、規制機関の検査の際には、事業者の弱点や懸念点などに注視して監督を行うというふうに書いてございます。

先ほどの日本原子力研究開発機構の場合は、弱点を挙げるとすれば、やはり、先ほど申し上げた予算の裁量性というのは一つ弱点と言えるのでは

ないかと思いますが、こういう部分についても限られた予算でできることではなく、そういうものにかかわらず、やるべきこと、やらなければいけないことをしっかりと規制委員会としては指摘をしていく、監督をしていく、これを徹底していただきたいと思います。

これについて、委員長、もしあればよろしくお願いします。

(委員長退席、伊藤(忠)委員長代理着席)

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

まず、一つ目の点ですけれども、決してこれは安全確保の検査にかかわる責任を事業者に丸投げしようとしているわけではありません。

ただし、新制度の趣旨というのは、事業者が本来持っている責任を私たちが肩がわりするものではない、彼ら自身が運用し、保全する設備です。その検査は事業者の責任においてきちんとやられるべきものだと思います。一方で、私たちはそれを、プロセスがきちんとなされているかどうかは、これはしっかりと監視してまいりたいと思います。

二つ目、これは、安全上必要なことであれば、その経費や必要となる予算にかかわらず、私たちはしっかりと、指導、また必要な場合は事業者に対して要求をまいりたいというふうに考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願っています。

この質問は以上になります。副大臣もありがとうございます。

では、二つ目のテーマに移りたいと思います。二つ目のテーマは、今後の原子力分野。

今、再稼働の問題や、いろいろな原子力発電所を動かす、動かさないの議論はございますし、まだその結論が出ていない状況にはありますが、いざいざにしても、廃炉として使用した燃料の処分問題というのは、必ず行わなければならない問題であります。これを担う人材の育成というのは極めて長期的な課題でございます。これはしっかりと

り今から議論していかなければなりません。

まず、現状認識を伺いますが、原子力にかかわる仕事を志望する学生の状況、そして、これは次の質問もあわせて聞きますけれども、日本の原子力技術の国際的な水準、立ち位置等、その現状について説明をいただけますでしょうか。

○増子政府参考人 お答え申し上げます。

まず、学生の状況でございますが、我が国の大学及び大学院の原子力関連の学科等への学生の入学者数につきましては、学校基本統計のデータによりまして、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降に減少しております。直近の平成三十年年度の入学者数が二百六十二人でございますが、いまだ震災直前の三百七十七人の水準には戻っていないという状況でございます。

また、学生の原子力関連企業の志望の状況につきましては、一般社団法人日本原子力産業協会のデータによりまして、この協会が関西原子力懇談会と共催する原子力関連企業の合同企業説明会というのがございますが、この学生の参加数につきまして、原子力、エネルギー系分野の参加学生数は震災以降も横ばいで推移しているものでございますが、一方、電気、電子系、これは震災前は四百人を超えていたんですが、現状では百人を切っているという状況でございます。また、機械系につきましては、三百人を超えていたんですが、現状では五十人を下回っているというところでございます。

この二つの分野というのは原子力産業を支える非常に重要な分野でございますが、参加数は、今申したとおり、減少したままになっているところでございます。

また、先生御指摘の原子力技術の国際的な状況というところでございますが、原子力研究開発に関する国際的な研究開発の動向調査、これにつきましては、データベースを活用しまして、文部科学省が昨年十二月に集計したデータがございます。

これに基づきますと、原子力研究の主要な分野でございます核物理を原子力工学の論文数に

つきましては、アメリカ、中国といった国々が近年大きく数字を伸ばしているという状況の中、我が国の論文数については横ばいという状況でございます。相対的に地位が低下しているというところがあるのではないかと考えております。

一方、論文の質を示唆いたしますトップ一〇％論文数の割合につきましては、日本、アメリカ、中国の三カ国と比較してみたら、直近の状況といたしましては、核物理の分野では、我が国は、わずかながらございますが、アメリカ、中国を上回っているという状況でございます。一方、原子力工学の分野につきましては、我が国は、アメリカには及ばないものの、中国を上回っているという状況でございます。

このように、原子力が抱える多様な課題解決のためには原子力分野の研究開発の推進が重要でございますので、引き続き、文部科学省といたしまして、原子力分野の研究開発に係ります取組をしっかりと進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○浅野委員 今回いただいた部分については、私の手元の資料の四あるいは五にも同じようなデータをつけさせていただいておりますが、資料五の方に今御回答いただいた論文数の推移というのがございます。相対的に日本の位置が低下しているという表現が使われておりましたけれども、相当差がついています。こういう状況に我々は危機感を持たなければいけないんじゃないか。論文の数が全てではありませんけれども、そのくらい国内に知見が蓄積されているということの一つの指標ではありますので、若い人達をしっかりと育成、確保していく取組というのが非常に重要になってくると思います。

そこで、次の質問に行きたいと思いますが、現在政府が主導的に行っている人材育成の取組状況、どういう取組をやっているのか、簡単に御紹介いただけますでしょうか。

○増子政府参考人 お答え申し上げます。

文部科学省の原子力分野におきましては、東電福島第一原子力発電所の廃止を始め、長期にわたる課題解決に必要な人材育成が重要であると当然考えているところでございます。

このため、文部科学省では、英知を結集した原子力科学技術・人材育成事業というものを行っており、この事業を通じて、大学や高等専門学校におきまして、多様な分野の知見を結集した原子力に関する遠隔技術あるいは分析技術などの基礎研究を推進するとともに、産学連携講座あるいはワークショップの開催などの教育プログラムを実施しているところでございます。

例えば、福島高等では、廃炉創造ロボコンというものを開催いたしました。ロボット製作などを通じて、学生に廃炉に関する興味を持たせるとともに、学生の創造性の涵養を目指した取組を進めているところでございます。

また、もう一つの事業がございまして、国際原子力人材育成イニシアティブ事業というのがございます。この事業では、大学や高等専門学校などにおける原子力関連教育のカリキュラムあるいは講座の高度化あるいは国際化の取組を支援するというところで、原子力人材の育成、確保を進めているところでございます。

具体的には、遠隔テレビ講義の導入あるいはEラーニング教材の開発といった、原子力に関する高等専門学校における教育の高度化などを支援しているところでございます。

文部科学省といたしましては、引き続き、原子力基盤の安全を支える幅広い分野における人材育成をしっかりと進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

(伊藤(忠)委員長代理退席、委員長着席)

○浅野委員 ありがとうございます。
学生を対象とした取組は各々行っていたいて、いることがよくわかりました。
翻って、では、それを教える人がこれからもしっかりと確保できるのかという部分についても議論をしたいと思うんですけども、資料の三をこ

らいただと、ことしの二月八日の日経産業新聞の記事で、人材が維持できるのかという懸念の記事が出ておりますが、線を引きたいところの二列目の左側、大学の原子力離れがとまらない、そして、その一段下の中ほどになります。教員の数も、二〇〇四年時点で四百三十八人いたが、定年などにより一三年度までに二割以上減少している。教える人がどんどん減っているんだというような記事が出ておりました。

ぜひこういう部分についても、これは質問ではなくお願いですけれども、教員の確保、これは若い人たちが育てるとはまた別のアプローチが必要になることも考えられますので、持続性を高める意味ではそういった面も配慮をいただきたいと思っております。

残り時間もわずかなりましたので、最後になりますが、今度は規制委員会の中での人材育成について伺います。

原子力安全分野における人材を育成するためには、規制する側の人材も育てていかなければいけません。これについて、今の取組状況等についてお答え願います。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

科学的、技術的観点から原子力規制、厳正な規制を進めるためには、専門性を有する人材の確保、育成が非常に重要である、また大きな課題であるというふうに考えております。

そのため、まず、平成二十六年三月に、原子力規制委員会のもとに、原子力規制庁とは別に、職員研修に専念する組織として原子力安全人材育成センターというものを設置しております。

特に、二〇二〇年度から開始される新たな検査制度に対応するためには、米国の原子力規制委員会に倣って、検査官の教育訓練課程及び資格認定の仕組みを創設し、平成三十年度より二年間の教育訓練課程を開始いたしました。

また、原子力安全人材育成センターでは、発電炉を模擬したシミュレーター、プラントシミュレーターを使った研修等を鋭意進めているところ

でありますし、また、ごく最近ではありますが、日本原子力研究開発機構との間で研究職員の育成に係る協定を取り交わすこととして、共同研究にそういった研究職員の参画をさせることで、もって人材育成を図ろうとしております。

○浅野委員 ありがとうございます。引き続き議論させていただきます。

きょうは終わります。

○高木委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

早速質疑に入りたいと思いますが、二月二十七日の予算委員会第六分科会で、私の質問に対して更田委員長が答弁をいただきました。

その質問というのは、関西電力が、福井県若狭湾の三原山、美浜、高浜、大飯について、鳥取県の大山からの火山灰の厚さが最大で十センチであることを前提に再稼働を申請し、規制委員会も十センチを前提に許可を出したというもので、京都府の嵯峨地点で大山の火山灰が二十五センチという新知見を確認された。規制委員会は、これに基づいて、今、報告徴収命令を出して、関西電力に再調査をさせております。そうであれば、私の質問としては、この再調査の結果が出ないと許可の前提が整わないわけでありまして、三原山の運転をとめるべきだ、これが私の質問だったわけですが、それに対して委員長が答弁をされた。

配付資料の一を見ていただきますと、「嵯峨地点は、大山に対して、相対的な位置から考えて三原山よりも近い地点にあります」という答弁でありました。

委員長に確認したいんですが、大山と嵯峨、あるいは大山と三原山の距離というのはそれぞれ何キロなんですか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。
大山火山と関西電力の三原山所及び嵯峨地点の距離につきましては、これは大変申しわけございませんけれども、先般、私の答弁の中で、これは誤った認識をしておりました。

まず、距離についてお答えいたしますけれども、大山火山と高浜発電所との間が百八十キロメートル、大飯発電所との距離が百九十、美浜発電所との距離が二百二十、これに対して、京都府嵯峨地点との距離が百九十でございます。

先日の衆議院予算委員会第六分科会、あの二月二十七日の答弁のうち、嵯峨地点は大山に対して相対的な位置から考えて三原山よりも近い位置にある旨の答弁をいたしましたけれども、これは、先ほど申し上げましたように、事実関係を誤認しておりました。誤った答弁であったために、当該部分の発言は撤回させていただきます、おわびを申し上げます。

○藤野委員 そもそも私は余り距離のことは聞いていなかったわけでありまして、といいますが、やはり風の向きとか風の強さによって灰がどこまで飛ぶかというのはわからないわけでありまして、

確かにこれは、規制委員会が三つの原発に許可を与えた前提が変わるおそれが出てきたわけですね、十センチから二十五センチ。だから再調査を規制委員会自身が命令をされている段階であります。

ですから、規制委員長にお聞きしたいんですが、この再調査と再評価が終わるまでは、前提が整わないわけでありまして、この三つの原発、これはやはり運転をとめるべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。
京都府嵯峨地点での新知見に基づいては、関西電力の三原山所の原子炉設置変更許可の際の前提条件に有意な変更を生ずる可能性があると考えられるために、同社に対して、敷地における降下火砕物、いわゆる火山灰の最大層厚等について、今月末までに報告をするように指示をしているところであります。

事業者からの報告内容は、速やかに公開の会合で審議し、遅くとも四月中をめどに、原子力規制委員会として、これに基づく規制上の対応の要否

衆議院 第百九十八回国会

原子力問題調査特別委員会議録 第三号

平成三十一年四月二十五日(木曜日)

午後三時二十四分開議

出席委員

委員長 高木 毅君

理事 伊藤 忠彦君 理事 斎藤 洋明君

理事 津島 淳君 理事 細田 健一君

理事 吉野 正芳君 理事 阿部 知子君

理事 浅野 哲君 理事 富田 茂之君

理事 井林 辰憲君 理事 泉田 裕彦君

理事 岩田 和親君 理事 北村 誠吾君

理事 佐々木 紀君 理事 佐藤 明男君

理事 齋藤 健君 理事 笹川 博義君

理事 高木 啓君 理事 谷川 とむ君

理事 西田 昭二君 理事 野中 厚君

理事 福山 守君 理事 古田 圭一君

理事 星野 剛士君 理事 堀井 学君

理事 松本 剛明君 理事 三原 朝彦君

理事 宮澤 博行君 理事 宗清 皇一君

理事 築 和生君 理事 渡辺 孝一君

理事 生方 幸夫君 理事 逢坂 誠二君

理事 菅 直人君 理事 田嶋 要君

理事 宮川 伸君 理事 牧 義夫君

理事 佐藤 茂樹君 理事 中野 洋昌君

理事 藤野 保史君 理事 足立 康史君

理事 井出 庸生君 理事 山本 隆三君

参考人 (高浜町長) 野瀬 豊君

参考人 (著述・翻訳家) 田中 三彦君

参考人 (元原子炉設計者) 参考人 (元国会事故調査委員) 参考人 (新潟県技術委員会委員) 参考人 (常葉大学経営学部教授) 参考人 (NPO法人国際環境経済研究所所長)

参考人 (アドバイザリー・ボード 会員) 桑子 敏雄君

(一般社団法人コンセンサス・コーポレーション代表理事) 武志君

衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長 関 武志君

委員の異動 四月二十五日

辞任 泉田 裕彦君 補欠選任 佐藤 明男君

辞任 佐々木 紀君 補欠選任 笹川 博義君

同日 山際大志郎君 補欠選任 高木 啓君

同日 佐藤 明男君 補欠選任 泉田 裕彦君

同日 笹川 博義君 補欠選任 佐々木 紀君

同日 高木 啓君 補欠選任 谷川 とむ君

同日 谷川 とむ君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

同日 山際大志郎君 補欠選任 山際大志郎君

第二類第八号 原子力問題調査特別委員会議録第三号 平成三十一年四月二十五日

原子力問題調査特別委員会

委員会質疑

高計を通過した時間です。だから、そこから二分ぐらいかかるんですね。だから、もうそれは大きなずれがあるんですけれども、そういう問題について私たちはずっと国会事故調から言い続けているけれども、なかなかうまくいかないという、今議論のさなかなです。

それから、最初に、どうしておまえだけあれするんだという、爆発するんだみたいなことでしょうけれども、僕はそれはいろいろなところで同じことを言い続けているんですが、私は一九七七年に、設計の現場から、会社をやめて、別の世界、物書きが好きだったものだから、そっちの方を目指したんですね。それから、もうちょっと研究をしたいという気持ちもあって、とりあえず、会社にも恨みもないし、何も恨みもなく、原発、その当時でいえばいわゆる推進派の中心人物みたいな人間だったんです。その後、スリーマイルまで二回ほど、スリーマイルとチェルノブイリという二つの事故を起こしていくわけ。

それから、私は物書きに変わっていった、基本的には自然科学の問題だとか温暖化の問題とか、一生懸命勉強しておりました。それで、そういう中でつき合った人たちが、全然私が住んでいた世界とは違う人たちがかりと会う。その十年間というのは非常に貴重でした。

その中で、もっと、当時の言葉で言うところのホリスティックというんですけれども、全方位的な物の見方とか、私はやはり半分技術屋だったな、それで、もう少し視点を変えてみるともっともって違う景色が見えてきたという、そのことの中でチェルノブイリが起きた。

それで、チェルノブイリが起きたときに私がかかわったスキャンダラスな設計実務という問題に関して、もうこれはこういう話を少ししたいといけないうふうに、そういうマインドセットが変わっちゃったということが大きいと思います。以上です。

○田嶋委員 もう一問ありましたが、終わっちゃいましたね。済みません。

ありがとうございます。

○高木委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。参考人の皆様、本日は、お忙しい中、ありがとうございます。

時間も限られておりますので早速質問させていただきます。まず野瀬参考人の方にお伺いをしたいと思います。

現在、参考人は自治体の首長をされておりますけれども、広域避難計画というのが各自治体、策定をされていると思います。

私も地元が茨城なので、広域避難計画を各自治体、策定をしておるんですけれども、いろいろ自治体の話を聞いておりますと、どの程度の計画をつくり込むのか、どの程度のレベルを求めるのかという部分については、自治体ごとに多少異なっている現実があるのではないかとこのうふうに思っております。

それが、だから間違いだと言つてもいいんですけれども、互いの市町村の避難計画の具体性が異なることによって、全体として、万が一の場合の円滑な避難を阻害するリスクは当然ながらあると思つていられるんですけれども、自治体間で計画の具体性に多少の異なりがあるという部分について課題意識をお持ちかどうか、そのあたりの御見解をお伺いできればと思います。

○野瀬参考人 おっしゃるとおり、広域避難計画、各自治体ごとの計画が全体の、全体というか周辺とか近隣の他の自治体と比べて、統一といいますかシンクロしていない部分もあるのかもしれない。

ただ、私、高浜町の町長でございますので、高浜町内の域ですね、町域の中でのオペレーションというのは、やはり基礎自治体が当然考えるべきであろう、主体になつて考えるべきであろうと思つていますが、そこから出まして、例えば、高浜町ですと兵庫県の方に広域避難をするんですが、そこからのいわゆるオペレーションにつきましては、やはりうちのコントロール下ではない部分

分がありますので、やはりここは内閣府が中心になつていただいで調整を図つていただくということになろうかと思つています。

そういう意味では、町内における動きに関して、これに関してはしっかり町の方で積み上げていくということが必要かということと思つていますので、今の御質問にお答えするのであれば、全体の調整も含めて内閣府の方、国の方である程度やつていただく、あるいは県の方でやつていただく、そういうことになろうかと思つています。

○浅野委員 ありがとうございます。

続いて、広域避難計画に地域の住民がどうかかわっていくべきかということについて桑子参考人の方にお伺いをしたいと思います。桑子参考人はこれまで、過去さまざま、原子力によらず、いろいろな地域の抱えてきた問題を合意形成されてきたということをお話をされておりました。やはり原子力の問題といふと、やはりさまざま説明会が地元で行われる際、その前後で、住民の方々からいかに理解をいただくか。それは、賛成も反対も含めて冷静な議論環境を整えるかということ、非常に重要になるんじゃないかというふうに思つておられますけれども、住民参加のあり方について先ほどプロジェクトマネジメントの視点から御見解を伺いましたが、この住民参加のあり方について御所見を伺えればというふうに思つていますので、よろしくお願いいたします。

○桑子参考人 住民参加ということで、私の資料にも書きましたけれども、私が一番大きな仕事をしたのは島根県の松江市の大橋川という川の改修にかかわる町づくりの問題なんですけれども、そこで、考えられるような形でのあらゆる方法を使つて住民の意見を掘り起こして、委員会形式とそれから市民対話集会、それから各地区の行政による説明会、この三つ四つ、いろいろな方法を組み合わせる地域住民の方々にしっかりと説明するという、そういう機会を持ちました。

最終的には、本当に薄い冊子の、大橋川周辺まちづくり基本計画という計画をつくつたんですけれども、そこに至るプロセスを全部、全ての意見をまとめて、資料としてつくつてあります。

島根県の場合は、島根原発があります、とまっていますけれども、川がありまして、海岸にあるんですが、ちょっと川の名前はあれですけれども、宍道湖に直結する川がありまして、恐らく、事故がありますと、その川を上つて、宍道湖から中海に拡散していくだろうというふうに思われるんです。

そこで、どういふふうに住民に説明するか。もう避難計画をつくられているようなんですけれども、そのときに担当された防災の担当者の方、小川さんとおっしゃるんですが、その方は大橋川で御一緒した方でありまして、大橋川での住民説明会と住民意見の交換、それからそれを取りまとめる仕事に従事されて、それはとても参考になったと言われております。

私の印象ですけれども、大橋川はともうまくいった例なんですけれども、日本は本当に、沖縄から、南から北まで、いろいろな地域性があります。私がいつも心がけているのは、まず地域の地域性ですね。地域の人々のコミュニケーションのやり方、もちろんそれは伝統的な地域のあり方もありますし、それから、新しい行政システム。特に、平成の大合併で、地域のコミュニケーション能力が相当落ちていっていると私は思っているんです。特に、役所が中央にあつて、支所になつています。支所になる前の市町村ですと、その役場がしっかりと地域とのコミュニケーションをとれていたんですけれども、合併のために、支所レベルの地域は行政から非常に遠く感じているようになっていきました。

ですから、そういう伝統的なコミュニケーションのあり方とそれから近年の行政システムの変化等、いろいろな要素を考慮して、その地域地域に最適な説明、住民の参加の仕方を考えていかなければならないと思います。

○浅野委員 ありがとうございます。

続いてですけれども、山本参考人の方にお伺いをしたいと思うんですが、本日の資料の中で、陥りやすい誤謬という話、非常に、全くそのとおりだなというふうに感じさせていたわけですが、これは、では、震災後、国内の原子力規制行政のこれまでどって来た道としては、果たしてこのどちら側だったのか、あるいはどちらでもないのかということなんですが、誤謬に陥らずに正しい選択をするために、今国内の規制行政が持っている物差しというのがあるとすれば、それは新規制基準というふうに言えるのかもしれないんですが、これも、これが百点満点の物差しかどうかはともかくとしても、もしそれが物差しだとするならば、これまでの八年間、日本の規制行政というのは、現時点で正しい判断、正しい答えを選択し続けてきたのだろうかということなんですが、ここについて参考人がどのようにお感じになっていらっしゃるのか、ちょっと御見解を伺えればと思います。

○山本参考人 私は原子力行政の専門家ではないのでお答えは難しいんですが、ただ、見ておりまして思うのは、社会的厚生、国民の福祉といったときに、実は、考えられているのは安全、健康、これだけなんではないか。原子力発電がもたらす社会的厚生、便益というものが果たして考えられているのかなというふうに思うことがあります。

例えば、きのう出ました判断ですけれども、更田委員長も、これはあってもなくても安全性に大きな差はありませんというふうなことをたしかおっしゃっていたと思います。私も、テレビの報道で、あってもなくてもというのは言い過ぎです、おくれても、例えば少しおくれても安全性に大きな影響はないというふうにおっしゃっていたと思うんですね。

そうであれば、おくれれば、仮にそれによって発電所がとまったときに、失われる社会的な厚生はどれだけのものがあるのか。これは、原子力発電所がとまった二〇一一年以降、我々が社会全体で

どれだけの損失を抱えたのかということを考えればわかると思うんですね。

確かにバックアップ設備は必要なんですけれども、設備がないからといって、例えば、今発電所にテロがあった、旅客機がぶつかった、でも、これは放射能が出ないようにとめることは可能なんです。それを更に安全にするためにバックアップ設備をつくっている。それが例えば一年おくれた、それによって安全性に大きな影響があるということではないと委員長がおっしゃるんであれば、それは社会的厚生を考えなければいけないんじゃないのかな。

判断基準の中に、社会的厚生とか国民の福祉ですとか、そういう言葉が余り出てこないというのには私は気になっております。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

では、続いて田中参考人の方にお伺いをさせていただきますが、田中参考人には二点ちょっとお伺いしたいことがございます。

一点目は、今お話もありました、昨日報道もされましたが、川内発電所に対する規制委員会の対応内容に対して、参考人はどのようにそれを捉えられているのか。妥当だと思いののか、それともそうではないのか。それが一点目。

二点目は、先ほど御自身の御意見開陳のときに途中まで触れられておったんですけれども、規制委員会と検証委員会のコミュニケーションが十分である、されていないという問題。これは大きな問題だというふうにおっしゃっていたんですが、どのような問題に発展し得るのか、どのような部分に懸念をお感じになられているのか。この部分、この二点についてお伺いをしたいと思います。

○田中参考人 規制委員会のきのうの判断は、久しぶりに正しいというふうに僕は思っております。

結局、原発の安全性というのは、ほとんど全部確率ですね。確率的な話であって、起こったときには、しまったということになって、そのこと

の最大の教訓というのは、二〇一一年の事故というのはいくらも。あんなものは壊れるはずがない、ああいうような爆発的なものは絶対ないというの、もう皆さん、繰り返し強調されたことです。にもかかわらず、起きるんですね、起きるときは。起きた後、実は確率でしたという話で。

それから、田中委員長も言っているように、規制委員会は原発の安全性を保証しているわけではないということ、繰り返し言っています。事故が起これないという話ではない。最初、新規制基準の案の前には新安全基準だったんですよ。それが新規制基準に変わったんですよ。直前まで安全基準でずっといたのが途中で規制に変わったというの、多分そのことを意味している、規制基準は安全を保証するものというふうに錯覚を起さされたら困るということだと思います。

依然として、そのポテンシャルは下がったかもしれないけれども、起これるときは起これるという、ただそれだけの話だということには僕は気づいていて、これはいい原発、あれは悪い原発ということがなかなか言えないというのが苦しいところじゃないかなというふうに思っております。

それから、二番目のコミュニケーション。私が言ったのは、結果は同じなんですけれども、廃炉のコミュニケーションと、それから検証をしている、それを同じ東電が担当しているんですが、窓口同士でコミュニケーションがとれないという問題を申しました。

それからもう一つ。検証を新潟でやっているにもかかわらず、さっき言ったいろいろ細かい点にかかわる、その問題は、耳を傾けた上でいろいろ判断をしていただきたいことはあるわけけれども、新潟県でやっていることに全く関心が無いと言っていると思います。だから、新潟県でどういう津波の議論がされているか、かなり細かいことをしているけれども、もう私たちはそれに関心がありませんというように感じて、検証委員会というのはいくらも実際何もしていない、そういう状態はあります。

そのことをちょっと申し上げたということですが。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

以上で終わります。

○高木委員長 次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之でございます。

四人の参考人の先生方、本場にきょうはありがとうございます。

高レベル放射性廃棄物最終処分場のお話を桑子先生がしてくださったので、ちょっとこれは、私、二〇一三年から、オンカロを始め世界じゅうの施設を全部見てきました。

オンカロにも行きまして、地元の自治体の首長さんともいろいろなお話をして、何でオンカロができたのかというのをいろいろ聞いてきたんですが、もともと原発が二基あって、三基目も建設中だ。やはり自分のところで出たごみは自分のところで引き受けるべきだということで誘致したというふうにオンカロの方では言われていて、なぜそんなふうになったのかというの、突き詰めて聞いたんですが、やはり、事業者であるボシヴァ、また、こちらでいうと規制庁だと思んですが、STUKと、毎年三回きちんとお互いに話し合っていると。そのほかにも、もし何かあったら必ずすぐ連絡が来る、まずいことほどすぐ連絡をよこす。そういった意味で、規制庁に対する信頼も強いし、事業者に対しても物すごく信頼している。住民の皆さんもそれで安心して居る。

最初、反対運動があったらしいんですね。ただ、きちんと説明をして、先ほど、多数決で決められる問題じゃないと先生おっしゃったけれども、あるところでは多数決をとらざるを得ないので、多数決をとった後、私の方から、反対していた人たちはどうしたんですかと言ったら、この人たちはチェック機能になったと。ずっと反対するんじゃないで、できるんだから、もし行政が変なことをしたらということで、チェック機能を反対派の人が果たしていきれるというふうな話を聞いて、やはりちょっと民主主義が進んでいるなと

最新技術を活用した高齢者・障がい者の活躍促進に向けて

2019.4.11 (Thu) 科学技術・イノベーション推進特別委員会

現状・課題意識

- 急速な少子高齢化で労働力不足が深刻化。
- 国内には働く意欲はあるものの就労できない障がい者の方々など約1,600万人近い潜在労働力が存在。
- ICT技術やロボティクス技術の向上により、遠方からアバター(分身ロボット)を操作し障がい者が就労できる可能性が高まっている。

委員会での 浅野の発言要約

「アバタープロジェクト(分身ロボット)のような事例を参考に、これまで支えられてきた立場の方々が、希望を持てるような社会の実現に向け、科学技術の力で加速した社会実装の取組みを求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「高齢者、障がい者が社会で活躍できないような状況では日本の未来はない。産業界と連携しながらすべての人々が快適に満ちた生活を送れるようイノベーションの創出に取り組んでいく。」



平井国務大臣

国内大学の研究開発力の強化に向けて

2019.4.11 (Thu) 科学技術・イノベーション推進特別委員会

現状・課題意識

- 日本の研究開発力の現状は中国や米国と比較し、大きな差が存在。
- 4/9(火)朝日新聞にて国内の私立大学の研究に対する助成制度の廃止が報道。
- 研究開発力強化に向けて、人材育成の観点からも国内大学の果たすべき役割は非常に重要であり、十分な支援が必要。

委員会での 浅野の発言要約

「廃止する助成制度の代替措置の額は従来と比較し、わずか1/10である。高齢者・障がい者の希望、そして科学の進歩を生み出すためにも、大学の研究開発力強化に向け十分な支援を求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「質の高い教育研究を支援していくことは大変重要である。本事業が短縮になる大学からの相談等に丁寧に説明しながら、私立大学経常費補助金の確保につとめていく。」



白間政府参考人

衆議院 第百九十八回国会 科学技術・イノベーション推進特別委員会議録 第三号

平成三十一年四月十一日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 古本伸一郎君

理事 小淵 優子君 理事 大岡 敏孝君

理事 中山 展宏君 理事 八木 哲也君

理事 山本ともひろ君 理事 阿久津幸彦君

理事 岡本 三成君 理事 今枝宗一郎君

井林 辰憲君 尾身 朝子君

今村 雅弘君 岡下 昌平君

大隈 和英君 木原 稔君

神谷 昇君 高村 正大君

小泉 龍司君 竹本 直一君

杉田 水脈君 渡海紀三朗君

谷川 弥一君 馳 浩君

西田 昭二君 築 和生君

宮下 一郎君 櫻井 周君

和田 義明君 山本和嘉子君

中谷 一馬君 青山 大人君

吉田 統彦君 古屋 範子君

浅野 哲君 井上 英孝君

畑野 君枝君 重徳 和彦君

国務大臣
(情報通信技術(I-T)政策担当)

平井 卓也君

(知的財産戦略担当)

財務副大臣 うその賢一郎君

文部科学副大臣 永岡 桂子君

環境副大臣 城内 実君

文部科学大臣政務官 中村 裕之君

厚生労働大臣政務官 新谷 正義君

政府参考人
(内閣官房情報通信技術(I-T)総合戦略室内閣審議官)

時澤 忠君

政府参考人
(内閣官房情報通信技術(I-T)総合戦略室内閣審議官)

二宮 清治君

政府参考人
(内閣官房情報通信技術(I-T)総合戦略室内閣審議官)

八山 幸司君

政府参考人
(内閣官房日本経済再生総合事務局次長)

佐藤 正之君

政府参考人
(内閣府政策統括官)

赤石 浩一君

政府参考人
(内閣府地方創生推進事務局審議官)

中原 淳君

政府参考人
(内閣府知的財産戦略推進事務局局長)

住田 孝之君

政府参考人
(内閣府宇宙開発戦略推進事務局審議官)

行松 泰弘君

政府参考人
(総務省総合通信基盤局電気通信事業部長)

秋本 芳徳君

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議官)

玉上 晃君

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議官)

渡辺その子君

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議官)

白間竜一郎君

政府参考人
(文部科学省高等教育局私学部長)

佐原 康之君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

吉田 博史君

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議官)

江崎 禎英君

政府参考人
(経済産業省商務情報政策局商務・サービス政策統括調整官)

江崎 禎英君

政府参考人
(特許庁総務部長)

米村 猛君

政府参考人
(環境省大臣官房政策立案総括審議官)

和田 篤也君

衆議院調査局科学技術・イノベーション推進特別調査室長

吉田 郁子君

委員の異動

四月十一日

辞任

馳 浩君

補欠選任

西田 昭二君

和田 義明君

高村 正大君

高井 崇志君

山本和嘉子君

浅野 哲君

青山 大人君

補欠選任

和田 義明君

馳 浩君

高井 崇志君

山本和嘉子君

浅野 哲君

青山 大人君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

科学技術・イノベーション推進の総合的な対策に関する件

○古本委員長 これより会議を開きます。

科学技術・イノベーション推進の総合的な対策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房情報通信技術(I-T)総合戦略室内閣審議官

時澤忠君、内閣官房情報通信技術(I-T)総合戦

略室内閣審議官二宮清治君、内閣官房情報通信技術(I-T)総合戦略室内閣審議官八山幸司君、内閣官房日本経済再生総合事務局次長佐藤正之君、内閣府政策統括官赤石浩一君、内閣府地方創生推進事務局審議官中原淳君、内閣府知的財産戦略推進事務局局長住田孝之君、内閣府宇宙開発戦略推進事務局審議官行松泰弘君、総務省総合通信基盤局電気通信事業部長秋本芳徳君、文部科学省大臣官房審議官玉上晃君、文部科学省大臣官房審議官渡辺その子君、文部科学省高等教育局私学部長白間竜一郎君、厚生労働省大臣官房審議官佐原康之君、経済産業省大臣官房審議官吉田博史君、経済産業省商務情報政策局商務・サービス政策統括調整官江崎禎英君、特許庁総務部長米村猛君、環境省大臣官房政策立案総括審議官和田篤也君の出席を求め、説明を聴取したと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○古本委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。和田義明君。

○和田委員 おはようございます。自由民主党の和田でございます。

本日は、平井大臣の所信表明演説に関連した質疑の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。委員長、理事そして委員各位に心から御礼を申し上げます。

また、本日は、平井大臣として新谷政務官を始め政府参考人の方々にもお越しいただきました。重ねて感謝、御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、早速質疑に入らせていただきます。まず最初は、I-T政策、デジタルガバメントに

ちを見ると、正規雇用と非正規雇用、五年契約の非正規雇用の職員の数、正規雇用の方が四に對して五年契約の非正規雇用の方が三、四對三の割合でございます。

非正規雇用の研究者の方に現場が支えられているというのも事実でございます。当然、地球温暖化対策、短期では結果が出ない研究分野であることは言うまでもありません。しっかりと予算を確保して、現場を支えている研究系の人材の処遇改善もしっかりとすべきだと思いますが、いかがでしようか。

○和田政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、国立環境研究所におきましては、研究を推進する上で非正規雇用の職員の担う役割は重要でございます。現場を支える研究系人材への必要な処遇の確保は重要であると認識しているところでございます。

働き方改革関連法の施行などを踏まえまして、各種研究プログラムがより一層円滑かつ効果的に進められるよう、研究系人材の処遇改善に関しまして、国立環境研究所の取組をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○青山(大)委員 済みません。処遇改善と言っちゃったのでそっちに行っちゃいましたけれども、端的に言うと、五年間の非正規の研究者の方たちじゃなくて、できればもっと彼らもほとんど正規にしてあげて、やはり安心して研究をできるように、しっかりとやってほしいということでございます。

さらに、国立環境研究所の施設自体の老朽化、これも問題になっていきます。

一月には、環境大臣以下政務三役も現地の方に行かれたというふうに伺っております。まさに環境分野において世界をリードしていく、日本にふさわしい研究環境をハード面から整備すべきと当然考えます。施設の老朽化対策についてしっかりと取り組むべきと考えますけれども、いかがでしようか。

○城内副大臣 青山委員御指摘のとおり、つくば

の国立環境研究所は昭和四十九年に発足しておりまして、現在、築四十五年近くでありまして、特に国立研究機関の中でも比較的初期に建設されたため、老朽化が御指摘のとおり進んでいる施設もございまして。例えば、国立環境研究所の共同溝、これはエネルギーセンターから各施設へ供給されている各種エネルギーの配管使用施設なんです。コンクリートの中の鉄筋が腐食が進んでおりまして、その結果、コンクリートに切れ目が、爆裂が生じておりまして崩落の危険性がありまして、また、配管破損によるエネルギー供給が停止されるということが懸念されているところでございます。

環境省といたしましては、こうした状況を踏まえまして、国立環境研究所の適切な老朽化対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

○青山(大)委員 副大臣、どうしても、研究の方ももちろんお金がかかるんですけれども、やはりそこを支える施設の方が大事ですので、財政当局の方としっかりと、まさにつくばの国立環境研究所もそうですけれども、これは環境省の管轄じゃないんですけれども、農研機構ですとか森林総研なんかも、やはり結構、大臣、済みません、質問じゃないんですけれども、筑波学園都市ができて大分たっているんですよ。

もう四十年近くたっていますので、本当に何も無いところに国が莫大な投資してそういう研究機関をつくってらっしゃって、多分そろそろ更新の時期が来ているんですよ。大臣もぜひ、まさに日本の最先端の技術をやっているそういう研究機関、その施設とか老朽化対策、ぜひ大臣も財政当局としっかりと開いてほしいな、これは要望にとどめさせてもらいます。ぜひよろしく願いいたします。

「いぶき」の話は終わりにしまして、残り、時間がないんですけれども、まず一点目。

まさにつくばで国際戦略総合特区、これは二〇一一年に指定されておまして、本当に、次世代のがん治療法、BNCITの技術ですとか、藻類バ

イオマスエネルギーの実用化など、いろいろな研究結果、実用化もできていますけれども、つくば国際戦略総合特区について、政府として、今の取組状況ですとか支援状況、また課題等ございましたら、お答えください。お願いいたします。

○古本委員長 申合せの時間が来ますので、簡潔にお願いします。

○中原政府参考人 お答え申し上げます。

つくば国際戦略総合特区においては、例えば、財政支援については、酸味を甘味に感じさせるたんばく質、ミラクリンを多く含むトマトの開発及びミラクリンを安定的かつ高効率で精製する技術の確立を支援するため、平成二十九年年度に推進調整費一・四億円を措置しております。

また、規制の特例措置については、遺伝子組み換え生物等を国内で使用等する場合、生物多様性への影響評価のための研究開発段階の承認申請と産業利用段階の承認申請を一回で実施するようにという提案を、二十九年度に向け、国と地方の協議の結果、提案内容のとおり、現行制度で対応するように実施したところでございます。

今後とも、つくば国際戦略総合特区の構想の実現に向けて、関係省庁と連携しながら、着実に支援を行ってまいりたいと思います。

○青山(大)委員 ぜひ、これからも引き続きよろしくお願ひします。

以上で質問を終わりにします。ありがとうございました。

○古本委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党、浅野哲でございます。本日、約二十分弱になりますけれども、質問をさせていただきます。

まず最初に、通告はできていないんですけれども、大臣に一言だけ御所見をいただきたいことがございます。

昨夜十時から世界的に一齐に、ブラックホールの初観測に成功したという大変素晴らしいニュースがありました。地球からかなり遠い、五千五百万光年先にあるM87という銀河の中心にあるブ

ラックホール、この観測に成功したということなんですけれども。本当に長い間、日本の研究者を含む世界じゅうの研究者がこの研究に取り組んで、一般相対性理論、アインシュタイン博士が百年前に実証した、百年たったことし初めて観測されたということ、大変歴史的なイベントだったというふうに思っています。

直接の管轄ではないかもしれないんですけれども、日本の科学技術を振興する若手研究者、そして、これから、宇宙政策も担当されております。ここで培ったデータ解析技術等は今後のビッグデータ解析技術等にも転用ができるということなので、ぜひ、こうした研究者に一言、激励の意味も含めて、御所見をいただきたいと思ひます。

○平井国務大臣 日本の国立天文台を含む国際研究グループが、世界の八つの電波望遠鏡を用いて巨大ブラックホールとその影の存在を初めて画像で直接証明したということは、もうこれは画期的なことだと思います。

我が国の研究者も重要な役割を果たしたと聞いております。まことに喜ばしいというふうに思ひます。天文学、宇宙物理学などの研究分野のさらなる発展につなげていってほしい、そのように思ひます。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひ、政府、そして国会全体で、日本の科学技術の振興、若手の育成、取り組んでいきたいと思ひます。

早速質問に入りたいと思ひますが、本日一問目は、アバターというロボットですね。自分の分身となるようなロボットの技術を駆使して、障害をお持ちの方々が就労するような試みを昨年行ったという事案についてちよつと確認をさせていただきます。と思いますが、まず冒頭、この概要について簡単に説明をいただけますでしょうか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

経済産業省では、平成二十九年年度まで、独立行政法人情報処理推進機構を通じて、IoTを活用して先進的な技術やアイデア等を有する企業が実施するプロジェクトの社会実装に向けた取組

を支援する事業を行ってまいりました。

御指摘の事案は、オリイ研究所というところでございますけれども、平成二十八年十二月から二十九年九月まで支援を実施してございます。支援を行った事業は、体が不自由な方であっても、ロボットを通じて学んだり働いたりして社会に参加できるようにすることを目的とするものでございます。カメラとかマイク、あるいはスピーカーを内蔵して、アバターとおっしゃったロボットをインターネットに接続することで遠隔から操作ができる。障害者、体が不自由な方を含めまして、作者の分身となるロボットということで、開発、実証を行ったものでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

本日私が配付した資料の一枚目に新聞記事を載せております。これを見ますと、IoT、IT技術、そしてロボティクス技術が、結果的に障害をお持ちの方の希望につながっている。これまで支えられてきた立場であった方たちが、社会に貢献できる可能性を感じて、そこに強い希望を抱いている、そんなことが読み取れます。

まさに、科学技術の力で、これから迎える少子高齢化、そして多様な方々が活躍できる社会の基盤をつくるという意味では、希望となる試みではなかったのかというふうに私は高く評価をしております。そういう意味では、きょう、本日最初の質疑の中で、大臣も、日本は高齢化、先進的な課題がある国で、社会実装が進めば、それが世界に先駆けた事例になる、そのような旨の発言をされておりました。私もまさにそう思うわけですから、私も。

こうした最新技術を駆使して、これから高齢者の方々、そして障害をお持ちの方が活躍できる、そういった制度の整備あるいは取組について、今政府としてどんなものを行っているのか、少しお伺いしたいと思います。

〔委員長退席、阿久津委員長代理着席〕

○平井国務大臣 先生のおっしゃるとおりで、高齢者、障害者が社会で活躍できないというような

状況では、日本の未来はもうだめだというふうに思います。

そのために、ありとあらゆる政策を進めていきたいというふうに思っていますが、内閣府としては、ソサエティ5.0の実現に向けて、きょう話題になっているSIP等を通じて、最新技術の活用によるイノベーションもこの分野でも起こしていきたいと思っています。

農業従事者が高齢化、減少する中で、農機の自動運転による農業生産性の向上とか、中山間地域における自動運転による移動手段の確保、重介護ゼロ社会を目指したアシストスーツの開発など、社会課題の解決に向けた具体的な技術開発、社会実装に取り組んでいます。

A1に関しては、人間中心のAI社会原則というのを我々策定したところであり、その理念の一つとして、多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会、ダイバーシティとインクルージョンを掲げました。高齢者、障害者などの多様な背景を有する人々が、それぞれのライフスタイルを実現しつつ社会に十分参加できるようにすることが極めて重要であると考えているからであります。

内閣府としては、関係各省、産業界と連携して、高齢者、障害者の方々の活躍も含めて、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるよう、そのような形のイノベーションの創出に今後とも取り組んでいきたいと考えています。

〔阿久津委員長代理退席、委員長着席〕

○浅野委員 ありがとうございます。

今御答弁の中で、農業の生産性向上ですとか自動運転、そしてアシストスーツや人工知能、こうした新しい技術をダイバーシティとインクルージョンというキーワードでこれから社会実装していくということなんですが、まさに私はその方向性は間違っていないと思います。

ぜひ、この委員会等を通じて、日本国内におけるこういう技術開発、社会実装というのを加速し

ていかなければいけないと思うんですが、そこで、ちよつと次の質問に行くんですが、その基礎となるやはり大学の研究開発力というのが非常に重要になってくると思います。

そこで、まず、国内大学の研究開発力が今国際社会の中でどのような現状にあるのか、そして、これを更に高めていくための方策について伺います。

○中村大臣政務官 お答え申し上げます。

世界の大学の評価については、多様にありますけれども、例えばタイムズ・ハイアー・エデュケーション誌の世界大学ランキング二〇一九では、世界二万校に及ぶ高等教育機関の中から千二百五十八校がランキングをしておりますけれども、その中に我が国の大学は百三校ランキングしておりまして、国別で申し上げますと、昨年、世界第三位であったものが第二位と、米国に次ぐ順位となりました。

また、日本で最高位となっている東京大学については、二〇一八年、四十六位だったものが四十二位へ、また、二位の京都大学については、七十四位から六十五位へと順位を上げているところでありまして。

一方、ランキングの各指標から、我が国の大学の主な課題として、論文引用数ですとか、留学生等の指標で構成される国際面の評価が低いことが挙げられておりまして、こうした大学のランキングにおける各指標を分析しながら、我が国の大学の国際的な評価を知り、改善する方向で進めていくというふうに考えております。

以上でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

今御答弁いただいた内容に係る資料を私の方でも準備をさせていただきました。資料の三に今答弁いただいた内容の方は情報記載されてございますが、今、東京大学については、昨年の四十六位から四十二位にこそランキングアップして、上昇しているというところであります。

ただ、もう少し長い目で見ますと、二〇一五年

は東京大学は二十六位だったんですね。一度順位が落ちて、それを巻き返そうと頑張っていたんですが、ことしランキングアップをしたということなんだろうと思いますけれども、ぜひ、この勢いを維持をしていかなければいけないと思います。

そして、次の質問なんですが、国立大学については、東京大学、京都大学、ランクアップをしているということで、ぜひ引き続き頑張っていたいただきたいんですが、きょうこれから議論したいのは、私立の大学についてであります。

資料の四の方をごらんいただくと、ちょうど一昨日掲載された新聞記事が載っておりますが、文部科学省が、私立大学の目玉研究に最長五年間支援を行う私立大学研究ブランディング事業を計画途中で打ち切ることを決めたというような報道がされております。

非常に私学界には大きなインパクトをもたらしているんですが、まずは、これが事実かどうかの確認をさせていただきます。

○白間政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘がございました私立大学研究ブランディング事業でございますけれども、これは、私立大学の機能強化を促進するために、学長のリーダーシップのもとで、大学がみずから行う特色ある研究を基軸としながら全学的な特色を大きく打ち出す取組、これを行う私立大学に對しまして、私立大学等経常費補助金、経常費の補助金を一定額措置するというものでございまして、これは個別の研究に対する事業費として措置するものではありません。

この支援期間についてのお尋ねでございますが、平成二十八年度、平成二十九年度にこの私立大学研究ブランディング事業に選定をされました大学に対する支援については、平成三十一年度の予算に盛り込むとともに、教育研究そのものの質の向上に対する支援を優先するという考えのもとで、支援期間を平成三十一年度までとする見直しを行ったところでございます。

○浅野委員 非常にわかりやすい訳し方をすれ

ば、事実であるということでも理解をしてよいのかと思いますが、やはり、先ほど議論させていただいた中でも、日本国内の教育界の研究開発力を強化しなければいけないという問題意識は全員が共通するものだと思うんですね。

そうした中において、今回打ち切りを決めたということなんですが、きっかけは、ちよつと因果関係を裏どりはしていませんけれども、東京医科大学の贈賄事件がきっかけとなっているような報道もされております。

こちらについて事実かどうか、きょうは議論しませんけれども、その以外の大学が、いわばとばかりを受けたわけですね。なぜ我々の助成まで打ち切られなければいけないんだというような声が現場からたくさん上がっておりますし、この記事にもありますように、私立大学ブランドイング事業委員会というのがございまして、支援の途中で短縮されてしまう、打ち切られてしまうことについては極めて遺憾だ、連帯責任をとられるのは納得がいけないというような意見が多数出てございます。

こうしたことを受けて、今後、ちよつと更問いとなつてしましますが、代替措置といったもの、あるいは救済措置といったもの、これを文科省として検討していく予定であるかどうか、御答弁をお願いいたします。

○白間政府参考人 お答え申し上げます。
先ほどの御説明で申し上げましたとおり、私立大学研究ブランディング事業は、私立大学等経常費補助金を一定額措置をするというものでございます。

したがって、私どもとしましては、私立大学における質の高い教育研究を支援していくということ自体は大変重要なことと理解をしております。このために、平成三十一年度の私立大学等経常費補助金についても、対前年度五億円の増額三千百五十九億円を計上しているところでございまして、私どもとしては、引き続き、私立大学の教育研究の質の向上に向けて、私立大学経常費

補助金の必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

○浅野委員 前年度五億円増ということなんですけれども、私も、事務方の方と事前に質問通告をした際に聞いたんですが、これはもともと年間五十億円の事業だったわけですね。今回、打ち切るかわりに年間五億円増ということなので、金額だけ見れば十分の一になつてしまふわけです。大学側からしてみたら、五年という比較的中期の事業であつて、それに向けて現場では研究者を採用したり、さまざまな事業に合わせた現場の調整というのがされてまいりました。

こうしたことを考えれば、ある程度、政府が事業実施者でありますから、実施者の責任というのが多少あるのではないかなと思うんですね。しかし、少なくとも納得できる説明をいただかないといけないというの、あとは、やはり実施した以上は最後まで責任を持つという姿勢を具体的に示していかねばいけないと思ふんですが、しっかりと説明をするという点、あとは責任を果たしていくという点について、文科省の方からございましたら、よろしく願ひいたします。

○白間政府参考人 お答え申し上げます。
今ございました説明ということについては、私どももしっかりと本事業が短縮になる大学からの相談等に丁寧に御説明をしてまいらなければならぬ、このように考えております。

また、先ほど申し上げましたように、私立大学等経常費補助金という形で増額措置をするということでこれまで対応してきたものでございますので、私どもとしては、私立大学の質の高い教育研究を支援をするということ、この重要性をしつかりと認識をして、私立大学経常費補助金の確保に努めてまいりたいと考えております。

○浅野委員 そろそろ時間ですので、最後、意見を述べて終わりにしたいと思います。文科省あるいは政府が提出するさまざまな予算が、事業が、最終的には高齢者、障害者の希望につながったり、あ

るいは歴史的な科学の大進歩を生み出す、そういうところに出てくるわけですね。

ですので、今回、どういった経緯があつて事業を打ち切られたのか、今後、引き続きしっかりと、実態解明というのか、国民が納得する形で説明をしなければいけないと思ひますし、予算とコンプライアンスの問題、これはしっかりと守らなければいけないですけれども、社会に対して大きな変化をもたらす事業なんだということをしっかりと自覚をいただいた上で、ぜひ、私立大学、国立大学含めて、日本の国内の研究開発力の強化に向けて積極的な姿勢を今後示していただくことを最後にお願い申し上げます、私の質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

○古本委員長 次に、畑野君枝君。

○畑野委員 日本共産党の畑野君枝です。

平井卓也大臣は、四月九日の所信で、第五期科学技術基本計画や統合イノベーション戦略に基づき、ソサエティー五・〇の実現に向けて、誰もが人工知能を使いこなすための教育改革を始め、大学改革、若手研究者の活躍促進などに取り組むと述べられました。

そこで伺いますが、ソサエティー五・〇の実現に向けて、なぜ大学改革や若手研究者の活躍促進が必要なのでしょう。

○平井国務大臣 未来社会としての超スマート社会、すなわちソサエティー五・〇は、科学技術イノベーションの活動を通じて人間中心の社会を構築する大きな構想ですが、その実現のためには、イノベーションエコシステムの中核となる大学の役割が極めて重要であり、そこで頑張っている若手研究者の活躍が必要だと考えたわけでありま

す。
大学においては、民間資金等の獲得が少なく財源多様化が十分図られていない、創造力の発揮が期待されている若手研究者のポストや研究資金が十分に確保されていないことから、研究環境改善等の大学改革を推進するとともに、創造性豊かな

若手研究者の活躍促進を図ることによってイノベーションエコシステムの構築を目指すとしたものであります。

ソサエティー五・〇というものが、これからだんだん具体的に、一体これは何なんだと、今は人によつては全然違うと思ふんですが、それは要するに具体的な研究開発の成果を社会実装しながら共有していくものだと思ふに思ふので、どう考えても次の世代の研究者が担っていくものだと思ふに思ひます。

○畑野委員 イノベーションエコシステムというふうにおっしゃられました。

日本経団連が二〇一八年二月二十日に「Innovationの実現に向けたイノベーション・エコシステムの構築」という文書を発表されております。その中で、我が国の多くの企業はデータやAIの活用について国際競争の中で明らかに周囲おくれになっていると述べて、そのおくれを取り戻すための切り札としてソサエティー五・〇というコンセプトを掲げ、官民で連携して推進していくというふうにも述べているんですね。

要するに、日本の大企業を官民挙げて支えて国際競争力をつけてもらおう、そのために、企業のシンクタンクとして都合よく使えるように大学を改革しようとしているのではないかとこのように私は思ふんですね。

なぜかという、統合イノベーション戦略は、日本経団連の「イノベーション・エコシステムの構築」という後に、二〇一八年六月十五日に出されました。そして、そこでは何と言っているかというと、大学改革の内容について具体的に言っています。大学改革によるイノベーションエコシステムの創出として、経営環境の改善、人材流動性、若手活躍、研究生産性の向上、ボーダーレスな挑戦など、研究生産性の向上では、二〇二〇年度までに総論文数をふやしつつ、総論文数に占めるトップ一〇〇補正論文数の割合を一〇〇以上にするという目標が掲げられているわけです。伺いますけれども、二〇一八年版科学技術白書

クロスアポイントメント制度の活用推進について

2019.6.4 (tue) 科学技術イノベーション推進特別委員会 (一般質疑)

現状・課題意識

- 大学と企業が連携するクロスアポイントメント制度はイノベーションを起こす環境づくりのカギとなる。
- 一方で、平成28年度の統計における同制度の利用実績は非常に低い。
- 少子高齢化により、人手不足が急速に進行する今日において、人材確保の観点からも産学連携の強化が求められる。

委員会での 浅野の発言要約

「クロスアポイントメント制度は企業側に同制度の趣旨が十分に浸透していない。たくさんのアイデアやイノベーションが生まれやすい環境を作り出すために、積極的な周知の強化を求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「文部科学省としても同制度が十分に活用されていない実態は認識している。今後、手引きを作成するとともに、経団連と連携しながらマッチングに向けた協議会を全国で開催して、普及活動に努める。」



渡辺政府参考人

産学共同ラボの推進に関する諸課題への対応について

2019.6.4 (tue) 科学技術イノベーション推進特別委員会 (一般質疑)

現状・課題意識

- 企業等との共同研究における間接費の割合は直接費の30%未満という大学が全体の9割超を占める。
- 他方で、実際に必要となる間接費は軒並み高いものになる可能性があるとの分析あり。
- 今後、大型の共同研究を進めれば進めるほど不足が高じてしまい、大学経営に悪影響を及ぼす可能性あり。

委員会での 浅野の発言要約

「共同ラボは大学側の施設の維持管理費などの間接費を民間企業側に求めづらい。企業側と大学側のコンセンサスを形成する必要がある。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「間接経費の算定方法などに課題があると承知しており、経産省では文科省と共同でガイドラインを策定した。今現在、産学双方に対し積極的に周知を図っており、実施状況をフォローしながら実効性のある対策を検討していく。」



渡辺政府参考人

第百九十八回国会
衆議院

科学技術・イノベーション推進特別委員会議録 第四号

令和元年六月四日(火曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 古本伸一郎君

理事 小淵 優子君

理事 中山 展宏君

理事 山本ともひろ君

理事 青山 大人君

理事 井林 辰恵君

今村 雅弘君

大隈 和英君

神谷 昇君

小泉 龍司君

竹本 直一君

渡海紀三朗君

宮路 拓馬君

築 和生君

櫻井 周君

中谷 一馬君

浅野 哲君

畑野 君枝君

重徳 和彦君

平井 卓也君

米山 茂君

三角 育生君

大坪 寛子君

赤石 浩一君

政府参考人
(内閣府宇宙開発戦略推進事務局)

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議 玉上 晃君)

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議 渡辺その子君)

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議 増子 宏君)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議 佐原 康之君)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議 迫井 正深君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 渡邊 昇治君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 米田 健三君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 吉田 郁子君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 浅野 哲君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 森 夏枝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 吉良 州司君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 井上 英孝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 浅野 哲君)

政府参考人
(内閣府宇宙開発戦略推進事務局)

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議 玉上 晃君)

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議 渡辺その子君)

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議 増子 宏君)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議 佐原 康之君)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議 迫井 正深君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 渡邊 昇治君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 米田 健三君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 吉田 郁子君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 浅野 哲君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 森 夏枝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 吉良 州司君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 井上 英孝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 浅野 哲君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 森 夏枝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 吉良 州司君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 井上 英孝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 浅野 哲君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 森 夏枝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 吉良 州司君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 井上 英孝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 浅野 哲君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 森 夏枝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 吉良 州司君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 井上 英孝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 浅野 哲君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 森 夏枝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 吉良 州司君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 井上 英孝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 浅野 哲君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 森 夏枝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 吉良 州司君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 井上 英孝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 浅野 哲君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 森 夏枝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 吉良 州司君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 井上 英孝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 浅野 哲君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 森 夏枝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 吉良 州司君)

政府参考人
(内閣府宇宙開発戦略推進事務局)

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議 玉上 晃君)

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議 渡辺その子君)

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議 増子 宏君)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議 佐原 康之君)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議 迫井 正深君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 渡邊 昇治君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 米田 健三君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 吉田 郁子君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 浅野 哲君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 森 夏枝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 吉良 州司君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 井上 英孝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 浅野 哲君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 森 夏枝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 吉良 州司君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 井上 英孝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 浅野 哲君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 森 夏枝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 吉良 州司君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 井上 英孝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 浅野 哲君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 森 夏枝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 吉良 州司君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 井上 英孝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 浅野 哲君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 森 夏枝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 吉良 州司君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 井上 英孝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 浅野 哲君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 森 夏枝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 吉良 州司君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 井上 英孝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 浅野 哲君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 森 夏枝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 吉良 州司君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 井上 英孝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 浅野 哲君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 森 夏枝君)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 補欠選任 吉良 州司君)

この際、科学技術・イノベーション推進の総合的な対策に関する実情調査のため、去る五月二十日、十六名の委員が参加し、京都市内において視察を行いましたので、参加委員を代表いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

最初に、京都建資館におきまして、スマートフォンプリケーションによる参観案内の状況等を視察し、その利用状況等について質疑を行いました。

次に、京都大学高等研究院において、本庶佑副院長から、我が国の創薬分野における産学連携のあり方、科研費等の研究費の配分のあり方など、科学技術イノベーションの進むべき方向性について意見を聴取した後、産学連携における大学の役割、国や民間による研究開発投資のあり方、若手研究者や女性研究者への支援のあり方等について意見交換を行いました。

なお、本庶先生からは、科研費の配分は、百万円単位の少額のいわゆるばらまき型ではなく、一千万円単位の重箱型にすべきである、政府の企業への支援は、従来型の支援ではなく、ベンチャー企業を始めとした新しい芽を育てる支援にすべきであるなど、御意見を拝聴いたしました。

最後に、京都大学とアステラス製薬の共同研究施設において、大学内に企業との共同研究施設を設置することのメリットなど、京都大学における産学連携の現状について説明を聴取し、意見交換をした後、創薬における最先端の研究施設を視察いたしました。

意見交換では、我が国においては、産学連携を行う場合における企業からの間接経費の負担が十分でないとの御意見をいただきました。

今回の視察に当たりましては、本庶先生を始め御協力いただきました方々に深く御礼を申し上げます。

○古本委員長 科学技術・イノベーション推進の総合的な対策に関する件について調査を進めま

す。

○古本委員長 これより会議を開きます。

理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっております。

その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○古本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○古本委員長 理事に青山大人君を指名いたします。

それでは、理事に青山大人君を指名いたします。

○古本委員長 科学技術・イノベーション推進の総合的な対策に関する件について調査を進めま

す。

○古本委員長 科学技術・イノベーション推進の総合的な対策に関する件について調査を進めま

す。

○古本委員長 科学技術・イノベーション推進の総合的な対策に関する件について調査を進めま

す。

○古本委員長 科学技術・イノベーション推進の総合的な対策に関する件について調査を進めま

す。

○古本委員長 科学技術・イノベーション推進の総合的な対策に関する件について調査を進めま

す。

○古本委員長 科学技術・イノベーション推進の総合的な対策に関する件について調査を進めま

す。

○古本委員長 科学技術・イノベーション推進の総合的な対策に関する件について調査を進めま

す。

○古本委員長 科学技術・イノベーション推進の総合的な対策に関する件について調査を進めま

す。

○古本委員長 科学技術・イノベーション推進の総合的な対策に関する件について調査を進めま

す。

○古本委員長 科学技術・イノベーション推進の総合的な対策に関する件について調査を進めま

す。

○古本委員長 科学技術・イノベーション推進の総合的な対策に関する件について調査を進めま

す。

○古本委員長 科学技術・イノベーション推進の総合的な対策に関する件について調査を進めま

○平井国務大臣 質問ありがとうございます。
先月のCSTIの本会議において安倍総理から指示がありまして、我が国の研究力を抜本的に強化するために、内閣府、文部科学省、経済産業省が中心となって、研究力強化・若手研究者支援総合パッケージを今年度中をめどに策定することにしました。

本パッケージについては、例えば、人材については、大学内外のポストの創出、海外大学経験者ふやす仕組みの構築、資金については、民間資金受入れにふさわしい体制の確立、大学、国研の出島化、この出島という言葉がびつたりかどうかわかりませんが、環境については、研究に専念できるポストの創出、研究者の事務を原則アウトソーシングする等の検討をしていかなければならないと考えています。

これは局所的な改善措置ではなくて、総合的、抜本的なものとなるように政府全体で検討を開始をして、産業界と連携して、産業界にはマインドセットを変えてもらうことも含めてこれから要請していかなければならぬ、そのように思っております。

○阿久津委員 丁寧な御答弁、ありがとうございます。

省庁横断的に政府全体として産業界と連携する研究力強化・若手研究者支援の総合パッケージみたいなものについては、大いに期待したいというふうに考えております。

しかし、ちよつと一点だけ、注意点を申し上げたいと思うんですけれども、本庶佑先生は、政府は企業を助ける方向に動いてしまいがちだ、経団連と政府が近過ぎる、巨大企業が自己責任で倒産しても政府はサポートするなど、先ほどの櫻井さんの指摘にもございました長らくの送迎船団方式についても非常にお怒りの様子で、厚労省が企業合併を進めてこなかった結果による競争力低下を嘆いていらしたというふうに考えております。

ぜひ、企業の側ではなくて、研究者の側に立ってこれらを進めていただければありがたいという

ふうに考えております。

次の質問に移ります。

ノーベル賞受賞者の知見を国としてどう生かすかということなんですけれども、私は、今のところ十分に生かされていないんじゃないかというふうに考えています。

実は、日本のノーベル賞受賞者は結構いるんですね。二十四名、現在で、それで、日本出身者は、南部先生とかイシグロさんなどを含めると二十七名に及びます。世界国別ランキングでいうと、大体六位から八位ぐらい。アジアでは断トツのトップです。

ちなみに、数が多ければいいというものではありませんけれども、中国ではノーベル賞受賞者は三名、韓国は一名、インドは五名です。

これだけ多くの方がいらして、しかも、二〇〇〇年以降の受賞者が十六名もいらつしやるんですね。これらの方々のいろんな思い、特に発信力とみずからの知見への自信というのは、やはりノーベル賞受賞者というのは卓越したものがあると思っております。

もつともつと国として生かしていけないものかということでは伺いたんですが、多くのノーベル賞受賞者が連携し、その知見等を政府や企業、アカデミア、そして国民へ発信するための、ノーベル賞受賞者だけをメンバーとする提言機関設置を科学技術政策担当大臣として音頭をとってやっていただければうれしいなと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○平井国務大臣 済みません、まず最初に、若手支援のパッケージ、今年度中にとつき答弁しましたが、ことしじゅうに訂正をお願いしたいと思っております。

先生の御指摘のとおり、ノーベル賞を受賞された研究者の方々の御意見は、大変説得力もありま

すし、私も勉強になりますし、大変重要だと思

を始めとする受賞者の方々に御出願いただき、各種の御提言はいただいているところです。

CSTIにおいては研究現場のことも詳しく把握されている有識者の方々がいらつしやることから、新たにノーベル賞受賞者だけをメンバーとする提言機関を設置するということは現在考えておりませんが、引き続きCSTIの場を活用して、ノーベル賞受賞者を始め研究者の方々の御意見を伺ってまいりたいと思っております。

そして、ノーベル賞受賞者の方々には、我が国の科学技術イノベーションの一層の発展に向けて、さらなる研究活動や人材育成に大いに力を発揮していただくことを期待をしているところであります。

○阿久津委員 先ほどの研究力強化プログラムにも加えていただけたらありがたいというふうに考えております。

最後に、ジェンダー平等と科学技術の発展について伺いたいと思っております。

日本のノーベル賞受賞者には残念ながら女性はいません。科学技術の世界に男性も女性もいないと言われてしまえばそれまでなんですけれども、政治の世界でも、昨年全会一致でパリチ法が成立して、女性の国会議員をふやすための努力が各党でスタートしているわけでございまして、アカデミアの世界でも、女性が長期にわたる研究を続けるには大変なハンディがあると聞いておりますし、一方で、科学技術の世界でも、女性の視点による、男性には考えつかないような新たな研究、発見、貢献が期待されているところであります。

女性の研究者にも光を当て、女性研究者にも活躍しやすい環境を整備する努力が必要だと考えておりますが、日本の女性の中からも、できればノーベル賞を受賞するような世界トップ水準の研究者を育成できたというふうに思っております。

これは、国益から考えても人材の宝の山はここにあると思っておりますが、最後に一言だけ大臣

に伺います。我が国出身者で女性のノーベル賞受賞者はいませんが、科学技術分野から女性研究者へ何らかの環境整備や具体的支援等に道を開くことはできないかどうか、一言だけ。

○平井国務大臣 女性研究者の割合は増加はしているんですが、主要国と比較するとまだ低い水準でありまして、理工系分野における女子学生比率やその伸びも低い状況にあります。

研究活動と出産、育児等との両立が困難な環境に置かれている場合があるなどから、必ずしも女性研究者が十分活躍できる状況には至っていない面もあると認識しています。

政府としては、その環境を改善をして、女性活躍推進に向けて各府省と連携して応援していきたい、そのように思います。

○阿久津委員 ぜひ改善をお願いいたします。

○吉本委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

私も先日京都大学等の視察に参加をさせていただきました。本庶先生の大変含蓄のあるお話、あるいは国立大学で今行われている最先端の取組等について拝見をさせていただきました。非常に感銘を受けました。元企業研究者の一人として、こうした取組が今後国内でもつとつと力強く広がっていくといいなというふうに思っておりますので、きょうはその観点から質問させていただきます。

まず初めに、科研費の取扱いについて質問させていただきます。現在、日本の科学技術関係予算というのは、過去二十年以上、ほぼ横ばいとなっております。

二〇〇〇年時点の科学技術関係予算を一〇〇とした場合に、最新の値で日本はおおよそ一五前後というところで、一割と少し予算がふえている状況にありますけれども、例えば海外に目を向けますと、アメリカやドイツでは一・八倍、韓国の韓国では五倍、そして中国に至っては十四倍を超える

予算の膨らみ方をしておりまして、こうした環境の中で、我が国が今後も科学技術分野で世界のトップランナーのグループにいたるためにはそれなりの工夫が必要ではないかというのには率直な感想であります。

こうしたことも背景に、先日、本佐佐木先生との意見交換の中では、先生の方から科研費について二点指摘があったというふうに記憶をしております。

まずは科研費の配分、かなり一つ一つの採択金額が少額なのでこれはもう少し大々化できないか、もう一つは、いろいろな、さまざまな分野が取り扱われておりますけれども、各分野ごとに採択方針なりその方針を決めていくべきではないか、こんな二つの御指摘があったということを書き添えておきます。

そこで、最初の質問ですけれども、科研費の配分に関する基本的な考え方、基本方針といったものがどういった考え方なのか、これについて伺いたい。またあわせて、分野別の採択方針といったものが現時点であるのかないのか、このあたりについて答弁をいただきたいと思っております。

○増子政府参事人 お答え申し上げます。
科研費につきましては、人文科学、そして社会科学から自然科学までの全ての分野にわたって、基礎から応用までのあらゆる学術研究を支援する競争的資金でございます。一課題当たり五百万円以下の小規模な研究種目から、一課題当たり五億以下の大規模な研究種目、まあ大まかに申し上げてもいいと思いますが、さまざまな研究種目を設定し、研究者が行う研究内容や規模に応じて応募することが可能となっております。

応募に当たっては、研究者みずから審査を希望する分野を選択することとしておりまして、また、配分に当たっては、各審査区分における応募件数と応募額を踏まえて審査区分ごとの配分額を決定するということになっておりまして、分野ごとの配分は研究者のニーズに応じたものと

なっておりますので、分野ごとの配分の方針というものはあらかじめ設定はしておりません。

研究者から研究種目の上限額の範囲内で応募がなされ、審査を行っているところでございまして、学術研究の多様性を支え、その裾野を広げるため、小規模の研究種目についてはより多くの研究課題を採択する一方で、大規模の研究種目や戦略的な研究種目についてはより厳選した採択をします。そういう考え方でやっております。

文科省といたしましては、今後とも、多様な研究を支援すべく、科研費制度全体の充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○浅野委員 わかりました。
かなり少額のものから大きな金額のものまで各区分があつて、そこを選択していただくことで、

大玉が欲しい研究者は大玉のところに応募してくれ、そういうことだと思っておりますけれども、その一方で、最近の傾向としては、数百万円前後の比較的少額な科研費案件については、かなり定量的に応募をしないと、大学側の研究資金を維持するために、機械的に行われているような懸念もあるというふうに聞いております。

過去、二〇〇四年以降の国立大学の法人運営費交付金予算額の推移をみると確認させていただきまして、二〇〇四年から二〇一二年までの八年間は、ほぼ毎年、五十億円から百億円規模でその予算全体が縮小、縮小、毎年五十から百億円規模で縮小されてきたという経緯があります。二〇一三年以降はこの水準がほぼ横ばいにはなっているものの、やはり、こうしたことが一つの要因になっているかどうかも含めて、しっかりとそのあたりの検証は行っていただきたいと思っております。

二問目は、分野別の採択基準がないというふうな先ほどおっしゃったわけですが、例えば平成三十年度の科研費の助成事業の配分実績を見させていただきました。最近、いわゆる第四次産業革命という流れの中で、情報科学、情報工学分

野、非常に産業界も力を入れておりますけれども、この分野についての科研費というのが、科研費全体の約四割という予算がこの分野に充てられているということでありまして、

応募総数が四千五百七十七件に対して千二十件の採択ということで、採択率としては大体二五％。ほかの区分と比較しても採択率には大きな違いがないんですけれども、これだけソサエティ・五・〇とか第四次産業革命、情報革命と言われている世の中にあつて、アジェンダの分野でその応募が四千件という、ほかの区分では数万件、桁が一、二個進みますので、そういった部分では、分野別の採択方針といいますか、周知のレベルなかもいれませんが、このあたりについてもう少し改善する必要性もあるんじゃないかというふうに思っておりますが、このあたりはどうお考えでしょうか。

○増子政府参事人 お答え申し上げます。
先生御指摘のとおり、分野によって、採択率、採択額、かなり違ってきております。情報科学の分野におきまして、先ほど先生おっしゃられたように、四割ということでございます。これは応募の件数にかなりよるものと思っております。また、情報科学の分野というのはいろいろな分野にまたがっておりますので、融合分野ということ、他の領域に提案することもあるということ、ので、一概に情報科学の分野が少ないということにならないと思っております。また、科研費以外でも、JSTの戦略創造事業とか、大きな戦略目標を立てて情報分野をサポートする、そのような形もありまして、いろいろな競争的資金を組み合わせていけば、しっかりと特定の分野に限らずサポートしていきたいというふうに考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。
続いて、産学連携の高度化について、質疑をさせていただきます。クロスポイントメント制度というものがございまして、これはどういうことかといいますと、複

数の、例えば、大学間あるいは大学と民間企業の間で、一人の研究者が、職員が、常勤として二つの所を持ちながら勤務をする、研究活動をする、そんな制度でございます。

こちらについては、近年、制度がつくられまして、運用もされているんですけども、やはりこれまでの科研費の議論、まあ、いいアイデアが出て、そこにしっかりと研究資金がついて、伸びていく、そういうことでありますので、まずいいアイデアを出しやすい環境をつくるという意味では、このクロスポイントメント制度というのは非常にこれから伸ばしていくべきではないかというふうに思っておりますが、この制度の運用状況について、まずは御説明をいただきたいというふうに思っています。

○浅野委員 ありがとうございます。
クロスポイントメントは、先生御指摘のとおり、大学と企業等が組織間で協定を締結し、すぐれた知見を有する卓越した人材が双方の組織で業務に従事することを可能にする、人材の流動性、多様性を高める取組でございます。

実績でございますが、平成二十九年度に大学等が他機関から受け入れた人数は二百四十五人、これは前年度比で申しますと五一・二％増でございます。このうち、企業や研究開発法人等から百十三人、他大学等から百三十二人となっております。クロスポイントメントについては年々増加をしております。

一方、クロスポイントメントをめぐる課題といたしましては、特に産業界において趣旨が十分に浸透しておらず、必ずしも十分に活用されていないとの指摘もございまして、私も私も認識しております。文部科学省といたしましては、クロスポイントメントを実施するための手引を作成するとともに、経団連と連携して、マッチングに向けた協議会を全国で開催するなどして、取組の普及啓発に努めているところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。
本日お配りした資料の「を」を「らん」にしたい

んですけれども、少し古い平成二十八年年度の実績値になります。特に三つ表があります真ん中の表を見ていただきます。他機関から大学などへの受入れ人数ということで、企業の部分を見ていただくと、平成二十八年度三十七名というふうに掲載がされてございます。

今の答弁の中では、もう少し大きな数字が出ていたように思いますけれども、そうはいっても、数十名から百数十名のオーダー。日本全国で見てこのオーダーですので、もっとも広く普及させていくべきではないかというふうに思っております。

今、周知啓発活動等も行っていくということですが、大学側はかなり認知度が高まっているような話も伺っているんですが、民間企業がもっとこの制度を知って、あと、大企業、研究者のみならず、中小企業の優秀な人材の方にもこういう制度にどんどん参画していただければ、もっともっとたくさんの方のアイデアが出て、イノベーションが起りやすい環境が生まれていくんじゃないかなというふうにも思いますので、これは要望にとどめますが、ぜひ、より一層、積極的な周知活動の展開、運用の普及をお願いしたいというふうに思います。

続いて、このクロスアポイントメント制度を更に発展させた形といえましょうか、もう少し先進的な事例として、今回京都大学でも見せていただきましたが、京都大学の場合は、アステラス製薬さんほか、複数の会社と共同ラボというのをそれぞれ設立をして、イノベーションの創出に向けて活動されていることでもあります。

ただ、この視察の中で一つ課題をいただきましたのが、共同ラボということでは大学と企業で資金を出し合って運営費を賄うわけですが、大学側の施設の維持管理費などの間接費、これを民間企業側に求めらるということ、今のところ大学側がそれを負担しているケースが多く、共同研究、共同ラボをつくらばつくるほど赤字が膨らむ、そんな状況なんだという話も伺いました。

ぜひ、ここは企業側と大学側のコンセンサスで形成していただく必要があると思うんですが、もうこうした課題について、政府としてどういう対応を考えているのか、状況について御報告をいただきたいと思います。

○逡野委員 政府参考人 お答え申し上げます。大学と企業との共同研究に際しましては、間接経費の算定方法などさまざまな課題があるということ、これを大学、企業双方から承知しております。このため、経済産業省では、文部科学省と共同で、平成二十八年年度に、産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインを策定しております。このガイドラインの中では、大学と企業が組織対組織の本格的な産学連携を実施する際に、間接経費を含む費用負担の適正化を図る必要性というのを明記をしております。今現在、このガイドラインに基づきましては、産学双方に対して積極的な周知を図っているところでございます。

今後に関しては、ただいま御指摘にございましたとおり、企業側の対応ですとか企業と大学のコンセンサスというのは非常に重要だと思っております。実態をフォローしながら、実効性のある対策というのを引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。

○逡野委員 ぜひお願いします。今、答弁の中で触れていたガイドラインの中にも、企業側としても、共同研究を行う際の費用の算出の中身について関係費もちゃんと明示して入れてもらいたいというような要望も出ています。このあたりがしっかり運用されているかどうか、監督、助言等いろいろあると思いますけれども、対応いただければというふうに思います。

続いての質問ですが、今後の日本の産業界を支えると言っても過言ではないと思いますが、AI人材、IT人材というのはよく言われますけれども、AI人材について質問させていただきます。最近、平井大臣もブレゼンをされているように、私もその資料を読ませていただきましたけれども、

でも、今後、小学校から大学そしてリカレント教育まで含めてAIスキルを幅広い方々に習得していただく、日本の産業の生産性向上、競争力向上に貢献してもらおう、そういう考えを政府は示しておりますけれども、今後の日本に必要なAI人材像というのがまずどういう人材像なのか、これを改めて明確に御説明いただけますでしょうか。

○赤石政府参考人 お答えいたします。政府が目指す未来社会、ソサエティ5.0、これはイノベーションにより経済成長と社会的課題の解決を両立するというところでございます。その実現のためのAI人材像としては、社会のあらゆる分野でまずAIを理解する、そしてAIを活用することができ、新たな社会をつくり上げる、さらに、それにふさわしい製品やサービスもデザインをする、新たな価値を生み出すことができる人材ということでございまして、それに対応するためには、まずは全ての国民が、デジタル社会のいわゆる読み書きそろばんである数理、データサイエンス、AI、これに関する知識、技能を持つということが重要でございますが、それにとどまらず、新しい社会のあり方、製品、サービス、これをデザインするための基礎的な力をきちんと身につけることが重要である、そういうふうに考えてございます。

本年夏ごろ策定予定のAI戦略二〇一九において、小学校から社会人に至るまでのあらゆる層での人材育成強化、これに関する具体的な取組を盛り込んでまいりたい、そのように考えております。

○逡野委員 非常に高いレベルが求められるような感覚を受けましたけれども、これから具体的な中身を策定することなんです。これをどういうフェーズで、どういった教育で人材を育てていくのかというのは、やはりある程度のビジョンは示していただきたいというふうに思っております。AI人材の育成課題、今現状言える範囲で

構いませんけれども、こういった課題を認識されていて、どういった方針で育成をしていくのか、このあたりについて答弁をいただきたいと思っております。

○赤石政府参考人 お答えいたします。現在策定中のAI戦略におきましては、先生の御指摘をそのまま踏まえまして、同じように、社会のあらゆる分野でAIをつくるためにどういった人材が必要かというのを考えておるところでございます。

なかなか、いろいろな課題があるんですが、一つの重要な課題として、文理分断が一つの大きな課題ではないか、ここから脱却するための教育改革が不可欠で、具体的に申し上げますと、情報I、これから学ぶことになりまして、もう一つは高専生が入学する二〇二五年、このときまでは、文理を問わず、全ての大学・高専生が初級レベルの数理、データサイエンス、AI、これはちゃんと習得している、こういう状況で持っていく。また、文理を問わず、年間約二十五万人規模の大学・高専生が、みずからの専門分野への数理、データサイエンス、AIの応用基礎能力を習得するということを目指すということでございまして、そのためには教えることをどうしたらいいかというのが一つの大きな課題になってきております。

そのため、標準カリキュラムの開発と全国展開というのを、今、文科省を中心にやっておりますが、それだけでは足らなくて、海外を含むすぐれたオンライン講座、MOOCの活用であるとか、それから、AIと専門分野のダブルメジャー、そういったものの学位取得、こういうものもきちんと活用していきたいし、さらに、大学に意識改革をやりたい。大学が、とても教育ができて、大学のすぐれた教育プログラムを政府が認定する、こういった制度を構築する、こういったさまざまな手段を通じてAI人材をしっかりと育てていきたい、そういうふうに考えているところでございます。

そのために、標準カリキュラムの開発と全国展開というのを、今、文科省を中心にやっておりますが、それだけでは足らなくて、海外を含むすぐれたオンライン講座、MOOCの活用であるとか、それから、AIと専門分野のダブルメジャー、そういったものの学位取得、こういうものもきちんと活用していきたいし、さらに、大学に意識改革をやりたい。大学が、とても教育ができて、大学のすぐれた教育プログラムを政府が認定する、こういった制度を構築する、こういったさまざまな手段を通じてAI人材をしっかりと育てていきたい、そういうふうに考えているところでございます。

第二類第六号 科学技術・イノベーション推進特別委員会議録第四号 令和元年六月四日

一四

○浅野委員 非常にこれは大きな挑戦になると思っています。ぜひ政府としてはしっかりと検討をいただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、AIの技術というのは、技術自体は今学ばなくては行かぬんですけども、これをどう社会実装するのか、それでどう課題を解決するのかというところが非常にこれから重要になっていくと思います。やはり、大学までの教育の中のみならず、産業界、いわゆる現場とどうやって連携をして実戦力のある人材を育てていくのかについては、今後また議論させていただきたいというふうに思います。

きょうは終わります。ありがとうございます。

○吉本委員長 次に、青山大入君。

○青山(大)委員 国民民主党の青山大入でございます。先日は、京都の方への貴重な視察の機会を、まことにありがとうございます。やはりこうやって、委員会としてみんなで先進的な事例ですとか又は研究の方の話を聞くというのは、非常に有意義だなというふうに改めて実感いたしました。ぜひ、委員長、これからこういった機会を委員会の方で積極的に提案していただいて実施していただけるように、私からも要望させていただきます。お願いします。

大抵、視察を踏まえた質問は結構多かったものでして、私の方からは、視察を変えまして、大臣始め、ちよつと別の観点の質問をしていきたいというふうに思っております。

まず、先日、アメリカのトランプ大統領の訪日の際、五月二十七日に行われました日米首脳会談において、両首脳は、月の探査に関する協力について議論を加速することで一致したというふうに聞いております。

きょうの午前中も宇宙開発戦略本部が開催され、アメリカが行う月面探査への参画について国内のあらゆる調整をするようにということで、本部長の方から指示があったというふうにも伺って

おります。平井大臣も、ゴールデンウィーク中に訪米されて、ベイス国家宇宙会議事務局長と会談したというふうにも聞いております。

宇宙分野における日米協力に意見交換をされたと思いますけれども、月探査に関する協力などについてこれからどのように取り組まれる方針なのか、大臣の考えをお伺いします。

○平井国務大臣 けさ、第十九回宇宙開発戦略本部を開催しまして、総理から御指示をいただいたところでございます。

トランプ政権になって以降、月近傍有人拠点、ゲイトウェイ構想が発表されて、各国に参加、協力を呼びかけています。三月には、五年以内に米

国人宇宙飛行士を月面に着陸させる方針を発表するなど、月探査に重点を置いた政策を強化しています。これに対して、具体的な協力のあり方について、文部科学省、JAXA、NASAを中心に検討しなければならぬということでもあります。

きょうの総理からの指示は、米国の進める月周回の拠点計画、ゲイトウェイについて、我が国が戦略的に参画できるように、具体的な参画方針の年内早期決定に向けて調整をせよという指示を受けました。ですから、ゲイトウェイに関しては、アメリカもいろいろなことを前倒しで進めようとしているんだらうというふうに思います。

私自身、五月の連休に米国に出張して、ベイス国家宇宙会議事務局長と意見交換を行いました。これまでの国際宇宙ステーション、ISS等を通じた日本の技術の蓄積は非常に高く評価されており、この技術による貢献というものに期待もしているというふうに思っています。

その意味で、宇宙担当大臣としては、これから必要な予算の確保に向けてまた各省と調整もしなければならぬ、そのように考えているところであります。

○青山(大)委員 まさに当初は、NASAの方でも、二〇二八年までに月面の有人着陸を目指す計画だったのが、ことしの春に五年以内ということ

で、大分アメリカのペースが速まったということ

で、日本もうまく参画できるように、しっかりと大臣に、御答弁いただいたように、リーダーシップをとってほしい。

今大臣の方からも、やはり予算の確保というお話がございました。まさに、宇宙関連、サイエンス、ただ、サイエンスだけじゃなくて、やはりそれを利用の分野、まさにこの両立が必要だということに思っております。

昨年、秋のこの委員会において、私も準天頂衛星システム「みちびき」について質問をさせていただきました。そのとき、政府の方からも、さまざまな活用の事例ですとか、まさに既に幾つかの活用事例のお話もいただきましたが、多くの関係する府や省庁の所管事業等に横断的に便益をもたらすものというふうに思っています。

準天頂衛星システム「みちびき」と同じように、宇宙基本計画工程表のポイントにも、準天頂衛星システムと同じように、衛星リモートセンシングも幾つか事例が挙げられております。

このリモートセンシング衛星についても、防災の観点での利用ですとか、環境観測、農業利用など、その利活用の可能性はまだまだ多く眠っていると思います。こういった利活用がより一層進展するためにも、内閣府で平井大臣だけが、こういうのがあるよ、使え使えと言っても、やはりそれを活用する関係省庁がしっかりと予算を確保しなくては私はいけないというふうに思っております。

とはいえ、事務方にその調整を任せることももちろん大事ですけども、ここはしっかりと大臣が、国交省ですとか環境省、農林水産省のまさにトップ、大臣に対して、むしろ各省庁でそういう最新の衛星の技術、そういうものを活用すべきじゃないか、そしてそこをしっかりと予算づけすべきじゃないかということを、平井大臣がリーダーシップを図るべきというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○平井国務大臣 ありがとうございます。委員御指摘のとおり、宇宙の分野に関して、今

はもう完全なゲームチェンジが起きているというふうに思っていて、それは、やはりデータの利活用というものがイノベーションを起こすだろうと。宇宙は今まで遠い世界というふうに考えていた方々がそうではないんだというふうに思ったところから宇宙開発のベイスが上がっているというふうに思います。ですから、宇宙利用が社会、産業システムを変革する、まさにディストラティブなイノベーションを起こそうとしていると思います。

準天頂衛星「みちびき」による高精度測位データやお話になったリモートセンシングデータを地上のさまざまなデータやAIと組み合わせることが重要であり、こうした認識のもと、関係府省と力を合わせて、利活用の促進、予算の確保に取り組みたいと思います。

具体的には、「みちびき」の利活用については、昨年度より、関係府省の副大臣やJAXA、産業界等を構成員とするタスクフォースを立ち上げまして、これまでに四回開催しています。農業分野の自動走行とか交通分野の車両運行管理といった先進的な取組事例を共有するなど、官民一体となつて取組を推進しています。

また、リモートセンシング衛星のデータについても大量のデータが得られる時代になりまして、実は、農業とか都市の3Dマップなど幅広い分野で多くの利活用事例が生まれています。

これに加えて、ことしの二月、議事が政府衛星データに容易にアクセスできる、オープンでフリーな衛星データプラットフォーム、これは経産省ですが、テルースの運用を始めました。

今後とも、衛星データの利活用は国富に直結するという認識のもとに、関係府省庁との連携を強化して、まずは、データ利活用によって新しいいろいろな価値を生み、そのためにまた予算というものも確保して、官民挙げて取り組んでいきたい、そのように思います。

○青山(大)委員 本日に大臣おっしゃったように、農業なんかでも、森林調査とかの調査で、今

はもう完全なゲームチェンジが起きているというふうに思っていて、それは、やはりデータの利活用というものがイノベーションを起こすだろうと。宇宙は今まで遠い世界というふうに考えていた方々がそうではないんだというふうに思ったところから宇宙開発のベイスが上がっているというふうに思います。ですから、宇宙利用が社会、産業システムを変革する、まさにディストラティブなイノベーションを起こそうとしていると思います。

2019年4月26日
内閣委員会
(質疑要旨)

情報システム仕様の策定におけるパブリックコメントの必要性について

2019.4.26 (fri) 内閣委員会 (デジタルファースト法案 法案審議)

現状・課題意識

- デジタルファースト法案により、今後の行政手続きが原則オンライン化される。
- オンライン化に必要なシステム仕様は民間事業者による情報通信技術を活用。
- デジタルデバйд克服の観点からも分かりやすく使いやすい利用者のニーズに合った情報システム仕様が必要。

委員会での 浅野の発言要約

「情報システム仕様の策定においては、民間企業や社会のニーズを的確に反映するために、パブリックコメント(外部レビュー)などを活用すべき。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「各府省において、利用者の要望、意見等を踏まえながら整備を進めており、特に情報システムについては開発段階に限らず、今後も日常的に利用者の声踏まえながら、操作性の改善など断続的に取り組んでいく。」



二宮政府参考人

行政手続きのデジタル化に向けた情報システム仕様の統一について

2019.4.26 (fri) 内閣委員会 (デジタルファースト法案 法案審議)

現状・課題意識

- 国の行政手続きは今後、デジタル手続きが義務化されるが、地方自治体の情報システムは対象外。
- 地方自治体ごとに独自仕様が乱立し、円滑なデータの取り交わしを阻害する恐れあり。
- 国と地方自治体の情報システム仕様を一部共通化することが理想。

委員会での 浅野の発言要約

「地方自治体単位で情報システム仕様に差異が生じ、本来提供されるべきワンストップサービスが阻害される恐れがある。国と地方自治体に一定の共通仕様を設けるべき。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「今後、国と自治体におけるシームレスな情報連携、情報システムの共用化は大変重要になってくる。システム構築を担う民間事業者のわかりやすさに配慮しながら、推進していく。」



二宮政府参考人

2019年4月26日
内閣委員会
(質疑要旨)

サイバーセキュリティ対策とデータフローに関する記録の必要性について

2019.4.26 (fri) 内閣委員会 (デジタルファースト法案 法案審議)

現状・課題意識

- 第4次産業革命の到来に伴い、さまざまなデータがビッグデータとして収集されていく。
- データは利活用することで様々なイノベーションを創出するが、他方、一度拡散したデータの回収はほぼ不可能。
- データ自体のみならず、データフローのセキュリティの確保が非常に重要。

委員会での
浅野の発言要約

「サイバーセキュリティ対策と合わせ、データ流通の信頼性を担保するためにも、データフロー自体をしっかりと保護して国民が安心して国に情報を委ねられる環境を構築するべき。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「これからタイムスタンプを厳格に運用することによって、情報のインテグリティも一定担保しながら官民で連携し、社会全体でデータフローの信頼性(トラスト)を上げていく。」



平井IT担当大臣

二九八

衆議院 第一百九十八回国会

午前九時一分開議

委員長 牧原 秀樹君

理事	理事	理事	理事
大島	松本	長坂	平
敦君	剛明君	康正君	将明君

[illegible]

国務大臣
(情報通信技術(I・T)政策
担当) 平井 卓也君

内閣府副大臣	左藤 章君
内閣府副大臣	佐藤ゆかり君
内閣府大臣政務官	長尾 敬君
内閣府大臣政務官	安藤 裕君

總務大臣政務官
兼内閣府大臣政務官
古賀友一郎君

国土交通大臣政務官	江添一正政務官
工務大臣政務官	門山 秀三郎

政府参考人 (内閣官房内閣審議官)	向井 治紀君
政府参考人 (内閣官房内閣審議官)	時澤 忠君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官)	二宮 清治君
政府参考人 (内閣官房内閣人事局人事政策統括官)	植田 浩君
政府参考人 (人事院事務総局総括審議官)	西 浩明君

政府参考人 松尾恵美子君
人事院事務総局給与局長
政府参考人 佐藤 文一君
(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官)	米澤 健君
政府参考人 (内閣府子ども・子育て本部審議官)	川又 竹男君

政府参考人 （公正取引委員会事務総局 經濟取引局長）	菅久 修一君
政府参考人 （個人情報保護委員会事務 局長）	其田 真理君

局長	政府参考人 (金融庁総合政策局参事官)	中村	修君
	政府参考人 (総務省大臣官房総括審議官)	宮地	毅君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官)	佐々木 浩君
政府参考人 (総務省大臣官房審議官)	稲岡 伸哉君

（新刊）『目録』頁第11頁

政府参考人
七奇
秀一

（総務省自治行政局長）
政府参考人
（外務省大臣官房サイバー・セキュリティ・情報化参事官）
岡田 健一君

（政府参考人） （財務省大臣官房審議官）	小野平八郎君
（政府参考人） （国税庁長官官房審議官）	吉井 浩君
（政府参考人） （国税庁課税部長）	重藤 哲郎君
（政府参考人） （厚生労働省大臣官房審議官）	迫井 正架君

政府参考人、
厚生労働省大臣官房審議 山本 麻里君
(官)

政府参考人
(中小企業庁次長)
内閣委員会専門員

前田 泰宏君
長谷田晃二君

の異動
二十六日
金子 俊平君
補欠選任
上杉謙太郎君

松野	博一君	和田	義明君
今井	雅人君	山崎	誠君
山岡	達丸君	浅野	哲君

補欠選任

上杉謙太郎君	中曾根康隆君
和田義明君	松野博一君
山崎誠君	今井雅人君
浅野哲君	後藤祐一君

辭任
補欠選任

後藤 祐一君
山岡 達丸君

四月二十六日

学童保育(放課後児童健全育成事業)の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置

同(小宮山泰子君紹介)(第九一八号)
同(近藤昭一君紹介)(第九一九号)
同(中川正春君紹介)(第九二〇号)
同(長尾秀樹君紹介)(第九二一号)
同(柚木道義君紹介)(第九二二号)
同(吉川元君紹介)(第九二三号)

同(石崎徹君紹介)(第九四〇号)
同(尾辻かな子君紹介)(第九四一号)
同(山花郁夫君紹介)(第九四二号)

同(金子惠美君紹介)(第九五一号)
同(岡島一正君紹介)(第九五四号)
同(中谷一馬君紹介)(第九六三号)
同(白石洋一君紹介)(第九七七号)

同(山井和則君紹介)(第九七八号)
同(小林鷹之君紹介)(第一〇〇九号)
幼児教育・保育の無償化に関する請願(浅野哲
君紹介)(第九二四号)

同(照屋寛徳君紹介)(第九五五号)
公務・公共サービス拡充に関する請願(池田真紀君紹介)(第一〇〇〇号)
同(石川香織君紹介)(第一〇一一号)
同(神谷裕君紹介)(第一〇二二号)

同(菊田真紀子君紹介)(第一〇一三号)
同(佐々木隆博君紹介)(第一〇一四号)
同(寺田学君紹介)(第一〇一五号)
同(逢坂誠二君紹介)(第一〇三五号)

伴うと思っておりますので、丁寧の上にも丁寧なことを重ねて運用をぜひ行っていたいただきたい。もちろん、そのシステムがダウンしないことが前提でありますけれども、そういうことで取組をお願いできればと思っております。

最後に、大臣に伺いたいと思いますが、きょうは利便性と危険性の表裏一体の関係をどの辺で扱っていくのかというようなことについていろいろと質問させていただきましたけれども、先ほどの韓国の例でいきますと、個人情報、クレジットカード会社などが持っているものを、カードの変造、偽造を検知するようなシステムを委託していた会社の社員さんが情報を抜き取って、一億件ぐらいの個人情報の流出があったような、売ってしまった流出があったみたいな話もありますし、先ほどアメリカのお話も出てきましたけれども、社会保障番号で一億四千三百万人分の個人情報不正アクセスにより抜き取られたというような事例もあるということではあります。

便利になるということは、その分、その番号がさらされることによって、ありとあらゆる情報が世の中にさらされてしまうというリスクもあるわけですので、個人情報不正取得だとか不正な利用を厳しく追及していったりとかということも含めて、あるいは制限することも含めて対応をとっていくことが必要かなと思いますけれども、ぜひ、国としての方針あるいは御決意というもの、最後、お聞かせいただければと思います。

○平井国務大臣 御指摘のとおり、デジタル化に当たっては、個人情報の保護、そしてセキュリティとトラストというものの確保が大前提になります。このため、個人情報の扱いについては、行政機関等個人情報保護法等の個人情報保護法制度の規律に基づいて必要な処置を講じていくことになります。

そして、この法案においても、情報セキュリティの確保のため、情報システムの整備に当たっては、情報セキュリティ対策を講ずる義務

を国の行政機関等に課しています。

具体的には、内閣官房サイバーセキュリティセンター、NISCが定める情報セキュリティ対策のための基準に基づいて、各府省において、アクセス制御、ログ管理等を行うことになっていきます。

そのため、それ以外にも、通信回線の暗号化とか、ソフトウェアを使うとか、いろいろあるんですが、個人情報の保護を始めた安全性や信頼性を確保するのは大前提で、その上で国民にデジタル化の恩恵を届けられるように全力を尽くしたいと思えます。

○森田委員 どうもありがとうございます。

ぜひ、安全だけれども利便性を高めるという難しい課題でございますので、これからも議論を重ねていきたいというふうに考えております。

質問を終わります。

○牧原委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。

きょうはよろしくお願いたします。私、この内閣委員会では初めて質疑に立たせていただくんですが、きょうは皆さんタブレットを御利用ということで、私も初めてタブレットを使わせていただきました。

先ほど岡本委員も、前日に練習をされたというふうにおっしゃっていただきましたけれども、私も実はきのう練習をしたときに、あることに気づきまして、複数の資料をこの中に入れて、それを素早く切りかえようとすると、なかなかこれはなれが必要なんです。

やはり、こういうのを使ってみないとわからないニーズ、課題というのは出てくるものだなというふうに思ったんですけれども、やはりそのニーズがあるからこそ、我々の社会、産業は進化をしていくものだと思いますので、今回このような、これまでと変わった手法で委員会を行う、そして社会も変えていくというのは、非常に将来に向けた成長のきっかけになるというふうに思っておりますので、そういった思いを胸にきょうは質

問させていただきたいというふうに思います。まず最初なんですが、全体的な話をさせていたいただきたいと思えます。

まず、今現在、国際的なIT国家としての日本の位置づけなんですけれども、OECDデジタルエコノミーアウトLOOK二〇一七によれば、モバイルブロードバンド普及率では、日本は現在世界第一位、そしてインターネット速度では第六位という位置づけだそうでありまして、二〇一七年の段階です。

インターネットが社会の隅々にまで普及しつつある中で、インターネットを通じたデータの利活用推進が、我々の日々の生活、活動における利便性や生産性の向上、そして新たな産業の創出や就業機会の増大につながることが期待されるわけでありまして。

平成三十年六月には、政府は、国の行政部門のデジタル化を起点として、民間部門や地方の取組の広がりへとつなげていくための戦略として、世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画を策定したということであります。

こうした計画が実行されることにより、国民の皆さんに多くのメリットが行き渡ることが期待されるわけでありまして、まず一問目は、日本が目指す世界最先端デジタル国家というのはどういった国家像なのか、その全体像、そしてその中における本法案の位置づけを教えてくださいたいと思えます。

○平井国務大臣 質問ありがとうございます。

IT戦略で掲げた世界最先端デジタル国家は、デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行を起点として、地方や民間部門のデジタル化を推進することにより、さまざまな社会問題を解決して、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できる社会の実現を目指すものです。

その端緒として、本法案は、行政のあり方の原則を紙からデジタルに転換する、ここが一番大きいところだと思います。単に過去の延長線上で今の行政をデジタル化するのではなくて、デジタル

に対する考え方を変えて、次の、デジタルを前提とした時代の新たな社会基盤をつくっていくこととするものです。

本法案によって、我が国が抱える少子高齢化、人口減少を始めとする社会課題にデジタル技術を最大限に活用して、チャレンジして、次の時代に承継できる社会基盤を築けるようにしようというふうに考えています。

経団連が言うソサエティ五・〇とかそういうものも、サイバーとフィジカルがうまく、いいところを組み合わせて、過剰しやすい幸せな環境をつくらうということだと思えます。

委員もきょうはタブレットをお使いですけども、紙もタブレットも両方、いい面とそうじゃない面もあるので、使い勝手のいいようにいろいろ組み合わせるということが必要だと思っております。

その意味で、日本流の、日本の高齢社会においても、皆さんが安心して生活できるような、要するに、世界最先端のデジタル国家というのは今どこにも存在しませんので、そういうものを目指していきたい、そのように思っています。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、大臣がおっしゃっていたように、デジタルと紙の両方、いいところがあると。

私も、ちよつと蛇足なんですけど、今、タブレットを使って質問をしながら、答弁のメモは自分で紙に書いていたという、なかなかやはりこれは両方ないといけないのかなというのを、今ちよつと感じたわけでありまして。

デジタルはデジタルのいいところがあるということ、そこを最大限發揮していく環境をつくるというのがこの法案の趣旨であらうかというふうに思っています。

続いて質問なんですが、では、この法案というのは、一定のデジタル化による効率化、生産性の向上というの趣旨、主眼に置いているわけですが、その効果について、見通しをお伺いしたいと思えます。

行政手続部会が平成三十年の三月に行った集中点検の結果、税や社会保障や補助金申請、各種許可申請などの手続に要する事業者の時間のコストが、年間三億四千七百二十七万時間、金額換算で八千八百三十一億円相当に上るといふ試算が出ております。

行政サービスをデジタル化することで、コスト削減効果は、毎年七千七百万時間、金額換算で一十九百五十八億円、削減率二・二％程度あるだろうといふふうに試算されておりますけれども、時間を削減する効果というのは当然予想されるわけですが、それ以外にもやはりメリットがあるのではないかというふうに感じます。

更に言えば、企業規模、大企業、中小企業、小規模事業者の方々、こうした方々に広くメリットがなければいけないと思っているんですけれども、そのあたりの効果の見通しについて御答弁を求めます。

○平井国務大臣 本法案は、国、地方、民間を含めた社会全体のデジタル化を目指すものでありまして、長期的には、社会全体の生産性向上に大きな効果があるものと考えています。

特に、行政手続のオンライン化に関して、効果を現時点で正確に算出することは難しいんですが、今後、情報システム整備計画の策定を通して明らかにしていきたいと考えています。

想定される効果としては、例えば、利用者には、行政機関への往復交通費、窓口への移動時間、行政機関での滞在時間の削減などの効果が見込まれます。加えて、行政手続に係る負担が軽減されることで民間事業活動における生産性向上による経済効果も期待できますし、行政手続のオンライン化を機に民間部門のオンライン化も進展するものと期待をしています。

以上のことは、一つ一つの行政手続において必要であった負担を軽減するものであるもので、基本的に、企業の規模によって異なることなく、全ての企業において生じるものだと考えます。本法案により国民があらまねくデジタル化の恩恵

をこうむることができたら、相当の効果を発揮することができると思います。

○浅野委員 やはり、あらまねく効果を受けていただくということが非常に重要かと思えますので、ぜひ、今後、具体的な計画策定に当たっては、企業規模あるいはさまざまな社会的立場の方々にあまねく利益が及ぶような、そういう配慮をしていただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移らせていただきますが、本当に、大臣おっしゃる通りに、交通費が削減できる、移動時間、滞在時間が削減できる、その削減した時間を使って本来やるべき仕事をやって、経済活動がこれまでに以上生産性が上がる、そういう効果はあると期待したいと思えます。

という観点からいえば、どういう行政サービスのどの分野、どの範囲をこのデジタル化によって効率化していくべきなのかという観点をしっかり考えておかなければいけないというふうに思えますけれども、政府の資料によれば、行政サービスの一〇〇％デジタル化というのを掲げていらっしゃるわけですが、この一〇〇％の範囲、対象となるデジタル化の範囲、どのように現在検討がされているのか、この点について御答弁を求めます。

○二宮政府参考人 お答え申し上げます。

本法案に基づきましてデジタル化を進めるに当たりましては、国民と行政機関のインターフェースとなる行政手続のオンライン化のみならず、行政の内部の業務処理のデジタル化までを含めまして、エンド・ツー・エンドで行政サービスをデジタル化していくこととなりますけれども、その具体的な範囲につきましては、今後策定いたします情報システム整備計画において明らかにすることとしていただいております。

○浅野委員 ありがとうございます。

今後策定する整備計画の中で具体的に検討していくということなんですけれども、これは私、実際にこういう情報システムをつくったり、政府やさまざまな主体に納入をしている事業者の方から

聞いたんですが、やはりこういう情報システム、多くの方々の目に触れる、利用がされる、そういう普遍性の高いものになることが予想されますので、しっかりと、どの範囲をデジタル化してほしいのかというニーズ調査もきちんとやるべきだといふふうに思っております。

そういう観点でいけば、情報システム仕様を具体化する、策定する過程において、パブリックコメントといったものを、民間、社会の声をちゃんと集めるという作業をしっかり組み込んでいただきたいというふうに思うんですけれども、この点について御答弁をいただけますでしょうか。

○二宮政府参考人 お答え申し上げます。

政府情報システムの整備、管理に關します手続、手順等を定めました政府共通のルールといったしまして、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインというものを私も策定しているところがございます。各府省は、このガイドラインに基づきまして情報システムの整備を進めていくということとなっております。

このガイドラインにおきまして、個々の仕様の策定等の情報システムの整備過程におきましてパブリックコメントを行うことは明確には定めていないところではあります。利用者中心の行政サービスを提供するために必要となる心構えと視点というところで、「サービス設計十二箇条」というものを設けておまして、これに基づきまして取組をすることを定めているところでございます。

この定めに基きまして、各府省において、各情報システムが取り扱う手続等の利用者の要望、意見等を踏まえながら整備を進めているものと認識をしていただいております。

また、特に国民、企業とのインターフェースとなります情報システムにつきましては、利用者目線に立って、開発段階に限らず、今後も日常的に、利用者の声を踏まえながら、操作性の改善など断続的に取り組んでいくものと認識をしているところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

ぜひ、そういったつくる側の声、そして使う側の声、これをしっかりとシステムの形に反映をさせていただくというのは大変重要になってまいりますし、これが、これまで議論されておりますデジタルサービスの克服あるいは普及率の向上にも必ずつながっていくというふうに思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

もう一つ伺いたいんですが、今、いろいろな声を聞きますということだったんですけれども、システムをつくる側の方々のちよつと気にしている点としては、今回、これまではマニュアルで、手作業でやっていた手続をデジタル化するという点なので、そこには現行システムがあるわけなんですけれども、これをデジタル化に対応した新しいシステムに移行させる必要があるわけなんです。

やはり、システムが変わるときによくある、どの段階でトラブルが起きるかというところ、データの移行といましようか、システムの移行時にさまざまなトラブルが発生するというのが聞かれます。

したがって、情報システムが現行システムから新しいシステムに円滑に移行ができるような配慮もすべきだと思っているんですけれども、その点に關して、先ほどガイドラインを整備したとおっしゃっていましたが、この整備したガイドラインにそういった点も含まれているのか、また、この円滑な移行に対してしっかりと配慮すべきだという部分について、政府側の見解をお伺いしたいと思います。

○二宮政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、先ほど申し上げましたデジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの中で、移行に関する節を設けてまして記述をしているところでございます。

こうした情報システムを移行するに当たりましては、現行の情報システムが管理をしております各種データの新たな情報システムへの円滑な移行でございますとか、現行の情報システムで利用していたアプリケーションの新たな情報システムで

の動作互換性の確保といったようなことも留意すべき点がござります。

こういったことも含めまして、先ほど申し上げましたガイドラインの中で、手引という形でお示しをしているところでござります。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

ぜひ、トラブルを未然にしっかりと防止できるように、そのガイドラインの確実な実施をお願いしたいというふうに思います。

続いて、次の質問なんですけれども、今回、情報システムデジタル化というのは、国のシステムについては義務化をされるけれども、地方自治体のシステムについては義務化まではいかないというものであります。

また、そこからちよつと懸念されるのは、自治体によって、うちは入れる、うちは入れないというのが各自治体の判断にはなるわけですけれども、そうすると、自治体単位でシステムの中身に差異が生じてくるのではないかとこのところであります。

違いがあるのは当然なんですけれども、その違いによって、本来提供されるべきワンストップサービスといえますか、それが阻害されるようなことになっては法案の趣旨自体に反するものになってしまいますので、これをしっかりと未然に防ぐということが大事にならうかと思ひます。

そこで、質問させていただきましても、情報システム仕様を、国のシステムあるいは自治体で使う際のシステム、このあたりに、ある一定の普遍性、一定の共通仕様、これを設けるべきではないかという声もあるんですけれども、これに対して、政府として今どのような考え、どのような取組を行っているのか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○二宮政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど来から言及させていただいておりますデジタル・ガバメント推進標準ガイドライン、こちらにおきまして、調達の予定価格が一定規模以上の案件につきましては、調達仕様書を確定する前

に民間事業者から意見招請を行うというふうに規定がされているところでございまして、政府機関の考えだけではなく、民間事業者の声を踏まえつつ、より的確な情報システムの要件等を決定していくことになっていくものでござります。

今後は、政府内はもとより、御指摘の国、地方も含めたシームレスな情報連携、情報システムの共用化等が大変重要になってくるというふうにご考へておりますので、その推進に当たりましては、情報システムの構築を担う民間事業者のわかりやすさという観点も踏まえつつ、政府ルールにのっとり適切に進めていただきたいというふうにご考へていくところでござります。

○浅野委員 ありがとうございます。

ここまでの二、三問で提起させていただいた課題については、いずれも、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインでしようか、このガイドラインに、ある程度その課題というのは盛り込まれているということなんですけれども、であるからこそ、このガイドラインの周知、浸透、そして着実に実行というのがこれから非常に大事になっていくと思ひます。

このガイドラインの影響、対象となる主体というのは、今の話を伺う限り、情報システムをつくる側、そして使う側である自治体、そして民間事業者、かなり幅広い方たちがこのガイドラインを意識しながらこれから大がかりなシステムの移行に携わっていかねばいけないということですので、このガイドラインの周知徹底という部分については、こうした今御指摘させていただいた部分、幅広い対象に浸透させなければいけないという部分について、ぜひ御配慮、実行をいただきたいというふうに思ひます。

では、次の質問なんです、ここからちよつとセキュリティ関係の質問をさせていただきたいというふうに思ひます。

ことしの一月のダボス会議で、安倍総理は、データ・フリー・フロー・ウイズ・トラストという言葉をお使いになって、これからは信頼性のあ

るデータが信頼性のある環境で流通して、それが社会を豊かにしていく、そんなイメージなのかなというふうには私は理解をしているんですけれども、やはりウイズ・トラストというところが非常に大事だと思つていて、いかに信頼、トラストを担保するのか、それをシステムのあるいは運用面で担保するのかという部分についてお伺いさせていただきたいと思ひます。

まず伺いたいのは、ちよつと先ほど、森田委員の方からは成り済ましの防止策については質問させていただきまして、私はそれを除いて、情報システム自体のサイバーセキュリティ対策と、そして、今回の法改正によって、戸籍の除票等が、保存期間が五年から五十年に延長されるという改正がなされましたが、これだけ長期間の保存を、しかも大変個人的な情報も含まれるわけなんですけれども、長期間にわたって保存しなければいけないということで、このシステムのサイバーセキュリティ対策、そして、長期間に及ぶ、そういった重要情報を保管するに当たつてのセキュリティ対策、この二点についてどのような対応していくのか、お伺いしたいと思ひます。

○二宮政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの情報セキュリティの問題でございまして、本法案におきましては、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、いわゆるNISCが定めます情報セキュリティ対策のための基準に基づきまして、各府省において、行政手続のオンライン化に当たり、適切なアクセス制御やログ管理などを行うことによりましてセキュリティ対策を講じていくこととしていくところでござります。

また、長期保存の観点でのお尋ねがございましたけれども、デジタルデータの性質を踏まえまして、定期的なバックアップを行ったり、保存性が向上した新しい記録媒体へのデータの移行、災害時に備えた遠隔地での保存、バックアップセンターの活用など、デジタルデータが確実に長期保存されるようにしっかりと対応してまいりたいと

存じます。

○北隣政府参考人 住民票の除票につきまして、私の方から御答弁申し上げます。

今回、デジタル手続法案におきまして、住民票を削除した後も除票として保存をしつつ、安全管理等の措置を講ずることを法文上明確化させていただいております。具体的には、市町村長は、住民票の除票等に記載されている事項の漏えい、滅失及び毀損の防止等、適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとさせていただきま

した。

また、仮に、住民票の除票の写し等を不正に取得した場合や、市町村職員が不正な利益を図る目的で職務上知り得た情報を提供、盗用した場合には、罰則を科することとさせていただいております。

現在、住民票の磁気ディスクでの保存に当たりましては、既に、技術的基準を定め、その管理方法について規定しているところでありますが、住民票の除票につきましても同様に、技術的基準に明確に位置づけて、アクセス権限を限定し、ファイルの不当な使用の防止等の措置を講ずる等、適切に管理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○浅野委員 ぜひよろしくお願ひします。

続いて、今は保存されているデータ自体あるいはシステム自体のセキュリティ対策だったわけなんですけれども、今回の法案が実現されると、ワンストップサービスになりますので、一回政府に提供した情報あるいは民間事業者に提供した情報が政府あるいは異なる民間事業者にも行くということ、データが流れるわけですが、このデータフロー自体もしっかりと保護していく必要があるのではないかとこのように考えております。

後から振り返ったときに、データがどこに行つたのか、どういう経路で流れたのかということをしつかりとさかのぼっている、これが一つ、このデータ流通の信頼性を担保するために必要な

条件ではないかなというふうに思うんですが、データフローに関する記録を行うべきだと私は思うんですけれども、この記録の必要性に対して政府が今どのような見解をお持ちか、御答弁をいただけますでしょうか。

○平井国務大臣 まず、トレーサビリティの話ということ。紙というのは基本的にトレーサできないんですね。ですから、今回、電子化することによって一定のトレーサビリティは担保できるということとは間違いありません。

一方で、やはり、これからタイムスタンプであるとかそういうものを厳格に運用することによって、情報のインテグリティも一定担保できると思います。

これから官民のデータフローということもあるわけで、民間にも当然、データフローに対してのセキュリティの意識を持ってもらわなきゃいけないということ、そういうことをトータルでやるのが要するにウイズ・トラストという考え方で、社会全体のトラストを上げていくということがデータフローの基本になると思います。

○浅野委員 大臣みずから、データのトレーサビリティの必要性について言及をしていただきましたが、本当に、ぜひ、私もそれは大変重要だと思えます。

しかも、これから、恐らくなんですが、ビッグデータの時代ですから、対象となるデータの数はどんどんふえていく、それをいかにトレーサしていくのかというところにもまた、技術的な課題もありますし、運用面での課題もあると思いますので、政府には、ぜひそのあたりをしっかりと検討していただいて、国民が安心して国に情報を委ねられる、そんな環境をつくっていかねければいけないと思います。

最後になりますけれども、これを最後の質問にしますが、行政機関と、今回、民間事業者も連携をすることになるわけですが、民間事業者が参入するインセンティブ、あるいは民間事業者

に対する支援、これがどうあるべきなのか、政府の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○二宮政府参考人 お答え申し上げます。ワンストップサービスの民間事業者の参画に対するインセンティブというお問合せをいただいたと思います。

それに関しましては、引越越しワンストップサービスを例にとりましてお話をさせていただきます。引越越しワンストップサービスで、引越越しをする利用者が引越越しポータルサイトにアクセスをした上で行政や民間の手続をオンラインで行うことを想定をしておき、手続先の民間事業者は引越越しポータルサイトと情報連携を行うという必要があるところがございます。

引越越しをされる利用者の方々は、この引越越しポータルサイトにおいて必要となる各手続を案内されるため手続の申請漏れが減るというようなことが期待される一方、手続先の民間事業者におきましては、顧客の住所情報等の把握に係るコストを軽減できるというようなメリットがあるところがございます。

私もIT総合戦略室におきましても、引越越しワンストップサービスについて、一部の民間事業者の方々の協力を得ながら実証実験を予定をしているところでございまして、その結果をガイドラインとしてまとめることで、民間事業者のワンストップサービスの参画を促す、検討に資するところとところでございまして、考えているところでございます。

○浅野委員 時間が参りましたので終わりたいと思います。

ほかの委員会でもこのようにタブレットの利用が普及することを願って、私の質問を終わりたいと思います。

○牧原委員長 午後零時五十五分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後零時五十六分開議

○牧原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。山尾志桜里君。

○山尾委員 立憲民主党の山尾志桜里です。まず、このデジタル手続法案なんですけれども、大体どれぐらいのボリュームのものをどれぐらいの期間でやり遂げようとしているのかということを知りたいと思います。

このデジタル手続法案、今はオンラインしてもよいと許容しているルールを、改正によってオンラインをすべしと要求するルールに変えるというのが骨子だと思っております。対象を確認したいと思えます。

法令に基づく行政手続の全てが対象になって、国の手続は義務化、国以外の自治体などの手続は努力義務化、こういう整理でよいでしょうか。事務方で結構です。お答えください。

○時澤政府参考人 お答えいたします。

このデジタル手続法案の対象となりますのは、法令に基づく行政手続のうち、国に対する申請及び当該申請に基づく処分の通知でございます。

これは、国をというふうに今申し上げます。地方公共団体については努力義務ということでございます。

○山尾委員 再度確認です。国以外に対しては努力義務というところでございますが、そうすると、法令ではなくて、条例や規則に基づく自治体なんかの手続はどうなるんですか。

○時澤政府参考人 地方公共団体の条例、規則に基づく手続でございますけれども、これについては、やはり必要な措置を講ずるよう努めなければならぬということでございます。

○山尾委員 条例、規則の手続も努力義務の対象になっていることがこの法案の全体像であります。

では、この法案の整理を前提に、少し数でボリュームを開きたいんですが、この法案の対象となる法令に基づく行政手続というのは、国、自治体合わせて、オンライン化が既にされているものとされていないもの、合わせて何種類ぐらいあるのか、概数で結構ですのでお答えください。

○時澤政府参考人 現在、各府省からの回答を集計しております行政手続等の棚卸し調査というのがございます。今後の精査によって変わる可能性もある暫定的な数値でございますが、法令に基づく行政手続は約六万種類でございます。

○山尾委員 六万種類と私も聞きました。それでは、この六万種類の中で、義務化の対象とされる国の手続というのは、およそ何種類になるんですか。

○時澤政府参考人 同じく暫定的な数値でございますが、法令に基づく行政手続のうち、オンライン化義務の対象となります国に対する申請及び当該申請に基づく処分通知の行政手続、約三万種類弱という感じでございます。

○山尾委員 半分弱が国ということで、この三万弱の手続のうち、オンライン整備が既にされているものはどれぐらいで、されていないものはどれぐらいあるんですか。

○時澤政府参考人 これも暫定的な数値でございますが、オンライン化義務の対象となる行政手続のうち、まず、オンラインで行うことができる国の行政手続は、約五千種類でございます。オンラインで行うことができない国の行政手続は、二万件超という感じでございます。

○山尾委員 そうすると、既にオンライン整備ができていたものが五千ぐらい、この法案が成立後、オンライン整備が義務化される国の手続というのは二万超という整理でありました。

それでは、この二万超の国の手続、そしてその外にある、さらに自治体などの手続、これをどういう順番で、どれぐらいの期間を区切って進めていくのかということは、これまでもこの質疑の中

レベル3の自動運転中に携帯電話等の使用を禁止しない理由について

2019.5.24 (fri) 内閣委員会 (道路交通法改正案 法案審議)

現状・課題意識

- 交通死亡事故件数の全体に対し、高齢者の占める割合は約5割、その事故要因として約9割がヒューマンエラー。
- 政府統計によると運転中の携帯電話の使用が死亡事故につながる割合は、未使用時と比較して約2倍高い。
- 規制緩和には十分な検討かつ慎重な判断が必要。

委員会での 浅野の発言要約

「レベル3の自動運転ではいつドライバー自身に運転する必要があるのか予測ができないため、レベル3において携帯電話等の使用は極めて抑制的にすべき。運用面での検討を強く求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「自動運転中はハンドル等の操作を行う必要がないため、運転者が直ちに運転操作を引き継ぐことができることを条件に、携帯電話等の使用については一律に禁止措置を設けていない。」



北村政府参考人

自動走行装置のソフトウェアについて

2019.5.24 (fri) 内閣委員会 (道路交通法改正案 法案審議)

現状・課題意識

- 外部からのハッキングなどに対する十分なセキュリティ対策が必要。
- 緊急性の高いアップデートについては迅速な対応が必要。
- 審査機関には高度な専門知識を有する人材の確保が求められる。

委員会での 浅野の発言要約

「ソフトウェアというのは全てがオープンではなく、当然ながらブラックボックスの部分もある。今後のソフトウェアの許可要件について問う。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「許可の要件として、申請者が適切なプログラムの管理やセキュリティ確保などの能力を有していることと、改造された自動車が保安基準に適合することを要件としており、審査については原則、プログラムごとに行う。」



島政府参考人

自動走行システムに起因する事故の責任の所在について

2019.5.24 (fri) 内閣委員会 (道路交通法改正案 法案審議)

現状・課題意識

- 政府のロードマップでは2020年をメドにレベル3の車の市場投入、2025年をメドに高速道路でのレベル4実現を目標に掲げる。
- 消費者が安心して自動運転車に乗るために、事故時の責任の所在や求償スキームを早急に確立する必要がある。

委員会での 浅野の発言要約

「将来的にレベル4、レベル5という完全自動運転を念頭に、特にドライバー自身に問題のないケースで事故が発生した場合、運転手に責任が発生しうるのは政府の考えを問う。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「レベル3、4の自動運転の段階では現行の自動車損害賠償保障法を適用することが妥当と考えており、自動走行システムの異常に起因した事故の場合でも、直ちに運転者の過失が否定されるものではない。個別のケースで判断となる。」



保坂政府参考人

衆議院 内閣委員会 議 録 第十九号

令和元年五月二十四日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 牧原 秀樹君

理事 平 将明君

理事 長坂 康正君

理事 松本 剛明君

理事 大島 敦君

理事 安藤 裕君

理事 泉田 裕彦君

理事 大西 宏幸君

理事 金子 俊平君

理事 木村 哲也君

理事 佐藤 明男君

理事 杉田 水敏君

理事 中山 展宏君

理事 西田 昭二君

理事 松野 博一君

理事 三浦 靖君

理事 宮路 拓馬君

理事 今井 雅人君

理事 岡本あき子君

理事 篠原 泰君

理事 山川百合子君

理事 森田 俊和君

理事 太田 昌幸君

理事 清水 忠史君

理事 浦野 靖人君

谷川 弥一君

牧島かれん君

山内 康一君

岡本 三成君

池田 佳隆君

上杉謙太郎君

門 博文君

神谷 昇君

小寺 裕雄君

佐川 博義君

田野瀬太道君

長尾 敬君

本田 太郎君

松本 洋平君

三谷 英弘君

村井 英樹君

大河原雅子君

近藤 昭一君

初瀬 明博君

浅野 哲君

山岡 達丸君

佐藤 茂樹君

塩川 鉄也君

政府参考人
(内閣府大臣官房長)

政府参考人
(警察庁交通局長)

政府参考人
(総務省総合通信基盤局電

気通信事業部長)

政府参考人
(法務省大臣官房審議官)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議

官)

政府参考人
(国土交通省総合政策局公

共交通政策部長)

政府参考人
(国土交通省道路局長)

政府参考人
(国土交通省自動車局次長)

内閣委員会専門員

委員の異動

五月二十四日

委員の異動

五月二十四日

委員の異動

五月二十四日

委員の異動

五月二十四日

委員の異動

五月二十四日

委員の異動

五月二十四日

委員の異動

五月二十四日

委員の異動

五月二十四日

委員の異動

五月二十四日

委員の異動

五月二十四日

委員の異動

五月二十四日

委員の異動

五月二十四日

井野 靖久君

北村 博文君

秋本 芳徳君

保坂 和人君

上田 洋二君

城福 健陽君

榎 真一君

島 雅之君

長谷田晃二君

補欠選任

佐川 博義君

門 博文君

三浦 靖君

田野瀬太道君

木村 哲也君

山川百合子君

浅野 哲君

清水 忠史君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

山尾志桜里君

森田 俊和君

塩川 鉄也君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

上杉謙太郎君

佐藤 明男君

宮路 拓馬君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

金子俊平君

○金子(俊)委員 おはようございます。自由民主

党の金子俊平でございます。

第十三委員会質問させていただいたというの

は実は久々でございます。十三委員会のマイクと

いうのは少し高くなるものですが、私にとって

は非常にありがたい部屋でありまして、改めて、

この部屋を選んでいただきました理事の皆様方、

また委員長にもお礼を申し上げます。また、き

う質問の機会をいただきましたことに御礼を申し

上げさせていただきます。

道路交通法の一部を改正する法律案ということ

で、一部を改正する。今回、参議院先議で、ある

程度議論はもう参議院の方でも出ておりましたけ

れども、来るべき自動運転に備えての法律改正、

そして携帯電話などの使用に関する規制化、この

二つが今回の骨子なんだろうというふうに理解を

しております。

ここ最近、交通事故に関するニュースが本当に

多く報道をされております。横断歩道で、歩行者

が青信号の横断中にもかかわらず事故に巻き込ま

れて、命を失ったり、また大けがをする。非常に

痛ましいなと思いますし、また被害者の御家族、

被害者御本人の心情を察すると、本当につらい思

いに思われるところがございます。幼い保育園の

園児が命を失うという、社会的にも非常に衝撃を

与えた事故もございました。

法律を改正することによって、また一部を直す

ことによって、こういった事故がちよとでもな

くなるのであれば、やはり我々の責任としてしっ

かりと法律は改正をしなきゃいけない。私自身も

そう思いますし、今回質問させていただいたに当

たって、その観点から質問させていただいたとい

うふうに思います。

まず、自動運転と高齢者運転の問題についてお

話させていただきます。

ありました。下半期に多くの発注を行ったということが不調の要因の一つにもなっているというところでございまして、この状態を放置するということでは許されまいと考えております。

警視庁におきましては、先ほど申し上げましたように、下半期に多くの発注を行っているというところが不調の要因の一つと考えております。ことから、債務負担行為の導入、すなわち、工事の完了、支払いが翌年度以降になるという仕組みの導入であります。予算の早期執行、計画的な執行を行うことによりまして、不用額は改善される見込みであるというように聞いてございますが、いずれにいたしましても、引き続き不用額の削減に取り組み、いく必要があると考えてございします。

○塩川委員 ですから、こういう状況がずっと十年も続くというところは、このままではいいのかわからない。現場で事故もある、要望もある、それに応えられていないという状況が続いているということについて、やはり国としてもしっかりと見ておく必要があるんじゃないのかというのを申し上げ、最後に大臣にお尋ねいたします。

このように、国庫補助事業も減り、地方単独事業も減り、そしてその執行状況も必ずしも一〇〇％執行するような状況にない、七割、八割台という東京部の状況も紹介をいたしました。前回、警視庁の設置状況について、一割しかない、これについて、努力したいという大臣の答弁がありましたけれども、ぜひともこういった、しっかりと予算確保に努めて、その責務を果たせるように努力したいとお答えいただいた、そういうことを踏まえて、こういう状況についてどう受けとめておられるのか。その上で、生活道路の交通安全対策の予算措置を抜本的に拡充すべきではないのか。その二点について大臣からお答えをお願いしたい。

○山本閣僚 警察といたしましては、交通安全と円滑を図るため、必要な信号機それから道路標識、道路標示等の交通安全施設等の整備を適

切に推進する必要があるというふうに考えておりまして、近年の厳しい財政状況の中でございしますけれども、必要な予算の確保に努めているところでございします。

今ほど、議員の方から、東京都のこのような事業費、不用額がふえているというように資料をいただきました。これは、我々としても重く受けとめていかねばならないというふうに思っております。また、交通安全施設等整備事業に必要な予算の確保に努めてまいりたいと思っております。それが交通安全の確保につながるような努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○塩川委員 生活道路の交通安全対策を抜本的に強化する、そのことを求めて、質問を終わります。

○牧原委員長 次に、浅野君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲也でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。今日は、道交法の改正に対する質疑ということでありまして、これまで議論されておりますとおり、この法改正によりまして、今後、レベル3の自動運転が国内で可能になる、そんな内容になっております。

私も、国会議員になる前は、民間企業の研究職として、車両にもかかわる技術開発を担当させていただいたことがあるんですけども、本日に日本国内、海外もそうなんですけれども、国内の技術開発の現場では、海外に引けをとらないように懸命な技術開発が行われてまいりました。その現場も見てまいりまして、その現場の方々の熱意たるや、物すごいものがありました。

まず、最初の質問ですけれども、自動運転というものは、人の運転と比べて、より安全で円滑な運転を実現することができると期待がされております。それによりまして、我が国で生じている道路交通に関するさまざまな課題を解決することが期待されるわけなんですけれども、先般、記憶にも新しいと思いますが、五月の上旬、路上を散歩中の幼稚園児の列に車両が突っ込んでたまたまの子供たちが犠牲になった、そして大人たちも犠牲になった、そんな痛ましい事故がございました。こういった交通事故を減らすためにも、より一層行政と産業界の連携というのが重要になっていくというふうに思っています。

また、この自動運転は、事故の撲滅以外にもさまざまな効果を生み出すというふうに認識をしておるんですが、まず最初、この自動運転による効果にどのようなものがあるのか、その見通しについて、政府の見解をお伺いしたいと思います。

○三角政府参考人 お答え申し上げます。自動運転の実現に向けては、ITS統合戦略本部におきまして官民ITS構想・ロードマップを取りまとめておりまして、自動運転の実現目標と、それに向けた取組を定めております。その中で、自動運転により実現する社会像としまして、主に四点を示しております。

まず、事故の削減や渋滞緩和等により、より安全かつ円滑な道路交通社会の実現。二番目に、きめ細かな移動サービスを提供する、新たなモビリティサービス産業の創出。三番目に、自動運転車を使用した移動サービスや物流サービスによる日本の地方再生。四番目に、世界的な自動運転の開発競争に勝ち、日本の自動車関連産業が引き続き世界一を維持する。

このように、自動運転は、これからの日本における全ての人々にとって、新しい生活の足や新しい移動手段、物流手段を生み出す移動革命を起こし、多くの社会課題を解決して我々に豊かな暮らしをもたらすものとして、大きな期待が寄せられて

ております。

○浅野委員 どうもありがとうございます。自動運転が実現することによって、事故の削減や渋滞緩和、そして新たな産業の創出や物流の効率化、いろいろな効果があるということが今ありましたけれども、やはり、国民の視点からすれば、直近の、先ほど触れたような交通事故、これがどのくらい減るのか、その見通しについて興味を持っていらっしゃる方が多いと私は感じていますので、特に交通事故の削減に対して、もう少し具体的な効果の見通しといったものを御説明いただけますでしょうか。

○北村政府参考人 お答え申し上げます。交通事故死事故について見ますと、昨年も三千五百件ほど発生いたしておりますが、その中を見てみると、自動車の運転者による原因が約九割を占めております。

このように、交通事故死事故の多くが運転者によるヒューマンエラーというものの起因していることを踏まえれば、安全で、かつ道路交通法を始めるとする交通法規を確実に遵守する自動運転車が普及することによりまして、交通事故の減少が確実に期待できるものと考えてございします。

○浅野委員 昨年発生した死亡事故の九割以上がヒューマンエラーによるものだというところで、その一点を踏まえても、この自動運転、本当にしっかりとシステムであれば死亡事故のかなり大幅な減少につながるのではないかと、私も期待をしております。この法案の具体的な中身に入ってまいりたいと思っておりますが、やはり、今議論させていただいたような将来の日本の社会、経済、こういったものを実現するためには、この自動運転がどのような環境で使用できるのか、これに関する理解を国民としても深めていかねばいけないというふうに思っています。

やはりこのテーマについては、四月十一日の参議院の内閣委員会でも同じような質問がやりとりされておりました。その際、政府の答弁として

は、自動運転がいつ使用できるのかという条件については、車種ごとに政府が定めるというような答弁がされたというふうに記憶をしております。

ただ、車種ごとにばらばらの条件となりますと、大衆国民としては理解しがたい、産業界としても大変理解が難しくなってくると思いますが、よくよく事務方の話を聞くと、車種ごとに異なるんだけれども、大抵の、全ての車が満たさなければいけない所定の安全基準というものがあつたという話でございました。

この所定の安全基準について、政府の説明を求めたいと思います。

○島政府参考人 お答え申し上げます。

道路運送車両法におきまして、車両は、保安基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならないということとされてございます。

具体的には、車両の安全性の確保及び環境の保全のために、その構造、装置、性能につきましては、国が定めます最低限の技術基準として満たすべき要件を、ブレーキでございましてとかハンドルのございましてとかライトなどの装置ごとに規定してございます。

今般の道路運送車両法改正におきましては、レベル3、4の自動運転車につきまして、自動運転の安全性を担保するために、保安基準対象装置に、運転者にかわり、自動車の運転操作、具体的には、認知をし、判断をし、操作をする、こういった自動車の運転操作を実施する自動運転装置を追加するという措置をさせていただいてございます。

自動運転装置に係ります道路運送車両法に基づく保安基準の具体的な内容は、今後、省令等で規定することになりますが、走行環境条件内におきまして、自動車の搭載者、歩行者や他車に危険を及ぼすおそれがないこと、走行環境条件で作動しないこと、走行環境条件を外れる場合には、運転者に運転引継ぎの警報を発して、引き継がれないときには安全に停止すること、といった規定を

設けることを予定してございます。

また、この自動運転装置の基準につきまして、日本も加盟します。自動車の安全基準の国際調和を図ります場でございます。国連の自動車基準調和世界フォーラム、WP29と申しますが、におきまして、国際基準の議論も行われてございまして、国土交通省としましては、この場において積極的に提案を行うことによりまして、早期の国際基準の策定を働きかけているところでございます。

○浅野委員 つまり、整理をいたしますと、これまで、従来の、全ての車両に求められてきた装置ごとの基準というもののうち、自動運転装置というものが新たに追加されて、その装置に対する基準が今追加されるということでもよかったですね。

最後、触れていただきましたけれども、WP29ですか、国際的な安全基準にも関わらず、WP29でも、これはもう大前提であろうかと思っております。これも、言うまでもなく、日本国内の自動車産業といたしましては、国内の経済を支える非常に重要な産業でございますので、今後、世界への展開あるいは世界水準との調和といった部分については、強い意欲を持ってその整合を図っていただきたいというふうに思います。

続いての質問に移りますが、こちらも四月十一日の参議院の方で議論をされた内容でございますが、自動運転をいつ、どのような環境で使用できるのか、これをドライバーの方にしっかり周知しなさいといふ。その周知の方法について議論させていただきたいと思っております。

参議院での答弁の中を見ますと、メーカー等を通じて販売店などに働きかけをしますと。それによつてドライバーの方に周知徹底を図っていくという、かなりざっくりとした答であったんですけども、この内容を受けて、現場の販売店、販売店業界の方の声を聞けば、丸投げされても困る。店舗によつて、どこまで説明するのか説明内容が異なれば、ドライバーごと、買った店舗によつて理解度が異なることになりまして、そういうのは

やはり望ましくないだろうと。

そこで、やはり、より具体的なガイドライン、指標といったものを政府には期待しているということですが、その点を踏まえて、改めて、使用者に周知徹底する方法について伺いたいと思っております。

○島政府参考人 お答え申し上げます。

自動運転の安全性を確保するためには、先ほど申し上げました自動運転装置の安全基準の策定に加えまして、自動運転車のユーザー及び周囲の交通参加者への、その機能について正しく理解させることが必要だと考えてございます。

レベル3及び4の自動運転車につきましては、今般の改正によりまして、自動運転の安全性を担保するために、その性能に附しまして、自動運転装置が使用可能となる速度、ルート、天候、時間などの走行環境条件を国土交通大臣が付すということとされてございます。

加えて、レベル3の自動運転車につきましては、システムによる運転の継続が困難になった場合に、運転者に運転の引継ぎが必要になってございまして、国土交通省では、自動運転の早期実用化に向けて、保安基準が策定されるまでの間においても安全な自動運転車の開発を進めるため、自動運転車の安全技術ガイドラインを昨年九月に策定しました。

この自動運転車の安全技術ガイドラインにおきましては、自動車販売店などは、自動運転車の使用者に対して、平易な資料等を用いてこれらの作動条件を周知し、さらに、使用者が理解することができるとする措置を講ずることとしてございまして、

私どもとしましては、関係省庁とも連携しまして、引き続き、自動車メーカーなどに対しまして、販売店を通じて周知徹底やオーナーズマニュアルへの記載等について働きかけてまいりたいと思っております。さらに、関係省庁と連携をしまして、自動運転の技術に関するシンポジウムの開催でございまして、広報、PRや、試

乗会の一層の展開、これらによりまして、国民の理解や社会受容性の向上に努める取組を着実に実施してまいりたいと考えてございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

答弁の中にありました、平易な文書を用いて説明をするということなんですが、前回の参議院よりも少し具体的な答弁をいただきましたけれども、現場の方々が、実際、販売店に既にやられてる事例を一つ御紹介しますと、例えば、最近、カメラが車両に搭載されていまして、それが前方の障害物を検知して、いざというときに急ブレーキをかける、そんな新しい機能が搭載されている車も流通をしております。こうした車両の場合、あるメーカーでは、事前に点検記録簿、全ての車両に記録簿は載っているはずだけれども、この点検記録簿のところに、この車はこういうときにこういう動作をしますよというのが書いてありまして、そこを、納車するときに販売店の方と購入者の方で一緒に確認をする。一緒にチェックをして、最後、サインをもらって、そのサインの控えを両者保存する、そんな取組をしているのであります。

自動運転の車というと、今申し上げたようなカメラつき、急ブレーキ機能つきの車とは一段階も二段階も高度なシステムになりますので、当然ながら、一緒に確認をする、そして、確認したという事実をしっかりと両者記録するということが大事になるんじゃないかなというふうに思います。

したがって、これは大臣にも一言御見解を伺いたんですが、既にこういう事例もありまして、現実には、ドライバーが知るべきことを知ったということと一緒に確認して記録を残す、こういったところまでしっかりと、ガイドラインが何らかの指標で示していただきたいというふうに思っております。いかがでしょうか。

○山本国務大臣 お答えをいたします。自動運転車を使用する方に対して、自動運転装置を使用する場合の安全確保上の注意点を周知徹底すること、これはもう極めて重要であります。

し、当然やらなければならないことであるというふうに認識をいたしております。

先ほど、販売店の取組について国交省からも答弁がございましたけれども、警察におきましては、運転者に自動運行装置を適切に使用していただくため、国土交通省ともしっかり連携をしまして、自動運行装置の性能、それから運転上の留意事項などについて、販売店や自動車メーカーがしっかりと説明するように求めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○浅野委員 ぜひ、その求めていく内容に、今のような要素を盛り込んでいただきたいと思いますのでお願い申し上げます。

では、次の質問に移ります。

次の質問は、今回、レベル3の自動運転を想定した場合、ある特定環境下では携帯電話などの操作をしてもいいという条件の緩和がございましてけれども、ここについて政府の見解を求めたいと思います。

やはり、先ほど、政府の資料によれば、携帯電話などを使用していると、死亡事故につながる可能性が、使用していないときと比べて約二倍になるというデータもございまして、今回、そもそも、自動運転というのが初めて導入されるわけであり、先ほど答弁にもありましたが、いざとなつたときにドライバーに運転が返ってくることも想定されるわけですね。ですから、携帯電話の使用などに対しては極めて抑制的であるべきだと私は思っております。

そこで、なぜ今回、携帯電話などの使用を禁止しなかったのか、しなくてもいいと考える理由について答弁をいただきたいと思っております。

○北村政府参考人 お答えを申し上げます。

自動車の運転者には、道路交通法第七十条によりまして、安全運転の義務が課せられております。これは、常に前方や周囲の状況を確認し、ハンドル等の操作を確実に行うことによりまして、他人に危害を及ぼさないような方法で運転しなければならぬということでございます。

携帯電話とカーナビゲーションにつきましては、その普及によりまして事故が増加したということがございまして、平成十一年の道路交通法改正によりまして、運転中の携帯電話使用等を禁止する規定が設けられたところでございます。

この規定でございまして、携帯電話を使用する、カーナビ等の画像を注視するというようなことが、先ほど御説明申し上げました安全運転の義務の履行を困難にするということで、安全運転の義務に上乗せして一律に禁止するとしたものでございまして。

他方、自動運転中、すなわち、自動運行装置を適切に使用して自動車を運転する場合でございまして、この場合には、自動運行装置が、道路交通法に準って自動車を運行させることとなります。

自動運行装置が作動している状態におきましては、運転者が常に自動車の前方、周囲の状況を確認する、その上でハンドル等の操作を行うという必要はございません。そこで、このような場合には、安全運転の義務に上乗せして携帯電話使用等を一律に禁止する事由がないということになるものでございます。

なお、いわゆるレベル3の自動運転では、国土交通大臣が付した走行環境条件の外に出る場合には、運転者がシステムから運転を確実に引き継ぐ必要がございまして、そこで、先ほど大臣の御答弁にもございましたが、改正案におきましては、この走行環境条件外となる場合に、運転者が直ちに運転操作を引き継ぐことができ、そのような状態に陥る場合に限りまして、携帯電話使用等の禁止の規定を適用しないということにしているところでございます。

○浅野委員 要するに、いつでも自分の運転に切りかえられるように注意しておいてくれれば、あとは、基本的には自動運転装置が運転してくれるんだから、使ってもいいよということなんでしょうけれども、私が言いたいのは、やはり、そうはいつでも、

レベル4、レベル5であれば、特定の環境下では自分が運転することがないというふうにドライバーが認識をしますので、今のような考え方でいいと思っております。ただ、今回はレベル3なので、いつ自分のところに運転する必要があるのか、ドライバー自身も予測ができないわけですね。ですから、レベル4、レベル5であれば今の説明でも一定の納得ができるかもしれないんですが、やはり、レベル3においては極めて抑制的であるべきだと私は思っております。

ですから、ちょっと今、またの新聞などのメディアを見ても、この携帯電話の使用に対してはどうなんだろうという意見も見受けられます。ということでは、やはり多くの国民の皆様が、ああ、レベル3、自動運転をしたときには携帯電話を使ってもいいんだ、自由に使えるんだ、やった、そんなふうにも思ってしまうことも想定されますから、極めて抑制的であるべきだということの政府の姿勢は、ぜひとももっと強く出していっていただきたいと思っております。その運用面については今後詳細を検討されていくんだと思いますが、ぜひこの観点、考慮していただきたいというふうに思っております。

では、続いての質問に移りますが、今度は、ドライバーではなく、周囲にいる人たちの立場に立ったときの議論になります。今回、限定された環境ではありますけれども自動運転が可能になった場合、周囲の人に対してそのことをどうやって知らせるのかという議論であります。

当然ながら、自動運転システム自体は安全が確認されたものが市場に出ますから、予測しない動作をするとか、そういうことは極めて抑制されるのではないかとこのように思っておりますけれども、とはいえ、初めて自動運転車両が世に出るわけですから、周囲のドライバーに対して、あるいは周囲の歩行者等に対して、何らかの形で自動運転中であることを通知する手段、これを設けるべきではないかというふうに思っておりますが、この点について、政府の検討状況あるいは考え方を

について答弁をいただきたいと思っております。

○北村政府参考人 お答えを申し上げます。

自動運転におきましては、運転者は前方あるいは周囲を見ていることもよいということ、極端なことを言いますと、脇見をしているということは問題にならないということになってまいりますが、他の交通主体の方々が見たときに不安を覚えるということも考えられるわけでございます。このように、他の交通主体に与える不安の解消という点からは、自動運転中であることが外部から確認できるようにすることは望ましいと考えてございます。

実際に自動運転中であることを外部に表示する場合に、その表示する機能が車両に組み込まれるということが必要になりますので、その場合には、道路運送車両法あるいはその下位法令であります保安基準等におきまして何らかの規定が必要になるということでございますから、その点につきましては、現在、国土交通省におきまして、又は自動運転車の国際的な標準づくりの議論も行われておりますので、そういう議論の場を通しまして、現在検討されているところと承知いたしております。

私どももいたしまして、交通の安全や他の交通主体の安心の確保という観点から、国土交通省また自動車メーカーとも緊密に連携を図りながら検討してまいりたいと考えてございます。

○浅野委員 今、国交省や、あとは国際的な議論もされているということなんですけれども、これは二〇二〇年度、このし、来年にはマーケット対象の車両が出てくるわけですね。そう考えると、残された時間は極めて少ないと思っておりますが、これは間に合うようなペースで議論されていると認識されておりますか。

○北村政府参考人 お答え申し上げます。

今ありました、自動運転中であることを外部に表示する表示の機能でございますが、今、日本も入ります。先ほどのWIP29という国連の場で議論を進めているところでございまして、できるだけ

早期に議論がなされるよう働きかけてまいりたいと思っておりますが、国際基準が策定されるまでの間におきましては、国内においては、例えばステッカーの表示等について関係者と検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

今、ステッカーなどというふうなありました。車両に埋め込まれた装置以外の方法もあると思っておりますので、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

既述の質問ですが、もし事故が起こった場合の責任の所在について、少し考え方を確認させていただきたいというふうに思います。

さよう議論したいのは、今回レベル3の自動運転を対象にしていますが、将来的にレベル4、レベル5という、完全自動運転というものを金銭に置きながら議論したいと思っております。

特に、ドライバー自身に問題のないケース、例えば自動運転装置自体が突発的に故障した場合、あるいは自動運転にかかわるネットワークが突発的に異常な状態に陥った場合など、突発的な事態を想定しての質問になりますけれども、特に知りたいのは、こういうケースで事故が起こった場合に、民法上あるいは刑法上、運転手に責任が発生し得るのか、この点が非常に強いというふうな声をいただいております。

この点について、政府の考え方、御答弁をいただきたいと思います。

○島政府参考人 お答え申し上げます。

自動車による人身事故における民事上の責任につきましては、現在の自動車損害賠償保障法では、民法の特則として、所有者などの運行供用者に事実上の無過失責任を負わせて、交通事故による被害者の迅速な救済を図っております。

自動運行装置を用いました運転中の事故につきましては、国土交通省におきまして、民法、保険法の専門家などの有識者によって構成されます自

動運転における損害賠償責任に関する研究会において検討を進め、昨年三月に報告書を取りまとめるところでございます。

その結論としましては、被害者救済最優先の考え方のもと、レベル3、4の自動運転の段階では、現行の自賠法による運行供用者責任を、自動運行装置を用いた運転中の事故にも適用することが妥当とされたところでございます。

これによりまして、自動運行装置を用いた運転中の事故について、保険会社は、従来の自動車事故と同様に損害調査や賠償金の算定を行った上で、運行供用者にかわりまして、事故の被害者に対して迅速に自賠法上の保険金を支払うこととなります。

その上で、事故が自動運行装置の欠陥等によって引き起こされたことが判明した場合につきましては、保険金を支払った運行会社によりまして、自動車メーカーに対して製造物責任法に基づき求償がなされることとなりますが、その実効性を担保するために、自動運行装置の一部として設置を義務づけることとしており、いわゆるデータ記録装置、自動運行装置の作動状態を記録する装置がございまして、その活用手法等について関係者による実務的な検討を進めているところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

まだ答弁あります。

○島政府参考人 済みません、刑事責任についてもお尋ねがございましたので。

犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づいて個別に判断されるべきですので、一概にお答えは困難でございますが、一般論で申しますと、お尋ねのあったような自動運行装置を使用中の交通事故という場合には、運転者につきましては過失運転致死傷罪の成否が、そしてその運行装置の製造に関与した者については業務上過失致死傷罪の成否が問題となり得ます。

いずれも過失犯でございますので、過失、すなわち注意義務違反が認められる場合に成立いたします。

ですが、その判断に当たりますのは、これはもう個別の事実ごとに、事故発生の際の状況等と、当該自動運行装置の性能、状態等の事情が考慮され得るということになるかと思っております。

お尋ねのように、事故の原因というのがその装置の異常であったとしたとしても、そのこと自体から直ちに、製造に関与した者に過失が認められるということにはなりませんし、また一方で、そのこと自体から直ちに運転者の過失が否定されるということもならないのでございまして、先ほど申し上げたような事情を考慮して、個別に判断されることになるかと考えてございます。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

ぜひ、今の議論の中で国民の皆様を知っていただきたいのは、民法上の責任でいえば、自動運行中にシステム原因で事故が起こった場合であっても、一旦は運転者が無過失責任のもと責任をとって、その後、製造者あるいは関係する方々の責任の議論に移っていくということ、一旦は自分が引き受けなければいけないということ、刑法上の話についても、直ちに製造者に責任が回るわけではなく、場合によってはドライバー自身の責任も発生し得るということ、この点はドライバーの方自身もしっかり意識していただかないといけないですね。

やはり、自動運転車だから全部車に任せて自分には責任がない、そういう意識で運転されてもらうては困るんだということをしっかり周知していただかなければいけないと思っておりますので、ぜひ、その点は政府の方から周知をお願いしたいというふうに思います。

既述の質問に移りますが、今度は、自動運転装置のソフトウェアをどうやって更新するのかという点の議論になります。

私も昔、そういう仕事をしておりましたので、システムがどれだけ膨大で、どれだけ複雑なプログラム構成をしているかというのは何となく理解はしております。そして、全てがオープンではなく、当然ながらブラックボックスの部分もあると

いうことでありまして、このソフトウェアをどうやって審査するのか、そしてどういう更新内容であれば許可を必要とするのか、あるいは片っ端から許可制にするのか、そういった点について、政府の今の考え方を求めたいと思っております。

○島政府参考人 お答え申し上げます。

自動車の電子制御装置に組み込まれたプログラムの改変による改変を電気通信回線の使用などによりまして行う特定改変等の適切性を確保するために、まずは、許可の申請者が、適切なプログラムの管理やセキュリティの確保を始め、特定改変等を的確に実施するに足る能力等を有していること、それから、許可の申請に係るプログラムの改変によりまして改変された自動車が保安基準に適合すること等を許可の要件とすることとしてございます。

また、これらの要件への適合性に係る技術的な審査につきましては、独立行政法人自動車技術総合機構において行うこととしてございまして、具体的には、まず、申請者の能力につきまして、改変のためのプログラムを管理するサーバーと車両を接続する通信システムを含めまして、サーバーから車両までを対象とした一体的なサイバーセキュリティ対策を構築し実施する能力を有しているかどうかといった観点から、先ほどの国際的な動向も踏まえつつ、書面や実地検査等の技術的な審査により確認をします。また、プログラムの改変により改変された自動車の保安基準適合性につきましては、自動車の型式指定における通常の審査と同様に、電子制御装置に審査対象となるプログラムを組み込んだサンプル車を用いまして、走行試験などを行うことによりまして確認をすることとしておる予定でございます。

この場合におきまして、委員の御指摘の、自動車の電子制御装置に組み込まれたプログラムの改変による改変につきましては、その目的に応じて内容は千差万別でございますが、その適切性が確保されるかどうかについては、原則としてプログラムごとに確認を行う必要があります。

この場合におきまして、委員の御指摘の、自動車の電子制御装置に組み込まれたプログラムの改変による改変につきましては、その目的に応じて内容は千差万別でございますが、その適切性が確保されるかどうかについては、原則としてプログラムごとに確認を行う必要があります。

しかしながら、複数の特定改造を同一の組織、体制のもとで実施する場合にありましては、その許可に当たっては、必ずしも改造のためのプロダクトごとに申請者の能力及び体制の適切性を個別に確認する必要はないと考えられますことか、当該許可に係る確認の一部を簡略化するなどの運用を行うことによりまして、申請者の負担軽減に努める。

一方、許可を受けた者に対する監査などの事後チェックを適正に実施することによりまして、自動車の特定改造を行う者の能力及び体制の維持に万全を期してまいりたいと考えてございます。

○浅野委員 時間が参りましたので終わります。自動運転車両の安全かつ適切な利用により、日本国内の暮らし、経済がより発展することを願いながら、終わります。

ありがとうございます。

○牧原委員長 次に、初鹿明博君。

○初鹿委員 立憲民主党の初鹿明博です。

きょうは道路交通法の改正案の審議ということですが、ほかの話題も少し質問させていただきます。

まず最初に、法案の方から入りますけれども、先ほど来から自動運転の話題と携帯電話の使用のことが続いておりますので、私からはちょっと違った観点で質問をさせていただきます。

これは私も以前から非常に不思議に思っていたんですけれども、引越して住居が変わったり、あと、女性の場合、結婚されて姓が変わる、男性の場合もありますけれども、そういったときに、免許を新しいものにできるのではなくて、裏に記載をするということと対応されていたわけですね。

私も去年引越して、裏に書かれたんですが、ちょっとした手間なんですけれども、例えば、家に不在通知があった郵便局に行ったときに、免許証、身分証明書を出します。それで、住所を記載してもいいですかと言われたときに、裏に書いてありますからと言わないとなかなか書く

人も気づかなかつたというところで、前から、何でこれは新しいものにしないのかなと思いついておりました。

今回これが再交付できるようになるということ、これは非常にいいことであると思うんですが、特に、名前が変わって、姓が変わったような方にしてみれば、前の姓のままずっと免許証が、裏に書いてあるといえ、持ち続けるということにすごい抵抗感のある人もいるんじゃないかと思

いますので、これは非常に前向きだと思います。そこで、もう一つ、私から提案をさせていただきます。

実は私、ことし、免許の更新だったんですが、誕生日が四月十五日だったんですね。前回は更新のときに、ぎりぎりになるまで忘れていて、慌てて更新に行ったので、今回は早目に行こうということ、三月中に行きました。更新をしたところ、ことしから元号だけじゃなくて二〇二四年までという記載がついたんですが、その後に引っ張

して平成三十六年までと書かれているわけですよ。四月以降に更新していれば、これは多分、令和五年ということになっていただんだと思います。平成のままでした。

恐らく、もっと前に更新されているような方とか、選ばれるということが決まる前に更新しているような方などとも思うので、そういう方は、平成三十二年とか三年とか、現実的には絶対ならない年号が免許に書かれている。

気にならない人は気にしないのかもしれないけれども、やはり何となく持っているのは違和感があるなという人もいるんじゃないかと思ひますし、せっかく令和に変わったから、令和と書いてある免許にしたいという人もいるんじゃないかと思ひます。

○山本國務大臣 お答えをいたします。そこで提案なんですけれども、この際、元号を変えたいという方についても再交付を認めるようにしたいかかと思ひますが、いかがでしょう。

現行の道路交通法では、運転免許証の再交付申請は、運転免許証を亡失又は滅失した場合などに限られているところでございます。しかしながら、氏名、住所などの記載事項の変更があった場合にも運転免許証の再交付申請を認めてほしい旨の要望があることから、今回の道路交通法改正案においては、内閣府令で定める場合には運転免許証の再交付申請ができることとしたしております。

委員お尋ねの場合でございますけれども、実は私の免許証も平成で、去年更新したところでございますけれども、その再交付申請ができることとする方向で現在検討しているところでございますので、いましばらくその様子を見守っていただければと思ひます。

○初鹿委員 検討しているということですので、内閣府令が決めれば令和にかえることができることになるということですね。

恐らく、先生方の中にも、平成三十三年とか二年とか、そういう更新期限になっている方もいると思ひますので、もし変わればかえられるということですので、かえたい方はぜひかえていただきたいと思ひます。

先ほど金子議員の質問でも出ていたと思うんですが、高齢のドライバーの方の免許の返納について少し伺いたいと思ひます。

最近、いろいろな死亡事故などがあつたりということ、返納が大分進んできているということ、だと思ひますが、そうはいっても、まだ返納しないで、運転することはないんだけれども持っている人というのは、少なからずいるんだらうと思ひます。

先ほど金子議員は、地方で、交通の手配が余りなくて運転をせざるを得ないというようなことをおっしゃっていただきました。私は東京の二十三区で、地下鉄もバスも公共交通機関は発達しているんですけれども、それでもやはり免許は持っておきたいという人は少なからずいますよね。それで、それにかわる、身分証明書がわりとし

て運転経歴証明書というものを発行するということが今行われているわけですが、まだまだ十分にそのことが周知されていないということを感じるので、自主返納だけだった一銭もかからないんですよ。でも、運転経歴証明書を発行してもらうと手数料がかかるんですよ。

それは、ちょっと事実確認ですけれども、手数料、かかるんですよ。

○北村政府参考人 お答えを申し上げます。運転免許証の自主返納そのものにつきまして手数料が必要ないという点、委員御指摘のとおりでございます。

その一方で、自主返納された方の申請により交付されます運転経歴証明書の交付手数料でございますが、実は、運転免許証の交付手数料とは異なります。道路交通法及びその施行令には手数料の規定はございません。他方で、実際の事務を行うということございまして、都道府県それぞれ条例において手数料が必要とされているという状況でございます。

○初鹿委員 今答弁にあつたとおり、各都道府県で若干違うようなんですが、大体千円程度、千円とかそれぐらいの金額で発行を受けることになるということなんです。

何人かの方とお話を聞いて、お金を払うんだつたらそのまま免許を、運転しなかったとしても、免許でもいいかな、万が一のときに運転することもあるかもしれないからということで、運転免許を持っただけにしよう方もあるんだらうなと想像するんですよ。

ここで、実は返納した方が得になるんだというところがわかったら、千円払っても経歴証明書に切りかえようかなということが出るんじゃないかと思ひます。

代替フロン回収率向上に向けた取組みについて

2019.5.17 (fri) 環境委員会 フロン法改正案 (法案審議)

現状・課題意識

- オゾン層破壊の懸念から特定フロンは1987年のモントリオール議定書以降使用が制限。
- 他方でオゾン層を破壊しない代替フロンの温室効果は二酸化炭素より最大約1万倍高い。
- 代替フロンに代わる冷媒の開発と並行して、回収率向上に向けた取組みが必要。

委員会での 浅野の発言要約

「2015年から今日までフロン回収率は約38%と低調に推移おり、対策は急務。製造メーカー側の協力を得ながら、機器自体のフロン回収状態を見える化し、回収作業の効率化を図るような取組みを求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「ご指摘を踏まえながら、いかに冷媒を回収するときの回収残を可能な限り減らすことができるか、その対策について技術的な検討を進めていく。」



森下政府参考人

第百九十八回国会
衆議院
環境委員会
議 録 第 六 号

令和元年五月十七日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 秋葉 賢也君

理事 伊藤信太郎君 金子万寿夫君

理事 武村 展英君 ときしきなおみ君

理事 堀内 昭子君 生方 幸夫君

理事 小宮山孝子君 古屋 範子君

理事 秋本 真利君 勝俣 孝明君

菅家 一郎君 木村 弥生君

笹川 博義君 高橋ひなこ君

武部 新君 百武 公親君

福山 守君 古田 圭一君

三浦 靖君 務台 俊介君

長尾 秀樹君 堀越 啓仁君

山本和嘉子君 横光 克彦君

浅野 哲君 西岡 秀子君

富田 茂之君 田村 貴昭君

細野 豪志君

政府参考人
(環境省自然環境局長) 正田 寛君
環境委員会専門員 関 武志君

委員の異動

五月十七日

辞任

屋良 朝博君

同日

辞任

浅野 哲君

補欠選任

浅野 哲君

同日

補欠選任

屋良 朝博君

本日

の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件

フロンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

○秋葉委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、フロンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、本案に対し、生方幸夫君外二名から、立憲民主党・無所属フォーラム、国民民主党・無所属クラブ及び日本共産党の共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。生方幸夫君。

フロンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案(本号末尾に掲載)

○生方委員 おはようございます。

ただいま議題となりましたフロンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付したとおりであります。

フロン類対策については、フロン類が強力な地球温暖化物質であり影響が長期に及ぶこと、加えて代替フロンは環境影響や人体影響などの検証が不十分であり将来的なリスクを含んでいることに鑑み、その使用に関しては速やかに抑制をすべきであると考えます。本法案では、フロンの回収と破壊について、罰則を追加し、できる限り対策を強化したことは評価しますが、より明確に脱フロンの方向性を明確にすべきであり、法案の修正を行う必要があると考えます。

以下、その概要を御説明いたします。

第一に、この法律の基本原則として、可能な限り、二〇五〇年までにフロンの大気中への排出がなくなることを目指すこと、フロンの代替物質を冷媒その他の用途に使用するために必要な技術の早期の普及を図ること、フロン類使用製品に使用されているフロンの再生等フロンの循環的な利用を進めること、フロン類使用製品の使用等に際してのフロンの漏えいの防止、冷媒として充填されているフロンの類の適切な回収及び破壊の実施その他のフロンの適切な管理を行うことを明記することとしております。

第二に、主務大臣がフロンの管理の適正化に関する指針を定めるに当たっては、新たに法律上明記されることとなります基本原則にのっとり、第三に、政府は、この法律の施行後五年を目途

として、フロンの使用の抑制及びフロンの排出の抑制の状況を踏まえつつ、フロン類使用製品の製造及び輸入の禁止その他の規制をすること、フロン類使用製品の製造又は輸入を業として行う者に対しての経済的な負担を課することその他のフロンの使用の抑制及びフロンの排出の抑制のために必要な措置のあり方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。

以上が、本修正案の趣旨及び概要であります。委員各位の御賛同を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○秋葉委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○秋葉委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官宮崎雅則君、農林水産省大臣官房審議官水山裕二君、経済産業省大臣官房審議官上田洋二君、環境省地球環境局長森下哲君、環境省自然環境局長正田寛君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○秋葉委員長 これより原案及び修正案を一括して質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。福山守君。

○福山委員 おはようございます。自由民主党の福山でございます。

きょうは、私に与えられた時間は十五分でございます。時間の関係上、すぐに御質問に入りたい

というのは大体国際的に決まっていることでありますけれども、同時に、ここまで、はっきり言っているのは、あるいはほかの国では余りない。EUが大分そういうことで進んでいる、やっているように見えますけれども、いずれにしても、それをひたすら発展途上国相手ばかりでなくて、国際的にも、日本の経験も踏まえて皆さん方に訴えるということも大事であると思いますし、同時に、それは今度のG20でも、私が議長をやりますから、そういう観点から各国の皆さんにもそれを紹介したり、またお願いしたい、そういうことを考えております。

○山本(和)委員 ありがとうございます。

大臣、具体的に意気込みをしつかり述べていただいたので、本当に心強いことだと思っておりますが、野党提出の修正案も含めて今後しっかりと検討もしていただきたいと思いますし、フロンの影響を本場に自事のように考えて、日本全体が、そういうフロンの対する認識も含めて、地球温暖化に対する意識をもっと深めていただけるような取組、環境省始め政府一丸となってやっていただきたいと思います。そのことを申し上げまして、本日の質問を終わらせていただきます。

○秋葉委員長 ありがとうございます。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲也でございます。本日はよろしくお願いいたします。

今から数日前の十五日のことになるんですが、でも、ハワイにあるマウナロア観測所というところが、地球の大気中のCO₂濃度の最新値を発表したという報道がございました。私、専門ではないので細かいことはわかりませんが、四、五ppmという数字が出たようであります。ちなみに、産業革命前の大気中の濃度は二八〇ppmということで、産業革命以降、その数値が数十%上がっているという状況というのが実際にデータで確認をされて、もちろん史上最高値を記録したということでありました。

今現在、御存じのように、地球温暖化対策というのが地球規模の社会問題になる中で、今回のオゾン法についても、法律の成立当初はオゾン層破壊を防止するための対策でしたけれども、代替フロンの普及が進んで、オゾン層破壊ではなく、今度は地球温暖化係数が高い代替フロンのふえてきたということで、地球温暖化対策という要素が今強くなってきたわけでありまして、やはりパリ協定で取り決めた世界共通の目標を達成するために、日本としてもこの目標に対してしっかりと取り組んでいかなければいけないと思っておりますし、今回、このフロンの法、その中でも重要な法改正だと私は思っておりますので、ぜひともその法律の実効性を高めていきたいと思います。本日質問させていただきたいと思っております。

まず、本日の委員会の中でも何度か質問が出ておりますが、改めて、現在のフロンの回収状況というものを聞かせていただきたいと思います。最新値に加えて、できましたら回収の年次経過、これまでの推移も含めて御答弁をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○森下政府参考人 お答え申し上げます。

フロンの回収率でございますけれども、さかのぼりますと、平成十四年のフロンの回収率、十年以上三割程度という数値でございます。この法改正でユーザーが機器の管理者として法律上に位置づけられたことで、機器の適切な管理に対するユーザーの認識が高まったということがございまして、廃棄時回収率も一定程度向上をいたしました。二〇一七年でその数値は三八%ということになっておりまして、現在、直近でも四割弱というふうになっているところでございます。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

現在、二〇一七年時点で三八%ということで、これが低いという課題は全員共有しているのではないかと、政府の資料では、二〇二〇年にこの目標を

五〇%、そして二〇三〇年に七〇%というふうに置いていただければいいと思いますが、これは、これまで長年にわたって取り組んできたにもかかわらず、なかなか回収率が上がらない、この原因をしっかりと分析して、実効的な対策をとっていただければいいというふうに思います。

そこで、改めて確認させていただきたいんですが、過去の法改正の際、附帯決議の中で、この回収にしっかりと取り組む旨の決議をしていただいております。資料の二と資料の三に、平成十八年改正時に衆議院における附帯決議の内容、そして、平成二十五年改正時の同じく衆議院における附帯決議の内容というのを記載してございますが、それぞれ赤線を引いた部分について、回収が確実に進むように、周知を徹底して、適切な指導助言を行う、そして関係者の自主的な取組を推進すること等の決議がなされております。

まず伺いたいのは、過去のこうした附帯決議を受け、取り組んだ回収率改善策、そして、それでもなお現在三八%という現状なんですけれども、主な要因というのを、改めて整理しながら御答弁をいただきたいと思います。

○森下政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のありました資料の二の、例えば平成十八年改正における附帯決議への対応ということでございますが、まず、赤線が引いてございまして、本制度の周知を徹底し、適切な指導、助言を行うとともに、この周知を徹底していただきたいと思います。この附帯決議を受けていただきたしまして、平成二十五年のフロンの法改正以降、平成三十年末までに、都道府県、業界等を対象に、全国で百回以上の説明会を開催してきてございます。また、ユーザーの皆様方等に対しては、パンフレットを六種類のものをそろえさせていただいて、計十二万部、これを配布して周知を図っているというところでございます。

めぐりまして資料の三の部分でございますが、最初の赤い線の部分でございますが、平成二十五年改正の、適切な施行に取り組むことというこ

で、こちらにつきましても、改正法の説明会の開催ですとか業界団体の説明会への説明員の派遣、そういったことを実施しまして適切な施行に取り組んできたというところでございます。

その下にあります五番目の赤線の部分でございますけれども、これは、いろいろなさまざまなフロンの回収に関するデータの精度の向上等々でございますけれども、フロンの廃棄時の回収率を算定するに当たりまして、ちょっと専門的になりますが、分母となる数値でございますけれども、これは、フロンの含有率と機器の別、出荷台数、そういったデータを用いまして算出しているというところでございます。

この算出方法につきましては、随時、有識者の方々からアドバイスをいただく、あるいは業界への実態ヒアリング、こういったことを行って適切に精度を確保する、そして改善するというところを行ってございまして、

七ボツにまた赤線の部分がございますが、これは周知の部分でございます。先ほど申し上げました、平成二十五年以降、都道府県、業界等を中心に、今さまために説明会を実施、あるいはパンフレットをつくっているというところでござい

す。しかしながら、廃棄時の回収率、依然として四割弱にとどまっているというところでございまして、要因分析を産産省さんと一緒に進めたところ、冷媒回収部分のうち半分強が回収作業自体が行われていない、そういうことに起因をしているということがわかりました。また、特に、建物の解体時に廃棄される機器について回収実態が低調であるということが明らかになっているというところでございます。

○浅野委員 どうも御答弁ありがとうございます。これまでの附帯決議の内容に対応する形で説明会やパンフレットの作成、配布をしてきた、また、正確な回収率を見積もるための算術的な方法の見直しも行ったということですが、それ

で、最終的な要因分析結果が、実は回収しなければいけなかったものが回収されていまして、残存したというものは、はっきり申し上げれば大変残念であります。

やはり、こういうルール、あるいは周知活動というのは、実際に相手の行動に反映されなければ、全くやっただけの意味がないと言われても仕方ないことではあると思いますが、ぜひとも要因分析結果を次の事業者の行動に結びつけるような対策をとらなければいけないと思います。法案の中身に入る前に、この点に關して、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○原田国務大臣 浅野委員が御指摘されるまでもなく、こういう行政規制法というのは、まず法律で改定だけでは、はるかに十分ではありません。まさに結果が出て、結果を出して、それが意味があったということではないかと思っております。平成二十五年改正における、ユーザーが機器の管理者として法律上位置づけられ、ユーザーの適切な機器管理の認識が高まったことで廃棄時回収率も一定程度向上したというふうに見えております。ただ、一方で、回収率は依然として四割弱にとどまっております。さらなる対策が必要なのも事実でございます。

今般提案する法改正により、フロン類の回収率が確実に向上するよう厳しく取り組んでまいりたい、法の運用を取り組んでまいりたい、こういうふうな考えでございます。

○浅野委員 ぜひよろしくお願いいたします。続いての質問に移りたいんですが、この法案の中身で、直接罰を導入するんですか。自治体に協議会を設けて、その実効性を高めていくという対策もある程度盛り込まれているというように理解をいたしております。

私がこれから議論したいのは、実際に、では回収事業者がちゃんとこの法の趣旨にのっとって回収作業をしてくれるようになったときに、次なる壁がまだあるんじゃないかというふうに思っております。

一つは、政府の要因分析によれば、残存する、回収し切れなかった冷媒がなぜ回収し切れなかったのかというところ、一つは御答弁をいただいた、そもそも回収をしていなかったからという理由であります。もう一つは、回収作業はしたんだけど、実はタンクの中にまだ残っていた、そういう要因もあるわけですね。

私は、これからこの法の趣旨がしっかりと履行された場合に次の壁になるのは、回収作業をしてもなお残る冷媒をいかに減らしていくか、ここについてもしっかり考えていただかなければいけないかなというふうに思っています。

そこでですけれども、ここからは少し提案的な質問になりますが、実際に回収するときの方法としては、ガスの状態の冷媒をガスの状態のまま回収するという方法と液体の状態の冷媒を回収するという、大きく二つの方法があるそうなんですけれども、気体のまま回収する場合ですと、気体だけ吸い取っても、実は中に液体状のものがまだ残っているというケースがどうやら多々あるようなんです。

業者としては、全部、ガスがもう出てこなくなったから回収は済んだという判断をして回収済みということにするんですけれども、実際にはそうではないケースもある。であれば、その機器自体にまだガスが残っているというところを表示する機能、あるいはそういった手段を備え付けるような対策も講じていくべきではないかというふうに思っています。

○森下政府参考人 お答え申し上げます。回収をされたフロン類でございますけれども、現状では、ポンプに回収した重量を測定しまして行程管理票に記録をする。そういう仕組みがもう既に導入をされております。これをチェックしますと、関係者が回収量を把握できるということになります。回収量が非常に少ない場合は、ユー

ザーがあれつというところで気がつく、そういうことができる、そんな仕組みとなっております。それを申し上げた上で、この機器の表示機能につきましては、配管中の冷媒量の把握と申しますのが困難、あるいは技術的な課題もあるかというふうな考えられますけれども、いただいた御指摘も踏まえながら、いかに冷媒を回収するときの回収率をできるだけ、可能な限り減らすことができれば、その対策について、技術的な検討を私どもも進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○浅野委員 ぜひよろしく申し上げます。ここはある程度、製造メーカー側との共同も必要になってくると思いますので、ぜひ政府としても積極的な姿勢を示していただきたいと思います。そして、今少し触れていただきましたが、これは回収作業のときの作業効率率というののも高めていかないといけないと私は感じています。

資料の四には、冷媒の市中ストックと使用機器の台数というのを、環境省の方からいただいた資料なんです。下は、機器台数というのが約二億台、市中にはあるというふうな書いてあります。これからこれが、一気にではないけれども順次回収作業を行っていくかなければならないんですが、私、少し勉強させていただきまして、冷媒回収作業をどのようにやるのかというのをちょっと確認をいたしました。

簡単に申し上げれば、回収する例えばエアコンの室外機に圧力計をまず取り付けて、その圧力計を介してコンプレッサーにつないで、このコンプレッサーはガスを中から引っ張る役割なんですけれども、このコンプレッサーで引っ張ったガスを大気の温度に合わせるための熱交換器を取り付けて、その先に収納するタンクを接続するんです。

これは毎回毎回その接続作業からスタートをしないといけない。これを大量に発生する廃棄物一つ一つにやっていくというのは大変な作業なわけ

です。非常に人件費もかかります。ですから、これからしっかりと回収作業をしていくというためには、この作業効率を上げるための対策も必要だと思っております。これについても政府の答弁をいただきたいと思います。

○森下政府参考人 冷媒を回収するときに回収残が出るということでございますけれども、なぜ回収残が出るのか、その要因につきましては、専門家、関係者の間で意見が分かれているという状況でございます。

このため、環境省、経済産業省共同で、専門家の協力もいただきながら、技術的な見地から要因分析と対策の検討を今後進めていく予定といたしているところでございます。いただいた御指摘も踏まえて、まずは要因の分析を進めて、その結果を踏まえて適切な対策を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○浅野委員 ぜひよろしく申し上げます。次は、一般の事業者からいただいた声を少し、一つ紹介したいと思います。

今、とにかく作業に時間がかかるんだ、そういう話をさせていただきました。これは実際、現場からもうこういう声は上がっておりまして、時間をかければ、ポンプを真空に引いてから作業を開始できるんだけれども、契約した料金ではそんな時間がかかることができない、その結果、吸引が中途半端になってしまふ、そんな声もあります。また、そもそも、回収業者として見合う正当な金額で発注されていないことが問題だと。その結果、回収する機器の金属くずみたいなものには価値物なんですけれども、そこに含まれているフロンガスというのは、業者からしたら、コストが発生する厄介者のような位置づけになってしまっているんです。

○森下政府参事 答えたいと思います。

フロン類の充填回収業者につきましては、都道府県知事の登録制という制度がもう導入をされてございます。また、省令で定めます回収基準というものがございまして、この回収基準に従って回収作業を事業者の方々が行っていただくということが既に法律に基づいて義務づけられているというところになっておりまして、充填回収業者による不適切な回収行為は抑止できる、そういう仕組みが既に導入をされているというふうに考えてございます。

また、費用のお話ございましたけれども、フロン類の回収にかかる費用につきましては、法律上、第一種特定製品の管理者において負担すべきものと明確に規定をされてございまして、関係業者に対しては、引き続きその趣旨の周知を徹底してまいりたいというふうに考えてございます。

○浅野委員 ぜひよろしくお願ひします。

大臣、これまでの、何点か提案型で質疑をさせていただいたんですが、まずは回収残りがなくどうか、機器自体にそういう見える化の対策をとることですか、あるいは、そもそも煩雑な作業をもつと簡便にできるような対策をとるんですか、今申し上げた取引環境の改善、こういったことが、この法案が成立したとしてもなお残っていく課題になっていくと私は思っています。こうした環境の整備、対策等に向けて、大臣の方から一言いただければと思います。

○原田国務大臣 委員おっしゃるように、いかにその法律が目指した、政策の目指した方向で実効性が上がるかということが大事なことでございまして、思います。

今、非常に技術的な観点から御提案いただきましたけれども、どうしても、回収残りがたまったのでは余り意味がないと思いますか、お聞きしますと、パイプによつては、百メートルぐらい長いパイプがありまして、そうすると、それを真空中で吸引するとか、コンプレッサーで押し出すとか、いろいろ方法はあろうかと思ひますし、ま

た、御指摘のように、関係する業者といえますか、業界がどういふような取引の中で皆さんが仕事をされているかというのは、これも非常に大事なことでございまして。

また、見える化という御提案もありまして、その辺がやはり、みんなが公明正大にかかわりながら、その中で、あるいは、いろいろな意見、またいろいろな技術改善等の意見等も出てきようかと思ひますので、その辺も踏まえて行政の側でしっかりまた取り組んでいきたい、こう思っております。

○浅野委員 どうもありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

本当に地球温暖化対策、このフロンの回収率向上一つとっても、直接罰を設けるとか、あるいは、地域で協議会をつくるだけではやはりどうしてもクリアできない現場の課題というのがございまして、そうしたところも念頭に置きながら、運営という、行政からの管理監督、助言というものはしていかなければいけないと思ひますので、この観点はぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

私たちの子供や孫や、未来の日本に住む皆さん、あるいは世界に住む皆さんがこの影響を受けますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いての質問に移りますが、資料の五をございください。

これは、ちよつと簡単にお伺ひします。

キガリ改正に基づく国全体のフロンの消費量の増加ということなんですけれども、このベースでいくと、二〇二九年以降、この基準を逸脱してしまふおそれがあるということで、グリーン冷媒技術の開発というのが急がれるわけでありまして、ここについて、これまでの答弁でもお伺ひいただきましたので、きょうは、時間の都合もあり、意見にとどめさせていただきますが、ぜひESG資金等の民間資金が流入するような仕組みも考えていただけないかというお願ひであります。

済みません、時間の関係で、これはこれのみにさせていただきます。

続いて、野党の提出法案について質問させていただきますが、今回、野党提出法案の中では、基本原則を追加すべきという提案がなされております。

その内容については、ここではあえて申し上げませんが、どれも趣旨としては私は妥当なものであろうかと思っておりますが、改めて、この追加の背景と狙いについて、お答えをいただけますでしょうか。

○小宮山委員 質問ありがとうございます。

近年、気候変動対策が急務となる中で、政府においても、フロン類の排出を抑制するための施策の検討が進められているようでありまして、私も、委員も御指摘のとおり、遅々として進まず、実効性が上がっていないのも現実でございまして、冷媒代替を進めることは、高い技術力を有する我が国の企業の成長のため、市場環境を整え、国際展開を後押しすることにもつながります。

そこで、本修正案においては、基本原則を定め、グリーン冷媒の普及を図ること、フロン類の循環的な利用を進めること、フロン類の適正な管理を行うことにより、可能な限り、二〇五〇年までにフロン類の排出をゼロとすることを目標とし、その期限を明記して、重点的な施策の実施を行うこととしております。

この基本原則を追加して、施策の方向性を示すことで、温暖化対策をより進めることを狙いとしております。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

今の答弁の中でもございましたけれども、目標を決めて取り組むべきである、非常に重要な点だと思ひます。

やはり、これまでの議論も通じまして、しっかりとこの法制度が市場において履行されるように、その結果、目標が達成されるわけですから、何度お申し上げますが、ぜひ実効性を高めていただきたい。お願ひいたします。

最後の質問に移りますが、海外におけるフロン回収、破壊、再生処理等に対して、こうした日本の取組というのがどのように貢献していくべきなのか、海外に向けた日本政府としての方針というのを最後に御答弁いただきたいと思ひます。

○原田国務大臣 我が国のフロン回収、破壊、再生処理のシステムは、回収量を正確に把握し公表するなど、世界的に誇ることで先導的なものである、そういうふうな認識をしております。

こうした知見を生かして、環境省では昨年度から、二国間クレジット、J-CMの仕組みを活用して、代替フロン等の回収、破壊を実施する事業への支援を開始したところであります。

今後、こうした取組を通じまして、ひとり発展途上国相手ばかりではなくて、世界各国にもフロン回収、破壊、再生の仕組みを、経験者として、また先進的な技術者として進めていきたい、こういうふうな考えております。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

本日、私の質疑はこれで終了させていただきますが、最後にちよつと、次の西岡先生の許可をいただいて、一言申し上げたいことがございまして、十五日から、今、茨城県の常総市というところの廃材置場で火災が発生をしております、三十七時間経過した昨夜の段階でもまだ消しとめられていないということなのでございまして。

廃材置場の適切な管理、処分という面については、廃棄物処理法というのを国は改正して、しっかりと保管方法、処理方法というのを改めるように取り組んでまいりましたが、今回こうした火災が起きて、今、周辺の学校の子供たちは健康上の問題が発生しております。また、この地域の産業にも影響が出ているということであります。

今回の法案の内容とは異なりますけれども、環境の視点から、こうした廃材の管理という面では、ぜひ、今後、環境省の方から関係者に対して適切な啓発活動を行っていただきたいということをお願い申し上げます。

第200回国会
委員会質疑

2019年10月～2019年12月

自動車・同部品に関する関税交渉について

2019.11.7 (thu) 外務委員会・農林水産委員会・経済産業委員会
連合審査会 (日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定 審議)

現状・課題意識

- 2019年10月、日米貿易協定、日米デジタル貿易協定に両国首脳が署名。
- 米国側の関税撤廃率92%には自動車関連税の撤廃が含まれているが、撤廃は確約されていない。
- 協定書上、「更なる交渉 (“further negotiations”) による関税撤廃」と明記されているが、具体的な時期については不明確。

委員会での 浅野の発言要約

「協定書上、次回の交渉で関税撤廃を協議するということを担保できる表現ではない。次回交渉で撤廃は協議されるのか。
自動車産業は日本の基幹産業である。先手先手を打って、戦略的な対応を求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「どの分野について交渉を行うか、その対象等を含め、米国側とまず協議し、その協議によって決まった内容について交渉が行われると考える。」



茂木国土大臣

第二百回国会 衆議院 外務委員会 農林水産委員会 経済産業委員会 連合審査会議録 第一号

令和元年十一月七日(木曜日)

午後三時三十二分開議

出席委員

外務委員会

委員長 松本 剛明君

理事 岩屋 毅君

理事 鈴木 憲和君

理事 山田 賢司君

理事 山内 康一君

理事 井野 俊郎君

理事 尾身 朝子君

理事 黄川田仁志君

理事 杉田 水脈君

理事 中曾根康隆君

理事 本田 太郎君

理事 岡田 克也君

理事 森山 浩行君

理事 早稲田夕季君

理事 穀田 恵二君

理事 井上 一徳君

農林水産委員会

委員長 吉野 正芳君

理事 池田 道孝君

理事 武部 新君

理事 細田 健一君

理事 近藤 和也君

理事 泉田 裕彦君

理事 今枝宗一郎君

理事 金子 俊平君

理事 木村 次郎君

理事 坂本 哲志君

理事 高鳥 修一君

理事 西田 昭二君

理事 福山 守君

理事 宮腰 光寛君

木原 誠二君

中山 泰秀君

下条 みつ君

竹内 譲君

小野寺五典君

城内 実君

佐藤 明男君

高木 啓君

中山 展宏君

小熊 慎司君

玄葉光一郎君

山川百合子君

岡本 三成君

杉本 和巳君

築 和生君

神谷 裕君

佐々木隆博君

重徳 和彦君

緑川 貴士君

田村 貴昭君

経済産業委員会

委員長 富田 茂之君

理事 神山 佐市君

理事 鈴木 淳司君

理事 田嶋 要君

理事 鰐淵 洋子君

理事 哇元 将吾君

理事 石川 昭政君

理事 岡下 昌平君

理事 神田 裕君

理事 國場幸之助君

理事 福田 達夫君

理事 星野 剛士君

理事 三原 朝彦君

理事 山下 貴司君

理事 和田 義明君

理事 落合 貴之君

理事 菅 直人君

理事 宮川 伸君

理事 笠井 亮君

大串 博志君

亀井亜紀子君

佐藤 公治君

長谷川嘉一君

石田 祝稔君

小林 鷹之君

武藤 容治君

山岡 達丸君

穴見 陽一君

石崎 徹君

門山 宏哲君

高村 正大君

長尾 敬君

穂坂 泰君

細田 健一君

宮澤 博行君

吉川 起君

浅野 哲君

柿沢 未途君

斉木 武志君

山崎 誠君

足立 康史君

茂木 敏充君

江藤 拓君

梶山 弘志君

宮下 一郎君

尾身 朝子君

中山 展宏君

宮本 周司君

本日の会議に付した案件

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件(条約第一号)
デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

○松本委員長 これより外務委員会農林水産委員会経済産業委員会連合審査会を開会いたします。先例によりまして、私が委員長の職務を行います。

す。

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件及びデジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件の両件を議題といたします。

両件の趣旨の説明につきましては、これを省略し、お手元に配付の資料をもって説明にかえさせていただきますので、御了承願います。

これより質疑を行います。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。玄葉光一郎君。

○玄葉委員 共同会派の玄葉光一郎です。昨日、外務大臣に四十分間、日米貿易協定について質問させていただきましたけれども、きょうは連合審査ということで、数分だけいたいたいて、農林水産大臣に質問をさせていただきます。二問ずつ二回聞きますので、できれば端的にお答えをいただければ、しかも前向きなですね、そう思います。

冒頭二問は、かなり甚大な被害だったものから、台風十九号関連でお聞かせをいただきたいと思ひます。

河川改修について、改良復旧という言葉がしばしば使われるようになってきたわけでありまして、よりよいものに改良しながら復旧していく、災害復旧の枠組みでそれをやっていく、これはもう大変なことだと思ひますけれども、これは河川改修に限らず、例えば農業用ハウスにしてもそうです。あるいは圃場とか水利施設などもそうです。こういった考え方をぜひ農業関連にも適用してもらいたいということが一つであります。

もう一つは、私、本会議で質問させていただいたときに、農林水産大臣から、台風十五号のとき

第一類第四号(附属の一)

外務委員会 農林水産委員会 経済産業委員会連合審査会議録第一号 令和元年十一月七日

の対策をベースにというお答えがあったんですけれども、結論から申し上げますと、それでは私は足りないというふうに思っております。今回の災害、大変甚大だし、このままいくと、農業から相当リタイアというか、離農者がたくさん出てくるという心配をしています。

特に、例えば、農業用ハウスとか農業用機械とかがやられて、今までだったら十分の三の補助率で、自治体の上乗せして一割ぐらいの農家負担というふうなことでありますけれども、千葉県のような財政力の比較のある自治体ならいいんですけれども、今回被災を受けた自治体の中には、大変自治体の財政力指数が弱いところも多いものですから、やはり国の補助率をしっかりと上げて、農家負担がほとんどなくなるようにしてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○江藤国務大臣 大変大切な御指摘をいただいたと思っております。

災害復旧は原形復旧がもちろん基本ではありますけれども、この際、いろいろ見させていたいただくと、例えば千葉、茨城あたりは、十九ミリという大変細いパイプの経路のハウス等でできていたり、いろいろな現場がありました。

昨年の西日本豪雨災害においては、愛媛県において、いわゆる原形復旧にとまらずに、改良復旧、そして面的な再編整備、いわゆる、被災を受けていないミカン園も含めて団地化するような整備も行った実績がございます。

ですから、将来につながるような災害復旧工事になるようなことを目指していきたいというふうな思っております。

それから補助率につきましては、もう御指摘のとおりでございます。十分の三では足りない、確実にそう思っております。財政力の強いところについてはそうかもしれませんが、我々が三割出した分について更に七割交付税措置というルールがありますので、それが重くのしかかるということであれば、この十分の三の部分をもっと上げる必要があるということ、その方向で取りまとめ

をさせていただいたというふうに考えております。

○玄葉委員 御答弁ありがとうございます。それでは、日米貿易交渉関連でありますけれども、これもできる限りの端的に質問いたします。

一番心配していることの一つは、牛肉のセーフガードでございます。つまりは、牛肉のセーフガードで、TPP11の発動基準数量が修正されないまま、いわば米国の関税を発効時に一気に二六%に下げる。米国の枠は枠でつくったのでありますけれども、別途TPP11枠はきちっとあるわけでありまして、このままいくと、米国産以外の牛肉、例えば豪州、カナダ、ニュージーランド、こういったところから牛肉がどっと入ってきたときのセーフガードが事実上きかないというふうに思います。この点をまずお認めいただけますかという質問です。

もう一つは、さまざま議論があるところでありますけれども、協定の附属書I、附属書は協定と一体不可分ということでありまして、B節の一款の5、米国は将来交渉で農産物に関する特惠的な待遇を追求する、この言葉について。

茂木大臣からは何回か御答弁をいただいているところでありまして、私も、私心配しているのは、TPP12でも確かにこういう言葉はあるのでありますけれども、今回の日米貿易交渉は、次にすぐ交渉が来ます。今までのEPAとかTPP11はそういうわけではなかったもので、そういう意味で、ちょっと今までと同様に扱おうわけにもいかな、心配はあるなというふうに思っています。

で、今後の交渉について、農林水産大臣は、農産物の関税の問題が再び対象になるということは絶対にない、そういう御認識かどうか、お聞かせいただけますかと思っております。

○松本委員長 江藤農林水産大臣、申合せの時間を過ぎておりますので、恐れ入りますが、できる限り簡潔に御答弁いただければ幸いです。

○江藤国務大臣 まずSGにつきましては、認めます。おっしゃるとおりだと思います。

それから、もう一つのやつは何でしたか……(発言する者あり)再交渉については、私のこの職責をかけて、我々の利益に反するようなものは決して受け付けるつもりはありません。

○玄葉委員 もう終わりますけれども、端的な御答弁をいただいたと思っております。

後者の方は、私も心配ということで申し上げているわけでございます。絶対に利益に沿わない合意をしないように、またそれを対象にしないようにということをお願いして、短い時間でありましたけれども、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○松本委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。今日は、質問の機会をいただきましたので、これから約二十分間質疑をさせていただきます。

私、所属は経済産業委員会の方になりました。本日、質疑では、主に日米貿易協定、とりわけ自動車そして自動車部品関係のこれまでの交渉の中心、そして今後の見通しなどについて、これまで各委員会でもやりとりがされてまいりましたけれども、改めて、その整理も含めて、茂木大臣の方にお伺いをさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

自動車産業、言うまでもなく、日本の基幹産業であります。そして、今回の貿易交渉の現時点で、合意内容、これまでの質疑の内容を踏まえて、業界の方々の声を聞けば、大きく三つのことをおっしゃっていただきました。

一つは、追加関税がされないという旨で合意されているようなので安心しましたというのが一つ。二つ目は、今後、関税撤廃に向けて交渉がされるようですね、それも安心しました。最後、三つ目、ただ、その交渉がいつ行われるのか、そして結論はどこまで期待できるのか、そこについてはよくわからないので、できればはっきりさせてほしい、こういうことを言われております。

きょうは、この観点から、これまでの質疑内容での大臣の発言も踏まえて、ちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

まず、最初の質問なんですけれども、日米貿易協定に関する交渉、現状については、これまで大臣は日米双方ウイン・ウインの結論であるというように旨の発言をされておりますが、このウイン・ウイン、何をもってウイン・ウインというふうに表現をされているのか、できる限り具体的に、その表現の理由、根拠を教えてください。

○茂木国務大臣 御説明いたします。

今回の日米貿易協定、まず、合意の結果から申し上げますと、日本の農産品については全て過去の経済連携協定の範囲内でありまして、これまで貿易交渉でも常に焦点となってきた米につきましては、調製品も含めて完全除外、また、林産品、水産品、さらにはTPPワイド関税割当て対象の三十三品目など、全く譲許いたしておりません。一方、工業品については、日本企業の輸出関心が高く貿易量も多い品目を中心に、早期の関税撤廃、削減が実現いたします。

米国にとっても、TPP11、そして日・EU・EPAが既に発効している中で、他国に劣後した状況を早期に解消したい、こういう強い要望を持っておりまして、我が国の過去の経済連携協定の範囲内で、主要な米国の農産品について、オーストラリアであったりとか他国に劣後している状況が解消されることになったわけでありまして、そして、自動車についてであります。先生の方から三点御指摘いただきましたが、まず、自動車及び自動車部品については、単なる交渉の継続ではなくて、さらなる交渉による関税撤廃で合意をしております。

さらに、御指摘いただきましたように、米通商拡大法二三三条の追加関税を発動しないこと、これについても明確に確認をいたしております。自動車業界、更に大きく二つの私は関心があったと思っておりますが、一つは、USMCA、さ

らには韓国との間の新KORUS、ここでも課された数量規制、これはぜひ回避をしたいということでありまして、今回、数量規制のような管理貿易的措置は求めないことを米側に明確に確認をしております。

そして、最後、もう一つであります、厳しい原産地規則、グローバルサプライチェーンをゆがめるような措置を幅広く排除をした、日本が主張する自由で公正な貿易体制を維持した点でも大きな意義があったと。

この原産地規則の問題も、例えばUSMCAをごらんいただきますと、非常に高い原産地規則がかかる。具体名は申し上げませんが、日本のメーカーによっては、大型のSUVをカナダで例えばつくるといふときに、基幹部品を日本から持つていつているわけです。そうすると、原産地規則にひっかかってしましまして、生産ライン全体を世界的に見直さなくちゃならない、こういう状況は回避をできたんだ、そんなふうにしております。

ですから、このような交渉結果につきまして、自動車工業会も、我が国の自動車産業にとっても、日本の貿易を安定的に発展させるものと評価をしてもらっている、また、農家の皆さんにとっても、J-A全中の談話にもありますように、生産現場は安心できる、そのように評価してもらえる内容になっている。

このような観点から、日米双方にとってウィン・ウィンな結果になったと考えております。

○浅野委員 ちよつと時間も限られておりますので、できるだけ簡潔な答弁をお願いします。

今大臣がおっしゃった中で、二点、非常に関心が高いのは、さらなる交渉による関税撤廃というところが一つ目、もう一つは、二百三十二条の適用、発動はないというところで合意をしたというところですね。この二点について、少し深掘り、質問させていただきたいと思ひます。

これまで予算委員会を始めとする各委員会の中で、この二百三十二条の発動はしないという首脳

間そして閣僚間の合意というのがたびたび答弁されてまいりましたが、この発言を担保するような物的証拠、言いかえれば議事録になりますけれども、会見記録、その記録といったものはいまだ提出されておられません、これについては提出できない理由が何かあるのでしょうか。これは事務方でも構いませんので、答弁をよろしくお願いいたします。

○茂木国務大臣 まず、二二三二条の追加関税は発動されない、これは首脳間の合意事項であります。

一方、先ほど申し上げた数量規制を課さない、これは私とライトハイザー通商代表との間で合意をした内容でありまして、このことについて課さないということについて、五月、八月と二回にわたって確認をいたしておりますが、最終八月二十三日に確認をした後、このことは対外的に発表しますと米側にもしっかりと了解をとっております。

一方、二二三二条の扱いにつきましては、共同声明におきまして、両国は、協定が誠実な履行がなされている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動はとらない旨が共同声明に明記をされております。そして、この趣旨は、日本の自動車・自動車部品に対して追加関税を課さないということである、このことは、首脳会談におきまして、安倍総理からトランプ大統領に明確に確認をいたしております。

日本として、協定発効後、この協定を誠実に履行していくということでありまして、追加関税が課されることはないと考えておりまして、同時に、これは同盟関係にあります日米の首脳間のやりとりであります。しっかりと約束でありますので、そのことを日本としてきちんと発表しているということ、このことは明確になっていると思っております。

○浅野委員 その言葉を信じたいというふうに思ひますけれども、やはり重要な、日本の基幹産業に関する重要な取決めでありますから、そういう

たしつかりとした記録というのはぜひ提示をしていただきたいというふうに思ひます。

これに関連して、この輸入制限的措置は、今回、五月十七日の大統領布告の中で、百八十日判断を延長されている状況であると。この間に合意がされた場合には発動はしないというようなことなんですけれども、この百八十日が経過した時点で発動しないという判断が仮にされたとしても、今後、二百三十二条の適用がもう金輪際されないというわけでは、言い切れない状況であるというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○澁谷政府参考人 御指摘の大統領令でございますが、五月に出されました。確かに、百八十日後、日本、EU等との協定の交渉について、その進捗状況を報告するようという大統領の指示が、USTR、ライトハイザー代表に出されたところでございます。

そのことも含めまして、この協定が発効し、協定が誠実に履行されている間は二百三十二条の発動はないということをお首脳同士で確認をしておりますので、そういう心配はないというふうに考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。

続いて、二百三十二条の話からちよつと話をかえまして、今後の自動車・同部品の貿易交渉について、少し認識を確認させていただきたいというふうに思ひます。

まず、貿易協定の五条の一項には「市場アクセスを改善する」という表現がございます。これは附属書I及び附属書IIの規定に従つてという前文がありますけれども、この「市場アクセスを改善する」という言葉の解釈、これまでの答弁を聞いておりますと、附属書I又は附属書IIの規定に従つて改善する、つまり、この附属書に書いてある内容を忠実に実現するというような解釈もでき、一方で、附属書に書いてある内容を一つの目標として、そこにあるだけ近づけていくというように解釈もできる、読める文章になっております、政府の見解としてはどちらなのか。附属書の

内容を忠実に実現しなければいけないのか、それとも、それをある種目標として、そこに近づけていく努力をすればよいのか。そのどちらの解釈が政府の見解に近いのか、御答弁を求めたいと思ひます。

○茂木国務大臣 これは協定に書いてあるとおりでありまして、この附属書の規定に従つて市場アクセスを改善する。市場アクセスは改善されるわけでありまして、そして、その具体的な改善のやり方が附属書の方に書かれている、こういう構成であります。

○浅野委員 今の答弁であれば、例えば自動車の場合、同部品の場合は、アメリカ、英文で書かれた附属書IIの方に記載がございますが、この英文もこれまで何度もやりとりされておりますので、ここではあえて読み上げませんけれども、関税撤廃に關して更に交渉するというのが日本語訳になります。これは附属書IIの中に記載されているんですが、それは、市場アクセスを改善するための具体的方法の決め方をこの附属書には書いてあるわけですね。ですから、具体的に関税撤廃という方法で市場アクセスを改善するとはここには書いていないわけですね。

ですから、きょう、ここで確認させていただきたいのは、これも何度もやりとりをしてまいりましたけれども、関税撤廃というものを一つの目標にして日本側は交渉していくわけですが、現時点では、交渉という方法によって関税撤廃を目指すのであって、関税撤廃そのものが合意されているわけではない、それは両国間の前提にはなっていないという理解でよろしいでしょうか。

○茂木国務大臣 先ほど申し上げたように、附属書には具体的な市場アクセスの改善の仕方というのが書いてあるわけでありまして、そして、米国の附属書には、「ファーマー・ネゴシエーションズ・ウィズリスベクト・ツァ・エリミネーション・オブ・カスラムズ・デュー・ティーズ」と。エリミネーション、「ウィズリスベクト・ツァ・エリミネーション」ですから、関税撤廃について、関

税の撤廃に関して更に交渉する。ですから、市場改善のやり方というのは関税撤廃であります。関税の削減ではなくて、関税の撤廃であります。

そして、関税の撤廃について、その時期が例えば何年になるかと、T P P 12の場合は、御案内のとおり、自動車で二十五年、トラックで三十年と、長いスレージングでありましたが、それをできるだけ短縮できるように交渉してまいりたいと思っております。

○浅野委員 関税撤廃というのがやり方だという御答弁がありましたけれども、ぜひそれは絶対に譲らないでいただきたいというのはありますが、これまでのやりとりですと、どうやら日米間の共通認識ではなさそうです。日本側がそういうマイルドで交渉に臨むというのがあります。ところが日米間で本当に合意されているのかというところについては、今、エリミネーションという言葉が入っているで日米間の共通認識だということも趣旨の御説明を受けたと感じたわけですが、これも、本当にそれがそうなのかというところについては、少しまだ納得ができませんところがあります。

ちょっと時間ありませんので、もう一点伺わせていただきたいのは、今後、この交渉がどのタイミングで行われるのかということについても改めて確認をしていきたいと思います。ファーマーネゴシエーションという言葉が使われていますので、今後行われる交渉、幾つかの交渉の中でこれが交渉されるということになりますけれども、決して、この文章を読むと、今回の交渉において協議することというのは担保されていない文章になっておりまして、やはりそこも産業現場の不安を生んでいるところがあります。

ここに關して、今回の交渉のときにこの関税撤廃については協議をする、そういうことで、理解でよろしかったんでしょうか。改めて確認いたします。

○茂木国務大臣 今後の交渉につきましては、この協定発効後に行われます協議におきまして、さ

まざまな分野について、どの分野について交渉を行うか、その対象等を含め、米側とまず協議をして、その協議によって決まった内容について交渉が行われると考えておりますが、その中で、本協定に更に協議をする内容として明確に書かれていること、これはまさに自動車及び自動車部品の関税の撤廃でありますので、当然、今後の交渉で、まず、交渉がどのタイミングで始まるか、こういう問題がありますし、どういう範囲でやるかという問題もあります。その中に自動車・自動車部品は入ってくる、このように考えております。

○浅野委員 今回の交渉において協議されるかどうかも含めてこれからの交渉次第だという御答弁だったと思いますけれども。

あと、もう時間が来てしまいましたので、最後に、質問ではないですが、これは意見として申し伝えますが、最後におっしゃっていた、今後の協議の中で、自動車として自動車部品、どの部品、どの自動車、どういう関税撤廃、どういう内容が適用になるのか、これについては、今後、業界動向を見きわめながらという発言を以前大臣はされていらつしました。

ただ、今、御存じのように、C A S EあるいはM a a Sと呼ばれるような、自動運転、コネクテッドカー、その他カーシェアリングや電動化、いろいろな業界の変革が既に起こっております。経済産業省を始めとして、業界動向、これからの成長分野の検討というのは既に始まっております。業界の現場にも多くの知識が蓄積をされております。

その場になってから考える、あるいはこれから数年かけて考えていくのでは、これは交渉上非常に遅いと言わざるを得ませんので、この自動車産業、日本の基幹産業でありますから、先手先手を打って、政府の中においても戦略的にこれは手を打っていただきたい。

本来はこれは質問もさせていただきたかったんですが、最後、時間が来ましたので、これで終わ

らせていただきます。どうもありがとうございました。

○松本委員長 次に、佐々木隆博君。

○佐々木(隆)委員 共同会派の佐々木でございます。

連合審査で質問の機会を与えていただきました。感謝を申し上げます。二十五分という限られた時間でありまして、できるだけ簡潔に御答弁をいただければというふうに思っております。最初に、茂木外務大臣というより、この交渉をずっと担当してこられたわけでありまして、誰よりも一番この経過について詳しいんだというふうに思いますが、まず気になるのは、この交渉の経過でありまして、日米首脳会談が昨年の九月、そこからスタートをいってここに至っているわけですが、その後わずか一年でここに至りました。先ほどもちょっとお話がありました。なぜこの部分だけで協定を発効しなければならなかったのか、なぜこんなに急ぐ必要があったのかということが一つであります。

それともう一つ、これは委員長にもお願いしておきたいと思うんですが、T P P の12のときは百三十三時間四十一分、特別委員会まで設置をして議論をしてきました。それから、C P T P P のときは四十七時間五十分、日豪E P A のときは十六時間十五分、日欧E P A でも十四時間二十五分、だんだんだんだん縮まってきているんですね。でも、このときは連合審査もなかったわけでありまして、このときは連合審査もなかったわけでありまして、ぜひしっかりと議論、情報を共有をするということが何よりもやはりここで議論をする上で必要なのでありますので、そういう意味でも時間をしっかりとっていただきたいということ、これは委員長にお願いしておきます。

まず、なぜそんなに急いでやらなければならなかったのか。今までの協定に比べてはるかに短い時間で署名に至っているんですが、その点についてお伺いいたします。

〔松本委員長退席、吉野委員長着席〕

○茂木国務大臣 まず、今回の日米貿易協定に至ります過程で申し上げますと、昨年四月のマーラ・ラゴにおけます日米首脳会談におきまして、私、そして米側がライトハイザー通商代表との間で、日米の貿易、通商問題等について話し合う枠組みをつくらう。当時は、F F R、フリー・フェア・アンド・レシプロカル・トレード、こういう枠組みを始めまして、そして、昨年の九月の二十六日に、共同声明によりまして、この貿易交渉を始める。そして、この段階から二段階で行うということにしております。まずは物品貿易、同時に、早期に成果が得られる分野について協議をする。結果的には、この早期に成果が得られる分野ということでは、日米が先端を行っておりますデジタル貿易のルールづくり、この日米デジタル貿易協定について合意をしたという形であります。

本格的な交渉、ことしの四月から始まっておりますが、八月の二十三日にライトハイザー通商代表と主要項目について意見の一致、リーチコンセンサスといいますが、そこに至りますまで八回にわたって協議を行いました。特に八月二十一日から三日の協議は、三日間にわたって閣僚協議だけでも十一時間という形でありまして、決して拙速な形で行ったわけではないと思っております。

非常に国益と国益がぶつかる難しい交渉でありましたが、結果的にはウイン・ウインな合意をすることができたと考えております。

○佐々木(隆)委員 茂木大臣が当時担当大臣としてそういう交渉をしてきたということは理解をしないわけではありませんが、我々議員はもちろんです。一般の国民にはほとんど情報が入ってこないまま進んじやっているわけですね。そこが一番問題だと僕は思うんです。情報はやはり共有して進んでいかないと、本当に何が問題なのか、何をどうしなけりやいけないのかというところをしっかりと共有することができないと思うんですね。そのところを改めて指摘しておきたいと思います。

被災された中小・小規模事業者への支援策について

2019.11.8 (fri) 経済産業委員会 (大臣所信に対する質疑)

現状・課題意識

- 台風15号、19号をはじめとする東日本を中心とした豪雨にて甚大な被害が発生。
- 政府は被災者の生活やなりわいの再建に向けた施策を盛り込んだ災害対策パッケージを閣議決定。(約1,300億円)
- しかし、その中でグループ補助金については適用できる都道府県が限定されている。

委員会での 浅野の発言要約

「中小企業の方々にとって、グループで申請できる本制度は大変重宝されてきた。

今後、グループ補助金が使えない地域では手続きを簡素化するなど、被災者に寄り添った具体的な対応を求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「今後は運用の面でも柔軟に、そして手続きの面でも簡素化していく。また、いち早く対応できるように地域の商工会議所を通じて、周知していく。」



梶山国務大臣

第二百回国会 衆議院 経済産業委員会 議 録 第 四 号

令和元年十一月八日(金曜日)
午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 大岡 敏孝君

理事 小林 鷹之君

理事 武藤 容治君

理事 山岡 達丸君

理事 あきもと司君

理事 穴見 陽一君

理事 石崎 徹君

理事 神田 裕君

理事 高村 正大君

理事 辻 清人君

理事 野中 厚君

理事 穂坂 泰君

理事 細田 健一君

理事 宮澤 博行君

理事 吉川 越君

理事 浅野 哲君

理事 落合 貴之君

理事 菅 直人君

理事 櫻井 周君

理事 中野 洋昌君

理事 足立 康史君

神山 佐市君

鈴木 淳司君

田嶋 要君

鰐淵 洋子君

駐元 将吾君

石川 昭政君

岡下 昌平君

木村 哲也君

國場幸之助君

富樫 博之君

福田 達夫君

星野 剛士君

三原 朝彦君

山際大志郎君

和田 義明君

今井 雅人君

柿沢 未途君

齊木 武志君

宮川 伸君

笠井 亮君

経済産業大臣 梶山 弘志君

経済産業大臣政務官 中野 洋昌君

参議院委員長 木下 博文君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 大西 証史君

政府参考人 (内閣府地方創生推進事務局審議官) 村上 敬亮君

政府参考人 (総務省自治行政局選挙部) 赤松 俊彦君

政府参考人 (外務省大臣官房参事官) 曾根 健孝君

政府参考人 (経済産業省大臣官房長) 糟谷 敏秀君

政府参考人 (経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官) 小澤 典明君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 上田 洋二君

政府参考人 (経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長) 須藤 治君

政府参考人 (経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策統括調整官) 木村 聡君

政府参考人 (経済産業省貿易経済協力局長) 保坂 伸君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 村瀬 佳史君

政府参考人 (中小企業庁長官) 前田 泰宏君

政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 奈須野 太君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房審議官) 金子 修一君

参考人 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長) 山名 元君

参考人 (東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長) 文挾 誠一君

経済産業委員会専門員 佐野圭以子君

委員の異動

十一月七日

辞任

富樫 博之君

補欠選任

門山 宏哲君

福田 達夫君

長尾 敬君

同日

辞任

門山 宏哲君

長尾 敬君

同日

辞任

山下 貴司君

同日

辞任

山岡 達丸君

同日

辞任

山崎 誠君

同日

辞任

木村 哲也君

今井 雅人君

櫻井 周君

同日

辞任

山崎 誠君

同日

辞任

山崎 誠君

同日

辞任

山崎 誠君

同日

辞任

山崎 誠君

同日

辞任

山崎 誠君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

経済産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○富田委員長 これより会議を開きます。

経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占

の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、参考人として原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長山名元君及び東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長文挾誠一君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣官房内閣審議官大西証史君、内閣府地方創生推進事務局審議官村上敬亮君、総務省自治行政局選挙部長赤松俊彦君、外務省大臣官房参事官曾根健孝君、経済産業省大臣官房長糟谷敏秀君、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官小澤典明君、経済産業省大臣官房審議官上田洋二君、経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長須藤治君、経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策統括調整官木村聡君、経済産業省貿易経済協力局長保坂伸君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長村瀬佳史君、中小企業庁長官前田泰宏君、中小企業庁事業環境部長奈須野太君及び原子力規制庁長官官房審議官金子修一君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。今井雅人君。

○今井委員 皆さん、おはようございます。立国社共同会派の今井雅人でございます。

質問の機会をいただきましたありがとうございます。まずと言いたいところなんですけれども、実は、十月二十五日の金曜日の午後に私は質問する予定でもう通告も終わって、待っておりまして、当日の朝、質疑をするはずの菅原大臣が辞任をされ

ことを考えているんだけど、それを逃れるために東電に任せていると言っているのか。

これ、もし東電が資金支援できないといった場合に、相当大きなことがあったわけですが、大臣、東電に任せればいい、経営に任せればいいと言っているにも国として無責任ではないですか。

○梶山国務大臣 東電もそのリスクを十分に考えた上で、取締役会の結論は出していると思っております。

その後に、例えば、この東海第二だけじゃなくて、廃炉になる、またバックエンドをどうするんだという課題もあるわけでありまして、二〇一一年の三月十一日の事故以降、やはりバックエンドというものをしっかり現実のものとして考えていかなければならないと私も思っておりますし、就任をして、バックエンドのことも指示をしているところであります。

○宮川委員 私、一年前に、文芸副社長とも同じような議論をしたんです。そのときはまだ決めているとおっしゃっていたので、あれから一年ある中で、しっかり会社の中でも、これだったら国民に説明できるだろう、これだったら、それは反対の人はゼロにはできないかもしれないけれども、福島の方々に説明できるだろう、そういう事業計画を持って、それで来ていらつしやるというふうには私は思っていたわけですが、結果としては、本当に何もなし、ほぼゼロベース。信じてください、我々がちゃんと経営上問題ないと言っているんだから国民は黙って信じてくださいと言わなければならないわけですね。

なぜこういう説明になるのかといえば、私は、やはり、今の原発行政が破綻をしていて、どう考えても国民の半数以上、多くの方が納得されるような事業計画がつかれないから説明できないんじゃないかと。だから、もともと、今の第五次エネルギー計画、原発を二〇％動かすということになっていますが、約三十基近い原発を動かさなければいけない。こういった、全く実現できない

ようなものを政府が押しつけているから、こういったひずみが、国民にもし寄せが来ているんじゃないですか。大臣、どう思われますか。

○梶山国務大臣 原子力に対する考え方は、三・一一以降変わってきているということでありまして、六十基あった原発も二十四基廃炉という決定もしているわけでありまして。

そういった中で、二〇三〇年のエネルギーのベクトルミックスということでありますけれども、あれを実現するためには、いろいろな可能性、いろいろな選択肢を考えていかなければならないと思っておりますし、その中で、原発は極力低減をしていく、また再生可能エネルギーもふやしていくという方針のもとに今やっているわけでありまして。

今、一つの電源を全て否定するようなことになれば、二〇三〇年のエネルギーミックスもなかなか難しい。その次の、例えば、極力低減をして、再生可能エネルギーをふやしていくということもなかなか難しいのではないかと私は思っております。

○宮川委員 福島のために、そして、本当に必要だということを国民に説明をして、しっかり進めていっていただきたいということをお願いをして、私の質問を終わりにいたします。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。

今日はよろしくお願ひいたします。

きょう、私の方からは、まず最初に、日米貿易協定にかかわる自動車産業の話題から質問に入らせていただきます。昨日行われた外務、農水、経産の連合審査会でも質問をさせていただきましたけれども、きのうやりとりをさせていただいた中から見えてきたものは、日本の基幹産業である自動車産業については、関税撤廃というのがあたたかも確約されているかのような説明がされてきたわけですから、実際のところ、よく聞いてみれば、まだ関税

撤廃をするかどうかを交渉する場が、いつやるのか、どういう項目についてやるのかをこれから交渉で決めていくというような答弁が茂木外務大臣の方からありまして、現場、産業界の皆さんは大変不安を感じているわけでありまして。

きょうは、これについては余り深掘りはしません。しかしながら、自動車産業がどれほどの影響をこれから与えるのか、産業界としてのインパクトというのは改めて確認をしてみたいと思っております。

まず最初の質問は、自動車関連産業の現場では、今、モビリティ・アズ・ア・サービスでとかCASEといったような大きな産業構造の変化が起こっております。こうした変化が、今後、どの程度、国内そして海外の経済産業分野への影響を与え得るものなのか。定量的な評価で答弁いただければありがたいですけれども、どういう認識を今政府が持っていraftつしやるのか、まずはお伺いをしたいと思います。

○梶山国務大臣 今委員がおっしゃったように、自動車業界は大きな転換期に差しかかっていると思っております。エンジンから電動化ということで、モーターにかかわるものも出てきている。そして、エンジンをつくることによって裾野の広い産業や技術開発ができてきたということでもありますけれども、それらが今度は別なものに置きかわる可能性もある。そして、自動運転ということで、ITとの連携、またAIとの連携という分野も出てくるということで、今までの組合せとは違う自動車産業界というものができていくのかなという気がいたします。

ただ、従来、自動車産業を構成する裾野というのは大変広がっております。そういった、中が入れかわっていく可能性があると、不安に思っている方もおられるかと思っておりますけれども、産業界と連携をしながら、日本の成長力の源泉でもありますので、しっかりと支えてまいりたいと思っております。

○浅野委員 私が期待した答弁とは若干異なりまして、たけだも、ただ、裾野の広い分野である、そしてそこが大きく今変わろうとしていることであるから、大変大きな影響が及ぶだろうというのは、誰もがここは認識を一致できていると思います。それは国内海外問わず同様だと思います。

そういった中で、今回の日米貿易協定に関しては今後の交渉になっていく、しかも、どの項目について交渉するかはこれから交渉していくということですから、やはりそこに対して早くから日本の政府としても準備をしなければいけない、これはきのうも御指摘をさせていただきました。

まず、外務省、きょう来ていただいていると思うので伺いたんですが、外務省の日米貿易交渉に関する考え方として、自動車及び同部品に対する関税交渉の現時点での方針といったものを簡潔に教えていただきたいと思ひます。

○曾根政府参考人 お答えさせていただきます。自動車分野に関しては、先ほど委員の方からも御指摘があったとおり、電動化、自動走行等、大変革期にあるということで認識しております。

交渉の方は関税撤廃を前提に今後協議していくということでございますけれども、その点に関しては、今後の交渉においても、できる限り早期の関税撤廃に向けて協議を進めていくということを取り組んでいきたいというふうに考えております。

○浅野委員 もう少し具体的にお伺ひしていきたいと思ひますが、九月二十五日に茂木外務大臣がニューヨークで記者会見に臨んだ際のメモが、きょうの資料の六、最終ページに掲載されております。

その中で、赤線が引いてある部分をごらんいただきましたけれども、自動車については、さまざまな部品構成やその重要度も変わっていく可能性が高い、そうした状況も見きわめて引き続き協議を行っていくことが適切という御発言がございましたし、少し下の段落の方、今どの部品とい

うことを決めるよりも、こういった状況、恐らくこれから何年かで決まってくると思います、こういったものについてターゲットを絞って交渉していくことが適切だというふうな発言がございました。

要するに、これから数年かけて変わっていくこの業界の動向を見きわめて決めていくというのは、それは方法論としては間違っていないとは思いますが、やはりこれは交渉ですから、先に手を打つ、あらかじめ戦略を練っておくというのは非常に大事なことでと思います。それに対して、何らかの具体的な戦略性のある発言がなかったというのは、これも少し不安な点でございます。

きょう、実は、けさの読売新聞の朝刊の一面に、経産省が次世代車技術への対応を促すための必要な技術の重点分野を今年度内に策定するといった報道がございまして、まず、これが事実なのかどうか。ちょっと、わかる方、御答弁いただけますでしょうか。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

CASEの流れ、これはこれまで以上にさまざまな業種が関与していくことになりまして、そういったことを前提に、今般、CASEの技術戦略プラットフォームという場を、本日、経産省の中で設けて、さまざまなプレーヤー間で、技術動向にかかわる情報共有でありますとか、何が課題なのかといったことについて議論をして、一緒に連携して取り組む共通領域を模索していこうというのを考えているところでございます。

以上でございます。

○浅野委員 こういった動きは大変歓迎をしたいと思いますし、ぜひ、何度も繰り返しますが、重要な産業分野です、これを競争力を高めていくために経済産業省としても取り組んでいただきたいのに加えて、やはりこういった動きが経産省内部でありますので、これから迎える日米貿易交渉の中で、自動車関税、どういふところを押さえるべきなのか、こういったところは経産省内にさまざまな知識が蓄えられていくと思いますので、こ

のところを外務省と経産省でしっかり連携をとっていただいて、この貿易交渉、日本側の産業を守るだけでなく、更に成長できるような環境をつくっていただきたいと思うんですが、まずそれに対して、大臣の御見解があれば、よろしくお願いします。

○梶山国務大臣 きのうの連合審査でも議論があったと思うんですが、自動車とその構成する部品ということで、どれが大事かということでは十分認識しているんですが、交渉相手があつてのことですから、どれを含めるかというような議論も出てくると思います。そして、それぞれの貿易の思惑もありますので、そういったものをどう決めていくかということで、日本の考え方をしっかりした上でそういう貿易交渉に臨んでいくものと思っております。

○浅野委員 ぜひよろしくお願いいたします。それでは、次の質問ですが、本日、大臣の所信大臣は、以前、地方創生担当の特命大臣をされておりました。その際のいろいろな発言を見ておりますと、やはり地方の産業という部分に大変関心を持たれて取り組まれてきたと認識をしておりますが、地方創生担当大臣として認識した経済産業分野の課題というのに対して、今の大臣の見解をまずは教えていただきたいと思ひます。

○梶山国務大臣 以前、地方創生の担当大臣をさせていただきまして。そして、地方の活力を取り戻すにはやはり経済が大変重要であるということも感じました。経済が低迷していくということは、その地域がだんだん活力がなくなる、また高齢化していく、また若い人たちがいなくなるというところにもつながるわけであります。まち・ひと・しごとというわけですけれども、仕事がまず最初ということでは、地域の仕事をいかにつくるかということでありまして。

従来の歴史的な産業もあると思います。そして、昭和に入つて、戦後のある程度の長い期間、その地域での産業もあったかと思ひますけれども、新たな産業も含めて、また従来の産業もブラッシュアップしながら、もう一度資源を見詰めて直していきましようよということを、それぞれの自治体で総合戦略という形で立てていただいて応援をしてきたつもりでありますけれども、なかなか、景気対策をやつても、上から下においてくればかりではないということでは、従来のパイプが目詰まりしている場合もある、また途中で全部水が吸い込まれてしまふ場合もあるということでは、そういったことも含めて、地域の実情を把握しながら経済の活性化を図りましようということでは、そういう意識をしながら取り組んできたわけでありまして。

○浅野委員 以前経済産業大臣をやられていた世耕大臣は、大変恐縮ながら、かなりベンチャー、新しい産業創造あるいは新しい企業をつくり出すことに大変強い意識を持たれていた大臣だったと認識をしておりますが、梶山大臣は、それに加えて、これまで産業を育ててきた比較長期的歴史のある企業、中小企業も含めてですけれども、そこに対しては意識を強く持たれているというふうには認識をしております。

そういう意識からちよつと次の質問をさせていただきます。地方の中小企業を始めていくところ、台風によつて、地方の中小企業を始めとする多くの企業の方々が大変な状況に置かれております。この中小企業をどう当面支えていくのかというの政府の重要な課題だと思つておりますけれども、昨日ちよつと発表をされた、そしてきょう閣議決定をする予定だというふうな聞き及んではいらるんですけれども、被災者の生活となりわいの再建に向けたパッケージというのが発表されました。

この中では、いわゆるグループ補助金、そして自治体連携型補助金、また小規模事業者持続化補助金、そしてセーフティネット四号といったさまざまなメニューがあるわけですが、このグループ補助金については、適用できる都道府県が限定されている。具体的には、宮城県、福島

県、栃木県、長野県というふうな指定をされているわけですが、ちよつときような質問通告していた内容とは少しずれる部分ではあるものの、なぜこの四県になったのか。

例えば、大臣そして私も茨城の人間ですけれども、茨城県においても多くの被害が発生をしていることは大臣も御認識を持たれていると思ひます。特に視察に行かれた地域ですね。にもかかわらず、今回この四県に限定をされた理由ということについて、少し説明を求めたいと思ひます。

○梶山国務大臣 災害のときには災害救助法をすぐ適用してさまざまな課題に対応してまいりました。そして、災害額を積算をして、その額によって激甚災害の指定をしていくわけでありまして。本激、局激と言われるように、本激のところはその四県に当たるということであります。

では、ほかのところにはこれは適用できないのかという議論もありました。東日本大震災のとき、グループ補助金で大分助かった企業、商店、たくさんありました。そして、熊本地震のときもこれに準じた制度をつくりました。そして、今回も、使えるのか使えないのかという議論がありましたし、また要請もたくさんありました。

その中で、自治体連携補助金というものをつくりました。実際には四分の三が公費、四分の一が自己負担ということで、これは県が中心にやっていくということになりますけれども、資金の支援もしていこうということでありまして、ほぼほぼグループ補助金と同じような仕組みで救済をできると思つておりますけれども、そういったものを、今度は運用の面で柔軟に、また手続の面でも簡素化をするということも指示も出してありますし、いち早くそういったものに取組めることができるかどうかというのが地域の被災をした企業、商工会議所を通じてしっかりと周知をした上で取り組んでまいりたいと考えております。

○浅野委員 御説明ありがとうございます。グループ補助金という制度ができてから約十年

になりますけれども、これは要するに、中小企業の方々というのは書類作成や申請作業をする手間をかけるほどの余裕がない方が多いのが実態で、やはりグループで申請できるということで、そこが大変重宝されてきたというのがあります。

ですから、今大臣が言っていたいただいたグループ補助金が使えない地域においても、手続の簡素化というのはぜひとも具体的に対応をお願いしたいというのが一つ。

そして、最後、商工会、商工会議所の方たちの御協力もいただきながらという発言もありました。

ちょうど、「中小企業いばらき」という、これは地元の商工会の方々がつくっていらつしやるので、今月は、たまたまだと思いますけれども、こ

としの通常国会で審議をされた中小企業強靱化法の解説が載っております。

中小企業強靱化法というものも、せっかく中小企業を守るために、よりよい形をつくるための法案でしたけれども、きょう、ちょっとこれから議論させていただきたいのは、この強靱化法の中身はあくまで、BCP計画を作成したときに、事前、いわゆる投資、防災、減災に対する投資を優遇するという支援にとどまっている。きょうはこ

ういう表現を使わせていただきますが、こういう災害が起きたときに、事後的な支援策についても何らかの優遇を設けることができないのかというのを考えるわけです。

望ましくは、全ての中小企業がしつかりBCP計画を策定して、何かが起こったときにでも十分に防災、減災ができる形を整えて、しかも、それでもやはり何か被害を受けたときには、その後早期に復旧できる、そういうような趣旨の法案でありますから、発災後のケアといったものも政府のメニューの中に今後盛り込んでいただきたいというふうに思っているんですが、これについてお考えをお伺いしたいと思います。

○梶山国務大臣 今委員から御指摘ありましたように、強靱化法は、防災、減災ということで、B

CP、企業が継続していくための努力をしていた

大きくということと支援をしてきております。

今回、その中でも、数多くの企業が多分被災をされたことだと思えますけれども、ここで強靱化法に指定されている企業にスポットを当てるとい

うよりも、より多くの企業がこのパッケージの中で救済をされるということと、先ほど申しましたグループ補助金のほかにも、資金の支援、また利子補給であるとか、低利の融資であるとか、また特別保証ということと一〇〇%の保証であるとか、そういったこともありますので、その中で選んでいただき、また対応をしていただきたいと思

っているところであります。

いずれにしても、中小企業が悩むのは資金繰り、帳簿上は利益が出ていても、資金繰りというのは大変なことであります。また資金調達、雇用、さまざまなことで、雇用もここで中断をしているということもありますので、雇用調整も含めてどうしていくのか。経済産業分野のみならず、全ての、厚生労働分野も含めて、政府でパッケージで対応してまいりたいと思っております。

○浅野委員 では、次の質問、テーマに移ってまいりたいと思います。

大臣は、以前、地方創生と並行して規制改革担当大臣もされておりました。そのときに取り組まれた公文書管理の適正化、我々野党の立場でも大変当時はいろいろ議論をさせていただきましたけれども、この公文書管理に対する取組をされた当事者として、公文書管理に対する大臣のお考

え、取り組まれた当時の思いといったものをいま少し御開陳いただければありがたいと思います。

○梶山国務大臣 当時、議事録が不備であったり、また整備をされていない、つくられていないものもあって、御指摘を受けました。その中で、公文書の改革をしなければならぬということ

の根幹を支える国民共有の知的資源であると思っております。ですから、しっかりとその制度を根づかせるためにもということで、公文書監理官というものを置き、それぞれの省庁にも公文書を管理する職責をつくって、多分局長級の方がついていかと思っております。

形はできました。魂を入れていくことだと思っております。これまではこれまでとしてはいいないんですけれども、今後、しっかりと公文書に携わる方々は、こういう魂を入れた上で何をしていくか。そして、制度もできた、考え方もはつきりしてきた、さらにまた、電子化に対するワーキンググループもできて、今検討しているところであり

ますので、これからのしっかりと公文書管理というものに資する形はできたと思っております。

ただ、しっかりと魂を入れていくということがそれぞれの役所の仕事であると思っております。

○浅野委員 まさに魂を入れていくことが重要で

すし、その魂を持った取組を行政活動において実践をしていただくことが大事だと思います。

きょう、資料の二の方に、行政文書の管理に関するガイドラインの一部を掲載しております。

これは内閣府のホームページで公開されておりますけれども、この赤線の部分、〇〇省というところになります。経緯も含めた意思決定に至る過程並びに〇〇省の事務及び事業の実績を合理的に

跡づけ又は検証することができるよう文書を作成しなればならない、こういう一文がございます。

ですから、もちろんこれを実現するために、公文書を適切に作成し、管理し、そして公開をしていく、これがこれから行政の皆さんには求められ

ていきますし、それがあつた種、魂のある活動だとい

うふうに思っております。

そこで、一枚めくっていただいて、資料三をござ

らいただいたんですけれども、十月十八日の朝日新聞の朝刊にこのような記事が載っております。これは日韓の輸出管理に関する記事でございます。見出しが大変刺激的なんですけれども、

「極秘決定 公表はG20後、参院選前」というような見出しで、かなり詳細な記事が掲載をされてございます。

例えば、六月二十日の午後には安倍総理の官邸執務室で関連する協議が開かれた、具体的な名前も出ております。そして、少し中段の方に目をやっ

ていただきますと、この会議が行われた日の八日後にはG20サミットが迫っていたと。首相は、議長として自由貿易の重要性をうたった宣言をま

めなければならぬ立場であったということもあつて、記事を読んだだけではわからないんです

が、G20が終わった後にこの輸出管理に関する何らかの動きをしようと決めたというような記事が載っているわけです。

これがもし事実としたらとんでもないことでし

て、改めて、経産省内での輸出管理に対してど

のような議論がされて、どういった経緯で韓国に

対する輸出管理の事業が決まったのか。この部

分、しっかりと経緯を国民に対して説明をしていた

だく責任があると思えますので、その部分について経緯の説明を求めたいと思えます。

○保坂政府参考人 お答え申し上げます。

日本を含む各国につきましては、国際合意に基

づきまして、軍事転用可能性がある貨物や技術の

貿易を適切に管理することが求められておりまし

て、そのために必要な不断の見直しは、国際社会

の一員として当然の義務として行っているところ

でございます。

まず、今回の措置でございますが、国カテゴ

リーの見直しにつきましては、韓国の輸出管理制

度の運用に不十分な点があるところ、日本からの

要請にもかかわらず三期間の輸出管理政策対話が

三年間開催されていないなど、韓国側の改善の意

思や取組等を確認できない状況が続いていること

から、韓国に与えられていた優遇措置を早急に見直

す必要性が生じて、措置をしたものでございま

す。

また、三品目に対して個別許可を求めることと

した件につきましては、不適切事案の再発防止が

必要であるところ、現状を放置することによって適切な輸出管理制度の運用が困難になることから、早急に対応する必要性があったことから措置を行ったものでございます。

一般的に、輸出管理の運用見直しにつきましては、従来より、経済産業省で検討を行いつつ、必要に応じて政府内で相談の上決定しております。本件もそのプロセスに従い決定したものでございます。

具体的には、三品目に対して個別許可を求めることとした件につきましては、六月二十八日に省内手続を完了し、輸出貿易管理令の運用につきましては一部改正、七月一日に公布、四日に施行したものでございます。

また、国カテゴリーの見直しにつきましては、七月一日から二十四日にかけてパブリックコメントを実施した上で、八月二日に閣議決定、八月七日に公布、八月二十八日に施行したものでございます。

以上でございます。

○浅野委員 多分これを今初めて聞いた方は大変複雑怪奇な説明だったかと思つたんですが、一言、ポイントだけ言うと、要するに、弗化ポリイミド、レジスト、弗化水素の三品目が個別輸出許可制に切りかわつたわけですね。これが大変な騒動に発展したわけですけども、これが、今、決められたのが六月二十八日だという御答弁がございました。

私が伺いたいのは、六月二十八日に決めるまでの間でどのような経過があったのか。例えば、三品目を個別輸出許可に切りかえなければならぬ事象がどの時点で発生した、あるいは、どのタイミングでこの判断をせざるを得なかった、このタイミングになったのがなぜなのかという部分についてはちよつと今の答弁には含まれていなかったように思いますので、もう一度その部分に関して御答弁をいただけますでしょうか。

○保坂政府参考人 本件の検討を開始した時期だと思つたので、御答弁させていただきますと、

三品目に対して個別許可を求めることとした件につきましては、昨年、不適切事案が発覚をしまして、それ以降事案を調査していく過程で、再発防止策の一環として検討を開始したものでございまして、

また、国カテゴリーの見直しにつきましては、韓国との輸出管理政策対話の開催に向けた動きが見込まれないことを踏まえまして、ことしに入ってから検討を開始したものでございます。

○浅野委員 不適切事案が昨年発生して、それから調査検討をして六月二十八日に決定をしたという理解をしてよろしいのかと思つてますが、そのやりとりの記録はとつてありますでしょうか。そして、それは公表可能なものでしょうか。

○保坂政府参考人 今回の運用見直しの意思決定にかかわる文書につきましては、適切に保存されていると考えておるところでございます。

○浅野委員 適切に保存されているものは公表可能でしょうか。

○保坂政府参考人 適切に保存されているものについては、公表可能ではないかと考えております。

○浅野委員 では、ぜひこの書類を、公表を求めたいと思つてますが、委員長、いかがでしょうか。

○富田委員長 後刻、理事会で協議させていただきます。

というよりも、こういう産業界に影響を与える意思決定というのは極めて透明性高く進めていただかないと産業界の理解が得られないということ。きょうは御指摘を申し上げさせていただきたいと思つたので、どうぞよろしく願ひします。

○梶山国務大臣 今、担当の局長から話がありまして、三品目については不適切事案があったということで、しかも日本が世界の市場の大宗を占める製造国であるということで、流用される、また、ほかのものに使われるということは日本の責任でもあるということで、個別許可になりました。

個別許可になつても、許可は出ております。禁輸したわけではございません。そういう形で、手続がまた信頼を得るような形になれば、変わつていくと思つております。

○浅野委員 これで終わりますけれども、透明性のある意思決定というのが産業界の発展にとつては大事。信頼が壊れるのは一日、それを取り戻すのには長い時間がかかりますので、経済産業省の皆様にも、それを踏まえた魂のある活動を求め、最後、終わりたいと思ひます。

○富田委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。梶山経済産業大臣は、十月三十日の所信の中で、全国三千万人を超える雇用を支える中小企業、小規模事業者は日本経済を支える屋台骨だと言われました。まさに日本経済の主役であります。ところが、相次ぐこの間の台風とか大雨災害で、業者の皆さんの被害が非常に深刻だ。

大臣に端的に確認したいと思つてますが、昨日政府が決定したいわゆる政策パッケージ、これに盛り込まれたグループ補助金、これはもちろんですが、あらゆる手だてで中小・小規模事業者を支援する対策をとつて、それがきちんと活用されるようにすることです。よろしいんですね。

○梶山国務大臣 笠井委員のおっしゃるとおりであります。目の届かないところもあるかと思ひ

ますけれども、御指摘をいただければ、そういうことも含めて、寄り添いながらしっかりと支援をしてまいりたいと思つております。

○笠井委員 では、ちよつと具体的、超具体的な話を伺いたいんですが、消費税一〇%に対応するいわゆるPOSレジを導入した被災事業者から悲鳴が上がつております。

そこで、前田中小企業庁長官に伺いたいんですが、例えば、千葉県館山市の老舗の酒屋さん、酒店では、台風十五号で店舗の屋根の瓦やトタンが飛ばされて、雨漏りでパソコンやレジが購入してわずか三日で壊れたと。その被害は二百五十万円。そしてその他にも店舗修復に千六百万円、倉庫には二百五十万円かかるということであります。長官は直接その酒屋さんへ視察をされてお話を聞かれたということですが、対処方法もありますというふうに言われたということでありまして、具体的に言うと、この被災POSレジへの新たな支援策が今回の対策パッケージに盛り込まれたのか、この酒屋さんの場合にどのような支援が可能ということになるんでしょうか。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。台風十五号で被害を受けた事業者については、一日も早く事業の再開に取り組んでいただくことが何よりも重要であると。政府といたしましては、全力で支援を行つております。

御指摘のとおり、私も九月の二十五日に千葉県を訪ねさせていただき、台風十五号で被災された事業者からさまざまな御意見を頂戴しております。

こうしたことも踏まえまして、台風十五号で被害を受けた事業者に対しては、今御指摘の軽減税率対策補助金の交付要件となつていて、九月三十日までにはレジの購入契約の締結期限をということでございますが、これを緩和をしよう。十月一日以降に購入契約を締結したものも補助対象にするということにさせていただきます。加え、被災によりレジが損壊した場合、十月一日以降の買い直しについても補助対象とするということにさ

デジタル経営改革における認定制度の導入について

2019.11.13 (wed) 経済産業委員会 (情報処理促進改正法案 法案審議)

現状・課題意識

- 既存システムが老朽化する中、新たなデジタル技術の活用に資源を振り分けることができない問題が深刻化。
- この課題を克服できない場合、2025年以降、約12兆円の経済損失が生じる可能性あり。(2025年の崖)
- 改正案ではデジタル経営改革を促進するために、国の指針に基づき、優良な取組みを行う企業を認定する制度を創設。

委員会での 浅野の発言要約

「認定制度の公正公平性をどのように担保するのか。」
(デジタルの成熟度だけで評価すると、既存のIT資産を有している企業よりも、新興企業のほうが高評価を得る可能性があるため)



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「その企業のビジネスの新規性とは独立し、あくまでも企業の業種、事業内容に見合った攻めの改革をしているかどうかというのがポイントになる。経営として攻め、守り両面できちんと満たされているかということを軸に判断したい。」



西山政府参考人

共通の技術仕様(アーキテクチャの設計)について

2019.11.13 (wed) 経済産業委員会 (情報処理促進改正法案 法案審議)

現状・課題意識

- 既存システムが老朽化する中、新たなデジタル技術の活用に資源を振り分けることができない問題が深刻化。
- この課題を克服できない場合、2025年以降、約12兆円の経済損失が生じる可能性あり。(2025年の崖)
- 改正案ではIPA(独立行政法人情報処理推進機構)の役割を拡大し、社会全体でのデータ共有を容易にするアーキテクチャづくりをめざす。

委員会での 浅野の発言要約

「アーキテクチャが共通化され、競合他社との差別化要素が無くなることをどのように考えているか。また、ビジネスのグローバル化に伴い、今後海外とのアーキテクチャ共通化も意識する必要があるが、政府の考えを問う。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「全てではなく、どの部分を共通化することが最も公平かつ実効的かという判断をIPAに担わせる。また、海外においてもさまざまな機関との交流を図りながら、日本として何らかの案を発信し、共通化に向け議論していく。」



西山政府参考人

情報処理安全確保支援士制度について

2019.11.13 (wed) 経済産業委員会 (情報処理促進改正法案 法案審議)

現状・課題意識

- 既存システムが老朽化する中、新たなデジタル技術の活用に資源を振り分けることができない問題が深刻化。
- この課題を克服できない場合、2025年以降、約12兆円の経済損失が生じる可能性あり。(2025年の崖)
- 改正案ではサイバー攻撃の手法に対応する知識・技能を持った人材を確保するために、情報処理安全確保支援士に更新制を導入することとしている。

委員会での 浅野の発言要約

「サイバーセキュリティ技術というのは日進月歩であり、スキルアップが非常に重要。講習内容を高度化し、関連する最新技術の習得が効果的に進むよう対応を求める。」



浅野さとし 議員

政府の答弁要約

「原則として3年間で講習を受けなければ登録を抹消することに加え、技術は日進月歩であるため講習そのものは3年に1回とはしない予定。毎年少なくとも1回のオンライン講習を行いながら、更新に当たっての講習を義務づける。」



西山政府参考人

○堀山国務大臣 今御指摘いただいた制度は、二〇二三年の実施に向けて今検討をしているものであります。その一部がまた発表にはなっているわけでありまして、二〇二三年に向けて妥協性のある制度につくり上げていきたい、今の委員の御意見も参考にしながら考えてまいりたいと思っております。

○落合委員 ぜひ、かなり前向きに、二〇二三年ということは、もう二〇二五年の座の二年前です。だから、この電力マーケットぐらいは大きく変わっているはずなんです。

何で設備容量に課金をするのかといえは、予測ができないから、最大限発電した場合はいくらだからこれくらいかかるといふような課金の仕方をするわけで、これもIT化されて、情報化されれば、別に発電量でも、平均発電量で課金できるわけですね。

これは絶対に重要だと思っておりますので、大臣、またこれは改めて取り上げます。年末にもしかしたら答えが出てしまうかもしれないので、ぜひお願いしたいと思っております。

まだ大丈夫ですね。じゃ、最後に二問。

今回の法案を見ていまして、結局、一番ポイントになるのはIPA、この独立行政法人の機関が問題になると思っております。

それで、一番重要なのは、これは指針も決めますので、人材の量の確保も、先ほどのあれもあるんですけれども、一番レベルの高い人材をここに集められるのかという問題があると思っております。

これは、アメリカも国が主導してこういう改革をしてきたわけですから、アメリカの場合には、公務員でも結構高い給料をもらう人はもうわけで、そういう仕組みができるわけですから、日本も、日本の役所が主導して、このIPAをうまく回して、今やろうとするDXが達成できるんじゃないか。大臣、いかがですか。

○堀山国務大臣 今の御質問ですけれども、これらを担える人材を確保することは大変重要な課題であると思っております。特にアーキテクチャー

設計については、多様な産業分野の方に参画していただくことが重要であると思っております。

このため、アーキテクチャー設計を担える人材を集約するハブとして、IPAに設置予定の産業アーキテクチャー・デザインセンターの設立に当たっては、組織理念として定める憲章の中で、幅広い人材に機動的かつ円滑に参加していただけるよう、常勤だけではなくて非常勤としての雇用も認めるなど、柔軟な組織運営の方針を定める予定であります。

そういったことも含めて、今委員がおっしゃるように、能力のある人材を集めてまいりたいと思っております。

○落合委員 具体的なこういう問題は非常に重要ですので、また改めて追いかけていきたいと思っております。

本日は、ありがとうございます。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日は、よろしくお願いたします。

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案ということで、本日午前中から、さまざまな観点で委員の皆様が御質疑をされてこられました。やはり私も、同じような課題意識を持ってこの法律案を見させていただいております。

これまでの間の質疑の内容を聞いて、改めて、サイバーセキュリティの重要性ですとか人材確保の重要性というところは再確認をさせていただき、また同時に、政府の皆様に対してさまざまな要請があったものと思っております。その部分については質疑からは省略をさせていただきまして、少し細かな点で確認をさせていただきたいところがございます。

先ほどの参考人質疑の中でも、ある方が、神は細部に宿るといふ言葉を使われておりました。私もそのとおりだと思います。

今回、デジタル経営改革ですとか、IPAの機能強化、そして情報処理安全確保支援制度の見直しといったものが大きなポイントになっている

というふうに認識をしていますが、最初にちよつと大臣にお伺いしたいのは、先ほどもございましたが、DXレポートが発表されてから約一年でこの法案提出というのは非常にスピード感があるというふうな御発言が参考人の方からもありましたけれども、私の捉え方としては、このDXレポートが出ることで、時期自身が遅かったんじゃないかというふうに思っております。

最初の質問は、今回の法改正がなぜこのタイミングになったのか、やはり遅いのではないかとこの課題意識がございまして、その部分について御見解をお伺いしたいと思います。

○堀山国務大臣 きょうの議論の中でも皆さんからありましたように、企業経営のあり方を変革するDXの推進が不可欠だということは共通認識であると思っております。

経産省でもDXの重要性は以前から認識をしておりまして、昨年度から、IoT投資の抜本強化を支援するための税制措置、コネクテッド・インダストリーズ税制や、昨年九月には、我が国のDXの課題と展望を示したDXレポートを取りまとめ、問題意識を明確化することで民間企業に対応を促す等、DX推進に向けた各種措置を講じてきたところであります。

加えて、近年、インターネット上で完結するバーチャルなデータの活用から、リアル空間のデータを活用したビジネスに移行が急速に進んでおりまして、海外を中心にデータやデジタル技術を活用した新たなビジネスモデルが登場をしております。この変化に対応するために、社会全体のデータ連携、共有やクラウドサービス等の新たなデジタル技術の安全性評価を実施することが急務となつてきているわけでありまして。

本改正は、本年六月にIT本部が決定をされたデジタル時代の新たなIT政策大綱において、デジタル技術やデータの活用を前提とした企業のデジタル経営改革の実現による我が国企業の競争力の強化、今後、新たな産業やサービスの創出の前提となる、異なる事業者間や社会全体でのデータ

の連携、共有を容易にするために必要な共通の技術仕様であるアーキテクチャーの策定、官民におけるクラウドサービス等の新たな技術、サービスの活用を促進するために必要なセキュリティの確保等を講ずることが示され、それに対応したものであります。

これらの措置によって我が国全体のDXを更に加速をし、新たな技術やデータの活用をより強力に進めることで、ソサエティ五・〇を実現をし、我が国の持続的な成長を促進してまいりたいと思っております。

委員がおっしゃるように、遅過ぎるんじゃないかといふことを言われますけれども、ここですっかりと取り組んで、早いうちにその産業の基盤を整えていくという必要性が、DXレポートが出た後の現時点だと思っております。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

大臣おっしゃるように、DXレポートあるいはそれに準ずるさまざまな検討結果が出てからこの法案提出までの時間というのは、確かに、一年というのスピード感があると言おう方がいらつしやるのかもしれませんが、そこは私も率直に評価をしているところでありまして、例えて言うなら、徒競走でスタートが少しおくれってしまった状態からのスタートになっておりますので、ここからのレース運びであつたりといった部分については相当緊張感を持って取り組まなければいけないというふうに思っております。

経済同友会の発行している雑誌の中には、例えばこんな表現がございまして。世界のデータ管理は大半がクラウド化しているにもかかわらず、多くの日本企業はいまだに自前のサーバーを所有し、独自システムでデータを管理していると。汎用性の低いシステムを利用してきた結果、日本企業のセキュリティシステムは三世代前のレベルにとどまっているというふうなことも言われております。

本日に緊張感を持って、これから、今回議論いたします法案については実行していただきたいと

いうのを、まず冒頭申し上げたいと思います。

それでは、具体的な法案の中身についても二、三、確認をさせていただきます。

まず、デジタル経営改革の項目について、主に認定制度の導入に関して質問をさせていただきたいと思ひます。

産業の現場から私も少しヒアリングをさせていただいたところ、この認定制度をいかに効果的に運用できるかというのが重要な鍵だと感じている。ただ、誰がどのように認定をするのか、そこに認定内容の公平さ、公正さをどのように担保するのかという部分についてまず御答弁をいただきたいのと、加えて、具体的な観点として、レガシーシステムを既に有している歴史のある企業よりも、デジタルネイティブと呼ばれているスタートアップ企業の方が高評価を得る可能性というのがあるのではないかとというような懸念の声も出ておりますので、こういった部分を払拭していただけるような答弁をいただければありがたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○西山政府参考人 お答えを申し上げます。

今御質問のございましたまさにデジタル経営改革に当たって、私も申し上げております、仮称でございますけれどもデジタルガバナンス・コードあるいは法律上の指針の認定についての考え方、あるいは公平性をどのように確保するかということでございます。

まずは、指針の認定に当たりましてまず第一歩になりますのは、当然、指針そのものをどういうふうにつくるかということが非常に大事になってまいります。

この指針につきましては、我々がデジタルガバナンス・コードという言い方をしておりますのは、先ほどの参考人の御質疑でもあったかと思ひますけれども、それそのものではございませんけれども、今でございますとコーポレートガバナンス・コードというのがございますけれども、ある意味ではそれと似たような位置づけとしてつくりたいというふうに考えております。

それは、逆に申し上げますと、コーポレートガバナンス・コードと同様、デジタルガバナンス・コード、指針をつくるには、当然、現在の企業経営の実態、特にデジタルに関する経営の実態、あるいは経営者が自己評価をするときにどういった観点が重要だと思ふか、あるいは、特に、ずっと本日の御質疑にもございましたとおり、経営者があろう意味ではリスクをとった判断に踏み込むためにどういった要素が必要になるかということが非常に鍵になってまいります。そのことにつきましては、企業経営の第一線の方あるいは有識者の方といる議論を積み重ねて判断をしていきたい、策定をしていきたいというふうに考えております。

それから、認定のある意味での公平性というのでしうか、についての考え方でございますが、このデジタル経営改革に関する指針についての認定は、基本的には、いわゆる技術的負債、負の遺産の処理も含めて、その企業がデジタル的な経営の健全性をきちんと満たしているかどうかということが非常に大きな判断のポイントになります。その中でも、特に、そうした攻めや守りについて、経営的に、経営者がリードして改革を進める体制が整っているかどうかということが非常に大きな判断要素になってまいります。

したがって、その企業が例えばどういう業種で仕事をしているかとか、そのビジネスそのものがデジタル的に非常に新しい内容を含んでいるかというよりも、まさに個別の事業部門に今までは閉じこもっていたITシステムを全社大に拡大し、その企業の業種、事業内容に見合った攻めの改革をしているかどうかというのがポイントになってまいりますので、その企業が取り込んでいるビジネスの中身そのものの新規性とは独立した判断、あくまでも、先ほどコーポレートガバナンス・コードと申し上げましたけれども、経営としてのデジタル的な意味での健全性が攻め、守り両面できちんと満たされているかということを軸に判断をしたいというふうに考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。

やはり、事業者が事業を起した時期が、長い事業者もあれば最近起したばかりの事業者もいて、そういった環境の中で、DXを実践しやすい環境にあるかどうかというのは、それぞれ、さまざまなお立場があると思ひますので、そこはぜひ産業現場の立場に十分配慮した運営をしていただきたいと思ひます。

続いて、IPA、独立行政法人情報処理推進機構の機能強化をするということなので、ここに関して質問させていただきたいと思ひます。

アーキテクチャーを設計したり、あるいはサイバーセキュリティの安全性基準を検討するという部分が今回新たに追加されるということなので、すけれども、実は既に、金融や通信、電力、交通、食品などの各業界の中では、業界、同業者がサイバーセキュリティに関する情報共有、分析、連携を行うための組織というものに既に立ち上げていくということを知りました、ISACという通称らしいんですけれども。

民間が自立的に既に始めているサイバーセキュリティ対策等とか、こうした取組を阻害するようなものであつてはいけないと思ふんですが、このIPAの機能強化の際にどのような配慮をするおつもりか、そのあたりの考え方を聞かせいただきたいと思います。

○西山政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、今回、IPAの機能強化は、大きく分けますと二点、クラウドの安全性評価という観点とアーキテクチャーに係る部分がございまして、今先生御質問の点は主としてセキュリティに関するところでございしたので、そちらの、クラウドの安全性評価のことを中心にお答えをさせていただきます。

まず、私も、ついつい、ふだん、今先生御指摘の、ISACと呼んでいるんですけれども、分野別に、サイバーセキュリティの問題について、同業者の間で、さまざまな対策あるいは最新の脅威についての意見交換が行われている場が既に

にさまざまな活動しているのは承知しておりますし、私も経済産業省も広い意味で連携をして活動させていただいております。

そうした中で、今回の改正内容は、特に、クラウドを利用するのかもしれないかということに特化をした上で、特に政府機関が、クラウド・バイ・デフォルトと言っておりますけれども、そのクラウドの利用を原則とするということを決めたことを背景として行われているものでございます。

したがって、念のための確認でございますけれども、IPAの機能について改めて申し上げますと、クラウドの安全性評価基準そのものは政府で策定をいたしますけれども、実際にその評価基準に基づきまして各政府機関が調達をする際に、そのクラウドサービスが安全かどうかというのを監査する必要があると思ひますけれども、その監査機関が行います監査を、最終的には当然、これは政府機関の責任で、その監査が妥当なものかどうかというのを受け入れる必要がございますけれども、その監査結果の受入れに際して、政府機関の判断をサポートするものとして活動する予定にしております。

したがって、新しくIPAで行われますこのクラウドの安全性評価、あるいは政府の安全性評価基準をサポートする仕組みそのものは、先ほど例えば先生から御指摘のあった、電力などなど、各分野で行われておりますISACの活動を踏まえて、それと矛盾しない形で行われるものだというふうに認識しております。

また、念のために申し上げます、もう一つ追加することになっておりますアーキテクチャーの設計に関しましては、まさに、今のIPAの中にいる人材というよりも、むしろ民間の中で活躍しておられる方を糾合する、そうした風土をつくり上げることで、今実際に民間で行われている動きとまさに連動しながら、しかし、あくまでも中立的な立場で専門家に活動していただく、あるいは人材を育成するということを主軸にしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、サイバーセキュリティの方で御回答いただきましたけれども、もう一方、アーキテクチャーの方も、産業現場の企業側の立場からすれば、アーキテクチャーが共通化されるというイメージを今持っている方もいらっしゃると思います。アーキテクチャーが共通化されると、それだけビジネス上の競合他社との差別化要素が一つなくなってしまうということもありまして、ハードルが高いんじゃないかという声も聞かれています。こうした部分でどう対応していくのか。

更に加えれば、これから、やはりこういうビジネスがどんどんグローバル化していったときに、海外とのアーキテクチャーの共通化というものも意識しなければいけないんですけれども、そういったところに対する政府の御認識をお聞かせいただきたいと思います。

○西山政府参考人 お答えを申し上げます。

今委員から御質問のございました部分、私なりに言いかえますと、特に新しくシステムをつくる上で、いわゆる競争領域と非競争領域、あるいは独自領域と共通領域をどういうふうに分けるかという話になってまいります。

これも先ほど参考人の御質疑の中でもあったというふうに理解しておりますけれども、今提案されている多くのいわゆるシステム、あるいはシステム・オブ・システムズと言われておりますようなもの、例えば自動走行ですとかスマートホームですとかスマートシティというのは、単独の事業者で全てをカバーすることはどうしてもできない、複数の事業者が何らかの形で結合してトータルサービスが提供されるという形になってまいります。そうしますと、もちろんその程度問題はさまざまございますが、少なくとも、いわゆる共通領域が全くなし、完全に各社独自のやり方というのでは、どの仕組みも実現できないということではないかというふうに思います。

—そういう意味では、これもやや雑な言い方で恐

縮でございますが、日本企業はどちらかというと、これまで、どうしても基本的には独自領域を全ての会社が持ち、なかなか共通領域を持たないということが起こってきたのも、今、オープンイノベーションが課題になってきているということと同じことだと思えますけれども、事実であろうかと思えます。

そうした中で、もちろん全てを共通領域にすれば、それはもう競争する場がなくなる、独自性を発揮する場がなくなりますので、一体どの部分を共通化することが最も公平、フェアなのか、あるいは実効性が上がるのかというのを中立的な立場で誰かが判断をしませんと、その仕組みができないということになりますので、そうした役割を担うものとして、このIPAの、仮称でございますけれども、産業アーキテクチャ・デザインセンターというものを考えておることでございます。

また同時に、これも二点目に委員から御指摘がございましたとおり、今挙げましたどの仕組みも、自動走行であれスマートシティであれ、これは日本の独自の仕組みだけでは全く機能はしないと思います。

したがって、ここで申し上げているのは二つございまして、それをするにしても、グローバルに個別企業でなかなか案を提案しても、これはなかなかグローバルな議論の中に反映されませんので、日本として何らかの案を発信し、海外とさまざまな議論をしていく上の土台をつくるのがこのセンターの役割だというふうに考えておりますし、それを表現する上で、人材の上でもぜひ海外のさまざまな機関との交流を図って、活動してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

続きまして、情報処理安全確保支援士制度についてもお伺いしたいと思います。

この制度が始まったのが二〇一七年ということですが、まだそんなに月日がたっておりません。当

初、三年間ごとに講習を受けるという制度でスタートをしたのですが、今回、その最初の講習タイミングを迎える前に更新制の導入という提案がされているわけですが、一般論からすれば、ちよつと早いんじゃないかという印象を受けるわけですが、なぜ初めからやらずにこのタイミングになったのかという部分について少し経緯を御説明いただきたいのと、時間の関係でちよつと先回りしてしまっていますが、やはり日進月歩でこのサイバーセキュリティ技術というのは進歩をしておりますので、やはり定期的な講習、スキルアップというのが非常に大事になるんです。この講習内容をいかに高度化していくかというのが肝になると思いますが、そのあたり、対応していく方針についてお伺いをしたいと思います。

○西山政府参考人 お答えを申し上げます。

今御質問のございましたいわゆる支援士制度につきまして、まず、当初からなぜ同じ制度にしなかったかという御質問でございますが、それについては、おおむね二点、背景がございます。

一つは、実務上の点でございます。今御提案している今の現行法に基づくこの情報処理安全確保支援士制度も、基本的には講習の受講が義務づけられているんですが、その義務に違反した場合には、IPAの側が主体的に取り消すということをしないうと資格を取り消すことができないという制度になっておりました。

したがって、この制度をつくりました際にはそれで十分であるというふうに考えておりましたものが、なかなか、実務面で、それではうまくいかないのではないかということもございまして、今回は、原則として、三年間で講習を受けなければ登録が抹消される、そういう、ある意味ではわかりやすい更新制に変えたということでございます。

もう一つは、二点目の先生の御質問ともかわりますけれども、まさに知識が日進月歩でございますので、これは、今後も三年更新制とはしてお

りますけれども、講習そのものは三年に一回というやり方はしない予定にしております。既に着手をしておりますけれども、毎年少なくとも一回のオンライン講習による知識の、技能の確認をするということをした上で、三年に一回は更に、ある意味で集約的、グループでの研修、取組として、更新に当たっての講習を義務づけるということを用意しております。

以上でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

残り時間もわずかになってきましたので、最後、質問させていただきたいと思うんですが、やはり、これまでの本日の議論でもありましたように、制度自体をしつかりつくり込むことに加えて、いかに多くの企業にこの取組に参加してもらうかというのが非常に重要なんですけれども、企業の経営者の立場からすれば、生産性が上がるとか、世の中のビジネスにリアルタイムに対応しやすくなるとかというのも一つメリットなんです。それ以上に動機づけになるのは投資家の評価なんです。やはりこのDXの取組を推進することが投資家の評価につながるという部分が非常に重要だと思っておりますけれども、そのあたりをどう認識されているのか。

逆に、それを政府が盛り上げていかなければいけないと思うんですけれども。そうしないと経営者に振り向いてもらえませんから。その点を最後にお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○西山政府参考人 お答え申し上げます。

今委員から御質問ございましたとおり、この指針による認定を効果あらしめるためには、単に国が認定するのみならず、そのことについて、さまざまなステークホルダー、経営者は当然でございますけれども、経営者及びステークホルダーに関心を持っていたということが非常に重要だというふうに思っております。

そういう意味では、今回、このデジタルガバナンス・コード、指針というのを示させていただくのも、これを通じて、そういうこともございま

て、やや不正確なところはございますけれども、コーポレートガバナンス・コードと関係づけられているところがございますが、これを通じて、経営者自身が投資家を含めたステークホルダーにみずからのデジタル経営についての方針、考え方を説明し、それが投資家を含めたステークホルダーの評価につながるということを、そういう意味での好循環をぜひ実現したいというふうに考えております。

また、これは既にある制度でございますが、端的に、今ごいます制度として、経済産業省と東京証券取引所で攻めのIT経営銘柄というものをつくりまして、ある意味でIT経営についての市場の評価を促すような仕組みを持っておりまして、今御議論いただいておりますようなデジタルガバナンス・コード、この法律が成立しました時には、こうしたデジタルガバナンス・コードを通じて取組についても、こうした資本市場における評価に反映させることで、また、今御指摘のございましたような資本市場において、こういうものの認定を受ければ評価をされるような好循環を生み出したいというふうに考えております。

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

午前中に続いて質問します。

○堀山国務大臣 平成二十八年のサイバーセキュリティ基本法の一部改正によって、情報システムに対する国による監視等の対象範囲について、国の行政機関から、独立行政法人及びサイバーセキュリティ戦略本部が指定する特殊法人、認可法人に拡大されました。

これを受けて、IPAは、内閣サイバーセキュリティセンター、NISCの監督のもとで、独立行政法人等に対する不正な通信の横断的な監視等を行うなどの連携を行っているところであります。

○笠井委員 NISCが第一GSOCということの情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム、IPAが第二GSOCという形で、相互連携しながらサイバー上の監視活動を行っている。さらに、サイバーセキュリティ上の障害、事故等が発生した際の対応でも、NISCとIPAは一体として情報連携の結節点に位置づけられております。

内閣府に伺います。

二〇一八年のサイバーセキュリティ基本法改正を受けて内閣官房に設置されたサイバーセキュリティ協議会は、官民が参加する構成員に情報提供義務と秘守義務を課すことで、従来の枠を超えた情報共有、連携体制を構築することを目標にしております。

最も積極的に情報を持ち寄る第一類の構成員は、まだ確証を得るに至っていない専門的な分析内容を内々に持ち寄るとされておりますけれども、この第一類の構成員として参加している国の行政機関はどこですか。

○山内政府参考人 お答え申し上げます。

独立行政法人等を含む国の関係行政機関において、協議会の第一類構成員になっているものは、私も内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター及び独立行政法人情報処理推進機構、この二つでございます。

チャルで行えるもので、会議体ではありません。提供された情報をどのように扱うかを含めて、NISCが大きな権限を持つ情報収集、管理の仕組みであります。IPAは、そのNISCと専門的な分析内容を内々に持ち寄る関係となつて、サイバー上の監視活動、情報集約を担っている。

内閣府に引き続き伺いますが、二〇一八年の七月に閣議決定されたサイバーセキュリティ戦略では、同盟国、有志国との連携をどう位置づけているでしょうか、端的にお願いします。

○山内政府参考人 お答え申し上げます。

サイバー空間を取り巻くリスクが深刻化をする中で、サイバー攻撃に迅速的確に対応するため、同盟国それから有志国との連携が非常に重要であるというふうに感じておりまして、二国間それから多国間、共通した連携の強化というのを行っております。

我が国は、多様な主体が連携、協働してサイバーセキュリティの確保に取り組むことによつて、サイバー空間の安全を確保することを旨としておりまして、このような考え方を、例えば国連、それから多国間の協議の、国際場裏というふうに出ておりますが、こういうところで情報の発信をすること、それから、サイバー空間の発展を妨げるような国際ルールの変更を目指すような取組もあります。こういうものに対して、同盟国、有志国と連携をして対抗していくということをこの戦略の中でうたっております。

関係国との連携を深めるとともに、多国間の議論にも積極的に貢献してまいります。

○笠井委員 関係国ですが、同盟国、有志国との連携を重視されていて、サイバーセキュリティと日米同盟の安全保障を一体的に位置づけております。

ことし内閣府が発表したサイバーセキュリティ二〇一九の二〇一九年度年次計画では、米国のとの

連携について、インシデント情報の交換等を推進して、同盟国である米国とのサイバー空間に関する幅広い連携を強化するとされております。

米国とのインシデント情報の交換等、サイバー空間に関する幅広い連携に、IPAが収集した情報やサイバーセキュリティ協議会で共有した情報が含まれるのでしょうか、含まれるかどうか、端的に答えてください。

○山内政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどのサイバーセキュリティ協議会の中で、秘蔵を有する情報をまず得た場合に、情報の提供がIPAにIPA若しくはそのIPAの前に実際に情報を得た方がいらつしやるとすると、その方の許諾もなく、これは米国といえども出すことはできません。

ですので、まず、これは、その規定上でそういうことは許されませんので、私どもが特設、事務局としてそういう情報を自由に扱う若しくはIPAが扱うという構造にはなっておりません。

○笠井委員 昨年十二月四日、内閣委員会での堀山大臣が答弁しておりますけれども、協議会は、官民の多様な主体がお互いに情報を提供し合い、また必要に応じて海外の行政機関とも連携しつつ民間等を含め国内全体としてサイバー攻撃による被害の拡大を防ぐことを目的としている、連携すると言つて、具体的にやると言っているんです。

IPAが収集して内閣官房、NISCと共有した情報が米国政府にも共有されている。IPAは、米国のサイバーセキュリティ戦略、日米同盟に密接に関与しているということになります。

そこで、防衛省に伺います。

米国防総省が二〇一八年九月に発表した国家サイバー戦略は、サイバー攻撃の脅威としてロシア、中国、イラン、北朝鮮を名指しして、サイバー軍の能力構築の加速や同盟国との協力促進を掲げました。

これを受けて、ことし四月の日米安全保障協議委員会、2プラス2において、これが質問です。

質問主意書

託児所における補助金適用の範囲に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

令和元年五月二十八日

提出者 浅野 哲

衆議院議長 大島 理 森 殿

託児所における補助金適用の範囲に関する質問主意書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律では、企業主導型保育事業により最大五万人の保育の受け皿を整備している。その一方で、二〇一六年の制度創設以降、多額の助成金をあてにしたずさんな経営を行なう一部の事業者も出ており、短期間での閉鎖や事業から撤退する等の事例が確認されている。

他方、二〇一六年の補助金導入前から運営を行なっている企業内託児所の中には、堅実な経営を行ない、実績があるにもかかわらず、補助金の対象外となり、厳しい運営を迫られている事業所も存在する。

今後、持続的に待機児童解消に取り組んでいくためには、本制度の創設前から存在する一定以上の実績がある事業者についても補助金の対象とすべきと考える。

この件に関連し、以下質問する。

一 二〇一八年三月二十九日の参議院内閣委員会において、矢田わか子参議院議員から既設の事業所内保育所に対する支援の問いに対し、当時の松山国務大臣から「従来の事業所内保育施設は、雇用保険から運営費が出ているところと出ていないところもあるかと思っています。様々なケースがあるうかと思っていますので、先生の御指摘踏まえて検討させてもらいたいと思います。」と答弁されているが、約一年が経過した現在における政府の検討状況を問う。

右質問する。

内閣衆質一九八第一九四号

令和元年六月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森 殿

衆議院議員浅野哲君提出託児所における補助金適用の範囲に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内 閣

衆議院議員浅野哲君提出託児所における補助金適用の範囲に関する質問に対する答弁書

一について

待機児童の解消については、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一八」（平成三十年六月十五日閣議決定）において、「待機児童問題が最優先の課題である」としており、平成二十九年六月二日に公表した「子育て安心プラン」に基づき、令和二年度末までに約三十二万人分の保育の受皿を整備することとしている。その上で、企業主導型保育事業を実施する事業者等に対する当該事業の実施に要する費用の助成については、新たな保育の受皿を整備することを目的としていることから、御指摘の「事業所内保育施設」については、平成二十八年四月一日以降に新たに定員を増やす場合、同日以降に定員に余裕があるとしてそれを活用して新たに児童を受け入れる場合（それまでに設置事業主が雇用する労働者の監護する児童以外の児童の受入れを行っていない場合に限る。）等に限り、それらに要する費用を当該助成の対象としているところ、当該助成の目的、御指摘の「事業所内保育施設」には雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十六条第一項に規定する事業所内保育施設コース助成金による助成が行われている場合があること等を総合的に勘案すれば、現行よりも対象を拡大することには慎重な検討が必要であると考え

ている。

国民民主党
党所属調査会資料

国民民主党 エネルギー調査会

● 役員構成 ●

顧問 増子 輝彦
吉良 州司

会長 後藤 祐一

副会長 徳永 エリ
浜野 喜史
斉木 武志

事務局長 矢田 わか子

事務局次長 浅野 哲
源馬 謙太郎

国民民主党 税制調査会

● 役員構成 ●

顧問 前原 誠司

原口 一博

古川 元久

増子 輝彦

会長 古本 伸一郎

副会長 浜口 誠（筆頭）

渡辺 周

足立 信也

岡本 充功

奥野 総一郎

森本 真治

古賀 之士

事務局長 稲富 修二

事務局次長 青山 大人

浅野 哲

源馬 謙太郎

矢田 わか子

スタッフ名簿

浅野哲事務所 スタッフ名簿

2019.12.31現在

No.	役 職	氏 名	備 考
1	最高顧問	大畠章宏	
2	顧 問	菊地孝義	
3	事務所長	渡辺正幸	
4	事務局長	平塚宣行	
5	政策秘書	小澤 弘	
6	第一秘書	佐藤嘉洋	2019.1.31退任
7	第一秘書	大川一弘	2019.7.1就任
8	第二秘書	田中洋和	
9	秘 書	角田 孝	2019.7.31退職
10	秘 書	高山秀樹	
11	秘 書	徳田敏夫	
12	秘 書	助川忠光	
13	アドバイザー	鈴木和夫	2019.1.31退職
14	事務員	阿部夏樹	
15	事務員	齋藤遊亀	
16	事務員	北沢さとみ	
17	事務員	田澤恵子	2019.4.30退職
18	事務員	田沢美代子	2019.7.1入職

国会質疑全集 2

二〇一九年一月～二〇一九年十二月

発行 国民民主党

衆議院議員 浅野 哲 事務所

小澤 弘

齋藤 遊亀

〒一〇〇―八九八一

東京都千代田区永田町二二―一

衆議院第一議員会館 四〇六号室

TEL 〇三―三五〇八―七三三一

FAX 〇三―三五〇八―三三三一

